654
23

昭和十三年版 労働年鑑

昭和十三年版

勞働年鑑

財團法人協調會發行

654
23

序

戰時下の勞働年鑑昭和十三年版を江湖に送る。編輯方針は概ね前年のそれを踏襲し、昭和十二年に於ける日本並に海外諸國の勞働者・農民の狀態及び諸運動を、幾多の資料・素材によつて可及的忠實に分析叙說し、一望のもとに內外の動向を知悉し得るやうに試みた。

本年鑑に於て特に內容の改善補修された點は、我國に於ける「勞働者狀態並に勞働者の生活狀態」に就て特に項を設けて相當詳細に照會を行つたことと、昭和十二年に刊行された社會問題關係の諸文獻を追加採錄したことである。これによつて本年鑑の內容も稍〻充備され來たつたかの如く考へられる。

年鑑の編輯は專ら本會調査部これに當り、執筆起草は主として本會職員之に當りたるも、完成を期する上に於て厚生省勞務課長安積得也氏外十數氏の勞を煩はしたるものあり、玆に之を特記して感謝の意を表する次第である。

本年鑑の編輯のために多くの資料と種々なる便宜を與へられた官廳、公私團體、其他個人各位に對し、深厚なる感謝の意を表すると同時に、尙將來に於ける御援助と御叱正を冀望する次第である。

昭和十三年十一月

協調會

日本社會行政

目次

緒言……一
軍事援護事業……二
皇室と軍事援護事業……二
臨時軍事援護部の設置……三
軍事扶助……三
軍需勞務要員充足……五
出動又は應召者及其の家族の職業保障……七
傷兵保護……七
勞働行政……七
はしがき……七
團體勞働行政……七
勞働者保護行政……一〇
國際勞働……一四
社會保險行政……二一
はしがき……二五
健康保險事業……二五
國民健康保險法案……二九
其他の社會保險……三七
社會行政……三七
はしがき……三七
救護行政……三七
福利行政……四九
職業行政……五三
厚生省の新設確定……六四

産業勞働

戰時の體制……六六
豫算と公債……六六
金融と爲替……六六
入超と臨時措置……六八
資金の調整……六九
産業發展の特色……七〇

勞働人員と賃銀指數……七三
人的資源と工業動員……七五
農村の問題……七七

目

勞働者狀態……八〇

次

勞働者狀態……八〇
勞働人口一般……八〇
昭和十一年末における内地總人口……八〇
昭和五年における内地有業勞働人口……八〇
昭和五年における内地失業勞働人口……八一
現在の生産年齡人口……八一
現在一般勞働人口の推定……八三
最近における内地有業勞働人口の推定……八三
最近における有業勞働人口並びに失業勞働人口に關する實情……八六
産業別勞働人口……八七
産業別に見たる最近における勞働人口……九一
勞働統計について……九四
工場勞働者……九四
日本銀行指數に表はれたる工場勞働需要量……九四
昭和十二年十二月末における工場勞働者數……九五
昭和十二年十二月末における工場勞働者の地方分布……九七
職工五人未滿使用工場における勞働者數……九七
最近における工場勞働者の産業別分布……九七
工場勞働者の規模別分布……九八
交通・運輸・通信勞働者……一〇一
昭和十二年十二月末現在における交通・運輸・通信勞働者數……一〇一
昭和十二年十二月末に於ける交通・運輸・通信勞働者の地方分布……一〇一
昭和五年の國勢調査に表はれたる交通・運輸・通信勞働者の業態別分布……一〇一
昭和十一年十月十日における交通・運輸・通信勞働者の業態別分布……一〇二
鑛山勞働者……一〇二
昭和十二年十二月末における鑛山勞働者數……一〇二
昭和十二年十二月末における鑛山勞働者の地方分布……一〇三
昭和十年六月末における鑛山勞働者の業種別分布……一〇四
農業勞働者……一〇六
最近における農業勞働者數及び兼業農業勞働者數……一〇六
雇傭契約による農業勞働者及び兼業農業勞働者の分類……一〇七
農業勞働力構成上の農業勞働者の位置……一〇七
林業勞働者……一〇七
最近における林業勞働者並びに兼業林業勞働者數とその地方分布……一〇七
最近における林業勞働者の業態別分布……一〇九
水産勞働者……一〇九
昭和九年末における水産勞働者及び兼業水産勞働者數……一〇九
昭和十年末を現在とする水産勞働者の地方分布並びに業種別分布……一一〇
日傭勞働者……一一〇
昭和十二年十二月末における日傭勞働者數、その地方分布及びその業態分布……一一一
日傭勞働者としての半島人勞働者、昭和十二年六月を現在とするその人口……一一二
商業使用人……一一三
最近における物品販賣業及び理容業における使用人數……一一三
最近における商業使用人の地方分布、商店規模別分布及び業種別分布……一一三
家事使用人……一一四
昭和五年の國勢調査による家事使用人數……一一四
俸給勞務者……一一四
昭和五年の國勢調査による俸給勞務者の概數及び最近におけるその部分的な數……一一四
朝鮮における工場勞働者……一一四
昭和十年現在の朝鮮における五人以上使用民營工場の勞働者……一一四
臺灣における工場勞働者……一一五
昭和十年現在の臺灣における五人以上使用工場の勞働者……一一五
工場勞働事情……一一六
勞働條件……一一六
最近における勞働强行の一般的傾向に對する監督官廳の態度……一一六
種別分布……一一七
日傭勞働者……一一七
昭和十二年十二月末における日傭勞働者數、その地方分布及びその業態分布……一一七
日傭勞働者としての半島人勞働者、昭和十二年六月を現在とするその人口……一一九
商業使用人……一二三
最近における物品販賣業及び理容業における使用人數……一二三
最近における商業使用人の地方分布、商店規模別分布及び業種別分布……一二三
家事使用人……一二四
昭和五年の國勢調査による家事使用人數……一二四
俸給勞務者……一二四
昭和五年の國勢調査による俸給勞務者の概數及び最近におけるその部分的な數……一二四
朝鮮における工場勞働者……一二四
昭和十年現在の朝鮮における五人以上使用民營工場の勞働者……一二四
臺灣における工場勞働者……一二五
昭和十年現在の臺灣における五人以上使用工場の勞働者……一二五
工場勞働事情……一二六
勞働條件……一二六
最近における勞働强行の一般的傾向に對する監督官廳の態度……一二六
勞働時間制限に對する企業家側の態度……一二七
最近における勞働時間延長の一般的傾向……一二七
昭和十二年に於ける勞働賃銀の一般的動向……一二九
最近における工場勞働賃銀に現はれたる不均衡性……一三一
昭和十三年における工場勞働賃銀……一三三
勞働狀態……一三四
最近における勞働災害の狀況……一三四
最近における勞働者罹病の狀況……一三六
大阪における工場結核（昭和十一年度）……一三六
職業性疾患について……一三七
工場勞働における特殊問題……一三八
最近における勞働者保護法の緩和乃至撤廢の狀況……一三八
最近における保護職工數……一三九
昭和十一年を現在とする大阪市における保護職工數……一四〇
最近における東京市の年期工の狀態……一四〇
勞働者生活狀態……一四一
緒言……一四一
勞働者世帶の大きさ……一四三
勞働者生活の源泉としての收入……一四四
勤勞收入……一四四
勤勞外收入……一四五
物質的消費生活——實支出內譯……一四七
飲食物……一四八

次

住居……一四四
被服……一四七
其の他——文化・社會生活……一四九
勞働者金融……一五三
貯金……一五三
貸金……一五六
負債……一五八
掛買……一五八
勞働者の生計費指數……一五八
勞働者の健康狀態……一六一

無産政黨、勞働組合運動……一六四
無産政黨運動……一六四
緒言……一六四
政局の變動と無産政黨……一六五
第七十議會と無産政黨……一六七
總選擧と無産政黨……一六七
近衛内閣の成立と無産政黨……一六八
戰時下の第七十一、二臨時議會と無産政黨……一七八
事變の影響と無産政黨の動向……一八〇
人民戰線運動と日本無産黨の結社禁止……一八三
勞働組合運動……一八三

緒言……一八四
勞働組合運動の概勢……一八四
日本勞働組合會議とその系統……一八七
日本主義系勞働組合……一八八
合法左翼系勞働組合……一八九
物價騰貴と勞働組合運動……一九〇
支那事變の影響と勞働組合運動……一九二

勞働爭議……一九五
概說……一九五
爭議の一般的傾向……一九七
支那事變の勞働爭議に及ぼしたる影響……一九八
爭議の要求及び解決並に業態別に現はれた特徴……二〇〇
爭議の要求……二〇〇
爭議の解決……二〇三
爭議の業態別觀察……二〇四
勞働爭議と勞働組合……二〇八

國家主義運動……二一三
概說……二一三
愛國團體と總選擧戰……二一四
戰線統一の蹉跌と議會主義を繞る二潮流……二一七

愛國團體の變遷……二二〇
日本革新黨の誕生……二二〇
純正維新共同青年隊の結成とその解散……二二三
大日本青年黨の近狀と大日本産業勞働團の組織……二二四
愛國團體の主要運動……二二六
支那事變と愛國陣營……二二六
愛國團體の人民戰線打倒運動……二二八
結語……二二九

協同組合運動……二三一
産業組合擴充五ヶ年計畫の終了と第二次産業組合三ヶ年計畫の發足……二三一
勞働者の自治的消費組合……二三六
消費組合に準ずべき組織……二四五
關東消費組合聯盟の解散……二四八
農村に於ける協同組合……二五一

農村社會運動……二五六
緒言……二五六
小作爭議……二五七
はしがき……二五七
爭議件數より見たる動向……二五七
爭議内容上より見たる動向……二六一
爭議手段の傾向……二六六
農民組合運動……二六七
はしがき……二六七
計數的に見た小作組合の概勢……二六八
農民組合戰線の動向……二六九
主要農民運動……二七五
地主組合並に協調組合運動の動向……二八一

勞働者教育……二八五
勞働組合、無産政黨の教育……二八三
日本勞働會館による教育活動……二八四
社會大衆黨の教育活動……二八五
官廳及私團體の教育……二八六
文部省……二八六
勤勞者教育中央會……二九〇
各種の勞働者教育團體……二九一
工場鑛山の教育……二九五
寄宿工の教育……二九五
成人通勤工の教育……二九四
技術教育……二九五
産業部落の教育……二九六
新聞雜誌の刊行其の他……二九八

目次

海外

イギリス及イギリス領諸國……二九九
イギリス……二九九
一般情勢……二九九
勞働事情……三〇一
失業問題……三〇一
就業狀況……三〇三
賃金率……三〇五
生計費……三〇八
勞働時間……三〇九
勞働爭議……三一〇
爭議發生件數並びに參加人員……三一〇
一九三七年に於ける主要爭議……三一一
團體交涉制度……三一二
勞働組合……三一三
勞働組合の一般的傾向……三一三
勞働組合數並びに組合員數……三一四
組合組織不振の原因……三一五
イギリス勞働組合會議……三一五
イギリス勞働黨……三一七
皇帝退位問題とイギリス勞働黨……三一八
イギリス勞働黨の新綱領……三一八
イギリス勞働黨第三十七回年次大會……三一九
主要勞働立法……三二五
一九三七年の工場法……三二五
一九三七年の特殊地域(修正)法……三二六
一九三七年の兒童及青年(スコットランド)法……三二六
一九三七年の農業賃銀(規制)(スコットランド)法……三二七
一九三七年の炭坑(少年雇傭)法……三二七
一九三七年の地方官廳退職法……三二七
一九三七年の地方官廳退職(スコットランド)法……三二七
インド……三二八
一般情勢……三二八
産業勞働事情……三二八
勞働運動……三二九
ボンベイ州勞働會議……三三〇
英領インド全國勞働組合總同盟大會……三三一
カナダ……三三三
勞働事情……三三三
勞働賃銀と勞働時間……三三三
就業狀態と失業保險問題……三三四
勞働運動……三三六
勞働爭議……三三七
カナダ産業勞働會議……三三八
オーストラリア……三三九
一般情勢……三三九
勞働事情……三四〇
基礎賃銀の調整……三四〇
賃銀及勞働時間……三四一
就業狀況……三四一
勞働運動……三四一
産業爭議……三四一
勞働團體……三四一
アメリカ合衆國……三四四
一般情勢……三四四
勞働運動……三四五
ドイツ……三五二
緒言……三五二
新四ケ年計畫下の社會政策……三五三
產業勞働の一般的情勢……三五七
勞働配置……三六五
新四ケ年計畫下の勞働配置の法的基礎……三六五
勞働紹介から勞働配置への發展……三六六
勞働配置の主要諸部門……三六八
勞働配置と立地統制……三七九
社會保險……三七九
失業及び賃銀……三八三
オーストリアに對するドイツ社會政策……三八八
新制定の少年保護法……三九一
フランス……三九六
政治經濟情勢の概觀……三九六
勞働時間……三九九
四十時間週の實施……三九九
四十時間勞働週の實施と生產……四〇〇
四十時間週適用の緩和令……四〇一
勞働賃銀……四〇三
一般勞働賃銀……四〇三
特殊產業に於ける勞働賃銀……四〇四
賃銀と生計費……四〇六
失業……四〇七
失業者數……四〇七
失業救濟策の推移……四〇九
勞働爭議……四一〇

罷業數及び罷業參加人員數……四一〇
最近に於ける大爭議……四一一
勞働立法……四一二
ブルム内閣治下の勞働立法……四一二
ショータン内閣の「近代的勞働法令」……四一四
新調停仲裁手續法の内容……四一五
勞働組合……四一六
C・G・Tの發展……四一六
C・G・Tの二つの全國委員會……四一八
勞働者黨……四一九
政治的勢力の配置……四一九
社會黨・共產黨……四二〇

ソヴィエト聯邦……四二八

概　說……四二八
新憲法と肅清工作……四二八
新選擧法に基づく最高會議選擧……四三七
第二次五ヶ年計畫の成果と第三次五ヶ年計畫……四四二
第三次五ヶ年計畫について……四五三
勤勞階級の狀態……四五五

イタリア……四六四

緒　言……四六四
イタリア經濟の現段階……四六四
工業勞働の一般的情勢……四六七
現行勞働立法の特異性と其發展……四七〇
勞働憲章……四七一
職業團體法……四七二
工業に於ける四十時間週の採擇……四七四
機械・金屬工に關する團體協約案……四七八

中華民國……四七九

西安事變まで……四七九
三中全會……四八五
抗日救國綱領……四八六
中國赤軍……四九一
改編後の西北ソヴィエト區……四九四

國際……四九七

概　說……四九七
國際勞働機關……四九八
華府纖維工業會議……四九九
第二十三回國際勞働總會……五〇一
第二インターナショナル……五〇六

第三インターナショナル……五一二
その他のインターナショナル……五二一
第四インターナショナル……五二一
革命的社會主義統一國際事務局……五二四
勞働組合國際聯合……五二五
職業別產業別の勞働組合國際聯合……五三五
基督教勞働組合運動……五三八
その他の國際的會合……五三九

各國協同組合運動……五四一

緒　言……五四一
世界協同組合運動の樣相……五四一
世界消費組合運動の概勢……五四二
消費組合と農村協同組合との關係……五四三
イギリス……五四五
協同組合の小賣商業（消費組合）……五四七
協同卸賣組合……五四九
生產組合……五五一
協同保險組合……五五二
農業團體組合……五五二
ドイツ……五五三
舊オーストリア……五五五
フランス……五五五
小麥局法と協同組合……五五六
スウェーデン……五五七
ソヴィエト聯邦……五五九
概　說……五五九
消費組合……五五九
國際協同組合聯盟……五六一
消費組合……五六一
勞働者生產組合……五六三
國際生產組合聯盟……五六三
農事協同組合……五六四
雜　組　合……五六四
第十五回國際協同組合聯盟大會の成果……五六五
國際協同卸賣組合……五六六

附錄

日本各種團體一覽……五六七
主要勞働組合一覽……五六七
無產政黨其の他……五七四
勞農組合と政黨との支持關係……五七五
主要農民團體表……五七五
愛國（政治・思想・教化）團體一覽……五七七

社會問題關係法規……五八六

內外政治・經濟・勞働日誌……五九六
日本……五九六
海外……六二四

社會問題文獻……一

內外產業勞働統計要覽……五五
日本……五六
海外……八二

日

本

社會行政

緒言

振古未曾有の時局に直面しつゝも輝しき躍進的相貌の間に經過したる過ぐる一年は、我が社會行政にとつても亦實に空前の變革期であり、「大飛躍を遂げた年であつた。

國民生活の安定向上を主要政策の一とする、廣田内閣の後を承けて、第七十回帝國議會開會中の二月二日成立したる林内閣も亦社會政策の遂行に意を用ひ、同議會に於ては早くも母子保護法、軍事救護法中改正法律案、救護法中改正法律案、北海道舊土人保護法中改正法律案等幾多重要社會立法の成立を見た。

國内の對立相剋解消と社會正義の實現とを標榜して六月林内閣に代つて組閣せられたる近衛内閣は、其の革新的政策具現の一として成立後間もなく、國民體位の向上と國民福祉增進との爲各省に散在せる保健社會行政を綜合强化して一省を設置する方針を決定したが、端なくも七月七日北支の一角に突發したる蘆溝橋事件より進展したる支那事變の爲に一時見合せの餘儀なきに至り、軍事扶助、軍需勞務要員の充足等專ら當面の銃後對策に萬全が期せられ、之が爲に社會局に臨時軍事援護部の設置を見た。

其の後事變の進展に伴ひ軍事扶助は云ふに及ばず、傷病兵の保護、戰後に於ける復員の問題等銃後に於ける社會行政は益々擴充强化の必要に迫られた。斯くして夙に決定を見たる保健社會行政主管の獨立省設置も厚生省の名の下に戰時及び戰後社會政策の遂行てふ重大使命を帶びて昭和十三年初頭を期し愈々設置せらるゝの議が決し、樞密院の諮詢等萬般の準備も年内に完了して、豫定の通り明けて一月十一日共の誕生を見た。

右の如く今や我國の社會行政は全く戰時社會行政に移行し、而も之を契機として躍進の目覺しきものが感ぜられる。試みに本議會に提案せられ又は提案せられんとする社會立法に目を轉ずると左の如く幾多重要なる非常時的社會立法若くは之と直接關聯ある重要法案を見出すのである。

國家總動員法案
國民健康保險法案
帝國傷兵保護院法案
社會事業法案

職業紹介法改正法律案(職業紹介國營案)
商店法案

軍事援護事業

本日

皇室と軍事援護事業

皇室が常に民草の上に　大御心を垂れさせ給ひ、夙夜、御軫念遊ばさるゝことは尊くも亦畏き極みであつて、國民の齊しく恐懼感激する所である。

今次支那事變の勃發を見るや、　皇室に於かせられては或は戰場に活躍する將兵の上に、或は銃後に在つて山田守る老父母妻子の上に　大御心を注がせ給ふ事、洵に有難き極みである。特に十三年一月二十日地方長官會議に際しては、御内意を拜して、厚生大臣は同夜深更迄各地方長官より地方に於ける軍事救護事業の實情を聽取し、翌二十一日　天皇陛下に拜謁を賜り、長時間に亘つて委曲奏上し奉つたのである。斯くの如く　皇室に於かせられ、如何に銃後の後援に　御軫念遊ばされるかを拜するとき、國民は齊しく恐懼感激し、御仁慈に對し唯只感泣するの他ないのである。今玆に事變發生後に於ける　思召の一斑を拜記し奉れば次の如くである。

一、御祭粢料の御下賜

今次事變に際し護國の鬼と化したる戰歿勇士に對し　長くも　天皇　皇后　兩陛下の御名により御祭粢料として金一封宛御下賜あらせられたのである。

一、繃帶、義眼、義肢等の御下賜

長くも　皇后陛下には事變發生以來　御自ら繃帶を御卷き遊ばされ、又戰傷の將兵に對して義眼義肢等を御下賜あらせられたのである。

一、御内帑金の御下賜

九月二十一日長くも　皇后陛下より支那事變に際し出征及び應召の軍人遺族並に家族を扶助する目的を以て諸團體相協力して之が扶助の實を擧ぐる趣被聞召　思召を以て御内帑金金十萬圓御下賜あらせられたのである。

一、御菓子の御下賜

十一月三十日長くも　皇后陛下には今次支那事變に於て戰死又は殉職の陸海軍將校以下及び關東局並外務省警察官等に對し御菓子一折御下賜の　御沙汰あらせられたのである。

一、御歌を拜す

九月二十一日御内帑金御下賜と併せて出動將兵の家族等を慰め給ふいとも長き　御歌を下し給はり、次で十一月三十日再び戰歿勇士に對し御菓子御下賜の御沙汰と併せて英靈を慰弔あらせらるゝ有難き　御歌を拜し奉つたのである。

御下賜の御菓子並に　御歌に關し内務大臣は地方長官に訓令(昭和十二年九月二十一日内務省訓第六九八號及同十一月三十日内務省訓第八五六號)を發し御懿德の存する所を奉體して一層涵勵の誠を效し遺憾なきを期する樣訓諭せられたのである。

(以上厚生省臨時軍事援護部編「軍事援護事業概要」に依り護記)

臨時軍事援護部の設置

今次事變の進展に伴ひ軍事扶助法の施行を始め軍人援護事業に關する諸般の事務は非常に繁劇を加へ來つたが、一面之が敏速適正なる處理を期すると共に、更に積極的に傷痍軍人の保護其の他に關する對策を確立し必要なる施設の整備充實を圖ることは正に緊切の要務と云はなければならない。尚又軍需品製造に關する陸海軍作業廳及び民間工場に於ける勞務要員の充足に遺憾なきを期する爲勞務要員需給調整に關する事務の圓滑なる執行を圖る事も極めて緊要なる事である。

而して是等の事務に對し内務省の從來の機構では到底萬全を期する事が出來ない狀況であつたので、此の當面の急需に應する爲、勅令第六百二十四號を以て十月一日より社會局に臨時軍事援護部が置かれ、之に伴ひ社會局分課規程が改正せられ、臨時軍事援護部として軍事扶助課、傷兵保護課、勞務調整課の三課が設置せられた。尚之に伴ひ、十月三十日内務省訓第八〇〇號を以て軍事援護の實績を擧ぐるに萬遺算なきを期すべき旨の訓令が發せられた。

軍事扶助

軍事扶助法　本法は我國軍事援護事業の樞軸をなすものであつて、其の制定趣旨は兵役の大任に服する者をして、後顧の憂なく安んじて其の責務を完うせしめんとするにある。

明治三十七年日露の開戰を見るや、同年四月二日勅令第九十四號を以て「下士兵卒家族救助令」の公布を見たのが我國に於ける此の種法制の嚆矢である。然し此の下士兵卒家族救助令は其の第一條に示す如く「戰役ニ際シ召集セラレクル豫備役、後備役、補充兵役、國民兵役下士兵卒ノ家族ハ其ノ召集中」に限り救助されたのである。即ち戰時に際し召集せられたる下士兵卒の家族のみに適用されたものである。然るに其の後國民生活の上に異常な變動を見ることとなり經濟的苦難は漸く著しく、爲に服役軍人の遺族並に家族として生活困窮に陷る者少からざる事態を見るに至つたので、遂に大正六年七月軍事救護法が制定公布せられ、翌七年一月一日より實施せられたのである。而して其の後昭和六年一部の改正あり、つゞいて昭和十二年三月

(1)法律の名稱は之を軍事扶助法と改むること。

(2)適用範圍を左の如く擴張すること。

(イ)故意又は重大なる過失なくして在營中又は應召中に傷痍を受け若くは疾病に罹り一種以上の兵役を免除せられたる者及び其の家族、遺族をも扶助すること。

(ロ)下士官兵又は傷病兵に依り扶助を受くべき者にして同一の家に在らざるも同一の世帶に在る者(直系血族又は兄弟姉妹)は之を扶助すること。

(3)下士官兵の家族に對する扶助は下士官兵退營又は召集解除の日より二十日以内之を繼續し得ることとすること。

(4)現在は扶助を受くべき者は生活すること能はざる者に限れるも之を生活困難なる者をも扶助すること。

等の改正が行はれ軍事扶助の徹底が期せられた。其の改正は端なくも今次事變に於て、直ちに有效に作用し軍事扶助の完璧を期する上に效果顯著なるものがあつたのである。而して昭和十二年四月より同十二月末迄に於ける狀況は扶助戶數約三十萬戶扶助人員約百九萬五千人、扶助金額約一千六百九十四萬五千圓である。是等扶助に要する國費豫算としては規定經費三、八四六、三三九圓に去る第七十二回帝國議會に於て一五、〇〇〇、〇〇〇圓の追加が行はれ、又十二月に於て五、〇〇〇、〇〇〇圓の豫備金支出が行はれたが、扶助人員の增加に依り之を以てしても尙不足を告ぐる見込に付今次第七十三帝國議會に於て實に一五、二〇〇、〇〇〇圓の追加が行はれ其の額合計三九、〇四六、三三九圓に上る。尙明年度經費としては既定經費四、一九四、〇二五圓の外差當り四〇、〇〇〇、〇〇〇圓の追加豫算を計上し目下提案中である。

參考の爲法施行以來累年の施行狀況を揭ぐれば左の通りである。

軍事扶助法施行狀況調

累年比較調

年度	戶數	人員	金額
大正六年度	二、一八戶	七、八一二人	二、一二六円
同七年度	二、三三五	七、八一二	二、一二六
同八年度	三〇、七五一	九八、〇三三	二四、三七六
同九年度	三〇、〇九四	九八、九〇五	二四、三〇二
同十年度	三一、九九六	一〇五、七七二	二六、〇九八
同十一年度	三三、六二一	一二一、三三三	二八、八七四
同十五年度	三四、四七三	一二七、九四三	二九、八八八
昭和元年度	三三、三三五	一二五、一三五	二九、一二四
同六年度	二一、九八一	八三、六三五	一九、三三四
同七年度	二、五六四	九、三三五	二、一三四
同八年度	二、三三五	八、三三五	一、九三四
同九年度	二、一五四	七、九三五	一、八三四
同十年度	一、九八一	七、一三四	一、六三四
同十一年度	一、八三四	六、八三五	一、五三四

備考　大正六年度は三箇月分なり

法に依らざる援護事業　軍事扶助法は民法の趣旨に則り、未だ戶籍に入つて居ない妻子、又は伯叔父母、甥、姪等は扶助し得ない爲是等の者が生活困難に陷つた場合、又は軍事扶助法には該當するに至らないが幾分扶助を要する者等は專ら民間軍事扶助團體に依つて援護事業が行はれてゐる。其の團體の主なるものは、帝國軍人後援會、大日本軍人援護會、財團法人義濟會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、帝國在鄉軍人會、日本赤十字社、恩賜財團濟生會、財團法人啓成社其の他地方に於ける關係團體であつて、其の援護內容は生活扶助、醫療及び助產、生業助成、資金融通其の他廣範圍に亘つて居る。是等の團體は援護の重複、遺漏なきを期する爲相互に連絡統制に關する協定をなし、昭和九年二月以來中央に軍事扶助中央委員會、地方に軍事扶助地方委員會を設置し、各加盟團體は每年度事業計畫を作り

銃後々援に萬全を期して活動してゐる。

民間軍事援護團體の資金として、玆に揭げることは餘りにも畏い極みであるが前に述べた如く、今次事變に際し、畏くも皇后陛下より思召を以て金十萬圓下賜あらせられた。事業資金として重要なる各府縣の軍人援護資金は、之より生ずる收入を以て軍事扶助法の及ばざる部分の援護を行つて來たもので、其の總額は十二年度當初に於て約二百六十萬圓であつた。而して此の資金は元本の支出を許さず、唯特に已むを得ざる場合に限り厚生大臣に稟請して支出し得る事になつてゐるが、今次事變に際しては特例が認められ、稟請を要せずしてこの元本の二分の一迄の支出が認められた。軍事援護事業助成費は去る第七十二議會に於て昭和十二年追加豫算として百萬圓の經費が成立したが、昭和十三年度に於ては益々軍事援護事業の擴充を圖る必要があるので、一擧一千萬圓に增額し今次議會に提出中である。

民間に於ける軍事援護團體は、何れも相當の資產を有ち年々相當の成績を擧げてゐる。昭和十二年度當初豫算を見ると、援護見込戶數三萬四千餘戶、人員七萬四千五百餘人、援護費七十六萬五千餘圓（他に資金融通額九萬四千圓）を計上してゐるが、事變勃發以來各團體は急速事業計畫を擴大し、事變による扶助資金の增大をも企圖して援護の萬全を期してゐる。

今次事變に因る軍事援護事業資金に對する民間篤志家の寄附金は陸海軍、道府縣、市町村、新聞社其の他各種團體に對し、驚くべき熱意を以て爲されてゐるが、內務省（厚生省新設と共に同省）にも事變發生以來續々として各寄附金が寄せられ既に百二萬五百五十六圓餘（昭和十三年一月七日現在）の巨額に達してゐる。當局に於てはこの寄附金に陸海軍省關係の恤兵金の一部を加へ十二年八月十七日第一回分として五十萬圓、第二回分として同十二月十三日同樣五十萬圓を各道府縣へ配布した。

更に地方に於ては、事變發生以來各種援護團體に於て援護事業資金の募集計畫を樹立し非常なる努力を盡してゐるのであるが、その募集計畫による總額は約二千百萬圓であつて、十二年十月初めに於て既に一千萬圓餘を受け納れて居る狀態である。

軍需勞務要員充足

今次事變に伴つて生ずる短期軍需勞務要員其の他陸海軍作業廳、民間軍需工場に於ける軍需勞務要員の充足に就ては、職業紹介機關に於て積極的に之が斡旋に當る方針が立てられ、事變直後七月十六日電報又は書面を以て關係府縣に其の取扱方法を指示し應急の措置が講ぜられた。其の後軍需勞務の全國的統制の要あるを認め、內務・陸軍・海軍三省協議の上軍需要員充足に關する取扱要領を定め七月三十一日各地方長官に通牒を發し、東京・京都・大阪・神奈川・愛知・廣島・福岡・長崎の各府縣に於ては、軍需勞務斡旋部を、他の縣に於ては軍事勞務係を設置し、鋭意之が迅速且適切なる充足に努めたが、更に軍需工業動員法の一部實施其の他時局の推移に鑑み、內務・陸軍・海軍三省協議

の上取扱要領を改訂して、内務省に於ては大阪・愛知・廣島・福岡に地方係官並に補助員を派遣し、陸・海軍省に於ては各其の募集機關を整備し又陸軍・海軍・民間各軍需要員の種別に依り募集區域を定めて其の要員の適確なる充足を圖ること、し十月六日より之を實施に移した。今其の取扱要領を述べれば次の通りである。

(1)軍需勞務要員の充足機關。特別の事由あるものを除く外凡て内務省の職業紹介機關が充足の任に當るもので、道府縣は職業紹介所其他關係團體と緊密なる連絡の下に之を督勵し、一般に軍需勞務要員應募の重大意義を認識せしめ、勤勞報國の精神を喚起して要員充足に關し遺憾なきを期する。

即ち以上の趣旨は軍需勞務の取扱につき全國的に統制を行ふこと其の實行機關としては公益職業紹介機關が之に當ることの二點にある。此の爲に漸々大量充足に效果を收め、本事業は我國公益職業紹介事業創始以來の劃期的のものであると云つても過言ではない。

(2)勞務要員募集の調整。軍需勞務要員は其の需要の性質上最も迅速に而も適確に之を充足する必要があるので、募集地域の設定（民間の分左表）に依つて之が地域的の調整を圖つた。

民間軍需工場募集地域區分表

（内務時報第二卷第十一號所載）

區別	地方別	需要工場所在地	募集地域
第一	關東地方	募集地域内所在の工場	東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、福島、宮城、岩手、秋田、山形、青森、新潟（十四府縣）
第二	中部地方	同	愛知、靜岡、長野、山梨、岐阜、三重（六縣）
第三	近畿地方	同	大阪、兵庫、京都、奈良、鳥取、和歌山、滋賀、福井、石川、富山、德島、高知（十二府縣）
第四	中國地方	同	廣島、岡山、島根、香川、愛媛、山口（六縣）
第五	九州地方	同	福岡、長崎、熊本、鹿兒島、佐賀、大分、宮崎、沖繩（八縣）
第六	北海道	同	道内

尙軍需勞務の調整と充足の迅速なる取扱を期する爲左記の通り社會局關係官を臨時駐在せしめ現地に於て陸海軍係官と協議の上關係府縣を指導督勵せしめた。

區別	駐在地
第一區	愛知縣廳
第二區	大阪府廳
第三區	廣島縣廳
第四區	福岡縣廳
第五區	東京都廳

（註）第一區駐在官を置かず内務省社會局に於て直接統制に當る

(3)充足方法。陸海軍作業廳の軍需勞務要員の募集は若干の例外を除き内務省社會局又は内務省地方係官に於て之を受け、關係道府縣に割當を行ひ、夫々の手續を經て充足する。又軍需工場に於ける勞務者の募集については道府縣又は地元の職業紹介所を經て道府縣廳に之が申込をなし、地元道府縣廳に於ては社會局又は内務省地方係官の指揮を受けて關係道府縣に於て之を聯絡して充足する。

(4)職工爭奪防止。軍需勞務要員取扱に關聯して職工爭奪防止に關し十月十二日附社會局長官通牒が發せられ各道府縣をして應急措置が講ぜられた。

出動又は應召者及其の家族の職業保障

兵役義務者をして後顧の憂なく義務に服し得る樣、退營後の職業の保障の爲には既に昭和六年十一月入營者職業保障法が制定せられてゐる。之に依れば何人と雖も被傭者を求め又は求職者の採否を決定する場合に入營を命ぜられたる者又は入營を命ぜらるゝことあるべき者に對し之が爲不利益なる取扱をなすことは出來ぬ。又特に常時五十人以上の被傭者を使用する雇傭主は一定の事由なき限り被傭者の退營後必ず再雇傭すべき義務があるのである。五十人以下の被傭者を使用する雇傭主に對しては法の適用はないが此の趣旨に準じて懇切なる取扱を爲すべきことを期待するものである。今次の事變に於ては事業主は應召者の職業保障に就いて斯かる法を俟つまでもなく寧ろ積極的に協力し或は現職休職の儘應召せしめ、全額又は相當の給料を支拂ひ、一時解雇の擧に出づるも之に手當を支給する等、種々出來得る限りの方途を講じ銃後の後援に努めつゝある事例の多きは寔に喜ばしき次第である。

又出動又は應召せる軍人の家族をして其の生活を維持せしめ銃後の後援を全うすることも亦極めて緊要なるに鑑み、七月二十八日地方長官に通牒して職業紹介機關をして應召者關係家族の就職斡旋に付特別の考慮を拂はしむることゝし、八月四日更に地方長官に通牒して關係家族遺族に對しては家族の狀況に應じ、授産、授職の普及徹底を圖り生計の維持に關する方策が講ぜられた。

府縣に於ては適宜職業相談を行ひ、就職を必要とする者に對しては優先的に之が機會を與へしめ、或は授産授職の施設を講ぜしむる等各職業紹介關係機關を促して其の保護に關し遺憾なきを期しつゝある次第である。

傷兵保護

今次事變の推移に伴ひ多數の傷痍軍人を生じ之に對する保護對策の樹立は眞に重大にして又焦眉の急務である。而して戰死者遺族の保護對策も之と關係して忽緒に附すべからざる重大問題であるが、是等に關する對策は昭和十二年内に於ては未だ具體策實現に至らず主として昭和十三年以降に於て其の對策が展開せられつゝある實狀に付軍事援護事業として極めて緊要の事業であるが玆には一應省略して置かう。

勞働行政

はしがき

昭和十二年の勞働界は事變勃發を中心とする前後の兩半期によつて全く異つた態樣を呈した。即ち前半期は物價騰貴に伴ふ勞働者側の賃銀値上等の積極的運動の展開であり、後半期は事

變の勃發擴大化に伴ふ戰時體制下に於ける特殊な消極的運動態様である。

物價騰貴の狀況を見るに、即ち國防費を中心とする十二年度豫算の飛躍的膨脹、郵便料金の引上げ、煙草の値上げ、其の他增稅案の確定はこの物價の漸騰を大幅の急騰に轉ぜしめた。即ち卸賣物價は十一年三月に比し、十二年三月には僅か一年間に約三割の大幅の騰貴を示し、小賣物價亦十二年三月には十一年最低の七月に比すれば僅か九箇月に八分近くの昂騰を示したにも不拘、定額賃銀は逆に低下の傾向を辿りたゝ勞働時間の延長に基く實收賃銀の微騰を見たるに過ぎなかつた。右の如き物價騰貴に伴ふ勞働者の生活窮迫化に伴ひ勞働組合は固より一般勞働者側から賃銀値上運動が活潑に展開された。斯くて勞働爭議は燎原の火の如き勢を以て激發し、十二年上半期に於ける件數は一、五二二件、參加人員は一八五、九九二人に達する未曾有の數字を示した。即ち十一年同期に比し件數に於て六二%の增加（自七年至十一年五箇年平均に比し七六%の增加）、參加人員に於ては實に四倍强（五箇年平均に對しても四倍强）の激增を示した。而して勞働組合側は大體二、三割の賃銀値上の目標の下に要求運動を起し五分乃至一割五分程度の增額にて落付いた樣である。然るに支那事變勃發以後漸次減少して後半期は件數六八一件、參加人員二五、五七七人と云ふ僅少なる數字を示し、件數人員共に十一年の大體半數程度であつて亦後半期に於ける最近の新記錄を示した。

次に勞働組合の狀況に付て見るに十二年六月末に於て組合數九〇二、其の員數四一四、三六五人であつて、之を同期に於ける勞働者數六百六十萬八千餘人に對する組織比率は六・六%である。勞働組合の組織率は昭和五年頃迄は每年二、三萬人の增加を示してゐたのであるが、最近は漸次其の增加率を遲減し十二年の如き六月末に於て十一年末に比して組合數に於て七一、員數に於て六千人からの減少をさへ示してゐる。特に前半期は物價騰貴に伴ふ賃上鬪爭が行はれ組合組織の好機會をなすに非ずやと思はれたに不拘却つて其の反對の現象を示したのは、最近の組合組織運動の困難を物語るものであるが、之は更に後半期の戰時體制下に於ける組織運動の困難を豫想せしむると共に十二年末の日本無產黨、全評等合法左翼派の結社禁止等の影響の尠なからざるべきことが豫想せられる。

右の組織勞働者四十一萬餘を組合の系統別に見ると社會大衆黨を支持する所謂勞働組合主義の日本勞働組合會議系のものは二十二、三萬人餘にして組織勞働者總數の半數以上を占め、日本主義の勞働組合は愛國勞働組合全國懇話會を中心に五萬位の勢力を有し、合法左翼と稱せらるゝ日本無產黨支持派の全評一派の組合は數的には右兩者に比して著しく劣つてゐた。

昭和十二年中に於ける是等三派の運動狀況を概觀しよう。

（イ）組合會議派の運動は先づ前半期に於ては物價騰貴による賃銀値

上運動が全期を通じて「平和的にして而も積極的なる態度」を方針として全國的に行はれ又社會大衆黨とも提携して勞働組合法、小作法、國立民衆銀行法を內容とする三大立法獲得、大衆增稅反對大會が行はれ又國際勞働總會代表の選出、同總會に對する運動並に之と關聯を有するアジア勞働會議はインドセイロン等の代表を集めて日本に初めての國際的勞働會議が開催せらるゝ等比較的に活潑な運動が展開されたが一面「メーデー」は時局に鑑み自發的に中止した。然し乍ら後半期に於ては日支事變の進展と共に擧國一致の線に沿うて國是に協力するの方針を明瞭にして、國民精神總動員運動への參加、同盟罷業等の爭議手段の自發的絕滅を宣言し、又自ら愛國預金及出征遺家族の慰問救援等銃後運動に全力を傾け、一面、國外の勞働組合の日本品ボイコット等に對し組合會議として鈴木文治氏等を米國其の他に派遣し外國の日本に對する誤れる認識乃至行動の是正運動に努めた。

此外勞働立法に對しては勞働組合法、勞働協約法の制定を初め船員法、勞働爭議調停法の改正、最低賃銀法、勞働時間制限法、或は商店法の制定、職業紹介事業の國營化の要求運動等を行ひ又近年產業及勞働の統制に關する建議を熱心に行つてゐるが、之は產業及勞働の統制を主張し其の爲に勞働組合法、勞働協約法を制定し又勞働爭議調停法の改正を行ひ以て勞働組合をして產業に協力せしむることが必要であり、其の機關として產業協力委員會の設置を要求しつゝあるもので注目に價する運動である。

（ロ）日本主義の勞働組合は愛國勞働組合全國懇話會を中心として運動を行つてゐるが、其の主なるものは上半期に於ける賃上鬪爭に對しては稍〻自重的態度を以て臨んだが、其の日本主義的信念の下にメーデー排擊並に日本勞働祭の擧行、電力國營案の實現運動等を熱心に行ひ、又後半戰時體制下に移るや進んで逸早く擧國一致の線に沿ひ政府の態度を支持聲援すると共に自ら熱心に銃後運動に邁進してゐる。特に銃後に於ける思想對策の必要を說き勞働者の思想統一機關の設置を要求する等の事があつたが、一面反國家主義的な共產主義、社會民主主義等の人民戰線派の排擊運動を行ひ、之に關聯して社會大衆黨、日本無產黨の撲滅運動並に防共協定の强化運動等を熱心に行つた。又第二インターナショナル系の國際勞働組合聯合が支那事變に關し日本を誹謗する決議を行つた事に關聯して國際勞働會議脫退運動を展開しつゝある。

（ハ）合法左翼の組合は加藤勘十氏の率ゆる日本勞働組合全國評議會を初め日本無產黨支持の組合で、之等は上半期に於て積極的に賃銀値上運動を行ひ幾多の爭議の指導を行ひ又團結權獲得運動等を行つたのであるが、事變勃發後は其の反ファッショ・人民戰線派的な左翼的行動は全く封ぜられ、此の系統に屬する有力組合たりし日本交通勞働總聯盟特に其の中心勢力を爲す東京交通勞働組合の如きも階級鬪爭主義より三反主義並に產業協力主義への右翼への轉向を行つた。

左翼組合として取殘された全國評議會は其の支持する日本無產黨と共に十二月二十二日遂に治安維持法に依り結社を禁止された。勞働組合の結社禁止は昭和三年「全協」の禁止以來の事であり、十二年の勞働行政上の重大事項たるを失はぬ。

次に勞働組合、農民組合其の他勤勞階級を主なる支持者とす

る無産政黨に付て見れば、左翼の傳統を繼承し全評等と共に反ファッショ人民戰線運動の推進力として行動して來た日本無産黨は十二月結社禁止を命ぜられて姿を消し、日本主義組合の支持を得て昭和十二年七月十八日結成された日本革新黨は現在四名の代議士を擁し愛國主義諸團體と提携して運動を展開し、社會大衆黨は十二年四月三十日の總選擧に於て九二萬票からの得票を得て從來の十七名より三十七名の代議士を獲得し、第三黨たる地位を確保した。併し乍ら時局の波は遂に本黨の綱領改正の餘儀なきに至らしめ、現下の擧國一致の線に沿ひ乍ら勞働者農民等勤勞階級の利益を代表して日本勞働組合會議等と緊密に聯携しつゝ行動してゐる。

以上の如く前半物價騰貴に惱まされた勞働界は後半愈々戰時體制下に入り、勞働組合、無産政黨等何れも擧國一致體制の線に沿うて一大轉換を示した。一方時局を反映して日本無産黨全評の結社禁止等も行はれると共に勞働行政に於ても新しき指導方針への胎動を示した。勞働者保護行政に於ては久しく論議された船員法の改正が行はれて海上勞働者保護に一步を進め、陸上關係に於ては戰時下に於ける軍需品工場勞働時間其の他の指導方針が示されて成年男工勞働時間に關する初めての規律が國家の方針として示されたことは特筆すべく又此間商店法が漸次實現への方向を辿り愈々今期議會へ提案さるゝに至つた。

團體勞働行政

團體勞働行政は勞働者の團結權、勞働協約等を內容とする勞働組合の問題、勞働紛爭處理問題並に更に進んで事業主と勞働者との關係を如何に調整するか等に別つことが出來よう。更に之を具體的にすれば勞働組合、勞働協約、勞働爭議の調停、勞資關係の調整の一方策としての工場委員會議は產業協力委員會等に對して如何なる態度を以て臨み又如何に處理しつゝあるか等であるが、以下其の主要なる問題に付いて昭和十二年に於ける概觀を行つて見よう。

勞働組合に對する國家の態度は所謂自由放任主義とも云ふべきであつて、之は勞働組合は資本主義機構の內に於ける勞働者が自己の利益の擁護伸張の爲に執れる自衞的手段であつて、現經濟機構を現存の儘放任する以上勞働組合のみ斷行すべきでないと云ふ意味に解される。而して政府が勞働組合を事實上認めてゐることは大正九年以降國際勞働總會に送る勞働代表選定に當り勞働組合より代表者を推薦せしめ、之を指名派遣すると云ふ態度を執つてゐること、其他より推して分明するところであるし、更に政府は之を法認せんとして大正十五年、昭和二年、昭和六年の三度に亙つて組合法を議會に提出したが、之は通過を見るに至らなかつた。而して政府は現在に於ても勞働組合を事實上の存在として之を認め、時に其の協力を求めると云ふこともあつたが、原則として其の經濟的團體としての穩健なる活動に對しては何等彈壓擊肘を加へず又特に之を助長すると云ふ

態度でもなかつたのである。

十一年九月、陸軍當局は其の所管する工廠從業員の組合加入を禁じ、其の所屬する組合官業勞働總同盟よりの脫退を勸告した。之に對し一般勞働行政官廳たる社會局當局は之を陸軍の特殊事情に基く已むを得ざる措置と見、一般に對する方針としては何等變更を加へる必要なしとして從來の方針を持續してゐる。併し乍ら右の陸軍の方針は一般軍需品工場にも及ぶのではないかとの懸念もあり、又事業主中には陸軍當局の處置に倣つて組合否認の風も見えたので、勞働組合は組合法制定の必要を痛感したるもの〻如く十一年に引續き十二年に於ても勞働組合法制定の運動が團結權獲得鬪爭等の名の下に大衆運動並に議會鬪爭として熾に行はれた。

昭和十二年の第七十議會に對しては加藤勘十氏の紹介により二、四二四名を署名請願人とする「勞働組合法制定に關する請願書」が提出され、鈴木文治、塚本重藏の兩代議士は安部磯雄外二七代議士の贊成を得て「勞働組合法」を提出した。其の理由書に曰く

「我國現在の勞働組合は既に二十餘年の歷史を持ち勞働者の團結權は事實上に認められたる所なるも之を法律に依て確認するは勞働階級の生活安定の爲絕對に必要なり殊に最近軍需繁忙に伴ひ勞働强化の弊害頻出し勞働災害激增し爲に勞資の紛爭漸く激化の傾向を示しつゝあり而も此の傾向は物價騰貴に因て更に促進せられむとするに鑑み緊急に本法制定の要ありと信ず」

と。又官業勞働總同盟主事たる川村保太郎氏は社會大衆黨並國民同盟等の代議士三七名の贊成を得て次の如き官營事業從業員の結社權尊重の建議を行つた。

官營事業從業員の結社權尊重に關する建議

陸軍は帝國憲法に保障せられたる言論、集會の自由を尊重し軍民をして渾然協力せしむる爲に官業勞働組合に對して發したる禁壓命令を取消されむことを望む

理　由(抜)

「想フニ勞働組合ノ使命ハ單ニ勞働條件ノ維持改善ヲ圖ルコトノミニアルニ非ズ勞働者ノ文化的精神的向上ヲモ其ノ重要ナル使命トスルハ言フヲ俟タザル所ナリ特ニ近年所謂統制經濟ノ進展ニ伴ヒ其ノ下ニ於ケル勞働統制ノ分擔者トシテ勞働組合ノ使命ハ重且大ヲ加ヘツヽアリ」

更に第七十一議會に於ても社大黨側より「勞働組合法」案が提出せられ、龜井貫一郎、西尾末廣氏等より經濟團體且文化團體として國家產業の發展に協力する團體としての勞働組合の法認を要求した。

右に對する政府の方針を見ると先づ陸軍の組合解散に對して「陸軍としては內部の秩序肅正の根本方針と軍の特異性に基き解散した」もので之を取消す意思なく又民間軍需工場に於ける勞働組合に對しては部內と同樣の指導を及ぼす意思なき旨が述

べられ、又時の潮内務大臣は勞働者は從來のやうに唯一個人一階級の利害に捉はれず產業全體の爲め其の職務に盡すべきであるが、勞働組合に對しては何等變りなく又組合法制定に關しては時勢の變遷に順應して考究の要ある旨が述べられた。當時物價が騰勢にあつた頃であり、高物價に對する賃銀値上要求に對する取扱方に關し賃銀の問題は政府が濫りに干渉すべきではない。唯勞働紛議に對しては調停官吏等の活動により成るべく紛議の起らぬ樣にしたいと述べられ、第七十二議會に於て時の馬場內務大臣は西尾氏等の質問に對し「產業協力主義で行かうとする勞働組合法の制定に對しては大體に於て贊意を表する」意味の答辯が行はれた。

次に十二年後半期の戰時體制下に於ける勞働組合問題を見るに曩に記したやうに日本主義の組合は固より社會民主主義的組合と呼ばれた日本勞働組合會議系の組合も事變の進展擴大と共に積極的に政府の方針を支持協力する態度を執り、最も有力なる組合たる全日本勞働總同盟は大會に於て「刻下の急務に應ずべき大乘的なる勞働運動の基準」として次の如く述べてゐる。

一、我等は今次事變中の勞資紛爭を擧げて平和と道義の手段に訴へて解決し、進んで全產業に亘り同盟罷業の絕滅を期す

二、我等は銃後生產力の增進と產業平和を確保する爲に、官民共同による非常時產業協力委員會の卽時設置を期す

三、我等は現下及び將來を貫く勞働國策として、勞働者團結權の法認並に產業及勞働の統制の卽時實現を期す

と、卽ち未曾有の大事變下に於ける勞働組合の態度は合法左翼と稱せらるゝ日本勞働組合全國評議會一派を除き擧國一致の線に沿ひ自ら同盟罷業の絕滅を宣し或は勞働運動の一時的中止を聲明し銃後運動に努力しつゝある有樣で、勞資の自肅自戒の故に勞資紛爭の如きも著減を示しつゝあり、政府としても事變對策として勞働爭議調停法の改正强化等の方策を執らず單に協力懇談の機會を多からしめ勞資の紛爭摩擦を未然に防止する程度の行政的方策が講じられたやうである。

唯此處に特筆すべきは十二月十五日全國に亘つて所謂「勞農」派約四百名が一齊に治安維持法違反容疑の下に檢擧され、越えて二十二日には日本無產黨と共に其の支持關係に在つた。日本勞働組合全國評議會は遂に結社禁止を命ぜられた。禁止の理由につき當局は

「本年七月支那事變勃發するや、コミンテルンはアメリカ共產黨發行の印刷物を通じて我國の左翼分子に對して平和外交の樹立、出征兵士の遺家族救援、出征兵士の解雇反對及び賃銀全額支給の運動、出征農民家族の小作料減免、出征兵士のある家族の借金支拂延期及び稅金免除、戰爭の爲の物價騰貴の問題を採り上げて運動すべきことを指示し來るや、日本無產黨はまた之と同樣のスローガン項目を掲げて運動を爲すに至つたのである……中略……最近に至り日本無產黨は全く勞農派の主義主張に基き國體變革の意を有することの確

證が擧がり、また其の中心運動目標である反ファッシヨ人民戰線の樹立はコミンテルンの新方針同樣全く共產主義革命へ大衆を動員する手段方法であることが明瞭となつたのである。しかして實際活動に於ても支那事變發生以來、このわが國重大時局に際し帝國の方針を支持しこれに協力せんとせざるのみならず、却つて前述の如くコミンテルンの指示せる方針と同樣なる方法を以て反戰思想の流布宣傳に努め、更に事變終局後において政治、經濟、社會の各種問題が惹起することを豫想して、その際これ等の問題を捉へて積極的に人民戰線運動を展開すべく虎視眈々として待機し居るの狀態である。」と述べられてゐる。又日本勞働組合全國評議會の禁止の理由として當局は

「全國評議會は日本無產黨構成の支柱をなして居るのみならず其の幹部が悉く日本無產黨の幹部であり、しかもこの組合は從來我國の革命的勞働組合の傳統を堅持するやの態度を示し、又其の實際活動に於て全く日本無產黨のそれに從屬してゐるものであること明かである」

と發表された。未曾有の國難に際し時局の認識を缺き國是に協力せざるのみならず側へ合法の假名の下にコミンテルンの方針に基き人民戰線運動の如き非國家的行動に出づるならば、此際結社の禁止の行はるゝも亦當然とすべきであらう。

要之十一年には陸軍所管工場に於ける勞働組合の解散、十二年には日本無產黨と共に全國評議會の解散が行はれ世間の耳目を聳いたが、政府の組合に對する從來の方針には何等の變化を見ず、又勞働組合法制定に關しても取立てる程の進展を示してゐない。然し乍ら從來自由主義的觀點から見られてゐた勞働組合に對する認識に於ては、勞働組合のみならず一般的に時勢の變化と共に一家主義或は全體主義的立場より之を再認識し又對處せんとする風が看取される。

近時產業協力委員會或は產業平和委員會の設置の問題が擡頭してゐる。之は現在各會社或は工場單位に設けられてゐる工場委員會とは其の組織其の他に於て趣を異にするものであつて、多く勞働組合側より唱へられてゐる。大日本勞働總同盟の十二年度大會に於て「銃後生產力の增進と產業平和とを確保する爲に國家共同による非常時產業協力委員會の卽時設置」方を宣言したが、第七十一議會に於ても社會大衆黨から提出された戰時統制下に於ける產業平和促進に關する建議中に於て「政府指導の下に產業平和委員會を組織し積極的に產業平和を圖ること」及び「勞働奉公を堅持する勞働團體をして積極的に戰時國策の遂行に參畫せしむる途を拓くこと」が要請されたが、本建議は衆議院の建議委員に於て若干修正の上通過を見た。其の組織は大體「主務大臣若くは其の任命せる官吏を議長とし勞働企業消費三者同數の委員を以て構成する產業協力委員會を全國的地方的產業別的に設置すること」となしてゐる。此の種の提議に對して政府は其の趣旨には贊意を表しつゝもこれが實施に就ては愼重考究を要するとしてゐるやうである。地方的にも各地に於

て總同盟側より此種機關設置の要請運動が行はれて居るが何れも實施を見るに至つて居ない。

勞働者保護行政

商店法案　從來我國の勞働者保護法規は、主として工場法、鑛業法、勞働者災害扶助法等何れも工場、鑛山の勞働者及び屋外勞働者に關するものであつて、今尙保護法規の及ばざる勞働者が尠くない。殊に商店に就ては何等法規の制限なく、午後十一時又は十二時に至る迄も店舖を開き、其の營業時間は甚だ冗長不規律である。之が爲に一面商店使用人の健康を害し、敎育修養に關する餘暇を奪ひ、他面賣上高多からずして徒らに無用の店費を增當するに過ぎない有樣である。斯かる見地から法規を以て閉店時刻を適當に制限し休日を保證して夫等の弊害を芟除することは國民保健上及經濟上極めて緊要の事である。社會局は夙に此の點に着眼して既に大正十二年頃より商店使用人の保護立法に關して調査研究を進め、又民間に於ても商店の營業時間を法規を以て制限すべしとの論を有するものが多く、昭和六年には東京地方の九十二の同業組合よりの陳情及び衆議院に於ける建議等があつた。社會局に於ては是等の陳情及び建議を參酌し種々研究の結果、玆に商店法要綱を立案し、之に就て關係團體及び地方廳の意見を徵して法律案要綱を得て昭和八年春開催中の帝國議會提出の意圖の下に諸般の準備を進め、同年一月社會局參與會議に附議したるが、議未だ熟せずして提案の運びに至らなかつた。

其の後引續いて調査研究を重ね、昭和十二年五月舊要綱に多少の訂正を加へ新要綱を立案して、再び社會局參與會議に附すると共に地方廳及び關係各團體に諮問する一方銳意第七十二議會提案の準備が進められた。然しながら諸般の事情に依り再び提案の運びに至らざりしが當局は全國二百萬に近き商店從業員保護と國家永遠の利福の爲に適當なる成案を得べく銳意調査研究をなし本法案は近く本議會に提出の豫定である。[1]

(1)　尙本法案の詳細に就ては社會政策時報第二百一號吉武惠市氏論文「商店法案に就て」參照。

事變下に於ける軍需品工場に對する指導方針　勞働時間の適當なる制限、產業災害の防止、勞働衞生の改善等諸般の勞働者保護に關する方策は、生產力擴張或は國民體位の向上等國策の線に沿うて夙に考究せられつゝあつたのであるが、今次事變の勃發に依り是等の對策は、戰時に適應せる新な姿を以て急速に其の解決が要請せらるゝに至つた。依而社會局は次の如き事變下に於ける「軍需品工場に對する指導方針」を確立して、地方長官に通達し關係業者の指導に當らしむることゝした。即ち一日の就業時間は殘業時間を含め、原則として十二時間以內とすることゝし、特に長時間勞働を必要とする場合に於ても一日の就業時間は十四時間以內とすることの外、休日、交替制、災害防止、保健衞生施設等に就き留意すべき點を擧げ、事變下に於ける勞働力を維持し、生產力の增加及び持久を圖らんとするものであるが、玆に特記すべきは從來就業時間に付何等の規定なき十六歲以上の成年男工に對し就業時間の基準を示したことである。

軍需品工場に對する指導方針

今次の事變に際し軍需品工場に對しては勞働力を維持し生產能率を增進し以て生產力の增加及持久を圖る爲左記に依り適當なる指導を爲し過長勞働時間の抑制、產業災害の防止、勞働者の健康の保持に努むること。

記

一、勞働時間に關する事項

(一)一日の就業時間は殘業時間を含め原則として十二時間以內とすること

(二)特に長時間勞働を必要とする場合に於ても一日の就業時間は之を十四時間以內とすること

尙一日の就業時間が十二時間を超ゆる期間が相當長期に亘る場合は設備の增設、交替制の採用等適當なる對策を講じ十二時間以內に短縮する樣努むること

保護職工に付ては特に留意すること

(三)休日は少くとも每月二回之を與ふること

(四)左の場合に限り前三項に拘らず就業時間を延長し又は休日を廢止することを得ること

(1)臨時緊急の要ある場合

(2)機械の修理、交替班の轉換其の他已むを得ざる場合（特殊の業務に從事する者を含む）

(五)休憩時間を適當に設け其の配置に留意すること

尙長時間の殘業を爲す場合には休憩時間を增加すること

(六)交替制の採用

(1)新に交替制を採用する場合の對策として交替制の實施の可能なる部署、熟練勞働者の養成、工場又は附屬設備の改造、增設等に付考究すること

(2)生產額を增加する必要ある場合に於て急に生產設備を擴張し難きときは過長の殘業を避け作業の性質上可能なる範圍に於て努めて交替制を採用すること、特に繁忙なる作業部署の調整を圖る爲其の部署に付速に交替制を採ること

(3)交替制に依る場合は作業方法の改善、勞働者の待遇、夜間動務者の休憩等に關し特に留意すること

二、災害防止に關する事項

(一)不熟練工に對しては特別の指導を加へ特に左の事項に留意すること

(1)屢〻當初作業上必要なる安全心得を指示し實地指導を爲すこと

(2)危險なる業務に付ては單獨に作業を爲さしめざること

(二)工場の新設、增設又は改造の場合は左の事項に留意すること

(1)成るべく箇別運轉式の機械裝置とすること

(2)綜合運轉式の機械裝置には運帶裝置を設け動力傳導裝置を適當に防護すること

(3)安全裝置は出來得る限り整備すること

(三)危害豫防に留意し特に左の事項の勵行を圖ること
(1)運轉中は手に依る「ベルト」の掛け外しを禁止すること
(2)低溫壓延ロールの材料送給側には成るべく「ガイドプレート」又は「ガイドロール」を設くること
(3)高溫壓延ロールの材料送給は成るべく機械裝置に依ること、之が困難なるときは熟練工をして操作に當らしむること
(4)「パンチ」、「プレッス」、「シーヤ」、「カッター」には安全裝置を整備すること
(5)研磨輪は十分に檢査したる後に取付け且周到の注意の下に空轉試驗を爲すこと
(6)起重機には「リミットスキッチ」を備ふること
(7)起重機作業に使用する補助用具は定期的に檢査すること
(8)高所作業には成るべく腰綱を使用せしむること
(9)可搬電氣機具に使用する「ロード」は定期的に檢査すること
(10)アセチレンガス發生器には水封安全裝置を設くること
(11)爆發性、發火性又は引火性料品の取扱に付ては責任ある係員を定むること
(12)有害ガス又は多量の粉塵を發散する作業に付ては出來得る限り之が除害施設を講じ又は保護具を備ふること
(13)有害ガスの漏出する虞ある作業場には救急用防毒面を備付くること
(14)安全裝置は定期的に檢査すること
(15)安全委員の選任ある工場に於ては一層適切なる活動を爲さしむること

三、保健衛生に關する事項

(一)休養
(1)疲勞回復の爲毎日適當なる休養を爲さしむること
(2)工場内に成るべく休養の設備を設くること

(二)榮養食
食堂又は寄宿舍を有する工場にありては榮養の改善に留意すること

(三)健康診斷
(1)隨時健康診斷を實施し疾病の早期發見と其の豫防に努むること
有害なる業務に從事する職工に對しては一層之を嚴重に行ふこと
(2)食堂又は寄宿舍の炊事係に對しては嚴重なる健康診斷を爲すこと

退職積立金及退職手當法施行狀況 二・二六事件を轉機として、我國社會狀勢の上に急激なる變化を見たる以後の最初の勞働立法として、朝野の間に多大の期待を以て誕生した退職積立金及び退職手當法（昭和十一年六月法律第四十二號）は、昭和十一年十一月を以て諸般の準備を完了し、昭和十二年一月一日を期して施行せられた。本法の施行は事業の經營に重大なる影響を有するを以て當局は、其の運用に就て特に萬般に意を用ひ事業主の指導に努め且出來得る限り便宜の取扱を爲したるに依り、施行以來圓滿なる實施經過を辿つてゐる。昭和十二年六月末現在に於ける適用事業數は工場、鑛山を通じ約七千六百、適用勞働者數は百九十二萬二千五百餘名である。其の内法第十六條及び第

十七條の原則に依つて退職手當積立金を爲す事業は約四千四百、法第三十條の準備積立金制度に依るものは約三千二百であつて、適用事業總數の約四割を占めてゐる。[1]

(1) 本法制定の經過、理由、要綱等に就ては社會政策時報第百九十七號八頁—十四頁參照。

土木建築工事場安全及衛生規則の公布 近時我國に於ける土木工事及び建築工事は施行技術の點に於て、將又其の規模の點に於て著しき發達を遂げつゝあるも、他面是等の工事場に於ける勞働災害が逐年遞增の傾向（下表參照）に在ることは、啻に勞働力保全の觀點からのみでなく、事業の健全なる進歩を圖る上より見るも多大の關心を要する處である。而して勞働者の災害時に於ける扶助救濟に關しては、玆に更めて述べる迄もなく昭和七年以來勞働者災害扶助法が施行せられ、一定規模以上の工事場に就て其の適用を見てゐるが、更に進んで災害の發生を未然に防止すべき方法乃至施設を講ずることの緊要であることは蓋し玆に贅言を要しない所であらう。殊に是等工事場に於ける災害は、工場鑛山等に於ける夫に比して、其の作業自體の特殊性に基因して災害度が極めて著しく、之を試みに昭和十一年中に於ける勞働者災害扶助法適用工事に就て觀るに、下表の通り死亡七百七十七人、重傷二萬八千三百四十八人、輕傷一萬九千四百十六人、合計四萬八千五百四十一人を數へ、勞働者千人當死傷率は實に一二三・八人强を示してゐる狀況である。

是等の工事場に於ける災害の防止策に就ては、社會局に於ても夙に考究せられて來た處であつて、昭和九年七月事業主に對し地方長官を通じて土木建築場に於ける安全及び衛生に關する注意書を配布し、從來等閑に附され勝ちであつた災害防止上必要なる設備又は作業方法等に就て一定の標準を示し、其の實施方を事業主に勸奬した爲效果尠からざるものがあつたが、更に其の徹底を期する爲、右の注意書を根幹として土木建築工事場安全及び衛生規則を制定し、昭和十二年九月三十日内務省令第四十一號を以て之を公布し同年十一月一日より實施を見るに至つた。

土木建築工事に於ける災害累年表

年次別 ＼ 死傷別	使用勞働者數（十月一日現在）	死傷數 死亡	死傷數 重傷	死傷數 輕傷	死傷數 計	死傷率（千人當） 死亡	死傷率（千人當） 重傷	死傷率（千人當） 輕傷	死傷率（千人當） 計
昭和七年	一四二、七八九	四二四	五、九一六	四、四五二	一〇、七九二	二・九七	四一・四三	三一・一七	七五・五八
同 八年	四一〇、三七八	五八九	一一、九四二	九、三九〇	二一、九二一	一・四五	二九・一〇	二二・八八	五三・四二
同 九年	三二九、九四六	六五八	一八、九六八	一三、八三一	三三、四八四	二・〇八	五七・四八	四一・九二	一〇一・四八
同 十年	三六二、四一一	七八一	二六、八〇四	一六、五八三	四四、一六八	二・一六	七三・九六	四五・七六	一二一・八七
同十一年	三九二、〇五〇	七七七	二八、三四八	一九、四一六	四八、五四一	一・九八	七二・三二	四九・五三	一二三・八三

本令施行に伴ひ、之が監督に要する經費として曩に第七十回帝國議會の協贊を經て二一、二八一圓の經常部豫算が成立し、社會局に技師一人、屬一人、技手二人の職員が設置せられ、又主

要道府縣にも技手其の他の關係職員が配置せられた。關係廳は本令施行以來其の運用の圓滑を期する爲直接事業主或は現場監督者を集め講習會、講演會等を開催し其の趣旨の周知徹底を圖ると共に之が指導監督に努めつゝあるを以て、本令は豫期の通り圓滿なる施行經過を辿つてゐる。

工場危害豫防及衛生規則改正案

近時產業界の發展に伴つて工場災害は著しく增加の傾向にある。即ち左表に示す如く昭和二年の指數を一〇〇とすれば、爾後漸次減少して昭和七年に於ては八〇・五迄の低下を示したが、翌昭和八年より再び騰勢に轉じ、昭和十一年に於ては一二二・一に上り千人當死傷三二・四五人と云ふ增大振りである。

自昭和二年 至昭和十一年 職工死傷者數調

年次＼種別	職工數指數	死亡		重傷		輕傷		合計	
		件數	千人當率指數	件數	千人當率指數	件數	千人當率指數	件數	千人當率指數
昭和二年	一、六八七、四三	一〇〇・〇	二七九	〇・一六五	一〇〇・〇	九、六一〇	五・六九	一〇〇・〇	九、八九〇	五・八五	一〇〇・〇
同三年	一、七三五、三三七	一〇三・八	二九八	〇・一七三	一〇四・三	九、三五〇	五・四〇	九六・〇	九、六五〇	五・五八	九七・四
同四年	一、八一〇、一九六	一〇七・三	三七九	〇・二〇九	一二六・六	九、七九二	五・三九	九九・七	九、九八一	五・四八	九八・九
同五年	一、九三三、三四九	九八・〇	三四三	〇・一四七	八九・一	九、二三五	四・七四	九四・二	九、五八五	四・九二	九五・一
同六年	一、八三三、〇八四	九六・二	二八四	〇・一七五	一〇六・一	七、七四四	四・二九	七九・二	七、九三二	四・四一	八〇・一
同七年	一、九九九、七六〇	九四・八	二三〇	〇・一三六	八四・五	八、〇八九	四・〇九	八二・九	八、三七九	四・二〇	八五・〇
同八年	一、七四五、八八九	一〇五・五	二五四	〇・一〇五	一三五・〇	九、二四七	五・三〇	九三・一	九、五〇五	五・四〇	九六・〇
同九年	二、〇〇四、七三五	一二八・八	三三一	〇・二六〇	一五七・六	一三、九五五	六・九六	一三三・三	一四、二九七	六・九八	一四二・一
同十年	二、二七四、一三五	一三四・八	三五三	〇・二五四	一四一・八	一六、八二〇	七・四〇	一六〇・一	一七、一二七	七・四二	一六二・一
同十一年	二、四四八、〇三八	一四七・一	三五一	〇・二三三	一三四・五	一九、三〇六	七・八八	一八二・七	一九、八三五	七・九五	一八八・七

是等の災害防止の爲には關係官吏の督勵に依つて工場危害豫防及衛生規則（昭和四年六月二十四號）の勵行を圖るの外、關係團體と聯絡して安全思想の普及に努めつゝあるのであるが、從來の實績に徵するに、災害の防止は單に物的設備を命じ、或は監督官吏の取締のみにては其の實績を擧ぐることが困難の狀態なるを以て、玆に工場危害豫防及衛生規則の改正が企てられ昭和十二年六月左の通り社會局勞働部案として改正に關する要綱が發表せられ、且つ關係團體にも夫々諮問せられた。今其の改正案の趣旨を巧ふるに、工場內に安全管理者を設けしめ且つ安全委員及び安全委員會の普及を圖り、從來閑却され勝であつた所謂人的安全組織を擴充整備して事業主及び勞働者の協力に依つて災害の防止に努むると共に、勞働者の保健衛生に關しても相當規模の工場に對し工場醫を設置せしめて勞働者の健康診斷を行ひ特に結核患者の早期發見に努め一般工場衛生の向上を企圖せるものである。

產業繁榮と因果關係にある工場災害增加の防止と工場衛生改善の急務との二箇の必然的要請に依つて考ふるも右規則改正に付き近く成案の運びに至るであらう。

工場危害豫防及び衛生規則改正案要綱（社會局勞働部案）

工場危害豫防及衛生規則中ニ左ノ條項ヲ追加スルコト

第一　工業主安全管理者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ屆出ヅベキコト

常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ安全管理者ヲ選任スベキコト但シ作業ノ狀況ニ依リ危害又ハ衞生上有害ノ虞少キ場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ選任セザルコトヲ得

前項ノ健康診斷ニ關スル記錄ハ三年間之ヲ保存スベキコト

第三　工業主安全管理者又ハ工場醫ヲ解任シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ屆出ヅベキコト安全管理者又ハ工場醫死亡シタルトキ亦同ジキコト

安全管理者ハ工業主ノ指揮ヲ承ケ工場及其ノ附屬建設物ニ於ケル危害豫防及衞生ニ關スル一切ノ事項ヲ管理スルコト

安全管理者ハ安全日誌ヲ作成シ危害豫防及衞生ニ關シ爲シタル處置ヲ記載シ置クベキコト

第二　工業主工場醫ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ屆出ヅベキコト

常時五百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ工場醫ヲ選任スベキコト但シ作業ノ狀況ニ依リ衞生上有害ノ虞少キ場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ選任セザルコトヲ得ルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ常時五百人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ニ對シ工場醫ノ選任ヲ命ズルコトヲ得ルコト

工場醫ハ醫師タルコトヲ要スルコト

工場醫ハ工業主及安全管理者ノ指揮ヲ承ケ工場及其ノ附屬建設物ニ於ケル衞生ニ關スル事項ヲ掌ルコト

工場醫ハ每月一回以上工場及其ノ附屬建設物ヲ巡視シ設備又ハ作業方法ニシテ衞生上有害ノ虞アル場合ハ應急處置又ハ適當ナル豫防ノ處置ヲ爲スベキコト

工業主ハ工場醫ヲシテ每年一回以上職工ノ健康診斷ヲ爲サシムベキコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ工業主ニ對シ安全管理者又ハ工場醫ノ增員又ハ改任ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第四　工業主ハ工場及其ノ附屬建設物ニ於ケル危害豫防及衞生ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲安全委員ヲ選任スベキコト

安全委員ハ工業主、安全管理者及工場醫ノ指揮ヲ承ケ每日工場及其ノ附屬建設物ヲ巡視シ設備又ハ作業方法ニシテ危害ヲ生ジ又ハ衞生上有害ノ虞アル場合ハ應急處置又ハ適當ナル豫防ノ處置ヲ爲スベキコト

第五　工業主安全委員會ヲ設ケタルトキハ委員會規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ屆出ヅベキコト委員會規則ヲ變更シタルトキ亦同ジキコト

勞働者災害扶助責任保險　現行勞働者災害扶助責任保險は勞働者災害扶助法第一條第一項第二項(ハ)の工事（請負業者の爲す一定規模以上の土木建築事業）に於ける扶助責任を保險するものであつて、昭和七年一月一日より實施せられたものである。昭和十一年中に於ける本保險事業の概況を表示すれば次表の通りである。

昭和十一年度事業概況

保險料收入(イ)昭和十年度より繰越未經過保險料	六〇八、九一五圓
(ロ)昭和十一年度收入濟保險料	二、五九三、七二一四
(ハ)小　計	三、二〇二、六三六四
(ニ)昭和十一年度より十二年度へ繰越の未經過保險料	九一七、五三三圓
(ホ)十一年度收入額(ハ)より十二度へ繰越の分(ニ)を差引きたるもの(卽十一年度歸屬保險料)	二、二八五、一〇三圓
保險金　十一年度中發生事故に對する保險金支拂額（支拂見込額を含む）	二、〇七四、五六〇圓
保險料に對する保險金の割合	〇・九一

保險金は事務費積立金等の關係を考慮し保險料八割を以て之に充當する樣保險料率を定められてゐるのであるが、昭和十二年度に揭記の如く九割一分となり保險經濟上收支の不均衡を生じたる結果となる。然しながら其の不均衡は昭和十二年一月保險料率の一部引上げに依り二、三年後には常態に復する見込である。

尙法の强制適用を受くる土木建築勞働者の爲には、昭和十一年六月十二日財團法人日本土木建築扶助會（設立當時は財團法人日本土木建築勞働者災害扶助會と稱す）が設立せられ、本法の保護を受けたる後の善後處置として義肢の給與、傷害治療、職業再教育、療養機關の設置、危害豫防等の途が講ぜらるゝことゝなつてゐる。

船員法の改正　船員法は船員の保護監督を規律するものであつて、海商法と共に明治三十二年に制定せられたものであるが、一般陸上勞働者に關する法規には何等見るべきものなかつた當時としては極めて進步的な法律とせられたのであるが、其の後別段の改正も行はれず二十有餘年を經過したのである。其の間我海運は飛躍的發展をなし社會の情勢亦變遷推移し現下の複雜化せる海上勞働問題を律するには尠なからざる支障を來すに至つた。加ふるに陸上勞働者に對し、工場法、勞働者災害扶助法、健康保險法等社會政策的立法が相次いで制定せられ是等と權衡上からも現行法を其の儘に放置することを許されざる事態に至り政府は同法の改正を企て、時代の要求に應じて勞働問題を調整すると共に船員の生活安定を計り海運產業の健全なる發展を期して改正船員法が第七十議會に提出された。

新船員法の內容は舊船員法及び海商法中船員に關する部分にて一丸としたものであるが、他面海運の國際性を考慮し國際勞働總會に於て採擇せられ未だ御批准を經ざる條約案中船舶の減失又は沈沒の場合に於ける失業の補償に關する條約案、海員の雇入契約に關する條約案、船員の送還に關する條約案及び船員の最低年齡に關する條約案の改正條約案の趣旨等を採入れて改正された。

日本海員組合及び海員協會は船員に對する二重刑罰徹廢等を主要目標として久しきに亘つて船員法の改正を要求して來たのであるが、十二年三月第七十議會に右改正案の提案さるゝや、前記組合は日本勞働組合會議、社會大衆黨等と協力して、政府案を次善案として支持し、或は船員大會を開催、決議文を可決して各方面に陳情之が通過に活氣ある運動を行つた。而して第七十議會に於ては審議未了となつた爲更に次期議會を目指し目的達成の爲には總停船をも辭せずとして猛運動を繼續するところがあつたが遂に八月の第七十一議會に於て之が通過を見るに至つたのである。

國際勞働　昭和十二年に於ては二つの重要會議が催された。繊維工業準備會議及び第二十三回國際勞働總會が卽ち之である。

繊維工業準備會議　本會議は一九三七年(昭和十二年)四月二日より十七日迄アメリカ合衆國首都ウォシントン政府公會堂內に於て開催せられた。抑〻本會議は第二十回國際勞働總會に於て米國代表「ワイナント」及「ミラー」兩氏の提唱に依り第二十三回國際勞働總會の議題の一である「繊維工業勞働時間短縮問題」の準備討議を行ふ爲に開催することに決定せられたるものにして、米國の希望を入れ同國に於て開催せらるゝに至つたものである。討議の範圍は單に勞働時間短縮問題に限定せず繊維工業の勞働條件改善に直接間接影響ある一切の事項、卽ち、工場設備の能力、勞働條件、勞働時間、賃銀、其の他の勞働條件、失業及び就業狀況、經濟的狀況、原料、市場、通商障害、國際競爭上の重要々素等の廣範圍に亘るものであつて、近時繊維工業の國際競爭は洵に激烈であり爲に本會議が世界產業及び勞働界に及ぼす影響は蓋し想像以上に甚大なるものがあるべく、特に

本邦繊維工業が國內最大の產業にして世界の繊維工業界に主要地位を占めてゐる本邦の態度は、列國の最も注目する所であらうから、欣然之に參加の方針を決定し帝國の產業及び勞働に關する事情を闡明し我國の勞働狀況に對する各國の理解を深め、其の結果延いては我國貿易の進展に寄與すべく企圖せられた。

1 本邦代表委員

本會議は準備會議とは云へ、如上の如き極めて重要なる會議なる故、政府、使用者、勞働者側各代表を以て代表部を構成する所謂三部制を以て招請せられたものにして、本邦よりは左の代表委員を任命又は指名して會議に參列せしめた。

政府側代表委員
國際勞働機關帝國事務所長　北岡壽逸
使用者側代表委員
全國產業團體聯合會常務理事　膳桂之助
勞働者側代表委員
海員協會々長　小泉秀吉

2 會議の概況

參加國二十七箇國にして、其の內完全代表を送りたるものは十五箇國、政府代表のみを送りたるもの八箇國、政府の「オブザーヴァー」のみを送りたるもの三箇國である。ドイツは國際勞働機關の締盟國ではないが一名の「オブザーヴァー」を派遣した。會議の議長にはアメリカ合衆國政府代表「ワイナント」氏が推され、又政府部會に於て北岡本邦政府代表は副議長に推薦せられた。討議は勞働事務局に於て豫め準備せられた報告書に基いて行はれたが其の概況を示せば次の通りである。

四月九日迄一般討議が行はれ、其の終了に尋いで經濟、社會及統計の三委員會の設立を見各部門に分れて夫々討議をなした。一般討議に於ては本邦の問題に關し言及したものも少くなかつた樣であるが、多くは事務局報告を引用するに止まる程度で別段取立つべき事項はなかつた樣である。然し支那勞働代表及政府代表は治外法權區域に於て支那工場法の適用を拒否して居る事實竝に北支の密輸入に關して攻擊をなし、又イギリス勞働者側から稍々詳細に本邦の勞働條件及華府勞働時間制條約案を批准せざることに就いて非難したが、北岡政府代表及本邦使用者代表は之に對して我國の勞働條件に就いて說明し且通商障害の撤廢及緩和が先決問題であることを高唱した。尙各勞働代表團は團體交涉の必要を唱へ且中小商工業の勞働條件が不良であることを指摘し、此の勞働條件の向上に依つて自づと通商障害は撤廢に至るべきであらうことを主張した。

勞働統計委員會には我國は政府、使用者勞働者各側とも參加したが、本委員會に於て我が政府代表は賃銀統計に關して間接賃銀の重要性を指摘し又賃銀に就ては購買力を基礎として國際的比較をなすべきことを極力主張した。尙夫れ等の點に就ては來る十月ジュネーヴに於て開催豫定の統計家會議の問題とすべきことを主張した結果勞働事務局は之を承認するに至つた。

社會及經濟委員會に於ては佛國政府代表及勞働理事會勞働側代表

等から勞働條件の低級な國に對しては差別的關稅を課すべしとか或は勞働條約の批准を最惠國約款適用の條件と爲すべしとか述べたてたが、我國は關係勞働者の生活は安定して居る事及寄宿舍、社宅の關係上本邦の勞働時間は外國の八時間制より餘暇の多いことを說述し且關稅障壁の撤廢による消費の增加、貿易の振興が斯業の社會狀態改善に最も必要であることを力說した。尙我國の寄宿舍制度に關して佛國及英國勞働者側から非難的言辭があつたが、北岡政府代表は充分之に應酬して其の必要と優秀なる所以を力說した。斯くして經濟、社會及統計の三問題に關する委員會經過報告は各々總會に於て承認を經、四月十七日會議を閉ぢた次第である。尙統計委員會に於ては一九二九年作成の繊維工業勞働統計表の改訂實施方を事務局に勸告し斯業の經濟統計主要事項の趣旨に就いて協議を行ひ、之を報告書に記載した。社會委員會に於ける主なる意見である團體協約の必要、國際勞働條約の批准、夜業禁止、週休、有給休暇、最低賃銀決定機關及勞働時間短縮に關する贊否双方の主張は報告書に夫々記載せられた。

本會議は既述の通り第二十三回國際勞働總會の議題の一つである繊維工業勞働時間短縮問題の準備討議を行つたものであるから總會の如く決議或は條約案等の採擇はなさず單に經濟、社會、統計の三委員會の報告書を承認するに止つたのであるが、本邦各代表は凡ゆる機會を捉へ、本邦斯業の實狀及び我國の公正なる態度を明かにし各國の誤解を一掃することに努められた爲、本會議に對する本邦參加の意義は豫期の如く蓋し甚大なるものがあつたと云へよう。

第二十三回國際勞働總會　第二十三回國際勞働總會は一九三七年(昭和十二年)六月三日より二十三日に亘り例年の通りスウィスの「ジュネーヴ」に於て開催せられたが、其の概況は次の通りである。

1 會議事項

(一)建築業に於ける勞働者の爲の足場及揚重機に關聯せる安全規則に關する件(最終討議)
(二)繊維工業に於ける勞働時間の短縮に關する件(最終討議)
(三)雇傭に關聯せる公共土木事業計畫に關する件(一回討議制に依る)
(四)印刷業及類似業に於ける勞働時間の短縮に關する件(一回討議制に依る)
(五)化學工業に於ける勞働時間の短縮に關する件(一回討議制に依る)
(六)工業最低年齡條約の一部改正に關する件(一回討議制に依る)
(七)非工業最低年齡條約の一部改正に關する件(一回討議制に依る)

2 本邦代表委員

本邦政府は、平和條約第三八九條の規定に從つて左の代表委員を任命又は指名して總會に參列せしめた。

政府側代表委員　吉阪俊藏
國際勞働機關帝國事務所長　北岡壽逸
使用者側代表委員

全國産業團體聯合會常務理事　　瞻　桂之助
勞働者側代表委員
海員協會會長　　小　泉　秀　吉

3　會議の概況

本總會に參列せる國は、六十二の締盟國中五十三箇國にして其の中完全代表を派遣せる國は三十六箇國であるが是等諸國の代表委員は百七十五名、顧問數は二百五十四名の多きに達した。イタリアは締盟國ではあるが十一年同樣今次の總會にも全然代表を派遣しなかつた。總會の議長にはアイルランド政府代表（商工大臣）「シーン・リーマス」氏が選ばれた。次に會議の結果を簡單に揭げることゝする。

第一議題　國際勞働事務局に於て作成した條約案及勸告に就て討議を行つたが結局左の條約案及勸告が成立した。

イ、建築業ニ於ケル安全規定ニ關スル條約案（百二十八票對零、本邦政府及使用者代表棄權、勞働者代表贊成）

ロ、建築業ニ於ケル安全規定ニ關スル勸告（百十七票對三票、本邦政府、使用者及勞働者各代表共贊成）

ハ、建築業ニ於ケル監督ニ關スル勸告（百二十四票對零、本邦各代表委員態度右に同じ）

ニ、建築業ニ於ケル災害豫防ノ爲ノ協力ニ關スル勸告（百十五票對零、本邦各代表委員態度右に同じ）

ホ、建築業ニ於ケル職業教育ニ關スル勸告（百二十二票對零、本邦各代表委員態度右に同じ）

第二議題　本議題に就ては上述の通り、三部制の準備會議が開催せられたものであるが、今次總會に於て最も論議の多かつた問題にして贊否兩論の議論が華かに展開せられたが、結局八十八票對四十一票（本邦政府及使用者代表反對、勞働者代表贊成）を以て繊維工業の勞働時間を原則として四十時間に短縮せんとする「繊維工業ニ於ケル勞働時間ノ短縮ニ關スル條約案」が採擇せられた。尙委員會に於て逐條討議の際、フランス政府代表は國際勞働機關憲章第十九條の規定に注意を喚起し、或る國の事情に應ずる樣條約案中に特殊規定を設くるの可能性を考慮すべしと提案したるが、結局條約案中には特殊條項を設けずして別に決議案を採擇し以て「特殊條項を規定する特別の條約案の採擇問題に付直に考慮を拂ふことを國際勞働理事會に要求する」ことを總會に勸告することとなつた。

第三議題　本件は失業救濟策としての公共土木事業の統制に關する問題であるが、討議の結果勞働事務局の作成せる左の二勸告及一決議を採擇した。

イ、公共土木事業ニ付テノ國際協力ニ關スル勸告（百四十八票對零、本邦政府代表棄權、使用者及勞働者代表贊成）

ロ、公共土木事業ノ國家的計畫ニ關スル勸告（百四十七票對零、本邦各代表の態度は右に同じ）

ハ、公共土木事業ニ關スル國際的協力ニ關スル決議（滿場一致）

第四議題及第五議題　本件は一週四十時間制を夫々印刷業及類似業並に化學工業に適用せんとするものであつて、印刷業及類似業に關しては一九三六年十一月三十日より十二月四日に亘り、又化學工業に關しては一九三六年十二月七日より十一日に亘り夫々準備會議が開催せられた。今次の總會に於ては國際勞働事務局作成の條約案草案を基礎として討議せられ一旦は可決せられたが、最終表決に於て三分の二の多數を得られずして不採擇となつた。

第六議題及第七議題　之等の二議題は同時に討議せられたが、工業最低年齡條約及非工業最低年齡條約の一部改正問題の要旨は各々最低年齡十四歲を十五歲に引上げんとするものである。總會に於て討議の結果左の條約案及勸告を採擇した。

イ、工業最低年齡改正條約案（九十八票對十八票、本邦代表態度は政府代表棄權、使用者代表反對、勞働者代表贊成）

ロ、非工業最低年齡條約改正案（八十一票對二十二票、本邦代表態度は右に同じ）

ハ、家族的企業ニ於ケル工業的勞務ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ニ關スル勸告（八十二票對十八票本邦代表態度右に同じ）

社會保險行政

はしがき

社會保險は「近世社會立法に於ける白眉」と稱せらるゝ程、現代社會立法に於て重要なる地位を占め、殆どあらゆる文明國に於て採用せられ實に目覺しき發展を遂げてゐるのである。

我國に於ける社會保險制度としては大正十一年第四十五議會の協贊を經、同年四月法律第七十號を以て制定せられたる健康保險制度がある。本法は工場、鑛山勞働者及び交通勞働者の一部に適用せらるゝものであつて其の總數三百餘萬人であるが、尙非適用勞働者は多數存する狀態なるを以て將來健康保險の適用範圍擴張問題は必ず考慮せられなければならぬ事項である。

被傭者階級とは別に國民の大半を占むる農民及中小商工業者等を對象とする社會保險制度を創設し是等庶民階級の傷病の危險を保險し療養の機會を與へ經濟的負擔を輕減し生活の安定を圖ると共に其の健康の保持增進に資する爲冀に國民健康保險法案が立案せられ第七十回議會に提案せられたが成立一步手前に於て議會解散の爲不成立となつた。然しながら本案は現下の時局に鑑みるも極めて緊要の法案に付前回提出案に多少の修正を加へ實に本議會に提案せられた。(1)

(1)　詳細は後記國民健康保險法案參照。

健康保險事業

現行健康保險法は前述の如く、大正十一年第四十五帝國議會の協贊を得たものであるが、大正十二年の關東地方大震災の爲にその施行が延期されて漸く昭和二年一月一日からその事業を開始し既に十有餘年を經過してゐる。

本法の被保險者はもと工場法適用工場及鑛業法適用鑛山勞働者に限られてゐたが、昭和九年の法律改正によつて昭和十年四月から工場法、鑛業法非適用の工場、鑛山（當時五人以上使用のもの）及交通勞働者の一部等に其の適用範圍が擴張せられた。

本法實施當初に於ては、各種の論議、反對運動が行はれたる

も、日時の經過と共に之が理解も進み、今日に於ては、反對論の如きは全くその跡を斷ち、專ら本事業の改善擴張等に關する意見を聽くのみとなつた。十二年中に於ける概況を見るに次の通りである。

昭和十二年四月現在に於ける健康保險組合數は三百七十六であるが、之等の健康保險組合に於ける事業の實施成績を觀るに準備金積立額も既に決定額を超過する組合が相當あり、其の他結核療養所等の施設を始めとして各當事者の努力により着々健全なる發達を遂げつゝある狀態である。

併し乍ら之等の組合が更に一致團結して統一されたる組織の下に共同して健康保險事業の改善、發達に盡力することゝなればその結果は大に期して待つべきものがあることは言ふを俟たない。

從來此の目的達成の爲或は日本健康保險組合聯合會の組織を見、或は若干の地域的又は業態別の聯合會が組織せられて各斯業の改善發達の爲努力しつゝあつたのであるが何れも全國の組合を網羅した統一的組織の下にと云ふ理想からは大分距りがあつたのである。

こゝに於て健康保險に關する調査研究を行ひ組合相互並に監督官廳との聯絡を密にし更に保健施設の共同施行に付援助する等以て健康保險組合の發達に資せんが爲全國の組合の盡くを其の會員とする健康保險組合聯合會の設立が提唱せられ、時恰も法施行以來十周年を前にして昭和十一年十二月四日その設立を見るに至つた。

被保險者

被保險者の總數は昭和十二年四月末現在に於ては三、五四五、三五四人で之を政府管掌の分と健康保險組合管掌の分とに分てば次の如くである。

種類別被保險者數

種類	總數	強制被保險者	任意包括被保險者	任意繼續被保險者
總數	三、五四五、三五四人	二、七〇一、七九二人	一、一四四、七九二人	九六人
政府管掌の分	二、七九八、五六三	二、七九四、一四九	四、三二五	九六
組合管掌の分	一、一四四、七九二	—	—	—

（註）組合管掌の分の種類別被保險者數は統計未完成の爲不明

次に被保險者の保險料及び保險給付費の算定の基礎たる標準報酬日額は昭和十二年四月末現在に於て、政府管掌分〇圓九六八厘、組合管掌分一圓三五三厘である、昭和十二年度八月に於ける政府の管掌する被保險者を使用する工場、事業場及び事業數の總數一二五、四五四であつて其の種別は左の通りである。

工場法適用工場	七一、六四〇
鑛業法適用事業場及工場	一、七七二
其の他の事業	五一、四六九
計	一二四、八八一
任意包括被保險者の使用せらるゝ事業	五七三
合計	一二五、四五四

保險給付の種類

（一）保險給付の種類

被保險者の負傷、疾病、死亡及び出産等の事故が生じた場合には、保險給付として療養の給付、傷病手當金、埋葬料、分娩費、出産手當金等を支給する。最近の統計である昭和十一年度中に於ける是等の保險給付の總件數は一〇、八四八、四二九件であつて、之に要した費用總額は四五、八八二、七四二圓であつた。

（イ）疾病又は負傷に關する給付

(1)療養の給付

療養の給付の範圍は、(一)診察、(二)藥劑又は治療材料の支給、(三)處置、手術、其の他の治療、(四)看護、(五)被保險者の移送であつて尙保險者が必要ありと認めたときは被保險者を病院に收容し又特殊の場合に於ては療養の給付に代へて療養費を支給することも出來る。昭和十一年度中に於ける其の支給件數は九、六七六、四九八件、費用額は二八、一七九、三七九圓で、外に療養費として二九、〇二九件、費用額二七七、九三三圓であつた。

(2)傷病手當金

被保險者が疾病に罹り又は負傷した場合に於て療養の爲勞務に服する事が出來ないときは其の期間傷病手當金として一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給する。傷病手當金は業務上の事由に因らない傷病の爲に勞務不能となつた場合には勞務不能の初日から起算して第四日から給付を開始する。傷病手當金の支給は同一の疾病又は負傷及び之に因り發した疾病に付其の保險給付を始めた日から起算して百八十日を經過したときは之を給付しない。病院に收容した被保險者に對して支給する傷病手當金は其の家族數に應じて之を減額するのである。

昭和十一年度中に於ける支給件數は九九二、二六三件、金額は一五、一二〇、四七七圓であつた。

（ロ）分娩に關する給付

被保險者の分娩に關しては助産の手當を爲し分娩費及び出産手當金を支給する又保險者に於て必要ありと認めた場合には被保險を産院に收容することも出來る。昭和十一年度中に於ける支給件數一二六、七八九件で費用額は一、三六六、〇四二圓であつた。

（ハ）死亡に關する給付

死亡に關する保險給付は埋葬料又は埋葬費である。埋葬料は死亡者に依つて生計を維持した者であつて埋葬を行ふ者に對して支給するもので其の支給額は報酬日額の三十日相當分で若し其の額が三十圓未滿であるときは之を三十圓とする。昭和十一年度中に於ける此の兩者の支給件數は二三、八五〇件、費用額は九三八、九一一圓であつた。

醫療組織

（一）政府の管掌する保險の醫療組織

政府の管掌する被保險者の一般醫療に付いては日本醫師會と被保險者一人當年額七圓五十四錢四厘六毛の割合で、所謂人頭式請負の方法に依つて契約を結び特に危險の多い炭鑛被保險者に付いては、一人當年二圓の割合で診療報酬を增額して支拂つてゐる。尙官公立病院にも所謂定額式勤勞報酬の方法で、診療を委囑してゐる。又齒科醫療に付いては被保險者一人當年額八十四錢の割合で人頭式請負の方法に依り契約を締結し、處方箋に依る藥劑の支給

に付いては日本藥劑師會と所謂定額式勤勞報酬の方法に依つて契約を取結んでゐる。

昭和十二年九月末現在の保險醫、保險藥劑師及び保險産婆の數は次の如くである。

種類	人員
保險醫	四四、九六八人
醫師たる保險醫	三一、九〇九
齒科醫師たる保險醫	一三、〇五九
保險藥劑師	七、一七六
保險産婆	三三、四四六

(二)健康保險組合の管掌する保險の醫療組織

健康保險組合の醫療組織は樣々である、即ち組合又は組合の設立ある工場又は事業場附屬の診療機關に依るものがあり、又其の有する診療機關の外に醫師會又は齒科醫師會と醫療契約を締結してゐるものもあり、又獨自の診療機關を全然有せずして醫師會又は齒科醫師會と契約を締結し或は若干の囑託醫を指定して之に依つて醫療給付を爲してゐるものもある。最近の統計である昭和十一年度末に於ける其の內譯は次の如くである。

種類	一般醫療	齒科醫療
主として囑託醫に依るもの	五七	五五
主として事業主經營の診療機關に依るもの	一九七	二二
主として組合經營の診療機關に依るもの	三三	二
官公立病院と契約せるもの	一一九	一

醫師會又は齒科醫師會と契約せるもの	計	人頭定額式	時價式	引算式
	三五四	二九五		
	七九	三八		
	六八	四四		
	二〇五			
	二			
料金表に依るもの	二一三			

(註) 前記の時價式とは診療報酬が政府の管掌する醫療費一點單價に依るものであつて又割引式とは通常報酬額を割引したものである。

本表の組合數と年度末現在の組合數と符合しないのは一組合にして二以上の機關醫療と契約あるものは組合數を二以上として計算したからである。

保險施設

保險者は被保險者の健康を保持する爲、(一)健康に關する宣傳、(二)疾病の豫防に關する施設、(三)健康診斷に關する施設、(四)保養に關する施設、(五)其の他保險者に於て必要ありと認むる施設を爲すことが出來る。

從來保健施設として保健衞生に關する講演會、活動寫眞の映寫、衞生展覽會、運動會、競技會健康診斷、印刷物の配布、寄生蟲の驅除等被保險者の健康保持上最も有效適切と認むる各種施設の實施に努めて來たのであるが、昭和九年度に於ては新に北海道及警視廳管下外一府五縣に通じて十二箇所の健康保險相談所を設置し被保險者の健康相談、人工太陽燈の照射、血液、喀痰、尿、血壓等の檢査、健康保險に關する一般相談所並に諸手續に關する指導又は代行に當らしめたのであるが、其の成績見るべきものあるに鑑み、昭和十年度に於ては警視廳管下外二府六縣を通じて十箇所(合せて二十二箇所)の健康保險相談所を設置し更に昭和十一年度に於ては全國未設の地方三十六縣及び北海道三箇所計三十九箇所の相談所を增置し全國に健康保險相談所網を張つたのである。昭和十二年度群馬桐生外六箇所、新設せられることゝなつた。

費用

本事業に要する費用は國庫負擔金及び被保險者、事業主の負擔する保險料其の他積立金利子、借入金、雜收入等を以て之を支辨する。

(イ)國庫負擔金、政府管掌の分に對する國庫負擔金は每年度豫算の定むる所に依り、又健康保險組合の管掌する保險に對しては其の保險給付に要した費用の十分の一を負擔する。但し國庫負擔金の總額が政府及び健康保險組合の管掌する保險の各々に付被保險者一人年額二圓を超えたときは之を二圓に止むる。昭和十二年度內に受入れた國庫負擔金豫算額は三、八四六、八八〇圓であつて其の內政府管掌に屬する分が一、七四六、六七〇圓、健康保險組合管掌に屬する分が二、〇七〇、二一〇圓である。

(ロ)保險料　保險の費用として被保險者及び事業主から保險料を徵收する。强制被保險者及び任意包括被保險者は保險料を事業主と折半して負擔する。尤も健康保險組合では其の規約を以て事業主の負擔部分を增加する事が出來、又業務の性質上事故の多い事業に使用される被保險者及び少額の報酬を受くる被保險者の保險料に付ても之亦事業主の負擔割合を增加することが出來る。被保險者の負擔する保險料の額は一日に付報酬日額の百分の三を超えることが出來ない。

此の限度を超えて保險料を徵收する場合は其の超過部分は之を事業主の負擔とする。現在に於ける政府管掌健康保險の保險料率は石炭山被保險者に關しては報酬日額一圓に付八錢であつて內事業主が五錢、被保險者は三錢の割合で之を負擔し其の他の被保險者に關しては報酬日額一圓に付四錢の割合で事業主及び被保險者折半して之を負擔する。健康保險組合の管掌する保險の保險料率及び保險料の負擔割合は次の如くである。

保險料率報酬日額一圓に付	總數	三錢	四錢	五錢	六錢	七錢	八錢	九錢
負擔割合		以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
總數	三四九	六〇	一八〇	三〇	一三	二	二	三
二分の一	一九七	三八	一四五	二	二	—	—	—
二分の一を超ゆるもの	一五三	二二	三五	二八	一一	二	二	三

國民健康保險法案

國民健康保險制度立案の趣旨　國民健康保險制度立案の動機は、農村の醫療問題の對策にある。即ち、數年前、農山漁村の疲弊が叫ばれその對策樹立を急務とするの聲が喧しかつた。そのため、諸種の應急若は恒久的對策が立案せられそして實施せらるるの機運が釀成された。この對策の一つとして誕生した國民健康保險制度は、農山漁村に於ける醫療費支出の現狀より見て、それが農村生活に重大なる壓迫をなしてゐる事實に着眼し、保險制度の形式に於て、その重壓を緩和せんと企圖したものである。而して更に考察すれば、醫療費の問題は、單に農山漁村に限らず、程度の差こそあれ、國民全般の問題であるから、その

施設は、その對象を農山漁村の住民のみに限るべきではなく、都鄙を通じて一般庶民階級全體に及ぼすべきものであると思考せられる。玆に於てか、社會局立案の制度は、國民健康保險制度と稱せられ、都市にも田舍にも適用され得るが如きものとなつたのである。

右に一言した樣に、國民健康保險制度立案の背景を爲すものは、地方農村に於ける醫療問題である。醫療問題の現狀に就ては、既に昨年記述されてあるから（社會政策時報昭和十二年二月號參照）こゝでは再び繰返さない。さてこの問題解決の根本は、とりも直さず、醫療費負擔問題の解決にあり、これ國民保險及び國民生活安定の見地から最も肝要なことであるが、然らば如何なる方法に依つてこの問題の解決を期することが最も有效適切であつて、且最も根本的なものであらうか。

解決方法としては、まづ貯蓄による自力の救濟、次に慈善事業其の他の救濟施設に依る無料診療事業、第三に醫療利用組合實費診療所等に依る輕費診療事業等が考へられるのである。が、何れも一般國民の醫療問題の解決策としては十分の效果を期待し得ない。玆に於てか、一般國民の健康增進に資し、國民生活の安定を期する爲に、その醫療費の經濟的重壓を除去する方策として、最後に殘された途は唯一つである、即ち共同の力と平素の用意、換言すれば保險組織に依る外ない。

傷病は何時發生するか判らないと共に、又何人と雖も之を免れることは出來ない。從つてその時になつてから慌てぬ樣に、平素から十分用意しておく必要がある。而も一度傷病に際會すれば、その醫療費は一時に多額の失費となるので、之に對して平素から十分の用意をなすことは、個人々々の力を以てしては到底不可能である。そこで多數の人が協力して、各人が分に應じて一定の醵出をなし、傷病の場合は、その準備された共同の資金に依つて、各人の不時の失費又は負擔を救ふべき組織が必要となつてくる。之即ち社會保險制度である。國民健康保險制度は、この社會保險の方法に依り、相扶救濟の精神に則り、一定多數人の間に、傷病に基く危險を分散し、個人では不可能な醫療費負擔問題の解決を、團體的に醫療費を負擔することに依つて解決せんとするものである。

立案の經過概要　先に一言した樣に、我國現下の社會情勢に鑑み、農山漁村住民その他一般國民に對し、別個の保險制度を確立することは極めて緊要のことゝ考へられる。之が爲に社會局に於て數年來その具體案を考究してゐたのであつたが、昭和九年七月一應その制度の要綱案を得たので非公式に之を發表して輿論に問ふと共に、町村の實際の狀況及び町村當局等の意向を調査する爲に、同年十月より翌年五月に至る間に於て二府十一縣三十六箇町村に就て實地調査を行つた。而して昭和十年六月社會局參與會議の審議を經て國民健康保險制度案要綱を作成し、同年十月二十八日內務大臣より之を社會保險調査會に諮問した。同調査會は總會を三回、特別委員會を四回開いて愼重審議の結果、滿場一致を以て、本事業は國民健康保險組合をして之を行はしむることを原則とすべきも、農山漁村に於ては例外として營利を目的とせざる社團法人にしてその社員の爲に醫療に關する施設を行ひ之に關し相當の經驗を有し訓練を經て居り本事業を完全に遂行しうるものに對しては、一定條件の下に本事業を行ふことを許可しうることゝなし、尙之に併せて組合及び代行法人の醫療組織を適正ならしむる爲に、組合又は代行法人がその診療を擔當すべき醫師、齒科醫師又は藥劑師の範圍を定めんとするときは監督官廳の認可を受けしめ、且監督官廳は之が認可に際しては關係方面の代表者を加へた道府縣國民健康保險委員會の審議を經べきことゝするを適當とする旨の結論を得、同年十二月十日その旨答申した。第七十三回帝國議會に提出された法案は之に基いて作成されたものである。

國民健康保險制度案の概要　かくて立案せられた國民健康保險制度案の概要は次の如くである。

本制度は、一般國民の健康保險を目的とする。即ち一般國民の疾病及び負傷に對し必要な診療をなすことを主眼とし尙分娩及び死亡に際し之に關し給付を爲すことも認められてゐる。然し玆に注意すべきは、本制度は單に傷病に際し必要な醫療の給付をなすに過ぎない消極的施設に止まるものではなくて、保險

することゝなつた。

施設として積極的に國民の健康を保持増進する爲に各種の施設を爲すの外、更に進んで、國民體位の向上の爲の施設として、最も根本的の基礎的組織たらんとする理想を有し、之を以て本制度終局の目的とするのである。

（一）保險者

保險者は國民健康保險組合である。國民健康保險組合には、普通國民健康保險組合と特別國民健康保險組合との二種がある。前者は、原則として市町村の區域に依り、その區域内の世帶主を以て組織し、後者は、同一の事業又は同種の業務に從事する者を以て組織する。組合の設立に付ては、先づ發起人が規約を作り、組合員たらんとする者の同意を得て、監督官廳の認可を受くることを要するが、兩種の組合共その設立及加入は任意である。但し加入については、普通國民健康保險組合にあつては、監督官廳が必要と認めた場合には加入を强制しうる建前である。

右の如く本制度に於て自治的組合をして保險事務に當らしむることゝしたのは、本制度の對象は全國民を包含し、地方に依りその生活狀態、衞生狀態又は經濟力等に著しい差異があるので、國民生活の實際に即應せしめ本制度の效果を十分に擧げる爲には、地方的自治的組合を組織し地方の實情に應じ適切な經營を爲さしむることが肝要だからである。

本保險の經營者としては、上述の如く一應は國民健康保險組合に限つたのであるが、農山漁村等に於ては、營利を目的とせざる社團法人にしてその社員の爲に醫療施設を行ひ之に關し相當の經驗を有し訓練を經て居り本事業を完全に遂行しうる能力を有するものが在る場合に於ては、特にその同じ町村内に於て更に國民健康保險組合を設立しなくとも、その法人をして國民健康保險組合の事業を行ふことをうること、即ちその組合員より保險料を徵收し組合員及その世帶員の傷病等の場合に保險給付を爲しうるの途を開いておくことが、地方の實情に適合するものと考へられるのである。そこで本制度に於ては、本事業は國民健康保險組合をして之を行はしむるを原則とすべきも、農山漁村等に於ては例外として上述の如き法人が一定條件に該當する場合に於ては、監督官廳の許可を受けて、國民健康保險組合の事業を行ふことをうることを認めることゝしてゐる。

（二）被保險者

本制度に於ては組合員と被保險者とを區別し、組合を構成し組合に對し掛金の支拂その他の義務を負ふ者を組合員とし、傷病等の場合に組合から所定の給付を受ける者を被保險者と稱してゐる。

被保險者となる者は、組合員及その世帶に屬する者である、但し組合員の世帶に屬する者に關しては、之を被保險者とするか否かは、組合の實情に應じて、各組合をして規約により自治的に決定せしむることゝしてゐる。尚當局としては、成るべく市町村居住民の凡てを加入せしめ度い考であるが現行健康保險の被保險者その他特別の事由ある者は除外されるのである。

（三）保險給付

本制定に於ては、被保險者の疾病及負傷に關しては療養の給付、分娩に關しては助產の給付、死亡に關しては葬祭の給付を爲すのであるが、特別の場合は現金給付として所要額を支給することが出來る。尚分娩又は死亡に付ては、特別の事情ある組合は必ずしも保險給付を爲さなくてもよいといふことになつてゐる。

保險給付の種類、範圍、支給期間、支給額等は各組合の實情に應じ、組合規約を以て自治的に決定せられることになつてゐる。組合の醫療組織に付ても亦同樣であるが、現在の醫療制度に急激な變化を與へることは之を避けると共に、被保險者になるべく廣く醫療機關選擇の自由を認める樣に、指導監督する方針である。尚此の目的の爲に、特に醫療機關の範圍に關しては監督官廳の認可を受くることを要することゝした。

組合は監督官廳の認可を受けて前記保險事故に關し以上述べた以外の給付をもなすことを得る。併し、死亡に伴ふ遺族年金又は疲疾、老齡等に關する給付の如きは、未だ認められてゐない。

（四）醫療費の一部負擔

組合は療養の給付に要する費用の一部をその給付を受くる者（給付を受くる者が組合員でない場合にはその屬する世帶の組合員）に負擔せしめることを得る。一部負擔の制度を採用したのは、之に依つて診療の濫用を防止すると共に、組合員の常時の負擔たる保險料の負擔を減ぜんが爲である。

（五）保健施設

本制度は元來被保險者に傷病等の事故が起つた場合に保險給付を爲すことを直接の目的とするのであるが、一面事故の發生の豫防に努めると共に、更に積極的に被保險者の健康の保持増進を圖ること

が肝要である。そこで本制度に於ては、組合は被保險者の健康を保持増進する爲に必要な各種の保健施設を爲すことが出來ることゝしてゐるのであつて、以て國民體位向上の爲め基礎組織たらんことを期してゐる。

（六）費用

組合は所要經費に充てる爲に組合員より保險料を徵收する。保險料額及その徵收方法等は、各組合の保險給付の內容と地方の實情に適應する樣、組合の自治的決定に委ねられてゐる。從つて組合員の富の程度を參酌して保險料に差等を附することゝするも、又收獲時期に比較的多額に保險料を徵收することゝするも、或は現物を以て保險料を納付せしめることゝするも、固より差支ない。

尚一定期間保險給付を受けない者に對し、組合は規約の定むる所に依り、その期間拂込んだ保險料の一部を拂戻すことが出來ることとしてゐる。

以上國民健康保險法案の內容要旨であるが、仍後に揭げる要綱を參照せられたい。

我國の農村に於ては、幸にして古來鄕土團結相隣扶助の傳統的美風の强きものがあり、從つて醫療その他の目的とする互助組合は農村漁村に可成發達して居り、殊に夙に社會局に於て國民健康保險制度案要綱を世に發表して以來、醫療費の負擔に苦しみつゝありし各方面に對して少からざる反響を與へ、就中各地方に於て、要綱に準據して國民健康保險組合の類似組合を新設し、以て醫療負擔を輕易にせんとするものが生ずるに至つ

た。現在かくの如き類似組合は埼玉、山形、愛知、岐阜、熊本の各縣下に十數組合の設立を見るに至り、何れも相當の成績を擧げつゝある。

國民健康保險法案要綱

第一　總則

一、目的

本保險ハ相扶共濟ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスルコト

二、保險者

本保險ノ保險者ハ國民健康保險組合トスルコト

三、其ノ他

(一)保險料其ノ他ノ徴收金ヲ徴收シ又ハ其ノ還付ヲ受ケタル權利及保險給付ヲ受クル權利ノ消滅時效ハ之ヲ一年トスルコト

(二)國民健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セザルコト

(三)保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セザルコト

(四)保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ザルコト

(五)組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戸籍ニ關シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得ルコト

(六)保險料其ノ他ノ徴收金ノ滯納ニ付テハ組合ハ市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求シ又ハ一定ノ場合ニ於テハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ

ル者ノ同意ヲ得テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

四、被保險者

(一)組合ハ組合員及組合員ノ世帶ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコト但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト

一、健康保險ノ被保險者

二、他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被保險者

三、特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以テ定ムルモノ

(二)前項(一)ノ規定ニ拘ラズ組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ世帶ニ屬スル者ヲ包括シテ被保險者ト爲サザルコトヲ得ルコト

五、事業

(一)保險給付

(イ)組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ、療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助產ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事由アル組合ハ助產ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得ルコト

(ロ)組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ(イ)ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得ルコト

(ハ)特別ノ事由アル組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ(イ)ノ給付ニ代ヘテ療養費助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ爲スコトヲ得ルコト

(ニ)療養、助產又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他必要アル場合ハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得ルコト

(ホ)組合ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帶ノ組合員)ヨリ徴收スルコトヲ得ルコト

(ヘ)保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額其ノ他保險給付ニ關シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

(二)保健施設

組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持增進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得ルコト

(三)費用

(イ)組合ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲組合員ヨリ保險料ヲ徴收スルコト

(ロ)組合ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得ルコト

(ハ)組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定期間保險給付ヲ受クル者ナカリシ世帶ノ組合員(組合員ノミヲ被保險者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受ケザリシ組合員)ニ對シ其ノ期間ノ保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得ルコト

(ニ)保險料ノ額、徴收方法及減免其ノ他保險料ニ關シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

六、管理

(一)組合ニ組合會ヲ置キ組合ノ重要事項ヲ議決セシムルコト

(二)組合ニ理事數人ヲ置キ組合事務ヲ執行セシムルコト

(三)理事中一人ヲ理事長トシ組合ヲ代表セシムルコト

(四)普通國民健康保險組合ニ在リテハ特別ノ事由ナキ限リ關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ヲ理事中ニ加ヘ之ヲ以テ理事長ニ充ツルコト

(五)組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得ルコト

七、分合及解散

(一)組合ノ分割、合併又ハ解散ハ組合會ニ於テ之ヲ議決シ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

(二)組合解散ノ場合ニ於ケル清算方法及財產處分ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

第三　國民健康保險組合聯合會

一、組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲國民健康保險組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

二、組合聯合會ハ之ヲ法人トスルコト

三、組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

第四　監督及補助

一、組合、組合ノ事業ヲ行フ法人及組合聯合會ハ厚生大臣及地方長官之ヲ監督スルコト

二、督監官廳ハ組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及財產ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ檢査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得ルコト

三、監督官廳ハ一定ノ場合ニ於テ組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ役員ノ職務ヲ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ルコト

四、監督官廳ハ一定ノ場合ニ於テ組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合ノ聯合會決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ解散ヲ命ズルコト（代行法人ニ在リテハ許可ノ取消ヲ爲スコト）ヲ得ルコト

五、組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ハ監督官廳ノ認可ヲ受クベキコト

六、國庫、道府縣及市町村ハ組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルコト

第五　國民健康保險委員會、訴願及訴訟

一、國民健康保險委員會

左ニ揭グル事項ヲ處理スル爲道府縣ニ關係各方面ノ代表者ヲ加ヘタル國民健康保險委員會ヲ設置スルコト

(一)保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ審査ヲ爲スコト

(二)監督官廳ノ付議スル組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ定ムル醫療機關ノ範圍ニ付審議答申ヲ爲スコト

(三)組合、組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ト醫療機關等トノ間ニ起リタル保險給付ニ關スル契約ニ付テノ紛爭ニ關シ其ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコト

二、訴願及訴訟

組合ノ爲シタル保險料其ノ他ノ徵收金ノ賦課徵收ノ處分又ハ滯納處分ニ不服アルモノハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ルコト

第六　雜則

一、營利ヲ目的トセザル社團法人ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ監督官廳ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得ルコト

其他の社會保險

その他の社會保險として考慮されるものは職員健康保險法及船員保險法である。職員健康保險法は國民の中堅層たる給料生活者を對象とする强制健康保險制度である。船員保險法は海上勞働者たる船員の保護を目的とする保險制度である。

現在に於ては右二つの保險制度は略〻國內輿論の要望する所であり、殊に現下の社會情勢に鑑み、是等の新しい立法施設を創設することは喫緊の要事であると考へられるので、政府に於ても資料を蒐集し目下調査研究中である。

社會行政

はしがき

玆に謂ふ社會行政とは狹義の概念であつて、主として公の費用に依つて一般庶民階級に給與又は便益を與へんとする公益的施設を營む行政作用を指稱する。狹義の社會行政は更にその內容及び目的により三つに大別せられる。即ち、生活能力なき者の救護を目的とする救護行政、一般庶民大衆の生活上の利便を增進せんとする福利行政、勞働力の需給調整を圖り且失業の防止と救濟を爲さんとする職業行政とに分つことが出來る。以下昭和十二年度に於ける狹義社會行政を概觀しよう。

救護行政

救護行政とは、我國固有の美俗たる隣保相扶の情誼を重んじ、社會連帶の思想を基調として一般國民のための公的義務救護を實現することを目的とする行政作用を指稱する。

社會事業法案　我國社會事業の現狀に鑑み其の適當な指導監督の制を設け、連絡統制の途を拓き、奬勵助成の方法を確立し、以て現下の非常時局に善處し、本邦公私社會事業の健全なる發展を圖らんが爲、政府は社會事業法を制定することゝなつた。社會事業法案は、かねて社會局に於て立案中であつたが、十二年十二月要綱案が作成され、十二月十三日社會事業調査會第十三回總會に於て諮問せられ、續いて數回の特別委員會の審議を經、特別委員會に於ける同要綱修正案及附帶決議案は滿場一致可決せられた。可決された社會事業法案要綱は第七十三議會に提出される事となつた。

社會事業法案要綱

第一　本法ハ左ニ揭グル社會事業ニ之ヲ適用スルコト

一　養老院、救護所其ノ他生活扶助ヲ目的トスル事業

二　育兒院、託兒所其ノ他兒童ノ保護ヲ目的トスル事業

三　施藥、救療其ノ他醫療又ハ助產ヲ目的トスル事業

四　授產場、宿泊所其ノ他經濟上ノ保護ヲ目的トスル事業

五　其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ

六　前各號ニ揭グル事業ニ關スル指導、聯絡統制又ハ助成ヲ目的

トスル事業

前項ノ事業ニシテ目的、規模其ノ他ノ事由ニ依リ本法ノ適用ヲ除外スベキモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第二　社會事業ヲ經營スル者事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲寄附金ヲ公募セントスル場合ハ地方長官ノ許可ヲ受クベキコト

前項ノ場合ニ於テ公募ガ二以上ノ道府縣ノ區域ニ渉ルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベキコト

社會事業ヲ廢止セントスル者ハ一定ノ期間以前ニ廢止ノ事由、保護ヲ受クル者ノ處置及財産ノ處分方法ヲ具シテ地方長官ニ屆出ヅルコト

第三　地方長官ハ社會事業ヲ經營スル者ニ對シ諸般ノ報告ヲ命ジ書類、帳簿ヲ徵シ其ノ他事業ニ關シ監督上必要ナル調査及指示ヲ爲スコトヲ得ルコト

第四　地方長官ハ社會事業ノ用ニ供スル施設ノ建物又ハ設備ニ付收容セラレタル者ノ處遇上必要アリト認ムルトキハ其ノ改良ヲ命ズルコトヲ得ルコト

社會事業ヲ經營スル者前項ノ處分ニ從ハザルトキハ地方長官ハ其ノ施設ノ建物又ハ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ルコト

前項ノ處分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ戒告スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト

第五　主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ中央社會事業委員會ノ意見ヲ聞キ道府縣又ハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ對シ社會事業ノ經營ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第六　地方長官ハ社會事業ヲ經營スル者ニ對シ保護ヲ要スル者ノ收容ヲ委託スルコトヲ得ルコト

前項ノ事業ニシテ目的、規模其ノ他ノ事由ニ依リ本法ノ適用ヲ除外スベキモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第七　社會事業ヲ經營スル者事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲寄附金ヲ公募セントスル場合ハ地方長官ノ許可ヲ受クベキコト

前項ノ場合ニ於テ公募ガ二以上ノ道府縣ノ區域ニ渉ルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベキコト

前二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ公募シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ收支ヲ地方長官又ハ主務大臣ニ報告スベキコト

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ公募シタル者其ノ收入ニ依リ施設シタル事業ヲ廢止セントスルトキハ事業ニ屬スル財產ノ處分ニ付地方長官又ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベキコト

第八　社會事業ヲ經營スル者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ事業ノ經營ニ關シ公益ヲ害スル所爲アリタルトキハ主務大臣ハ中央社會事業委員會ノ意見ヲ聞キ其ノ者ニ對シ社會事業ヲ經營スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ルコト

第九　國庫ハ社會事業ニ對シ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助スルコトヲ得ルコト

第十　社會事業ヲ經營スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得ルコト

一　施設ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキ

二　補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三　本法若ハ本法ニ基キテ設スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

第十一　社會事業ノ用ニ供スル土地建物等ニ關シテハ免稅ヲ爲スコト

第十二　本法ニ定ムルモノノ外中央社會事業委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ定ムルコト

第十三　社會事業ノ振興發達ヲ圖ル爲道府縣ハ地方社會事業委員會ヲ設置スルコトヲ得ルコト

地方社會事業委員會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第十四　社會事業ヲ經營スル者第七ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第八ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザルトキハ罰金ニ處スルコト

第十五　本法施行ノ際現ニ存スル社會事業ヲ經營スル者ハ本法施行後一定ノ期間內ニ第二ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲スコト

社會事業法施行ニ關する經費は總額五十三萬八千二百五十圓であつて、其の內社會事業團體に對する補助費は五十萬圓である。

救護法　救護法は、貧困の爲生活し得ない六十五歲以上の老衰者、十三歲以上の幼者、姙產婦及び不具癈疾、疾病、傷痍其の他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ひ得ざるものを救護することを目的とする法律であつて、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て公布せられ同七年一月一日から施行された。

本法は、我國に於て公的義務救護の原則を確立した劃期的救貧立法であるが、其の理想の實現を庶幾する上に於て遺憾の點が少くなかつたので、改正の必要を認められてゐたが、漸く、改正案が第七十議會に提出せられ、十二年三月三十一日法律第十八號として公布せられ、玆に其の趣旨の普及徹底を圖ることとなつた。（昭和十三年一月一日より施行）

次に本法改正の要旨を概說しよう。

（一）國庫補助率の改正　舊法第二十五條に於ては、（一）第十八條乃至第二十三條の規定に依り道府縣、市町村の負擔した費用、即ち一般救護費、埋葬費、委員費、（二）道府縣及市町村の設置したる救護施設の設備費及事務費、（三）私人の設置したる救護施設の設備費に對し、國庫はその「二分ノ一以內」を補助すると定められてゐたが、之を「二分ノ一」と改め、第二十五條第一項に但書を加へ（一）及（二）の費用にして町村の負擔に係るものに對しては、その「十二分ノ七」を補助することに改正された。

（二）委員に關する規定の改正　方面委員制度の法制化に伴ひ、從來方面委員を以て充てゐた此の委員を法律上も方面委員令に依る方面委員を以て充てることゝした、即ち第四條は「方面委員令ニ依ル方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス」と規定された。又第二十三條は第四條の改正に伴ひ「第四條ノ規定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ爲必要ナル費用ハ市町村ノ負擔トス」と改められたが、その趣旨に於ては舊法と異る所はない。

（三）扶養義務者より救護費用徵收に關する規定の追加　新法に於て

は、親族相扶の美風の保持に資し扶養義務者をして不當に義務を免れしむる事を回避する趣旨を以て新に第二十七條の二が加へられた。次の如し

第二十七條ノ二　救護ヲ受クル者ニ對シ民法ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スベキ者アルトキハ其ノ義務ノ範圍内ニ於テ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ其ノ者ヨリ徴收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル費用ノ徴收ニ關シ爭アルトキハ民事訴訟ニ依ルモノトス

昭和十二年度に於ては、救護費國庫補助豫算は、改正法施行に伴ふ増加所要額の三箇月分と現行法に依る救護の普及を圖る爲に増加する所要額と併せて約九十萬圓を増額し、既定豫算額約三百二十二萬圓と合し總額四百十二萬圓餘を計上せられたのであつて昭和十三年度以降に於ては改正法施行のための補助豫算が一箇年分を要するを以て昭和十二年度に比し増額せられる見込であり、改正法實施後に於いては救護人員は一箇年度約三十萬人、救護費總額約九百萬圓と推算せられて居り、昭和十年度の實績に比し救護人員及び救護費共約五割を増加すること、なる。尚、從來本法に依り救護せられたる十三歳以下の幼者及び幼兒哺育の母にして、今回制定せられたる母子保護法に該當する者に付ては同法に依り扶助せられることになり、此の分は前揭の數字に含まれないから、本法に依る救護は實質的には更に増大すること、なる。

次に救護法施行狀況を概觀しよう。

救護に要する費用は原則として市町村が負擔し道府縣は四分の一、國庫は二分の一以内を補助する事となつてゐる。併し乍ら昭和九、十年度は救護件數が著しく増加した爲國庫補助率は既定方針の五割を四割五分程度に低下せざるの止むなきに至つてゐる。昭和十一年度に於ては四割九分弱となり再び上昇した。左に國庫補助率の低減狀況を示す統計を揭げて參考に供しよう。

救護費國庫補助率低減狀況

年度	救護費（國庫補助基本額）	同上に對する國庫補助額	救護費に對する國庫補助額	備考
昭和六年度	五〇三、五〇六・〇三円	三五一、一七五・五一円	百分 七〇・〇〇	自一月至三月三箇月分見込額ヲ示ス
同七年度	三、八二三、五六〇・九二	一、一六六・四四	三〇・〇〇	
同八年度	五、五二四、七七五・五〇	二、四〇七・〇七	四三・五二	
同九年度	六、一五一、三五一・三五	二、七一九、三五四・二六	四四・四二	
同十年度	六、三五四、三七八・二二	二、七五四、九七一・四五	四三・〇〇	
同十一年度	六、五三三、一一九・〇五	二、六六一、五七四・四五	四五・二四	
同十二年度	六、七九四、四六六・〇〇	三、〇六六、四一九・〇〇		

備考　本調には臨時費を含まず

次に、本法實施以來の實績を見よう。

年度別救護實績調

年別	昭和六年度（自一月至三月分）	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	一ケ年平均
生活扶助 人員	四八、八五〇人	一三九、八三五	一七六、七六〇	一八五、九〇七	一八六、九四三	一九〇、〇三四	一七五、九〇五
生活扶助 金額	四三五、〇三五円	三、一六九、五五二	四、五四八、〇六一	五、〇五二、八九九	五、一六九、七九九	五、二四八、〇九一	四、五〇七、二四二
醫療 人員	四、九四二人（二、七二一）	一九、七三〇（一八、〇六八）	二三、〇九九（一八、三三〇）	二三、〇八九（一八、〇六八）	二三、一九〇（一八、〇九九）	二三、〇九九（一八、〇四〇）	二一、三八（六、六三四）
醫療 金額	三二、一八〇円	一三〇、三三八	一六七、三三〇	一六五、八六〇	一六七、七七七	一六七、一八〇	一四九、七九
助産 人員	三五二（三九）	一三、四八六（三四〇）	一四、七九（一八）	一三、四四八	一三、四四八	一四、六九六	一四、六九六
助産 金額	一、七六〇円	一三、四八六	一四、七九	一三、四四八	一三、四四八	一四、六九六	一四、六九六
生業扶助 人員	三六人（七）	一四一（一八）	三五（一七）	四四、九三五	四四、九三五	四四、九三五	四四、九三五
生業扶助 金額	六八八円	四、六九六	四、九三五	四四、九三五	四四、九三五	四四、九三五	四四、九三五
計 人員	五四四、三三八（二、七七七）	一七二、七〇八（一五四、六五八）	二一三、四六二（一九、〇一〇）	二一三、四六二（一九、〇一〇）	二一三、四六二（一九、〇一〇）	二一三、四六二（一九、〇一〇）	二一三、四六二（一九、〇一〇）
計 金額	四八〇、〇三二円	三、六四七、九三四	四、一七六、二一四	四、一七六、二一四	四、一七六、二一四	四、一七六、二一四	四、一七六、二一四
埋葬 人員	九八三人	三、八五三	八、〇四三	八、〇四三	八、〇四三	八、〇四三	八、〇四三
埋葬 金額	九四九円	三、八三五	八、三六	八、三六	八、三六	八、三六	八、三六
合計 金額	四八五、九八〇円	三、六四六、二六〇	四、一八四、二七〇	四、一八四、二七〇	四、一八四、二七〇	四、一八四、二七〇	四、一八四、二七〇

備考　一、人員欄に括弧を附したるは同一人にして二種以上の救護を受けたる者を再揭したるものなり、從つて合計欄

右側の數より括弧の數を控除したるものが實人員なり。

二、一箇年平均は昭和七、八、九、十、十一、五箇年の平均を示す。

母子保護制度　自ら生計を維持し且子女を養育する立場にありながら、貧困の故に其の責を果し得ない母に對し相當の扶助を與へ、安んじて子女の養育に當らしめ、兒童の健全なる發育を期することは、國家的見地からも、緊喫の要務の一つであると考

へられる。政府は、其の爲の立法的施設として母子保護法の制定を畫策し鋭意考究中の所、漸く第七十議會の協賛を經て昭和十二年法律第十九號として三月三十一日公布せられた。

今回の母子保護法は我國現下の社會事情に鑑み、貧困女子の救濟を以て先づ緊要なりと認め之を救貧制度として立案されたものである、我國の救貧制度としては、既に救護法がある。この救護法に於ては勞働能力ある者は之を救護しないに拘らず、母子保護法に於て子女教育の必要上勞働能力ある母に對しても扶助を爲すことゝしたのであつて、其のことは寡婦に對する國家の特別取扱と謂ふべきであり、同時に他面母子關係の尊重を意味する國家的宣言であるとも謂ひ得よう。

次に母子保護法の概要を說明しよう。

第一　扶助を受くる者

一、先づ扶助を受くる者は左の資格要件を具備せねばならぬ。（第一條）

(イ)　十三歳以下の子を擁する母であること。我國の家庭生活の實際に鑑み十三歳以下の孫を擁する祖母にして命令の定むるものは十三歳以下の子を擁する母と看做される。（第二條）（施行令第一條）

(ロ)　貧困のため生活すること能はず又はその子を養育すること能はざること。本法は救貧法制の系統に屬するものであるから「貧困の爲」をその最大要件としてゐるのである。

(ハ)　母に配偶者なきか、又配偶者あるも無きに準ずべき狀態にあること。母に勞働能力ある夫――內縁の夫をも含む――ある場合は本法を適用する限りでない。即ち、寡婦又は之に準ずる場合であつて、準ずる場合とは、母の配偶者が、(1)精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふこと能はざるとき、(2)行方不明なるとき、(3)法令に因り拘禁せられたるとき、(4)母子を遺棄したるときを謂ふ。

二、子女の養育を完うせしめようといふ本法の趣旨よりして、母親が「性行其の他の事由に因り子を養育するに適せざるとき」は扶助を爲さないのである。

三、扶助を受くる者と扶養義務者との關係。本法に於ては、扶養義務に關する民法の家族制度上の美風は之を尊重し「扶助を受くべき母子に夫々扶養義務者あり而してその者が扶養能力あるとき」は、その扶養義務者をして扶助をなさしめ本法では扶助しないのである。然し乍ら、「急迫の事情ある場合」は、扶養義務を顧慮する遑がないから、國家が臨機に扶養義務者に代つて扶助を爲すのである。

四、扶助を受くる者に對する注意及制裁

(イ)注意　本法は、扶助を受くる母親に對して、市町村長が「其の子の養育上必要なる注意」を與ふる權能を規定する。玆に謂ふ注意とは强制的性質を有するものではないから、母親は市町村長が與へた注意に從ふべき法律上の義務はないが、この注意を遵守しないときは市町村長は扶助を爲さゞることを得る。（第十條）

(ロ)制裁　扶助を受くる母が、(1)本法に基いて發する命令の規定に依る處分に從はないとき、(2)故なく扶助に關する調査を拒んだとき、(3)第七條の規定に依る市町村長の注意に從はないときは市町村長は初めから扶助を爲さず、又は一旦開始した扶助を取消すことを得る。

第二　扶助の種類及方法

一、扶助の種類として本法は左の四つを認めた。

(イ)生活扶助　母の生活に必要な資料又は之に要する費用を補給することである。

(ロ)養育扶助　子の養育に必要な費用を補給することであり、その方法は(イ)と同樣金錢又は物品の給與に依り行ふ。

(ハ)生業扶助　母にその家計を助くる生業を得しめる爲に行ふ扶助である。その方法は、生業に必要な器具、資料又は資金の貸與若は給與に依るのであり、その範圍も亦扶助を受くる者の自營の途を講ずるに必要な範圍に止めるのである。

(ニ)醫療　母又は子の疾病傷痍を治癒さす爲の扶助であり、之は醫師をして診察、處置、投藥等を行はしめるものであつて、原則として母の居宅に於て行ひ、必要あれば入院も許す。

二、扶助の方法　收容、居宅の二方法があるが、本法に於ては扶助は原則として母の居宅に於て之を行ふことゝし、唯入院等の如く必要ある場合に限り、例外的に「居宅以外の場所」に於ける扶助をも認めた。仍、必要以上の扶助をなすことは、本法の本旨でないから、扶助は「母の生活及子の養育に必要なる限度」に於て行ふことゝし、その範圍、程度及方法等に關しては勅令を以て標準を定むることゝした。

三、埋葬　扶助を受けてゐる母又は子が死亡した場合、後に殘された子又は母が埋葬を行ふことが出來ないのは普通であらうし、又その親族等にしても貧困のため埋葬費用を支出することが出來ない場合は少くない、故に斯かる場合は、扶助をなした市町村長は扶助の延長として自ら埋葬を行ふか、又は埋葬をなした者に對して埋葬費を支給することゝした。その費用支出の限度又は支出費用の市町村長への請求樣式等に關しては、勅令が之を定むる。

第三　扶助機關

一、扶助の執行機關　「母の居住地の市町村長」に限られる。その居住地に於ける居住期間の長短は之を問はないから、一旦母の居住さへ定まれば直ちに扶助は開始し得る。

二、扶助の補助機關　本法に於ても、救護法同樣、方面委員をして市町村長の行ふ母子保護事務を補助させることゝして居る。

第四　保護施設

救護法に於ては救護施設を認め、相當の效果を擧げてゐるので、本法に於てもそれに準じて、母子保護の施設を認め以て本制度運用の萬全を期することゝした。「母及其の子を保護する爲必要なる施設」とは所謂母子ホームである。勿論此種施設に附帶して授産、託兒等の施設を爲すことは適切である。而してこのやうな保護施設の「設置、管理、廢止其の他施設に關し必要なる事項」は命令の規定する所である。

本施設の設置主體に付ては、本法は別段の定めを設けてゐないが、「市町村及私人」が設置せんとする場合は地方長官の認可を受けねばならない。その保護施設に對しては一定の特典が與へられ

る。卽ち、「市町村の設置した保護施設の費用」及「私人の設置したる保護施設の設備に要する費用」に對しては、國庫は二分の一、道府縣は四分の一の補助をなし、又「主として保護施設の用に供する建物」及「其の建物の敷地其の他主として保護施設の用に供する土地」に對しては公共團體は租稅其の他の公課を課しえない。斯る特典を有するから此種の保護施設が「本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるとき」は地方長官は與へた認可を取消すことを得る。

第五　費用の負擔關係

母子保護に要する費用に關しては、本法は救護法の規定を準用してゐる。卽ち、國庫は、扶助及埋葬に要する費用、方面委員が職務を行ふ爲必要な費用、保護施設の費用に付ては、道府縣及市に對してはその二分の一、町村に對してはその十二分の七を補助し、道府縣は前述の費用に付ては、市町村に對して四分の一を補助することゝなつてゐる。

以上、母子保護法を概略說明したが、本法施行に關する費用は一箇年約四百七十三萬圓、其の中國庫補助額は約二百五十九萬圓餘であり、昭和十三年一月一日より施行されることゝなつた。昭和十二年度豫算に於ては三箇月分の國庫補助額六十四萬圓餘を計上してゐる。

參考の爲昭和十三年度母子保護所要經費の內譯を表示すれば下表の如くである。

かくして、本法施行の曉には多數の母子が溫かい法の手によつて救濟される事となつた。抑々本法施行前の狀況を一瞥するに、社會局の調査した所に依ると、昭和十年五月現在に於て、約九萬五千人の要保護母子が存在し、救護法又は公私團體經營の保護施設（全國に約四二存在する）が相當の活躍を爲してゐる。が、貧困母子の數がかくも多きに及んでは、其の救濟も徹底十分に行屆かない。今や、本法の實施により貧困母子の保護救濟は擴充徹底せられんとするのであるから、正に本法の制定は我國社會立法史上特筆に値するものである。

母子保護に要する經費區分

區分	經費總額	內譯 國	道府縣	市	町村	私人
生活扶助費	二、〇九一、八五四	一、一四六、一五三	五五三、五六三	二一二、八五五	二〇〇、三五三	
養育扶助費	二、三三四、三九三	一、二七三、三一〇	五九一、七三六	二三六、五二一	二三二、六二六	
醫療費	一五八、〇〇四	八六、五六八	四〇、二三三	一六、〇七八	一五、一五五	
生業扶助費	三、一七三	一、七三八	八〇四	三二五	三〇六	
埋葬費	四、四二二	二、四一六	一、一二三	四五一	四三	
委員費	三四、一二六	一八、八〇〇	八、三二八	三、四〇一	三、四八七	
施設費	一二八、五八三	六三、五一五	三一、五四五	七、四七一	八、四五二	七、八〇〇
計	四、七三四、六三四	二、五九二、七〇〇	一、二〇六、五二一	四七七、〇三三	四五〇、七八一	七、八〇〇

方面委員制度　方面委員制度の主たる目的は府縣知事其の他經營團體の代表機關が、地方民間の篤志家にして日常要保護者に接し得るやうな人を名譽職の委員に委囑し、隣保相扶の精神に基きよく實狀を知つてゐる近隣の貧困者に對し、合理的且組織的な救濟を行はしめ、以て救護行政の效果を完からしめようと謂ふに在る。

この制度の我國に於ける發端は、大正六年岡山縣濟生顧問の創始に在り、爾來社會情勢の推移は、かゝる制度の發達を促進し、又其の實績相當見るべきものがあつたので、各地方にこの制度は普及し、昭和三年には既に內地は勿論のこと外地に迄この制度が設けらるゝに至つた。

併し、從來は、方面委員制度は、各地方に於て任意に發達してゐたのであつて、相當の實績を擧げてはゐるが、其の機構並に運用の方途に付つぶさに檢討して見ると、十分なる活動を庶幾する上に於て未だ遺憾の點が少くない現狀であつたから、昭和十一年十一月勅令第三百九十八號を以て方面委員令を公布し（昭和十二年一月十五日より施行）本制度を法制化した。

その內容中注目すべき點を摘記すれば次の通である。

（一）方面委員は隣保相扶の醇風に則り互助共濟の精神を以て保護指導のことに從ふものであると規定する第一條は方面委員の指導精神を宣示したものである。

（二）方面委員の職務は、イ　擔任區域內に於ける居住者の生活狀態を調査し、ロ　擔任區域內に於ける扶掖を要する者の生活狀態を審にしその救護に遺漏なからしめ又はその自立向上を圖る爲必要な指導を爲すこと、ハ　社會施設との聯絡を密にしその機能を發揮せること、の三である。（第六條）

（三）東京橫濱兩市の外は道府縣が經營主體である。（第二條）

（四）方面委員銓衡會を設け委員の人選を愼重にした。（第五條）

（五）方面委員會に市町村長を出席せしめ委員と市町村當局との連絡に留意した。（第九條）

（六）方面事業委員會を設け方面事業の指導的役割を持たせた。（昭和十一年十一月十四日、內務省令第四十四號）

この方面委員令及關係省令により、方面委員制度の統制擴充が圖られ、併せて一層積極的指導監督を加へ各種社會事業運用の中樞機關として該制度の十分なる活動が促進せらるゝことゝなつたのである。

仍右の趣旨の具體的實現の方策として方面事業の指導監督に從事せしむる爲、政府は昭和十三年度豫算に於て、各地方廳に專任職員を設置する爲の經費を要求してゐる。

昭和十三年度豫算は昭和十二年度豫算に比し八、六一七圓を增加し五一、七〇〇圓（指導職員四七人分經費一〇三、四〇〇圓の二分の一補助）である。

次に內地に於ける方面委員制度の施行狀況を概觀しよう。

昭和十二年三月末現在に於て、方面委員制度が設置されてゐる市町村は、九千九十八を算し市町村總數一萬一千三百四十九に比すれば約八十%を占めてゐる。詳細は次に揭げる表に付知

られたい。

方面設置狀況（昭和十二年三月末現在）

市郡別	市町村總數	方面設置市町村數	同上方面數	方面未設置市町村數
市部	一三四	一三四	八五四	—
郡部	一一、二一五	八、九六四	八、五七三	二、二五一
計	一一、三四九	九、〇九八	九、四二七	二、二五一

方面委員の總數は、昭和十二年三月末現在に於て四萬六千二百六十四人に達した。この制度の經營主體は多く道府縣であつて、外に若干の市町村及民間團體がある。

是等の方面委員を選任する職能をもつ方面委員銓衡委員會の組織狀況を見るに昭和十二年三月末現在に於ては左の通である

委員長	委員	幹事	書記	計
四八	二九三	七九	一〇七	五二七

備考　委員長は道府縣に於ては學務部長、東京市・横濱市に於ては市助役が就任、岩手縣は未報告の爲除く。

次に、市町村別方面委員制度施行區域の世帶數及人口並に方面カード登錄世帶及人口調を紹介し、方面委員一人が幾世帶（及びその人員）を擔當してゐるかを統計により明かにしよう。（調査は何れも昭和十一年三月末現在のものである）。

一、市町村別方面委員制度施行區域總世帶及人口並方面カード登錄世帶及人口調

種別	總世帶數	方面カード登錄世帶數並人口 第一種	第二種	計
世帶 市町村	四、六一二、六七一	一一八、一一九	一六二、六三八	二八〇、七五七
	七、〇二五、九二〇	六七、三五五	二一六、七〇九	二八四、〇六四
人口 市町村	二二、五二九、五三四	四六〇、六九九	六六〇、九九五	一、一二一、六九四
	三六、二一五、七五八	二一七、三四二	八六八、七二八	一、〇八六、〇七〇
計 世帶	一一、六三八、五九一	一八五、四七四	三七九、三四七	五六四、八二一
計 人口	五八、七四五、二九二	六七八、〇四一	一、五二九、七二三	二、二〇七、七六四

二、市町村別方面委員一人當擔當世帶數並人口調（昭和十一年三月末現在）

種別	第一種	第二種	計
世帶 市町村	一二	一六	二八
	二	七	九
人口 市町村	四七	六七	一一四
	七	二六	三三

北海道舊土人保護法　北海道舊土人の保護に關しては、明治三十二年に北海道舊土人保護法が制定せられ、大正八年一部改正せられたが、爾來舊土人は教育の效果並に拓殖の進展に伴ふ社會的影響に依り著しく進歩を遂げ、言語、風俗、習慣等殆ど日本化したのみならず、四圍の情勢も拓殖の進展と共に變遷を來した結果、是等の新しい實情に適合すべく、本法の改正を行ひ、舊土人保護の完璧を期することゝなつた。改正法は第七十議會の協賛を經て、十二年三月三十一日法律第二十一號を以て公布せられ、七月一日より施行された。

次に改正の要旨を紹述しよう。

一、土地所有權の制限緩和　舊法は、舊土人に下付した土地に付て、舊土人がその土地所有權を喪失するに至るを憂へ、之が保護の目的を以て諸種の制限を設け、特に相續に依るの外讓渡することを禁じ又物權を設定することを禁じてゐる。この制限が却つて舊土人の經濟生活を阻害しつゝある現狀に鑑み、之が制限を緩和する必要があるが、その處分を直に全く自由にすることは土地を下付した趣旨に反し且舊土人保護の根本趣旨にも合致しないから、本法に依り下付した土地にして現に開墾を了した部分に限り北海道廳長官の許可を得ることを條件として之を讓渡し又は質權、永小作權者は地上權の設定を爲しうることゝした。これ今回改正の最も重要なる意義を有する點である。（第二條第二項）

二、經濟的保護生業助成の範圍擴張、舊法に於ては、生業助成の對象は專ら農業從業者に限られてゐたが、今回の改正に於ては、從來の勸農偏重を蟬脫し一般生業助成の途を開く趣旨から、廣く各種生業に要する器具、資料又は資金を給與しうることゝした。（法第四條）

三、不良住宅改善資金の補給　舊土人にしてその不良なる住宅を改善せんとする者には必要な資金を補給する途を新に開いた。これは新設規定である。（第七條ノ二）

四、舊土人小學校の廢止　從來、國費を以て舊土人の子弟の教育の爲に特別の小學校を設けてゐたが、道拓殖の進歩に伴ひ市町村の財政的基礎も漸次鞏固となり、小學校教育の施設亦充實を見、他面舊土人の風俗習慣も著しく內地人と同化したから、舊土人の爲に特別の小學校を設置する事は不必要となつた。從つて將來新設せず現在設置してゐるもの（八校）も特殊教育施設としては廢止することゝなつた。但し町村財政の都合上移管しがたい事情あるものに對しては當分の間之を存置しうることにした。（法第九條削除、附則第二項）

五、其の他　改正の主な點は以上四點であるが、その外に（イ）舊法に於ては、貧困者の子弟にして就學する者には「授業料」を給することゝなつてゐたが、之を「必要なる學資」に改めて、育英に一段と力を致すことゝした。（第七條）（ロ）舊土人の防貧、救貧に資する爲、舊土人が多數居住せる部落に、北海道廳長官その實情に應じ自ら施設をなし、或は施設をなす者に對し補助を與ふることゝし、以て舊土人の救護及福利の增進に資することゝした。（第七條の三）（ハ）舊法に於ては舊土人の共有財產の處分に關しては內務大臣の認可を要することゝなつてゐたものを、北海道廳長官に於て專決處分し得ることに改めた。（法第十條）（ニ）舊法に依れば、北海道廳長官は舊土人の保護を目的とする警察令を發しうるのであるが、今日の實情に於ては全くその必要がなくなつたと考へられるので、之を廢止した。（第十一條削除）

本法施行に要する經費は年額國費三七、八五八圓、舊土人共有財產支出、七、六五七圓計四五、五一五圓を豫算に計上してゐる。

本法に依り直接保護の對象となり得べきものは、北海道に在住する舊土人約一萬六千三百人（戶數約三千七百戶）に限られるが、「一視同仁の御叡旨を體して根本として同化の方針を以て」

進んでゐるので、純土人の數は漸減の傾向にある。同化融合政策は着々效果をあげてゐるのである。左に揭げる舊土人と和人との雜婚狀況はその一端を立證して餘りあると思ふ。

舊土人及和人の雜婚狀況（昭和十年六月現在）

舊土人の家にある和人			和人の家にある舊土人		
男	女	計	男	女	計
四七九	四三一	九一〇	四一一	五三九	九五一

罹災救助　我國は、氣候風土等の關係から風水害、震災、飢饉等の天變地異が比較的頻發し、從つて、之が救濟に關する制度は相當發達して來たが、明治十三年備荒儲蓄法の制定により立法的施設の確立を見、ついで明治三十二年現行罹災救助基金法の發布によつて罹災救助制度は整備充實せられるに至つた。その要旨は、府縣の貯蓄すべき最小額は五十萬圓とし、例外として、北海道は百萬圓、沖繩縣は二十萬圓である。その救濟範圍は、府縣住民の全部又は大多數が同一の災害を被つた場合救助するといふことにより限定せられてゐる。基金を以て支出すべき費目は避難所費、食料費、被服費、治療費、埋葬費、小屋掛費、就業費、學用品費、運搬用具費、人夫費であつて、府縣は內務大臣の認可を經て府縣令又は府縣條例等を發布し支出方法並に支出額の限度を規定しつゝある。

昭和十三年度初めに於て罹災救助基金現在高は全國を通じて九千百二萬圓に達し、北海道、沖繩縣を除けば一府縣當平均約一九九萬圓となつてゐる。

昭和十一年度救助費の支出は二十四萬六千圓餘にして、十年度に比し約一二九萬圓の減少を示す。而して實績に徵すれば、各年度共特に支出多きは、食料費、小屋掛費、就業費等である。

鄉倉助成　昭和九年、東北地方の冷害に因る大凶作に際し、常に自ら凶作に備へ隣保相扶けて地方の更生に資すべく適當な施設を講ぜしむる御趣旨を以て、同年十一月　天皇　皇后兩陛下より多額の資を御下賜あらせられた。

仍て政府は右御聖旨に副ひ奉る爲愼重考慮した結果、右御下賜金を基本として、東北地方に對し鄉倉の設置普及並に既設鄉倉の奬勵を爲すことゝし、昭和九、十兩年度分百六十三萬餘圓を關係縣へ夫々配布した。玆に於て各縣に於て銳意之が設置奬勵の計畫遂行に努めた結果、奬勵を爲した既設鄉倉千二十九棟、新設四千九百二十一棟、計六千百三十棟に及び、工事は昭和十年度を以て概ね完了したのである。

而して鄉倉は主として部落毎に鄉倉組合を組織し、組合員たる農家は大體毎年十二月末日迄にその年の貯穀を爲すものとし貯穀は五年位で滿量せしむる計畫を以てその遂行を奬勵してゐる。

昭和十一年末は建設完了後第二回の貯穀であつて、その成績を見るに略〻豫定通りの貯穀が實現された。昭和十二年に於ける米作は相當の增收を見たことゝ、他面國民精神總動員計畫中に加へられたことに因り、各府縣共豫定數量の貯穀を勸奬し昭和十一年に於て豫定の貯穀を爲しえざりしものに對しては補充貯穀を爲さしむる方針を以て督勵したから概ね豫期の成績を收め得た樣である。

次にその實績を數字に就て觀察しよう。

鄉倉貯穀狀況調（昭和十一年十二月末現在）

	鄉倉棟數	同上貯穀滿量豫定數 千石	貯穀石數 千石	蓄積現金 千円	鄉倉利用貯穀戶數 千戶	同上の內戶數 千戶
宮城	九四六	二六九・二	八七・一	二一・一	八九・九	五六・三
福島	一、二六九	三三〇・五	八〇・二	三一・四	八〇・一	八〇・一
岩手	一、一三一	三七三・七	九七・五	二九・六	一〇七・五	一〇一・九
青森	一、一三	二七五・五	四七・九	一九五・〇	一一六・〇	四五・二
山形	一、〇四六	二五九・八	八一・五	四三・三	七三・六	七三・六
秋田	八一八	一六五・六	四五・五	一四・七	六三・二	五四・八
計	七、三三三	一、五七三・七	四三九・六	三三七・六	五三〇・四	四一一・九

不便少からざるものがある。玆に於て、政府は庶民階級の經濟的保護施設の一つとして公益質屋法を制定し、昭和二年八月十日から實施したのである。

本法に於ては、貸付利率、利子計算方法、流質期間、質物處分方法等に就て、努めて利用者の便益を計ると俱に、經營者たる市町村又は公益法人に對しては、その設備費の二分の一の國庫補助をなし、之が設置を奬勵してゐる。尙その運轉資金及び設備費として低利資金を融通して公益質屋の普及發達を圖つてゐる。かくの如く政府が奬勵した結果、公益質屋はその數に於て法施行當時わづかに七十一箇所に過ぎなかつたが逐年增加して、昭和十二年四月三十日現在に於ては、市町村經營千九十六（十一年度に比し二十八增加）、公益法人經營二十二（十一年度に比し一減）、合計千百十八箇所の設置を見るに至つた。更に、農山漁村に於て不況が深化するに伴ひ、金融梗塞甚しきを加へるに及んで、政府は昭和七年以降極力是等の地方に之が設置奬勵に努力してゐる。この事は時局匡救對策の一方法としての意義を有つものである。

然しながら、之を民間質屋數昭和九年末現在一萬二千七百に比較すれば、問題にならない程些少であるから、將來一層の普及發達を圖り、之を廣く庶民階級の利用機關たらしむべく銳意努力してゐる次第である。次に本法實施以降に於ける公益質屋事業成績を數字について見れば次頁表の如くである。

福利行政

福利行政とは、一般庶民の精神的及物質的生活の進步向上を圖ることを目的とする行政作用を謂ふ。その主なるものは次の如くである。

經濟保護事業　イ　公益質屋　質業は周知の如く庶民金融機關として最も普及し且廣く利用されてゐるのであるが、民間の質屋は營利を目的とするものであるから、利用者にとつて、不利

此の統計について觀察するに、貸付口數、貸付金額共累年漸日・增の傾向を辿つてゐる。利用者數に付て見れば、勞働者最も多く、之に次いでは小商人、小工業者、農業者、俸給生活者、漁業者の順序を示してゐる。殊に昭和七年度以來、漁業者及農業者の利用者、昭和十一年度に於ては勞働者の利用者の增加が顯著である。

本

自昭和二年度
至同十一年度　公益質屋事業成績調

(一)　職業別利用者數

年度別	年度內業務取扱質屋數	勞働者	俸給生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	其の他	計
	八	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和二年度（同二年八月同三年三月）	二六一	三四三、九二一	九五、七九二	一〇八、四五一	一七六、八三五	三五、〇一八	一四、〇九三	六、一八三	三一、九八〇
同五年度	三一四	三九三、七九三	一二二、八八八	一三九、三五六	三九、三〇二	七七、三九〇	四四、九七六	一、二四四、三五〇	九六六、五四五
同六年度	三一四	八七六、九六六	二〇九、九八四	二九四、三二九	六〇八、四五三	二四四、六六六	二四六、八〇九	一、四八七、一〇一	一、七九三、一三五
同十年度	一、〇七九	九六五、七四一	二三四、三五一	二九九、三五一	六二七、八八六	二六二、四三三	一四〇、四六六	五〇九、四四六	三、〇三九、八八五
同十一年度	一、一二八								

(二)　貸付狀況

年度別	年度內業務取扱質屋數	貸付口數	貸付したる金額	貸付一口平均	年度末現在貸付金額
	八	口	円	円	円
昭和二年度（同二年八月同三年三月）	二六一	三二、三九一	一、六六二、三八二、四三	五〇、三四	九一九、四九九、一四
同五年度	三一四	一、三八、六七三	六、四四七九、八三三、二五	五〇、二七	三、八〇九、九七三、四四
同六年度	三一四	一、四三三、〇三〇	七、二四三、三九八、〇五	五〇、〇五	三、六七五、八九八、七六
同十年度	一、〇七九	三、四九七、四八七	一九、一八九、一三九、三四	五〇、四八	八、六〇〇、〇八二、八六
同十一年度	一、一二八	三、七二九、〇七七	二一、三二九、一七一、五七	五〇、七八	一〇、一六六、一八七、八七

ロ　住宅供給改善　我國に於て住宅問題が現實に發現したのは大正八、九年頃であつて、大戰後の好況に基因する人口の急激なる都市集中が主たる原因であると謂はれてゐる。爾來都市に於ける住宅難は漸次深刻化し、更に其傾向は大都市より小都市へ波及し、遂に庶民階級の生活に一大脅威を加ふるに至つた。

玆に於てか、政府は都市に於ける住宅の增加を圖り、併せてその質的改善を庶幾して、公共團體の住宅經營を奬勵し、之が建設に付ては低利資金を融通する事となつた。而して大正十年四月住宅組合法が施行せらるゝに至つたが、その眼目とせらるる所は互助的組織に依つて住宅の所有權を取得せしめんとするに在り、その目的を達成せんが爲低利資金の融通をなし以て事業を助成せんとするのである。昭和十一年迄に住宅建設資金として政府が融通した低利資金總額は一億三千六百九萬餘圓（未進店舖資金融通額千五百七十五萬餘圓を含む）に達してゐる。政府及公共團體等の努力が着々實を結んで、昭和四年度からは住宅難も漸次緩和されるに至り住宅資金の融通もそれに對應して減少を見てゐるやうな狀況である。更に昭和八年度からは、從來道府縣を經由して市町村住宅組合及公益法人等に轉貸した融資を市町村に對する部は直接貸とした。低利資金融通による住宅建設戸數は大正八年以降昭和十一年迄に約八萬三千九百三十一（內木進店舖向住宅建設戸數は六千百三十五戸）を算し、住宅組合數は昭和十二年十一月末現在に於て二千八百十七、組合員數は六千九百五十一萬八千餘人に達し、之が建築費は總額七千萬圓に垂んとしてゐる。更に農山漁村の住宅に付ても保健衛生上、將又經濟上改良すべき點が少くない。政府は是等に對しても努めて注意を拂ひつゝある。

右の一般住宅對策の外關東大震災の結果東京府外六縣に亘つて家屋の喪失夥しく、ために異常なる住宅難を來したので、政府は低利資金の融通によつて之が復舊を助成した。更に大正十四年の丹後但馬地方の震災、昭和二年の奥丹後地方の震災、昭和五年の豆相地方の震災、昭和八年三陸地方震嘯災及び昭和九年關西地方風水害其の他の天災に因る住宅の復舊に對しても其の都度資金の融通を行つて之が復舊を計りつゝある。尙震災義捐金の內一千萬圓を以て設立された財團法人同潤會をして東京府及神奈川縣下に普通住宅「アパートメントハウス」等を建設して住宅難緩和に資してゐる。

ハ　不良住宅地區改善　現在大都市に於ては、殆んど住宅と認め難いやうな不良住宅が多數存在し、衛生上並に風紀上甚だ寒心に堪へない狀態にある。さきに政府が全國に亘り不良住宅百戸以上集團した地區に就て調査したものに依ると、地區數二百十七、總面積約二百萬九千坪、住宅棟數四萬一千七百七十四棟、七萬二千六百十二世帶、居住者三十萬九千餘人に及んでゐる。玆に於て、政府は不良住宅改良事業に關する制度を確立し、先づ六大都市及びその隣接町村中の代表的地區より漸進的

に改良してゆく方策を樹て昭和二年七月より不良住宅地區改良法を施行した。之が實施に當つては公共團體或は公益法人をして行はしめ、政府は事業費の二分の一を補助することとし、その額昭和二年より十二年度末迄四百四十三萬圓に達してゐる。

ニ　社會事業の奬勵　近年社會問題が世人の注目を惹くに伴ひ、社會事業も漸次進歩發達して、諸般の施設も着々整備せられつゝある。然るに之に要する經費の調達は相當困難であつたから、政府は大正八年以降社會事業の發達を助成促進する爲の預金部低利資金の融通を實施してゐる。大正八年より昭和十一年迄の融通總額は住宅關係を除き三千五百七十四萬四千餘圓に達してゐる。その主なるものは大正八年より昭和十年迄に於て公益質屋の一千六百五十餘萬圓を筆頭に、公益市場、不良住宅地區改良、救療施設、宿泊所、地方改善地區改良事業、職業紹介所、生産資金、共同宿泊所、簡易食堂、共同浴場、託兒所、授産場、隣保事業等である。

敎化事業　イ　國民更生運動　國民更生運動とは、國民をして自力更生を圖らしめることを目的とする運動であつて、昭和七年九月から開始せられた。言ふまでもなく、それは最近の我國社會經濟情勢の要請に適合すべく生れたものである。爾來中央地方相呼應協力してその普及徹底に努力しつゝある。その具體的實行方策は、各省關係者又は民間團體關係者間の協議會（それは主として各種計畫の樹立、連絡方法等の打合せをなす）、各地方に於ける講演會、講習會、座談會等の開催が主要なものとして擧ぐることを得る。

ロ　隣保事業　勞働者その他の集團的居住地には、隣保事業（換言すれば綜合的社會施設）を經營して、勞働者その他庶民階級の物心兩面よりする生活の向上を計ることが肝要であると認められる。玆に於て、政府も從來助成交付金等の方法を以て之が經營を勸奬して來たが、實績の見るべきもの尠く、その數も極めて少い。由來隣保事業は主として民間篤志家に經營せられるものが多かつたが、是等はおほむね資力に乏しい憾あり、ために十分の活動をなしえなかつた。近時漸く公營化の傾向あり、ともかく、現時の狀態では公私營併存を認め且助成すべきで、政府は之に對して低利資金の融通を以て所期の效果を擧ぐるに努めてゐる。

協和事業　內務省警保局の調査に依れば內地在住朝鮮人の數は大正十三年末には十一萬八千餘人に過ぎなかつたものが、昭和十二年六月末約七十二萬九千人に達してゐる。而も言語、風俗、習慣、生活樣式等の點に於て內地人と異る所多く、その爲に種々面白からぬ問題を生じ、遺憾の點少しとしなかつた。之に對して政府はその生活改善向上に適當な指導を加へ、更に指導敎化の徹底を計る爲に所要經費（昭和十二年度に於ては國費五萬圓）を計上し相當の施設をなすこととなつた。

職業行政

勞務の需給調整を主要なる使命とする職業行政の分野にありては、昭和十一年九月職業紹介に關する行政機構の改善（其の經過、內容等に就ては本誌第百九十七號六〇頁乃至六二頁參照）が行はれ、職業紹介事業の一層の發展が所期せられたが、更に昭和十二年に入りては生産力の擴充と支那事變とに關聯して澎湃として起り來れる勞務需要增大の爲の當面の對應策として就職指導職員が設置せられた外、更に進んで是等勞務需給の根本的調整の爲多年の念願であつた職業紹介國營方針が愈々確立せらるるに至つた。洵に昭和十二年は職業紹介事業にとつて未曾有の大轉換の素地を作り上げた年であり、燦々たる炬火を望みつゝ過ぎにし年であつた。今夫等の事項を中心として昭和十二年に於ける職業行政を概觀する。

就職指導職員の設置　近年產業界の殷盛に伴ひ勞働需要漸く增加して、動ゝもすれば之が供給の圓滑を缺かんとする趨勢に在りたるが、實に國防の充實、國際收支の改善等の爲に生產力の擴充を必要とするに至り、之に伴つて勞働の需要は益々增大せんとする情勢を示した。然るに偶ゝ支那事變の勃發に遭ひ陸海軍作業廳を始め民間軍需工場等に於ける勞務要員は俄かに著しき增加を示すに至り、事變の推移如何に依りては、更に一層其の增大を見るやも圖り難く、斯る多數勞務要員を圓滑に供給するには相當の困難を豫想せらるゝに至つた。

他面圓滑なる人的資源の開發を期し、軍需勞務要員の優先的充足を圖らんが爲には、是等勞働力の主たる源泉であるべき農村の青少年の供給に就いて、之を產業界の自由に委ね產業上のみの見地より募集選擇を爲さしむることなく、勞務者の供給をして國の政策に順應せしめ、且、求職者個人の職業保護並農村振興の方策にも合致する樣考慮することが必要である。是等の諸事情に鑑みて、勞務者供給に關して就職上適當なる指導保護を加へ而も所要勞働力を圓滑に供給するの方策を講ずることは蓋し極めて緊要なことである。

職業紹介機關は、其の本來の使命よりして、斯る勞働需要の供給、就職保護について、其の中心機關となつて、國家的要求に對應すべき活動をなすべきこと勿論であるが、我國職業紹介機關の現狀は遺憾ながら其の能力微弱にして、殊に農村地方に於ける職業紹介所の活動は其の分布の不適正、內容の貧弱等よりして、甚だ不充分の狀態であつて到底現下の勞働需要に對して圓滑なる供給を希求することを得ない。仍而政府は當面の要求に即應する爲臨時應急の方策として、道府縣に就職指導職員を設置し職業紹介所、市町村長等の職業紹介機關を實地に就いて指導督勵し、其の能力の足らざるところを補ひ、生產力擴充に必要なるべき官業其他各種產業の求人並に現下の軍需勞務要員等に對して圓滑なる充足を圖り當面の勞務需要の充足に應ずると共に一面之に就職すべき青少年の保護の實を擧げん爲、第七十一回帝國議會の協賛を經て、其の所要經費一八八、〇〇〇圓

を勞務需給調整施設費として計上し、十二年十月より實施に移した。其の要綱は左の通りである。

昭和十二年度勞務需給調整施設要綱

一、就職指導職員ハ地方社會事業職員制ニ依ル「社會事業主事」、社會事業主事補ヲ以テ之ニ充ツルコト

二、就職指導職員ハ社會事業主事補二名（外ニ補助員一名）ヲ以テ就職指導移動班ヲ編成スルコト「社會事業主事ハ就職指導移動班ヲ統轄スルコト」

三、就職指導移動班ハ概ネ左記事項ニ付職業紹介所及市町村長ヲ實施ニ付督勵援助スルモノトス

イ、求職開拓

生産力擴充ノ爲ニ必要ナル官業其ノ他各種産業ノ求人ニ付テ之ガ求人條件ヲ周知セシムルト共ニ求職開拓ニ當ルコト

ロ、就職指導、職業相談

就職者殊ニ小學校卒業期兒童、一般青少年ニ對シ職業指導、職業相談ヲ行ヒ適職ノ斡旋ニ當ルコト

ハ、遠隔地就職者ノ保護

遠隔地ニ就職スル者ニ對シテハ必要ニ應ジ引率其ノ他保護ノ任ニ當ルコト——外一項

職業紹介調整方針の確立　勞務の需給調整に對する應急策は以上述べた如くであるが、飜つて見るに、我國現下の情勢は斯る臨時的應急策を以て足らず、國防産業等の國家政策に適應せしめ得る樣勞務の適正なる配置をなす爲の恒久制度の確立——即ち職業紹介所の國營——を齎らさずには居なかつた。

勞務の適正なる配置を圖る爲には、勞務需給調整機關を整備强化して國家的視野に立ち、國家的意圖に適應せしむる如く勞務の需給を調整し得る態勢を整ふることが必要である。

今次事變に際しても、當局に於ては軍需に關する勞務要員を最も迅速且適確に充足する爲、其の充足に關する取扱を定め、職業紹介機關を監勵して要員の充足に努めつゝあるのであるが、職業紹介機關の組織及內容が整備せざる爲必ずしも萬全を期すること能はざるの實狀である。又事業に伴ひ避くることを得ざる或種産業の滅産又は休止に因つて生ずる失業者の職業轉換を圖る上に於ても極めて必要なることながら現在の機構を以てしては圓滑に處理することを得ざる狀態にして、職業紹介機關の整備擴充の緊要なることは齊しく痛感せられてゐる處である。

又事變後の復員時に於ける歸鄉軍人の職業問題並傷痍軍人の職業斡旋の問題等は戰後の社會問題として解決すべき重要なる事項であるが、職業紹介機關を强化整備すると共に、一方入營者職業保障法を擴充徹底し兩々相俟つて之に對處するにあらざれば、到底所期の目的達成を希求することは至難であるであらう。更に今次事變の終了と共に産業開發の爲の生産力の擴充は愈々其の重要性を加へるであらうから、之に要する大規模の勞務要員を圓滑に供給する爲には、積極的に人的資源の開發を行ふことが必要である。

尙將來國家總動員の如き一朝有事の際には、高度の勞務管理がなさるべく、此場合職業紹介機關は其の中心機關として勞務管理を擔當すべきものなれば、今日より豫め之が陣容を整備し國家有事の際に何等の支障なきことを期することは蓋し緊要のことである。

又國家總動員に備へて國民登錄制を實施する場合を考ふるに其の登錄事項が職歷、技能及其の異動を主とする關係上職業紹介機關に於て之を擔當することが最も適當なるべく之が整備强化は國民登錄制實施の爲にも其の前提として不可缺事と云はねばなるまい。斯く觀じ來れば職業紹介機關の整備强化は平戰時を通じ最も緊急を要するものであるが、其の機能乃至目的の國家的性質に鑑み、現行制度の如く公共團體等をして運營せしむることは概ね次の如き理由の下に排除せられるのである。

(1)現在の市町村の實力を以てしては「打てば響く」が如き全國的に勞務の需給を調整する爲の職業紹介網を完備することが困難である。

(2)市町村の經濟力は大小區々なれば、全紹介所が有機的に活動し其の機能を發揮し得る樣各職業紹介所の內容を一定水準以上に充實せしむることが困難である。高率の補助金に依り市町村の負擔を輕減し得ると假定するも市町村吏員の身分、待遇等の制度不備なる現在に於ては今直ちに職員の充實を期待することが困難である。

(3)市町村は地方自治團體たる性質上國家的見地に立ち隣接他町村に亙りて活動する事に對し極めて消極的なるの弊あれば、國家的見地より勞務需給を調整するの必要ある今日、現行制度は根本的の排除理由がある。府縣營制度を採る場合に於ても地方自治團體たる性質上程度の差こそあれ市町村營の場合と同樣である。

以上の諸事情に鑑み職業紹介機關の整備强化は、我國現下の情勢上最も緊要事に屬し、而も其の機構は國營に依ることが最も肝要なれば、玆に職業紹介事業の國營方針が決定せられ、之に關する法案は必要なる經費豫算案と共に今期議會に提出せらるゝ豫定である。

（註）職業紹介制度改正要綱に就ては一月二十一日厚生大臣より職業紹介委員會に諮問せられ、同委員會は二月五日の總會に於て左記諮問原案を適當と認め且左の希望決議を附加して答申した。

職業紹介制度改正要綱

第一　勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲職業紹介事業ハ原則トシテ政府之ヲ管掌スルコト

第二　政府ノ管掌スル職業紹介事業ニ於テハ職業紹介ノ外職業指導職業補導其ノ他職業紹介上必要ナル事項ヲ行フコトヲ得ルコト

第三　職業紹介事業ヲ行フ爲道府縣區要ノ地ニ職業紹介所ヲ設クルコト

必要ニ應ジ日傭勞働其ノ他特定ノ職業紹介ノミヲ取扱フ專門ノ職業紹介所ヲ設クルコト

第四　職業紹介事業ノ執行ヲ便ナラシムル爲市（六大都市ニ在リテハ區）町村長ヲシテ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ掌ラシメ且職業紹介所聯絡委員ヲ置クコトヲ得ルコト

第五　職業紹介所ハ主務大臣及地方長官之ヲ統轄スルコト

第六　職業紹介事業ノ經營ニ關シ主務大臣ノ監督ノ下ニ職業紹介委員會ヲ置キ又地方長官ノ監督ノ下ニ職業紹介地方委員ヲ置クコトヲ得ルコト

第七　職業紹介所ノ行フ職業紹介ハ之ヲ無料トスルコト

第八　職業紹介所ニ關スル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ地方公共團體ヲシテ分擔セシムルコト

第九　道府縣市町村私人ノ經營スル職業補導又ハ就職後ノ補導ニ關スル施設ニ付テハ之ガ監督並助成ヲ爲スコトヲ得ルコト

第十　當分ノ內法人又ハ私人ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ職業紹介事業ヲ營ムコトヲ得ルコト

第十一　職業紹介類似事業ニ付テハ許可ヲ受ケシムルコト

（備考）

實施方針

第一　國營職業紹介所ハ昭和十三年度ヨリ逐次開設シ十四年度當初ヨリ全部ヲ開設スルモノトス

第二　既設ノ公共團體立職業紹介所ノ設備ニシテ國營職業紹介所ニ利用シ得ルモノハ成ルベク之ガ無償供用又ハ寄附ヲ受クルコト

第三　現在ノ職業紹介所ノ廢止ハ新法ニ依ル職業紹介所設置ト併行セシムルコト

第四　從前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ノ職員ハ原則トシテ國營職業紹介所ノ職員ニ採用スルコト

希望決議

職業紹介制度の改正は我國現下の情勢に鑑み最も時宜を得たる方策と認むるも、之が實施に當りては左記の諸點に付留意せられんことを希望す。

一、職業紹介事業の運用に關する事項

職業紹介事業の運營に付ては職業紹介委員會、職業紹介地方委員及職業紹介所聯絡委員の活用其他適當の方途を講じて民間との密接なる聯繫を保ち其の運用を實際的ならしむるに努むること

一、聯絡統制機關に關する事項

職業紹介の聯絡統制を最も有機的ならしむる爲、中央には强力なる一局又は外局を設け、地方には數府縣を統轄する地方統制機關を特設するか又は中央機關に專任の係官を置き現業的指導に當らしむる等の措置を講ずること

一、職員に關する事項

第一線機關たる職業紹介職員の資質に留意し廣く適材を起用するの方途を講ずると共に之が職員養成の機關をも設け其の資質向上に努め、又永く斯業に專念し得る樣之が優遇の途を講ずること

一、民間事業の統制に關する事項

民間の職業紹介事業並之が類似業の統制に關しては靈業、勞働兩方面の實情を充分參酌し勞働需給の圓滑を缺くことなきを期するこ

と

一、教育機關との聯絡に關する事項

職業紹介機關は產業界と最も緊密に接觸し其の勞務需給の情況を知悉するを以て常に教育機關との聯繫を保ち實業教育をして產業界の要望に可成一致せしむる樣努むること

職業紹介取扱狀況　職業紹介所數は職業紹介事務局の設置せられた大正十二年末に於ては僅かに一三五箇所であつたが、昭和十二年十月末現在に於ては七四六箇所の多きに上つてゐる。而して其の取扱部門も專門化し日傭勞働紹介所六二箇所、婦人專門紹介所八箇所、少年少女專門紹介所二箇所、知識階級專門紹介所一箇所、朝鮮人專門紹介所四箇所となつてゐる。

是等の職業紹介所に於ける取扱成績を見るに大正十二年職業紹介事務局開設當時に於ては三十一萬餘人を就職せしめたに過ぎなかつたが、其の後漸次增加して昭和十二年には九十六萬餘人の就職者を見るに至り、其の就職率も四六%を示すに至つた。殊に昭和十一年九月職業紹介事務局を廢止して職業紹介所の聯絡統一並監督を內務大臣及地方長官に移管して諸般の行政と共に綜合的に運營せしめらるゝこととなつてより其の成績は更に良好なるものがあるやうである。而して昭和九年よりは求人超過を示し、最近生產力擴充の必要なるに伴つて此の傾向は益々顯著に顯はれ、求人殺到著しく求人難を告げつゝある狀況である。又日傭勞働紹介は、昭和八年最も多く延千六百七十七萬餘人に達したが、其の後漸減の傾向を示し、昭和十二年には千十九萬餘人となつた。其の原因は失業應急事業の規模の縮小

一般職業紹介及び日傭勞働紹介取扱成績

區別	一般職業紹介			日傭勞働紹介		
	求人數	求職者數	就職者數	求人數	求職者數	就職者數
	人	人	人	人	人	人
大正十二年	八一七、四二七	七二〇、四三八	三一二、三五〇	一、一五八、二四四	一、三二八、六四八	一、〇九一、〇四七
昭和元年	七二九、七二〇	七八〇、六一五	二二三、五六三	二、一七九、三八四	二、四七七、七四六	二、一九五、九六九
同四年	七二〇、五二一	八八二、四九一	二六三、六六九	三、四七三、二三七	三、〇一〇、二八〇	二、六三三、三一五
同八年	一、四五一、九九八	一、五三八、二九一	六三三、三一五	六、八九七、一四三	一六、七九九、一五九	六四一、六四二
同十年	一、九二七、九八三	一、六七九、五六八	八一二、三二七	一〇、五九八、七七九	一二、八六七、二九五	九六六、一四一
同十一年	二、二九七、二一一	一、七八一、一四五	九六六、一四一	一〇、三五七、九三〇	一二、九六一、〇六一	
同十二年	二、八〇四、一六二	二、〇九二、三四八				

せられたる爲と、之に代るべき民間其の他一般事業に對する進出が充分でなかつたことに基くもの〻樣である。

以上一般職業紹介及日傭勞働紹介取扱の累年成績は前頁表の如くである。

次に他の就職斡旋取扱機關としての營利職業紹介事業及勞働者募集取締規則の適用ある募集從事者の取扱狀況を瞥見し、是等の機關と公益職業紹介所の取扱數の構成的變化に及ぶこととしよう。

營利職業紹介業者は大正十二年職業紹介事務局設置當時は一萬人を算して居たが、昭和二年營利職業紹介事業取締規則の實施を機として三千三百餘人に減じ、以後逐年減少の傾向を辿り昭和十三年三月末に於ては僅かに千九百七十四人となつた。是等營利業者を利用する求人數は年々百萬人內外を示し、就職者又年々五十萬內外なるも求職者は漸減の傾向に在り、昭和七年八十一萬人なりしが、昭和十一年に於ては七十一萬餘人に減少してゐる。

更に勞働者募集從事者に就て見るに、昭和元年に其の數二萬人を算へてゐた從事者は昭和十一年末には一萬六千餘人に激減し、其の募集實數も二十三、四萬人乃至四十萬人程度である。尙十二年度より募集從事者の許可は公益職業紹介所の機能の及ばざる限度に於て許可するの方針が採らるゝに至つた。

更に進んで以上三機關の就職者の機關別取扱狀況の構成的變化を見るに、昭和元年度に於ては、營利職業紹介五一・六%、勞働者募集從事者取扱三〇%、公益職業紹介一八・四%にして、公益職業紹介事業の普及發達に伴ひ營利職業紹介所或は勞働者募集從事者を利用するものが減少し、昭和十一年に於ては其の割合、公益職業紹介所四九%、營利職業紹介三二・三%、勞働者募集從事者一八・七%となり公益職業紹介の利用增加の傾向顯著なることを明瞭に物語つてゐる。

職業適性研究　各職業の作業狀態を所要能力に基き分析し、各職業の所要能力を明かにして、各職業の適職者撰擇に使用すべき檢査標準を定めて置くことは、一方平時に於て職業紹介の適正と迅速を期し、他方戰時に於ける勞働者動員に必須であることは、玆に絮說を要しないことであつて、本研究は從來資源局に於て行はれてゐたが研究の完成せるものは僅かに八職種に過ぎず、我國勞務需給の現狀よりすれば少くとも約九十職種に就いて調査を完成する必要あるを以て、資源局の調査を打切り昭和十二年六月より新に之が研究の爲の專任職員（技師一人及其他の職員若干名）が設置せられた。依而六月三日には關係諸官廳係官、工場代表者を招集して研究種目、研究實施工場等、其の實施に關する打合會が開催せられ、七月上旬より東京市中及近郊の十四工場に依賴して專任職員指導の下に研究調査が進められつゝある。

失業狀況　我國に於ける失業統計實地調査としては、大正十四年十月一日全國主要工場鑛山所在地二十四地域に付いて行はれたるものと、昭和五年十月一日國勢調査に附帶して全國的に行はれたる失業調査（失業者數三二二、五二七人）の二であるが、是等は何れも數年に一回行はれる云はゞ靜的調査の部類に屬するものと云つてよからう。此の缺陷補整の爲の所謂動的調査として、社會局に於ては昭和四年九月以降每月一日現在を以て各地方長官をして管下の失業者數を推定報告せしめ、失業增減の傾向察知の資料としてゐる。之に依れば昭和五年一月三十四萬五千人餘であつた失業者は、爾來每月增加して、同七年九月には五十萬六千人に上り失業狀況推定調査以來の最高記錄を示すに至つた。然れども同年後半期以降に於ける所謂時局匡救事業の施行と軍需品工業及び輸出品工業の好轉とに因り漸減の傾向に轉じ、昭和十二年に於ては二十九萬九千人餘に減じ、更に昭和十三年三月一日現在に於ては二十六萬五千人餘（內譯　給料生活者五七、七〇六人　日傭勞働者一三〇、〇八八人　其他の勞働者七八、〇五一人）に激減してゐる。以上を更に勞働者の種類別に區分して減少の狀態を見るに左表（昭和七年以降年平均失業者數調）に示す如く、給料生活者、日傭勞働者の夫よりも產業界進展の影響を最も良く享くる其他の勞働者（工場、鑛山其他一般產業の勞働者）の減少率がより大である。

種別	年別	給料生活者 實數	給料生活者 指數	日傭勞働者 實數	日傭勞働者 指數	其の他の勞働者 實數	其の他の勞働者 指數	合計 實數	合計 指數
昭和七年平均		八一、九七八	一〇〇	一九七、九三	一〇〇	二〇九、一九七	一〇〇	四八九、一六八	一〇〇
同	八年平均	七一、九九三	八八	一八九、九四一	九六	一五二、九二〇	七三	四一三、八五三	八五
同	九年平均	六八、三四六	八四	一八四、〇九五	九三	一二一、九七七	五八	三七四、三一八	七七
同	十年平均	六七、八四六	八三	一七三、三六六	八八	一二五、四一五	五五	三五六、五五七	七三
同	十一年平均	六七、一五七	八三	一六四、二一〇	八三	一一〇、四八八	五〇	三四〇、八五五	七〇
同	十二年平均	六二、八四三	七六	一四二、七七三	七二	九三、九三四	四四	二九九、五四一	六一

備考　右平均數は每月の數を合計し單純算術平均に依りたるものである。

四年十月一日全國主要工場鑛山所在地二十四地域に付いて行はれたるものと、昭和五年十月一日國勢調査に附帶して全國的に行はれたる失業調査（失業者數三二二、五二七人）の二であるが、是等は何れも數年に一回行はれる云はゞ靜的調査の部類に屬するものと云つてよからう。此の缺陷補整の爲の所謂動的調査として、社會局に於ては昭和四年九月以降每月一日現在を以て各地方長官をして管下の失業者數を推定報告せしめ、失業增減の傾向察知の資料としてゐる。之に依れば昭和五年一月三十四萬五千人餘であつた失業者は、爾來每月增加して、同七年九月には五十萬六千人に上り失業狀況推定調査以來の最高記錄を示すに至つた。然れども同年後半期以降に於ける所謂時局匡救事業の施行と軍需品工業及び輸出品工業の好轉とに因り漸減の傾向に轉じ、昭和十二年に於ては二十九萬九千人餘に減じ、更に昭和十三年三月一日現在に於ては二十六萬五千人餘（內譯　給料生活者五七、七〇六人　日傭勞働者一三〇、〇八八人　其他の勞働者七八、〇五一人）に激減してゐる。以上を更に勞働者の種類別に區分して減少の狀態を見るに左表（昭和七年以降年平均失業者數調）に示す如く、給料生活者、日傭勞働者の夫よりも產業界進展の影響を最も良く享くる其他の勞働者（工場、鑛山其他一般產業の勞働者）の減少率がより大である。

尙玆に注意すべきは是等現存失業者は一般に年配失業者或は勞働能力低きものであつて容易に普通の職業に轉換するを得ず長期間失業し、生活に窮迫し失業者救濟の爲に起興せらるゝ失業應急事業及官公益失業者使用事業に依り辛うじて救濟せられつゝある者が尠くないことである。現下勞働力不足の勞働事情

下にありて尙失業應急事業繼續施行の必要性は斯る見地より抽出せらるゝのであると思考せらる。

次に五十人以上の職工を使用する工場鑛山に於ける職工、鑛夫の解雇、雇入數を見るも亦以上の傾向と同樣であつて、昭和七年を轉機として從來の解雇超過より雇入超過に轉じ、之を昭和十二年一月より八月迄の累計に於て見るも、工場勞働者に於て二十三萬七千六百九十七人、鑛山勞働者に於て一萬七千三百十六人の雇入超過を示してゐる。

失業豫防施設　我國に於ける失業對策は、歐洲大戰後に於ける經濟的不況に基因する大量的失業者簇出と物價騰貴の爲是等失業者の生活難愈々甚しき現況に鑑み、大正十四年冬期を期し初めて政府が六大都市關係公共團體に對し、國庫の補助を交付し日傭勞働者の失業救濟土木事業を起興せしめたことに其の發展の礎石を置き、爾來失業狀勢の變動に即應して種々の對策が畫策せられて現在に及んでゐるが、現行失業對策として政府が失業應急施設費中より補助々成の途を講じてゐるものは一般勞働者失業應急事業、小額給料生活者失業應急事業、就勞統制費、失業者更生訓練施設の四である。

イ　一般勞働者失業應急事業　大正十四年政府が初めて失業救濟事業に對し、勞力費の二分の一の補助を交付し其の起興を助成した當時は所謂六大都市中心時代であつて、施行地域が大都市に限定せられ、其の救濟對象が日傭勞働者であり、施行時期が專ら冬期に限定せられてゐた。然るに昭和四年大戰後永續し來れる財界の不況が一層其の深度を增し、失業者亦頓に增大の傾向顯著なりしを以て、施行地域を從前の如く必ずしも六大都市に限定せず失業者多き地方なれば政府の助成の途を講ずることとし、又救濟對象を日傭勞働者のみとせず、且施行時期も冬期に限らざる事とした。尙十二年度より勞働手帳制度を設け其の作成に要する費用の二分の一を交付することゝし、玆に我國失業對策は從來の貌を更へて其の面目を改むるに至つた。其の後失業狀況は一路深化の傾向を辿り昭和七年には前述の如く失業者五十萬を突破するに至り、又同年後半期を期して施行せられたる農村匡救土木事業と失業救濟事業とは唇齒輔車の關係にあるを以て追加豫算を計上し更に助成が擴充され全國都市に殆ど本事業の施行を見るに至つた。尙十二年に於て失業救濟事業なる名稱が失業應急事業と改稱せられた。斯くして爾後每年失業狀勢に即應して本事業の施行を見てゐるが、昭和十二年の狀況は後記表示の通りである。尙玆に特記すべきは是等の事業は失業者に就勞の機會を與へ失業救濟の目的を達したることは勿論であるが、他面道路、河川、下水、港灣等の改良を促進し產業的使命にも甚だ大なる貢獻をなしたことである。

ロ　小額給料生活者失業應急事業　本事業は昭和四年失業救濟事業が大々的に擴充せられた際に創始せられたものである。此の點に於ても同年は我國失業政策史上特筆すべき年である。

本事業は一般勞働者失業應急事業と異り創設以來專ら六大都市關係公共團體に限られて居り、其の事業の種目は統計、調査、文書整理其他にして、國庫は之に對し就業手當に對しては官廳委託事項なるときは全額、公共團體事務なるときは二分の一、經常諸費に對しては二分の一の割合を以て補助金を交付するものである。

左に、一般勞働者失業應急事業及小額給料生活者失業應急事業を合したるものの累年成績及昭和十二年度に於ける事業別計畫を表示する。

（一）自大正十四年度 至昭和十一年度　失業應急（救濟）事業施行成績一覽表

年度	事業費支出額	勞力費豫算額	勞働者實際使用延人員	國庫補助金交付額	低利資金融通額
	円	円	人	円	円
大正十四年度	三、四九五、三九五・一四	一、四九四、六一八・〇四	八〇七、三五八	七三四、三〇三・〇五	—
大正十五年度	三、四六五、三〇九・三七	一、六二一、六七六・四七	八四六、五三二	七八九、六三七・四八	二〇、八三七、七〇〇
昭和元年度	三三、八四五、九七一・二九	九、三一四、九九三・八九	五、八九一、九二一	五、三五一、八五〇	五九、七三八、八〇〇
昭和五年度	六六、九一四、三三六・〇八	二六、二九二、八六二・三六	一四、三五五、三五〇	一四、三三二、一七七	三〇、三八五、〇〇〇
同六年度	六五、四四六、三六八・八八	二一、三七〇、一一四・八二	一一、八三三、四四七	一〇、四三五、一八七	三六、七〇七、九〇〇
同七年度	四九、四四〇、八五三・九五	一六、〇〇四、九五七・二五	七、二五五、一〇四	七、四五七、四〇一・二九	二四、一〇九、四〇〇
同八年度	三一、六〇五、四四四・三五	九、三四四、四二一・七三	五、八五五、三六八	五、三二二、九五九・三〇	一九、九九一、三一〇
同九年度	二三、八八五、六四四・五六	七、八〇二、九三七・九五	三、八九九、三六九	三、八三五、九六一・五四	一六、八四三、三〇〇
同十年度	二三、五四七、一三〇・〇四	七、九二七、九五〇・二三	三、九〇七、三五一	三、八五五、三六一・五四	一六、八四三、三〇〇

備考　各年度の支出額には前年度繰越事業の支出額を含むものとす。

（二） 昭和十二年度失業應急事業計畫（昭和十二年十二月十日現在）

		事業費豫算額 円	勞力費豫算額 円	勞働者使用豫算延人員 人	國庫補助見込額 円	低利資金割當額 円
一般勞働者失業應急事業 補助事業	前年度繰越	六、八六三、一七六	一、九八八、六二一	一、三三六、一四九	九〇六、三三六・〇三	—
	十二年度	七、五四八、七九九	一、八二六、二七一	一、二四四、九五〇	九二九、七四四・〇〇	二、九四三、九〇〇
	計	一四、四三一、九七五	三、八一四、八九一	二、五七一、〇九九	一、八三六、〇七〇・〇三	二、九四三、九〇〇
起債事業	前年度繰越	三、九九一、三八一	一、三四八、一五五	九四二、一〇五	—	—
	十二年度	一、七五三、五一五	五九九、八一三	四五九、三四一	—	一、七三八、一〇〇
	計	五、七四四、八九六	一、九四七、九六八	一、四〇一、四四六	—	一、七三八、一〇〇
小計	前年度繰越	一〇、八七四、五五七	三、三三六、七七五	二、二六八、二五四	九〇六、三三六・〇三	—
	十二年度	九、三〇一、三一四	二、四二六、〇八四	一、七〇四、二九一	九二九、七四四・〇〇	四、六八二、〇〇〇
	計	二〇、一七五、八七一	五、七六二、八五九	三、九七二、五四五	一、八三六、〇七〇・〇三	四、六八二、〇〇〇
小額給料生活者失業應急事業	十二年度	一、三二一、九三八	一、〇八五、一八一	八四八、八八二	七二六、一四一・〇〇	三一六、〇〇〇
合計	前年度繰越	一〇、八七四、五五七	三、三三六、七七五	二、二六八、二五四	九〇六、三三六・〇三	—
	十二年度	一〇、五三三、二五三	三、五一一、二六五	二、五五三、一七三	一、六四五、八八五・〇〇	四、九九七、〇〇〇
	計	二一、四〇七、八〇九	六、八四八、〇四〇	四、八二一、四二七	二、五五二、二二一・〇三	四、九九七、〇〇〇

て之が職員を設置した團體數は一〇、其の職員數は合計四〇人であつて之に要する國庫補助見込額は二二、二七〇圓である。

二 失業者更生訓練施設 失業應急事業は、窮迫せる失業者に差當り授職の機會を與へる當面の應急策に外ならぬのであつて、失業救濟の窮極の目的が、斯くして得られたる機會を契機として能ふ限り速に普通職業に轉換することにあることは、今茲に更めて說明を要しないことであるが、彼等失業者の多くは久しきに亙る失業と其の生活環境からして生活氣力を失ひ勤もすれば徒らに救濟施設のみに依賴依存せんとするに至る。斯る弊風を矯正して、失業者の發奮更生を促し之を指導して自立更生の途に進ましむることは蓋し失業應急事業の施設と相俟つて極めて緊要のことである。

斯る失業者更生訓練施設の助成は昭和十一年度より六大都市關係府縣及福岡縣下に對し所要經費の二分の一の國庫補助交付の下になされたが其の方法は概ね獨身靑壯年失業者を選拔して一定の屋舍に收容し、指導員と寢食を共にして、勤勞訓練、精神訓練、職業補導等敎化訓練を行ひ、勤儉獎勵をなし、訓練終了後は自營獨立の職業乃至常傭的職業に就かしむる樣斡旋するものである。

施設當初たる昭和十一年度に於ては十三箇所の訓練施設より二九六名の終了者を出し、是等終了者は現在僅か二名の未就職者を除いては何れも恒久的職業に轉じ、從來の生活より一變して更生の意氣に燃え勤勞生活に樂しんでゐるのである。又十二年度に於ては左記の如き計畫下に本更生訓練が行はれてゐる。

昭和十二年度失業者更生訓練施設計畫調

團體名		訓練方法	設置箇所數	收容人員 人	經費豫算額 円	同上內譯 專任指導員給料 円	同上內譯 屋舍費用 円	同上內譯 初度調辨費 円	同上內譯 其の他の諸費 円	國庫補助所要額 円	指導職員數 人	開始年月日	終了年月日	備考
東京市		直營	二	一二〇	五、六〇七	二、六九七	二八〇	—	二、六三〇	二、八〇三	三	一二、五、一	一三、三、三一	實施豫定計畫屋舍費用に對し二、〇〇〇圓の寄附金あり
				四〇	八、五三二	七六二	四、二八八	二、五〇〇	九八二	三、一五九	三	一二、一二、一	一三、三、三一	
				計一六〇	一四、一三九	三、四五九	四、五六八	二、五〇〇	三、六一二	五、九六三	六			
京都市		同	一	六〇	五、三九九	二、〇四〇	八〇〇	—	二、五五九	二、七〇〇	二	一二、四、一五	一三、三、一五	
大阪府		同	二	八〇	六、二六〇	二、二〇〇	六〇〇	—	三、四六〇	三、一三〇	四	一二、四、一	一三、三、三一	
大阪市		同	一	一二〇	七、八三八	三、〇三三	六二八	—	四、一七七	三、九一九	三	一二、四、一	一三、三、三一	
神奈川縣		同	二	一二〇	八、七一七	二、八三〇	九〇三	一、八二九	三、一四五	四、三五八	六	一二、四、一	一三、三、三一	
橫濱市		同	一	六〇	四、六三〇	二、〇四〇	五〇	—	二、五四〇	二、三一五	二	一二、四、一〇	一三、三、三〇	
神戶市	勞働者	同	一	四〇	四、〇四七	一、八五七	五九〇	—	一、六〇〇	二、〇二四	二	一二、四、一	一三、三、三一	
	俸給生活者	同	一	八〇	四、九七二	一、八五七	七七〇	—	二、三四五	二、四八六	二	一二、六、一	一三、五、三一	
	計	同	二	一二〇	九、〇一九	三、七一四	一、三六〇	—	三、九四五	四、五一〇	四			
名古屋市		同	一	六〇	二、四〇〇	九六〇	—	—	一、四四〇	一、二〇〇	二	一二、一一、二	一三、三、三一	
福岡縣		同	一	一〇〇	九、三九〇	一、四四〇	五、二〇〇	一、〇〇〇	一、七五〇	三、一九五	二	一二、八、一	一三、三、三一	屋舍費用に對し三、〇〇〇圓の寄附金あり
合計		同	一三	八六〇	六七、七九二	二一、七一六	一四、一〇九	五、三三九	二六、六二八	三一、二九〇	三一			

厚生省の新設確定

近衛内閣は其の抱懐する革新政策具現の一として國民體位向上、國民福祉増進の爲に各省に散在せる保健社會行政を統合強化し、之が主管省として保健社會省を新設すべく、七月九日の閣議に於て其の要綱を決定發表した。之に依れば新設省は五局（労働局、社會局、體力局、衛生局、醫務局）一院（外局としての保險院にして一課三局とす）より組織せられ、又道府縣には保健社會行政を綜合處理せしむる爲保健社會部を置くこと等である。次いで七月十四日内閣に保健社會省設置準備委員會が設置せられ十月一日より開設の豫定の下に着々準備が進められ、又新省設置に要する經費に就ては第七十一回帝國議會に於て其の協賛を見た。

然るに、時偶〻支那事變勃發したる爲、玆に同省の新設は暫く延期せられた形であつたが、其の後戰局は我に極めて有利に展開し、且事變の推移に伴ひ事變中及事變後に於ける銃後の社會的諸施設の擴充强化の必要愈々急なるものがあつた。依而政府は十二月三日の閣議に於て從前決定したる要綱に多少の變更を加へて再び保健社會省を設置するの議を決した。斯くて新省官制案は年末迫りたる十二月二十九日の樞密院本會議に於て可決せられたが、政府は中途に於て樞密院の意見を參酌し「保健社會省」なる名稱を厚生省と更め、又商工省より新省に移管することとしたる生命保險事業の監督に關する事項は移管中止となすことに方針を變更した。斯くして年内に於て其の必要なる手續を了へ新設確定を見た厚生省は明けて昭和十三年一月十一日雄々しく誕生し我國社會行政史上に一新紀元を劃することとなつた。尚近衛首相は新設省設置に當り次の如き談話を發表し其の使命を明かにすると共に其の達成の爲官民各方面の一致協力を要望した。

「凡ソ國民ノ健康ヲ增進シ、國民體力ノ向上ヲ圖リ以テ國民ノ精神力及ビ活動力ヲ充實スルト共ニ各種ノ社會政策的施設ヲ擴充シテ國民生活ノ安定ヲ圖ルコトハワガ國產業經濟及ビ國防ノ根本ヲナス重大事デアッテ眞ニ帝國百年ノ大計トイフベキデアル、シカルニワガ國ニオイテハ從來コノ方面ニ於ケル施設及ビ行政ハナホ十分デナク國民體力ハ顧ミテ遺憾ノ點尠カラヌモノガアッタ、政府ハコノ情勢ニ鑑ミ昨年七月新省設置ノ方針及ビソノ要綱ヲ決定シ議會ニ於テ關係豫算ノ成立ヲ見タガ時偶々支那事變ノ勃發ニ遭ヒソノ進展ニ伴ヒ更ニ愼重ナル考慮ヲ經テ今日コレガ開設ヲ見ルニ至ッタ

厚生省ニ於テハ右ノ目的達成ノタメ直接體力ノ向上ヲ目標トスル諸施設ノ擴充强化ヲ圖ルト共ニ他面體力ノ低下ハ國民ノ日常生活ニオケル幾多ノ不合理性ニ由來スル所尠カラヌ實情ニ鑑ミ國民生活ノ根柢ニ遡リ廣ク國民ノ日常生活ヲ改善合理化シテ以テ國民福祉增進ノ上ニ適切有效ナル方策ヲ確立實施セントスルモノデアル、特ニ現下ノ情勢ニ鑑ミレバ事變中及事變後ニ於ケル銃後ノ社會的諸施設ノ擴充徹底ハ、國民保健及ビ國民福祉ノ兩方面ニワタリ實ニ刻下喫緊ノ要務デアル、ヨッテコレラニ關スル諸般ノ行政ヲ綜合統一シ且コレヲ擴充刷新スルガタメニ、厚生省ノ創設ヲ見ルニ至ッタノデアル、官民各方面ノ一致協力ヲ仰ギテソノ機能ヲ有效ニ發揮スルニ勉メ以テ所期ノ目的ヲ達成センコトヲ切望シテ已マヌ次第デアル」

尙新設省の構成と所管事項を示せば次の通りである。

體力局

一　體力向上ノ企畫ニ關スル事項
二　體力向上ノ施設ニ關スル事項
三　體力調査ニ關スル事項
四　體育運動ニ關スル事項
五　妊產婦乳兒及兒童ノ衛生ニ關スル事項

衛生局

一　衣食住ノ衛生ニ關スル事項
二　衛生指導ニ關スル事項
三　醫事及藥事ニ關スル事項
四　其ノ他國民保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

豫防局

一　傳染病、地方病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項
二　檢疫ニ關スル事項
三　精神病ニ關スル事項
四　民族衛生ニ關スル事項

社會局

一　社會福利施設ニ關スル事項
二　救護及救療ニ關スル事項
三　軍事扶助ニ關スル事項
四　母子及兒童ノ保護ニ關スル事項
五　其ノ他社會事業ニ關スル事項
六　職業ノ紹介其ノ他勞務ノ需給ニ關スル事項

勞働局

一　勞働條件ニ關スル事項
二　工場及鑛山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事項
三　國際勞働事務ニ關スル統轄事項
四　其ノ他勞働ニ關スル事項

保險院

一　健康保險、勞働者災害扶助責任保險其ノ他ノ社會保險ニ關スル事項
二　簡易生命保險及郵便年金ニ關スル事項
三　前二號ニ揭グル保險ノ制度ノ企畫並ニ被保險者保健施設ノ企畫及統轄ニ關スル事項

（後記）

本篇は關係當局より提供せられたる資料に基き筆者に於て綜合編纂したるものである。

産業勞働

戰時の體制

顧に昭和十二年ほど多事多彩だつた年は恐らく近年稀であらう。二・二六事件のあとをうけた廣田內閣の庶政一新を旗幟とした所謂廣義國防は、一月末の同內閣總辭職、次いで宇垣氏の大命拜辭、越えて二月初に於ける林內閣成立となつて、狹義國防に轉換したと謂はれてゐる。廣義から狹義への轉回は著しい變化には相違ないが、然しその共通の立脚點は等しく準戰時的國防國策にあつたのである。而して三月末に於ける議會の突如解散、引續いて行はれた總選擧、五月末の林內閣總辭職、次いで六月初めに於ける近衞內閣の成立となり、新內閣は革新的政策の遂行を目ざし社會正義の具現を期して民心の融合に乘り出さんとした。處が、圖らずも七月初め蘆溝橋事件が突發し、總選擧後の特別議會に北支事變の關係經費が計上され、我不擴大方針の堅持にも拘らず南京政府の計畫的挑戰によつて中支、南支にも波及し支那事變にまで發展し、九月初めに臨時議會が召集され右の事變に對する全き體制がとゝのへられることになつた。つまり、事變が全面的に擴大し國際的摩擦の警戒を忽諸にし難い情勢に於て、總て國策の規模、態樣が純戰時的編成替を緊要とし、朝野擧つて確固たる意志の下にこゝに向つて邁進し、即ち、近衞內閣は戰時體制に向つて步一步前進し政治に、社會經濟に諸々の制度を再編し政策も亦この觀點よりして再樹立すべき使命を帶びたのである。

準戰時から戰時體制へ、これがこの年を特徵づける合言葉であつたが、言葉の內容は豐富且つ含蓄深く、ただに生產の分野に於ける重工業、化學工業への進轉に一層の拍車が加へられたばかりでなく、輸出入殊に輸入原料の關係を通してアウタルキーの確立へ進む等、機構的に法制的に戰時對應の色彩が著しく濃化され、これを一つの課題としてみれば、恐らく財政方面の觀察からして最も容易にその樣相を知り得よう。

豫算と公債

三十億を突破した所謂馬場豫算が結城藏相によつて修正され急激な膨脹をさけて二億圓餘の縮減のなされたのはそれ自體相當の努力であつた。とは言へ、馬場豫算に較べての減額は一億二千萬圓の地方財政調整交付金を主とし、一方軍事費支出は依然として多く、陸海合計の十四億は總豫算額の四割九分に當る。他面又、增稅案についても急激な變化をさけて一應馬場案を撤回し、臨時應急の措置としての改革案を作成し、臨時租稅增徵法案、法人資本稅法案、外貨債特別稅法案、揮發油稅法案及び有價證券移轉稅法案等がそれであるが、それも殆ど馬場案を基礎に作られたものである。かくて第七十議會を通じて修正された結城財政も結局、軍備の充實を中心として各種施設の經費膨脹をなし、公債政策補充の手段として租稅の役割を認め相當の增稅を行つた。

而して、一般物價の騰勢と生產資材の供給難が次年度豫算の編成により一層强く、或は豫算の圓滑なる消化を阻止するが如き事態を緩和する爲、各省をして要求額に物資概計別表を添付提出せしめんとの新たなる考慮が結城藏相によつてなされ一般の注目を惹いたのは五月初めと記憶する。處が、同月末の內閣總辭職により代つた近衞內閣に於て、賀屋藏相は早々一、國際收支の適合方策の確立 二、物資需給の適合方策の確立 三、生產力の擴充に關する具體的方策の確立 即ち、謂ふところの財政經濟政策の三原則を聲明した。第七十一議會は組閣後まもなく開かれ、從つて提出法案も前議會に審議未了に終つたものゝ一部と緊急を要するものとに限られたが、北支事變突發直後應急的措置として第二豫備金から一千二十萬圓の公債による事件費が支出され、旬日を出でずして同事件費第二次追加豫算として四億一千九百六十萬圓が附加されたから、同年度本豫算にこれを合すると三十四億九千萬圓といふ大豫算である。この事件費と平行して國庫第二豫備金の補充を中心に追加千三百萬圓、產金奬勵その他の追加を含めて通計五億數千萬圓にのぼる追加豫算が公債の問題と絡み北支事件特別稅の立案ともなり一億餘の增稅となつたが、殘り八割の四億は公債によりそれ自體變らず、更に事變の擴大によつて開かれた第七十二議會に於ては計二十億七千五百萬圓、中二十億二千二百萬圓を公債で賄ふといふ大豫算を通過せしめた。而して、臨時軍事費特別會計は今次事變の軍事費を特別會計の年度區切りなしにしたもので、かくて先の特別議會までの分をも合算すれば實に三十餘億に及ぶ公債額となるのである。

この多額の公債消化について、先づ預金部資金、簡易保險積立金等を動員し金資金特別會計に於ても相當引受けることになつたが、民間金融機關の協力に俟つところまた多く、事實第一回北支事件公債一億圓は國債シンヂケート團が引受けてゐる。從來、公債の根幹は預金部その他政府機關の引受を除き、原則として一旦日銀が引受け所謂マーケット・オペレーションで銀行に賣却する方法をとつて來たが、事變發生以來公債發行額の增加を見越して右第一回事件公債は日銀引受によらず、國債シンヂケート團の引受による公募であつた。が、日銀引受の原則は

これによつて變更されたものでなく、又さきに日銀が國債擔保貸付利率を一錢から九厘に引下げたのも公債保有に便を計つたものである。一般の資金動員として小額公債の賣出も十一月中旬から行はれた。而して、これら引受のうち金資金特別會計引受による興業債券の如き注目すべきものがあると同時に、公債の發行が八月下旬に日銀引受赤字債二億圓、九月中旬及び十月中旬に前記シ團引受の事件債一億圓、十月中旬に日銀引受事件費二億圓、十一月中旬に預金部及び日銀引受の同じく二億圓、次いで十二月に六億と年末迄に十三億に及んだが、なほ十九億にのぼる豫定額が十三年に繰越されてゐる事等を考へ合せると引受方法の表面だけを以て公債消化をいふのは素より不充分、或は一歩踏み込み更に、かゝる多額の公債に應ずる流通、生産の仕組の問題が大きな課題として課せられたと見られよう。

金融と爲替

年初來引締りの狀態にあつた金融は、事變の發生と八月に至つて相當逼迫し、從來の貸出最高限を緩和し且つ日歩を最低日歩に變へた日銀は、八月九日に貸出期限に關する內規を廢し、また商業手形の見返有價證券の種類を擴張し、十日には日銀から興銀を通じて生產資金の供給を行ふべきことが表明され、翌十一日には日銀の社債優遇方針を既發の社債にも及ぼし且つ時局關係一流債を見返とする手形には最低利率を一率に適用することになり、更に十三日には時局關係一流事業會社に對する興銀の所謂社債前貸手形に對しても再割引の形式で同じく最低率で融通のこと、他方また十二日には預金部資金三千萬圓が興銀を通じてコール市場に出される等、僅かな日時に目まぐるしいばかりの緩和策が講ぜられ、當時に於ける金融狀態が尋常でなかつたこともかゝる緩和策の續發から容易に想像され得よう。越えて九月に入つてからの短期市場は大分弛み、短資に對する積極的な諸工作による一應の緩和が認められる一方に、長期市場に緩和の見られ難いやうなやゝ依然たる狀態は同時にまた考慮されねばならぬ。

さて一月初めに實施された爲替管理の強化に次いで、三月初めから金現送が開始され數回に亘つて七月迄に三億數千萬圓にのぼる金の現送をみたが、更に、特別議會に於て產金法、金準備評價法及び金資金特別會計法が設定された。前者は金の增產を保護奬勵し必要に應じて使用、消費を制限し金を政府の手に集中管理し得るやう規定し、後者の金準備評價法は日銀、鮮銀、臺銀の金準備の評價換を行ひ、生じたる利益を國庫に歸せしめこの評價益で新たに金資金特別會計を設け、日銀から評價換と同時に金地金を買取る外以後金の買入を行つて現送し、なほ餘裕金は國債の引受並に一部興業債券の買入れに充てる。金現送、金資金運用等の爲替對策に引續き爲替水準維持のため八月下旬に民間爲替銀行間に對英爲替一志二片確保の協定が成立し、更

に臨時議會に於ては爲替管理法の再改正及び輸出入臨時措置法の制定がみられ、七月有效期限の延長と共に許可制擴大し特別議會に於て無爲替輸入をも許可事項とした爲替管理の强化は、再改正により在外資金、外國債權等を日銀に賣却又は處分せしむることを命じ得ることになり、臨時措置法によつて、貿易調整法は更に一歩を進められた。

入超と臨時措置

こゝに財政經濟政策の所謂三原則の一つの國際收支の視野に觸れてみる必要がある。簡單に昭和十一年の對外貿易をみるに輸出が二十六億九千三百萬圓、輸入が二十七億六千四百萬圓で差引七千百萬圓の入超となり、十年に較べて輸出は七分八厘の增、輸入は一割一分八厘の增加で、出超が逆に入超となり輸出入尻は惡化してゐる。貿易外收支は、經常的收支に於て受取超過二億三千三百萬圓、臨時的收支に於て支拂超過二億六千九百萬圓、差引三千六百萬圓の支拂超過である。而して十二年に於ける對外貿易は一月一億圓の入超、二月七千萬圓、三月一億二千萬圓と引續き入超をつゞけ、上半期六月迄の累計輸出が十五億、輸入二十一億が差引六億の入超となり、十一年同期の入超二億七千萬圓に較べて著しい增加である。かゝる貿易尻、延いて國際收支惡化の趨勢を背景として、前記爲替管理の强化、金現送等の諸對策がよりよく理解さるべきであると同時に、なほ特別議會で通過をみた貿易及び關係產業の調整に關する法律、貿易組合法等が顧みられねばならない。貿易組合法は從來の輸出組合法を改正、特に組合の任意設立のみでは不充分として設立を命じ得ることにし、新たに輸入組合制度を設け、また貿易組合聯合會及び組合中央會を設けることゝして輸出入の統制に向つたが、それは斷る迄もなく貿易組合中央會なる協同組織を通じての自治的統制が行はれる譯で、更に一歩を進めて貿易調整法は、業者の自治的統制では未だ不充分の場合又は統制によつて生ずべき貿易と國內產業との不調を調整するもので年限を限つた臨時立法である。處が、時局の進展は右の如き國際收支對策を更に進め、臨時議會に於て、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律が制定され、本法はその規定に即ち「政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運用ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定メル所ニヨリ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得」と、ある如く事變緊急の甚だ廣汎な統制强化であつて、この措置法に基いて十月に臨時輸出入許可規則が公布された。この規則によつて、許可なくして輸出或は輸入のなし得ない品目は、甲(輸入制限)實棉及び繰綿・羊毛、山羊毛及び駱駝毛・木材の三品目、乙(輸入禁止)裝飾品・食料品・娛樂運動器具・織物類等二百六十九品目、丙(輸出禁止)兎毛皮・ナフタリン・硝酸・屑又は故の纖維、屑の綿纖維・綿襤褸・屑紙・安知母尼及び硫化安知母尼の七品目が先づ採りあげられた。而

して、これら品目の選定はたゞかゝる品目の決定がなされたといふばかりでなく、これを對外貿易乃至國内産業の構成内容と結びつけて考へるときに一層意義深からう。尤も、差し當つて重要なのは貿易の内容殊に輸入のそれで、上半期に於ける輸入額をみるに依然として多い原料品の輸入が十三億二千萬圓、十一年同期に較べて三割四分の増加、次で原料用製品は四億五千萬圓で十二割といふ激増、全製品は二億一千萬圓で三割七分の増加、食料品は一億四千萬圓で七分の増加となり、品別にすると實綿及び繰綿が六億三千萬圓で三割九分の増加、羊毛の二億五千萬、鐵類の一億八千萬、原油及び重油の八千萬、生ゴムの七千萬等々が續き、十一年同期に較べて増率の甚しいのは銅の二十割八分、鐵類合計の十三割九分、生ゴムの十三割四分などが目立つ。なほ、その後の輸入を加算しても、右の事情から同様に注意せねばならぬのは原料品及び原料用製品の輸入増嵩、品別に金額の上から特に鐵類輸入の著増で、從つて累増する全體の輸入を出來るだけ縮少せしむるやう有效な措置の採られたことは必然で、それの具體的あらはれとして右の制限若くは禁止の品目決定がみられ得る。更に、貿易發表一部商品の項目削除はあつたが、十二年の對外貿易總額をみると輸出三十一億七千萬圓、輸入三十七億八千萬圓で差引六億の入超を示し、輸出額での全製品は十八億九千萬、原料用製品は八億一千萬、食料品二億四千萬、原料品一億三千萬圓で十一年に較べると總て増加であり、また輸入額での原料品は十九億九千萬、原料用製品は十億九千萬、全製品四億二千萬、食料品二億五千萬圓で十一年に較べると同樣總て増額であつて、輸入原料用製品の十三割に及ぶ激増振りと同じく全製品の四割三分の著増とは共に大きな關心事でなければならぬ。

資金の調整

對外關係の臨時措置法と密接に關聯して、臨時議會に於て、臨時資金調整法の制定をみたのは、前記財經三原則の一つである物資需給の視野にも觸れて注視すべきであらう。臨時措置法にも、輸入の制限その他の事由により需給關係の調整を必要とする物品につき措置をなし得と明かな規定をみるのであるが、資金調整法に於ては先づ「本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及ヒ資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國内資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス。」とあつて資金々融の面から國内的調整を圖るので主なる要點は、一方に事業資金を許可制とし（但し、金融機關の自治的統制を認む）不急事業への資金流入を防ぎ他方、時局産業への資金誘導のため興銀の債券發行を五億圓を限つて擴張し政府はその元利支拂を保證し金資特別會計資金を興業債券に運用し得ることとし、なほ公債消化のため勸銀をして收入二億に達するまでの貯蓄債券を發行せしめ、これら運用の事務は日銀に委任するといふので、九月十日に公布され十五日にその一部（臨時資金調整

委員會）が施行され、二十五日施行令が公布され二十七日から全般的の施行をみたのである。

而して、こゝに特記すべき事業資金の調整については、金融機關が事業に屬する設備の新設、擴張若くは改良に關する資金の貸付をなし又は有價證券の應募、引受若くは募集の取扱をなさんとするときに政府の許可を要し、證券引受業者が有價證券の應募、引受若くは募集の取扱をなさんとするとき亦同じとされ、また命令の定むる會社の設立は政府の認可を受けずには效力を生ぜず會社の資本増加、合併又は目的變更も命令の定むるものについて亦同じとあつて、それらが政府の許可又は認可事項となつてゐるとは言へ、前者には法に自治的調整が認められてあり後者には施行令に資本金一定額以上に限るとあり、なほ許可又は認可の事務は日銀の取扱ふところとし、同行に資金調整局が新に設けられるやうになつた。而も、事業資金調整の重大なる内容をなす許可、不許可の業種は如何といふに、抽象的には自ら明かで、國防に直接關係ある産業及びかゝる産業と密接なる關係にある基礎産業で(イ)生産設備の不足してゐるもの(ロ)近い將來に於て生産設備の不足を來たすと豫想されるものが、原則として事業設備の新設、擴張の認めらるべき産業。生産設備の過剰な事業、贅澤品の製造業、この際不急、不要と認められる事業が、原則として事業設備の新設、擴張の認められない産業。この兩者に屬せぬ産業、それは國防との關係、國際收支との關係その他諸般の事情を考慮して決定さるべきであるが孰れかといへば新設、擴張の認めらるべきものとされよう。

九月末から年末迄僅か三箇月餘。殊に當初に於ては經過的事業設備に對するものも相當多いこと、推測され、また實際十一月中旬迄の許可資金額が纖維工業に二億圓、その他の不急事業に屬するものに二億圓と、ほゞ總額の半ばが後述乙、丙の部類に屬する事業によつて占められたとも言はれてゐる。が、ともかく年末迄に銀行、信託及び保險等金融機關の自治調整事業設備資金の標準別貸出は甲類二億六十一萬圓(七割二分)、乙類六千七百十四萬圓(二割四分)、丙類千百八十九萬圓(四分)、計二億七千九百六十五萬圓で、この中で銀行の貸出は二億三千百九十六萬圓(八割三分)に達し大部分を占めてゐる。また調整法の第四條に基く許可申請件數は千十二件、金額十七億九千八百萬圓で、この中審査委員會で認可又は許可されたものが九百九十一件、金額十七億六千九十三萬圓であつて、なほ當初提出の申請を取下げたもの、計畫變更縮小をなしたるものが六十八件、金額七千六百九十二萬圓で、結局法の施行によつて抑制された資金額は一億千四百八十二萬圓となり、更に認可又は許可されだ資金が純然たる事業の擴張に使用された金額は九億五千二十六萬圓で、甲類が五億七千三百十六萬圓(六割)、乙類が二億三千六百九十萬圓(二割五分)、丙類が一億四千十九萬圓(一割五分)で、事實甲類が過半を占めてゐることを知る。この外、官廳の協議同意せ

るものは七千百十八萬圓である。

産業發展の特色

物資及び資金の需給適合に、國內資金の使途を調整する具體的な臨時資金調整法にまで記し進んだこゝに於ては、前記財經三原則の殘されたる一つの生產力擴充の視野に自ら觸れ擴められねばならない。不急不要な部面への資金流入を防ぎ緊急部面へ積極的に資金誘導を圖るのが、事業資金調整の謂はゞ建前でこのことは見方を代へれば時局に照應して必要な、かくありたしとする要求の一つの端的な現はれとも見られよう。そこで、資金調整の許否を定める具體的標準の決定が特に重視され、國內產業の構成內容、謂ふところの生產力擴充と緊密に深く關聯が持たされることになる。既に右に甲、乙、丙と分類名だけは示して置いたが、こゝにその內容と共に記すならば（甲）軍需に直接關係あるもの及び密接なる關係にあるもので、生產設備の不足せるもの又は不足を來たすと豫想されるもので、金、銅、鐵、石炭、石油等の採鑛業、自動車及び航空機製造業、兵器製造業、硫安製造業等百餘の事業が選ばれ、甲に屬する事業は原則として許可され、たゞ事業の重要なるもの及び不許可の處分をする場合には臨時資金審査委員會に附議する（乙）軍需との關係、國際收支との關係、その他を考慮して適當と認めたるものに限り許可され、人造纖維製造業、パルプ製造業、飼料加工業、製材業等二百十餘が選ばれ、乙に屬して事業の重要なるものは同じく審査委員會に附議する（丙）全般的見地から比較的必要の薄い物品、即ち、不急不要品に關するもの及び生產の過剩なもので、紡績業、寫眞機及び蓄音機製造業、石鹼化粧品類の製造業、酒造業等百五十餘が選ばれ、丙に屬する事業は特別の事由あり且つ審査委員會の議を經たるもの以外は原則的に不許可とされる。

而も、我國產業の近年に於ける著しい特徵として、重工業、化學工業の目醒しい發展が種々指摘されてゐるのは既に一般に周知のことである。簡單に、日本工業發展論からその樣相を數字的に摘記してみるに、少し遡つた大正末期に較べての兩三年前の狀態は、先づ資本金額の點に於て輕工業の二割四分增といふに對し重工業、化學工業が九割增と著しい差を示し、次いで工場數の點からすれば輕工業の五割二分增といふに對して重工業、化學工業が九割七分增とその差著しく、職工數の點からすると輕工業の一割四分增に對して重工業、化學工業の八割三分增でその差は一層大きく、また生產額、換算金額からすると輕工業の五割九分增に對し重工業、化學工業が二十五割四分の增で、殆ど比較にならぬ程の大差を示す。從つて、輕工業と重工業、化學工業との總體の中に占める夫々の地位なり割合なりは著しく異つてき、十年足らずの間に、輕工業は、總體の中に占める資本金の割合が三割六分から二割七分に低下し、工場數は七割五分から七割に、職工數は七割三分から六割二分に、生產金額は七割三分から五割五分へと孰れも低下した反面に、重工業、化學工業は先づ資本金の割合が六割四分から七割三分に增嵩し、次いで工場數が二割五分から三割へ、職工數が二割七分から三割八分へ、また生產金額が二割七分から四割五分へと皆孰れも增嵩した。而して、その內容につき特に重工業、化學工業に於て資本金の增加に比して工場數又は職工數の增加のより大なること及び生產金額の增大の著しいこと等が注目されるが更に、その發展の時期につき一應相當の發展をみせた恐慌前、その後生產金額の增加に比して資本金の停滯、工場數及び職工數に幾分の增加をみせた時期、次いで資本金その他總てに亘つて可成りの增加をみせた時期等二、三の段階を經て來たことも併せ注意さるべきであらう。然し、重工業、化學工業の著しい發展の傾向は端的、簡明には計畫資本の動向に鮮明にみられ、僅かな期間に輕工業と重工業、化學工業との計畫資本の割合は四對六から三對七に、三對七から二對八へと大體八割程度を前後するやうになつたのである。

處で、この計畫資本は日銀の一般的調べによると先づ十年が十四億、十一年が二十億、十二年が三十數億と增嵩し、これが內容に於て上記產業の特徵的發展傾向を明かにし得るが、こゝに十二年に於けるものにつき、その主なる新設及び增資の九月迄の累計金額をみるに、運輸業が一億二千三百八十萬圓で十一年の同期に較べて十割の增加、鑛業が二億二千百十萬圓で十一年同期に較べて十八割の增、製造工業は十五億千六百六十萬圓で十一年とは比較にならぬ激增振りを示し、その內譯に於ける紡績業は八千九百五十萬圓で十一年に較べて四割の增加、製絲業は四千百六十萬圓で二十九割の增、更に化學工業は四億七千八百八十萬圓で三十六割の著增を示す。而も、この九月から資金調整の實施をみたのであるから產業發展の特徵的色彩は一層濃厚となるであらう。

なほ、特別議會に於ては製鐵事業法、人造石油製造事業法等の制定をもみた。

勞働人員と賃銀指數

偖又、特に勞働の方面につき日銀の勞働統計によつて勞働人員指數をみるに、去る十年の平均（但し大正十五年を一〇〇とし以下同じ）は九九・九で九年に較べての增加率が九分四厘、十一年の平均は一〇五・五で同じく十年に較べて五分六厘の增率をみせ、十二年は一月以降一〇九・〇、一一〇・〇、一一一・八、一一六・四、一一七・一、一一七・六と上半期の指數で既に同年に於ける可成りの增率を豫想せしめた。而も、この間に於ける重工業、化學工業部面の著しい增大は言ふ迄もない。

勞働人員指數のかゝる上昇は、即ち勞力需要の顯著なる增勢を如實に示し、そこに自ら種々の問題が齎されることになつた。

推定失業率（社會局調）は先づ十年六月の四・五九％から十一年六月の四・四二％に、次いで十二年六月の三・七九％へと著しく低下し、勞力不足の聲は職工の募集難殊に早くは紡績業に於ける女工拂底の言葉にも聞かれ、更に臨時工及び熟練工の問題、或は勞働强化のことなど夫々充分留意さるべきものがある。最近その增加が著しいと一般に注目されてゐる臨時工は兩三年前既に少くも三十萬人と推定され、それは職工百人以上の工場で臨時職工及び人夫名儀の職工を使用するものが七百五十四工場、全國のこの種工場の約三割に當り、その數八萬八十七人といふ社會局調を基礎とした推算で、事業別にはこれも重工業關係に於けるもの丶割合が高い。熟練工についてはその不足、從つて、勞働强化も熟練工のそれが注意さるべきであるが、これが補給の對策をみるに、特別議會に於て追加豫算の通過をみた熟練工養成の概要は、機械工の養成として國營養成所を東京、大阪、名古屋に建設し一箇年普通機械工七百五十人、役付工三百人を養成し、又民間會社二十箇所を指定して一箇所につき一箇年普通機械工五十人づつ計千人の養成を委託する。二、鑛山現場係員の養成として一箇年二百人を委託。三、炭坑現場係員の養成として一箇年に四百人を委託し、この外に文部省關係の工業技術者の養成が約二千人といはれてゐる。民間側に於ても亦これが養成のことに種々努めてゐるが、熟練工の不足補給は、議會通過前の商工省豫算案にみる國營の二千乃至三千人、民間の四千五百人、計一箇年七千人程度の養成を以て直接事足るものではなく、熟練工の爭奪、これが防止の協定、或は職業紹介所を通じての夥しい求人數からも容易にそれを知らう。尤も、案としては前內閣當時既に、生產力擴充の源泉として廣く一般勞力の補給、その培養について種々考慮され、特に成年勞働者の勞働時間制限、婦人及び少年勞働者の就業時間の一層の制限短縮等が攻究され、なほ商店法案の提出なども目論みられたが、現實には勞力の不足そのものから幾多の困難を伴つて、寧ろ積極的補給策へ進むのが自然の勢の如くであつた。然し、勞働の强化は東京商工會議所の勞働時間指數（但し十一年一月を一〇〇とする）が十二年一月一〇一・一、二月一〇六・三、三月一〇七・二と順に增大してゐることからもその片鱗がうかゞはれるやうに次第に强く、所謂連動の言葉も耳に繁く、かゝる事態に處して勞働保護の必要が愈々痛感され臨時議會後の十月に軍需工場に對し示された社會局の指導方針、通牒は具體的保護の主なるものとして注目さるべく即ち一、一日の就業時間は殘業を含めて原則として十二時間以內のこと。二、特に長時間勞働を必要とする場合に於ても十四時間以內のこと。三、休日は少くも月二回のこと。四、臨時緊急の場合、機械修理、交替班の轉換その他已むを得ざる場合に限り前三項に拘らず就業時間を延長、又は休日を廢し得ること。五、交替制の採用等々がこれである。而して他面、賃銀は日銀の勞働賃銀指數（但し大正十五年を一〇〇とする）によるとき先づ定額賃銀は、去る十年の平均が八一・三で九年に較べての減少率が一分九厘、十一の平均が八〇・七で十年に較べ七厘の減率、十二年は一月以降八一・五、八一・七、八一・六、八一・四、八一・八、八二・四と上半期だけでも十一年に較べて孰れも上昇、珍しくも反騰の勢を示したことを知り、これが初任給及び本給の引上げに基づくことも察知され又、實收賃銀は先づ十年の平均が九一・一で九年に較べて一厘の減率、十一年の平均が九一・八で十年に較べての增加率が八厘、十二年は一月以降九二・七、九五・五、九七・〇、九四・九、九五・八、九六・六と上半期だけをみるも相當顯著なる騰勢を知るのであつて內譯の事業別に仔細にみればその指數上昇の主なる原因が重工業、化學工業部面のそれに存することも知られ、早出、夜業、徹夜等による時間の延長をも同時に考慮せねばなるまい。更に實質賃銀は、日銀の東京小賣物價指數で（但し基準を同樣大正十五年にして）右の實收賃銀指數を除した謂はゞ實質賃銀指數としてみるときに、十年の平均は一一九・五で九年に較べての減少率は二分一厘、十一年の平均は一一四・七で十年に較べて四分の減少率、十二年は一月以降は一〇八・七、一一一・四、一一二・九、一〇九・八、一一〇・九、一一二・二と上半期一般に低調をつゞけ、實收賃銀の上つた割にこの指數は上らず、つまり賃銀もこれを實質的にみれば、物價の値上りが大きくひゞいて必ずしもよくない。

かくて物價騰貴の問題にも入れば、更により廣く一般的な次の物價對策についても一言觸れねばなるまい。十一年秋以來の鐵を始め一般物價の著しい高騰に對處する爲に、臨時物價對策委員會設置のことが決定したのは四月で、翌月中旬第一回委員會が開かれ大體、鐵鋼、石炭、配給組織、產業統制、通貨金融、原料、消費等の諸部門につき審議される模樣であつたが、現內閣になつてからの七月に、鐵及びその他の金屬に關する小委員會、石炭、動力、運賃に關する小委員會、生活必需品に關する小委員會等が設けられることゝなり、引續き審議し十一月には夫々答申案の決定をみたのであるが、十二月に入つて一先づ從來の委員會はこれを廢し新たに企畫院內に物價對策委員會を設くることゝした。なほ、特に鐵については四月中旬、鐵關稅免除の緊急勅令、鐵鋼在荷の調整を主眼とする商工省令の公布、特別議會に於ける鐵の輸入稅免除に關する法律案の通過、次いで輸出入品等措置法に基く商工省令鐵鋼工作物築造許可規則の施行等種々あるが、一般的に價格抑制の最も端的な、而も事變の直後に採られたものとして八月三日改正、即日施行された暴利取締令のことも爲念こゝに附け加へて置かう。施行當時の適用品二十六種は十月に金屬製品以下六種が加はり三十二種の多きに及んだのである。

人的資源と工業動員

最近に於ける物價の高騰を直接物資の不足に結びつけ、物資の增加をはかる爲の生産力擴充を强調することには相當の疑問もあるが、同じ生産力の擴充でも單に物的方面のみでなく、その源泉をなす謂はゞ人的資源の方面が重視されるやうになつたことは特筆すべきで、前に一言簡單に觸れた勞力の培養の如きこれにあたる。加之、より廣くこれをみれば國民體位の向上とも言ふべく、去る第七十議會に於ては保健所設置、無醫村の診療機關普及、結核豫防對策等の施設計畫が通過し保健國策の萬全を期する爲その後、獨立省設置の論も盛んに、或は保健地區制度の採用、或は國民體力管理法案の制定等種々目論みられたが、就中、重要視すべきは國民健康保險法案であらう。而して壯丁の體位と特に密接なる關聯をもつて國民體位向上の必要が切實となり、特別議會に於て保健社會省(假稱)新設に要する經費の承認通過をみ、十月一日を期して新省開設の事と一應定められた。十三年春開設の厚生省がそれである。更に、かゝる勞力培養より或は寧ろ一步手前の勞力需給の調整については、これまた種々の考慮が拂はれたが、最も注目すべきものとして職業紹介國營化のことがある。職業紹介のこの改正の主眼とするところは、從來の紹介法に於ては失業者の救濟乃至個々人の斡旋に力點を置き市町村の公營を建前としてゐたが、國營化を斷行して國防、國家の產業勞働政策に順應して需要者と求職者の希望をその線に沿つて實現するやう、勞務の適正なる配置をなさんとするもので、即ち勞働統制への前進である。而して猶、臨時議會に於ては軍需工業動員法の適用に關する法律案の通過をみた。

軍需工業動員法は大正七年の制定にかゝり、その內容は大別して產業及び交通に關する處置(產業及び交通動員)、從業者に關する處置(國民勞働動員)に分かれて、この外に各般の調査實施のための法文が含まれるが、特に產業についてみれば、戰時に於て政府は、軍需工場及びそれに供給する原料燃料製造工場、電力動力發生工場、若くはこれに轉用し得る工場を管理、使用、收用し得るとし、又、軍需品の生產修理貯藏のため土地家屋その他の工作物を管理、使用、收用し得とし、更に、そこに働くべき從業者を供用せしめ得るとし、運用の如何により徹底した產業の戰時管理が出來得ること、なつてゐる。臨時議會に於ては戰時にのみ適用の本法を今次事變に適用即ち「軍需工業動員法中戰時ニ關スル規定ハ支那事變ニ亦之ヲ適用ス」といふので九月十日に發布即日施行、而して實際には右適用に伴ふ工場事業場管理令で「軍需工業動員法第二條ノ規定ニ依ル工場及事業場並ニ其ノ附屬設備(以下工場事業場ト稱ス)ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル」といふ管理令(勅令)が九月二十五日に公布即日施行されたのである。

以上述べ來たつたところを顧に、本稿の冒頭に記した如く昭和十二年は誠に多事多彩、從つて之が記述もやゝ多岐に亙り過ぎて却つて中心を失ひ、平面的羅列に過ぎて歸するところを失つたかの憾が深い。然し他面、かく中心を離れてやゝ廣く謂はば外圍的な部面の觀察を行ひそれと密接に結びついて中心に及ぶ、さうした中に多事多彩だつたこの年の一つの特色もうかゞはれよう。誰しもが感ずるこの年の最も大きな動きは、準戰時から純戰時體制への移行であつて、總てはこの大きな流れの中の部分々々として觀得されよう。處で、先づ財政の上からは豫算の膨脹或は軍事豫算の增大があり、これを賄ふべき財源から更に公債の問題もあり、進んで財政及び經濟の兩方面から國際收支適合の具體策も採られ、物資需給の適合に關しては國內產業發展の上から注目さるべき資金調整法の制定をもみ、生產力の擴充は物的方面から人的方面へと寧ろ源泉的に擴大し人的資源愛護の言葉も屢々耳にされた。而して、財政經濟政策の所謂三原則については以上に於ては便宜上總て個々的に記したが、夫々が別個のものでなく、相互に緊密に關聯し三位一體たるは素よりであつて、この綜合原則が財經政策運營の基調をなしたのであるから一般經濟情勢の動きも基いをそこに見出さねばなるまい。かゝる意味合ひを以てすれば、本稿も以上の如き概觀に了らず寧ろ更に集中的に、綜合三原則の線に沿つて如何に適應し又如何なる影響をも受けたかと具體的中心に集中さるべきであつたのであらう。

農村の問題

猶、農村關係の問題についても簡單にこゝに附記して置きたい。去る第七十議會に於ては絲價安定施設法、漁船保險法、森林火災保險法等の制定をみたのであるが、審議未了となつたものには農地法案を始め負債整理特融その他數法案があり、特別議會に於ては右特融案、詳しく言へば農村負債整理資金特別融通及び損失補償法案が通過し、それは、一、負債整理資金の融通について從來の市町村の外に產業組合中央金庫及び勸銀よりの融通を認め、勸銀よりの貸付は不動產擔保負債の整理のための資金を個人に對して貸付ける。二、負債整理資金の貸付總額を十箇年に五億に增額。三、損失補償總額を一億二千萬圓に增額四、一世帶に對する貸付最高限を三千圓に引上げ特別の場合(主として不動產擔保)は五千圓迄とする。つまり負債整理に關する法の改善であり、更に臨時議會に於ては米穀の應急措置に關する法律、臨時馬の移動制限に關する法律、臨時肥料配給統制法等の制定をみたのである。

而して今、特に肥料についてみるに、右の臨時配給統制法では政府の適當と認むるものをして政府の監督の下に肥料の買入及び政府の許可を得たる價格による販賣、輸移入等を內容とする配給統制上必要なる事業を行はしめ、また肥料製造業者乃至その組織する法人に對して、その製造又は取扱にかゝる肥料を賣

渡すべきことを命じ得ること、し、且つ政府が必要ありと認めるときは肥料の販賣、使用、消費、移動又は輸出入に關して命令をなし得るやう定められてある。尤も、十一月下旬に公布された施行令では差當り硫安のみに適用され、又、その適用に基いて設定された硫安販賣株式會社は外安の輸入、價格調整、需給圓滑を一手に引受けることになつた。硫安は、言ふ迄もなく、販賣肥料中最も主なるもので輸入額も亦多く、從つてこれに對しては從來とも種々考慮され重要肥料業統制法や公定價格設定のことも同時に顧みらるべきであらうが、臨時議會に於て外安十三萬噸輸入補償分として百四十餘萬圓の追加豫算が計上され又、八月下旬に硫安配給豫備貯藏規則を施行して硫安の供給減に備へるため全購聯をして約五萬噸の貯藏をなさしめたこと等が右の公布施行令と併せみられる。然し、こゝに注意し考ふべきは所謂財經の三原則で、國際收支の上からは化學肥料製品及び原料の輸入を成るべく制限せねばならず、さりとて物資需給の上からは出來得る限り肥料の需給を圓滑にせねばならず、臨時配給統制法にも、「政府ハ支那事變ニ關聯シ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲」とあつて肥料需給の圓滑を期し、更に農業に於ける生產力擴充の上からは一層圓滑充分なる肥料の配給が緊要となり、殊に硫安を通じて右の事情をみるならば、如何に三原則が相互に表裏緊密な關係をもつて三位一體たるべきかゞた易く知られよう。

事變發生後、特に目立つたものとしては、勞力不足の問題がある。出征應召、馬匹徵發による勞力の直接的減退許りでなく、軍需工業方面の勞力吸收による農業勞力の間接的減退が相當大きい。軍需生產力擴充のため事變物發以來十月末迄にその方面に吸收された員數は靑森縣の八千五百人、廣島縣の八千人、愛知縣の七千人等を始めとして二十八府縣を通じて五萬六千人に及ぶと謂はれ、全國を通じて詳細にみれば更に多數に上らう。こゝに農業生產力の維持、殊に銃後農村對策として勞力補給調整の問題が自ら浮び上がる。農林當局は事變に對處し緊急措置をなし、就中、八月中旬に發せられた勤勞奉仕班に關する通牒は重要で、即ち勤勞奉仕班は隣保共助の精神に則り、勤勞奉仕により出征農山漁家の勞力缺乏、馬匹不足等の爲に生ずる農林漁業經營上の支障なからしめ、その生活安定を圖り軍需品の供出に協力する等事變に對し善處するを目的とし、その組織は町村經濟更生委員會に勤勞奉仕部を置き各部落に勤勞奉仕班を設けるといふので、臨時議會に於ては農山漁村應急施設に關する經費五十萬圓の追加豫算の承認を得て、勤勞奉仕班の設置、共同施設並に軍需品供出のための助成金として交付されることになつた。然し、勞力の不足がこれによつて解決し、生產力の擴充がこれによつて齎され得るとは容易に考へ難からう。なほ、農業生產力の維持向上を建前として農地調整及び農業保險の兩法案が次で第七十三議會に上程、共に成立をみたのである。

猶又、米の收穫高は六千六百三十一萬石で十一年に較べて一分五厘の減、繭は八千五百九十七萬貫で十一年に較べて三分七厘の增、價額に於て八分五厘の增額であり、小麥も著しい增收を示してゐるので、農產收入の點からすれば十二年の農村、農家の經濟狀態は必ずしも惡くない。然し、他面に購入品物價の騰貴を見逃してはならぬ。東洋經濟新報社調の農產品物價並に農村需要品物價指數(但し大正十四年を一〇〇とする)をみるに、十一年の十月に農產品指數が六六・三、農村需要品指數が六六・二と殆ど並行し、十二年の一月以降、前者は七〇・九、六九・二、七一・〇、七一・四、六九・二となり、後者は七三・三、七一・二、七二・九、七五・五、七五・三となつて、斯くの如くにして、既に兩者の間に相當著しいひらきを生じ農村需要品物價のより大なる騰貴を知り、農村にとつて不利なる所謂鋏狀價格差の再現をみたのである。事變發生前の農村經濟關係ではこの物價高が最も注目され、當時、中央農林協議會は物價高の農山漁村に及ぼした諸影響を調査發表して世人の注意を惹いた。が、事變後に於ても一般物價の騰勢は停滯の氣配を示さず、勞力不足その他と絡んで鋏狀價格差の問題は恐らく今後にも殘されるであらう。

勞働者狀態

勞働人口一般

昭和十一年末における内地總人口　昭和十年における國勢調査によつて判明した内地總人口は、九七、六九七、五五五、そのうち男は四九、二四二、八二二、女は四八、四五四、七三三であつた。しかして、昭和十一年における出生は約二、一〇一、〇〇〇、死亡は一、二三〇、〇〇〇で、その年内における人口の自然增加は、約八七一、〇〇〇であつたから、昭和十一年末における我國人口は約九八、五六九、〇〇〇である。だが、そのうち勞働人口は幾許であるかは、目下のところ昭和五年度までしか調査されてゐない。周知の如く、國勢調査における有業人口に關する調査は、毎十年目に行はれるので、昭和五年度の國勢調査に際して行はれたそれが、最も新しいものである。最もそれを基礎とした推定は、種々となされてゐる。

昭和五年における内地有業勞働人口

有業者數と有業率　下表に示す如く、當時における我國内地總人口は、六四、四五〇、〇〇五であつて、そのうち有業者は二九、六一九、六四〇を占め、總人口に對するその割合は、四六・〇%であつた。

昭和5年度國勢調査における有業者の數と率

	總數	男	女
總人口	64,450,005	32,390,155	32,059,850
有業者	29,619,640	19,030,237	10,589,403
有業率	46.0%	58.8%	33.0%

有業者のうち職業別に見たる使用人の數と率　當時、有業者を職業によつて大分類すれば、農業が最も多く、工業がそれにつぎ、商業は第三位であつた。さらにその中において「勞働人口」を見出すためには、他人を雇用して業を營むもの、および單獨にて業を營むものを除去し、大正九年の國勢調査における「本業者たる勞務者」に當るところの「使用人」が、有業者人口中にあつて占むるところの數を、見なければならぬ。もとより「使用人」の全部を直ちに「勞働人口」となし得るか否かには、なほ問題もあらうが、大體それに近いものと見ることは可能であらう。すなはち、上表に見るごとく、その總數約二〇、〇〇〇千人は當時における有業勞働人口に近い數であつたであらう。

有業者のうち職業別に見たる勞働者の數と率

	總數	使用人數	總數に對する使用人の割合
農業	14,140,107	9,133,617	64.6%
工業	5,699,581	4,037,681	70.8
商業	4,478,097	2,282,556	51.0
交通業	1,107,574	925,268	83.5
水產業	546,624	314,378	57.5
鑛業	251,220	241,430	96.1
家事使用人	781,319	—	100.0
その他の使用人	570,966	536,365	93.9
總數	29,619,640	20,073,851	67.8

昭和五年に於ける内地失業勞働人口

發表せられたる失業人口　しかしながら、勞働人口のうちには、有業人口とともに常に、業を失へる部分・就業の順番を待ち受けてゐる部分、すなはち失業人口ないし未就業人口が存在する。

國勢調査によつて發表された昭和五年における失業者總數は、三二二、五二七であつた。また中央職業紹介事務局の發表は、昭和五年十二月において全國における失業者總數を、三六二、〇五〇となした。下段上表は、すなはち、その發表せられたる失業者數である。

昭和5年12月における失業狀況
（中央職業紹介事務局發表）

	調査人口	失業者	失業率%
俸給生活者	1,624,469	63,541	3.91
日勞働者	1,615,057	146,598	9.07
その他の勞働者	3,560,722	151,911	4.16
計	6,890,248	362,050	5.25

大正9年より昭和5年にいたる都市人口の增加

年度	都市における人口	その全國人口に對する率
大正9年	14,550,884	26.00%
大正14年	17,053,780	28.54
昭和5年	19,778,190	30.69

註　兩年度の國勢調査による

だが、周知の如く、この時期には恐慌また恐慌の中に企業の陶汰と産業の合理化がなされ、それによつて生産數量の增大が結果されるとともに、著しき失業者が生じたのであつて、この數字もなほ當時における失業ないし未就業人口の一部をしか表はしてをらず、實際においてはさらに多數の失業人口が存在した。

發表せられざりし失業人口　發表されざりし失業人口の存在は、次のやうな事實によつて證明せられた。

イ　都市人口の增大と農村人口の減少　右の下表は大正九年

より昭和五年迄の期間における都市人口と農村人口とを對比したものである。この期間における失業人口の増大を前提とする時、かゝる都市人口の膨張は工業における人口吸收力の増大によるものではなくして、失業人口が歸村せずして、都市に留つてゐたこと、あるひは一應歸村した失業人口が村に留まり得ずして、再び都市に流入したこと、のみならず、同時に新たに多數の人口が農村から都市に流入したことを證明する。すなはち、農村もまた疲

大正9年より昭和5年にいたる有業者の増減

	大正9年	昭和5年	増　減	増減の%	増加吸收率
商　業	3,661,649	4,905,655	1,244,006	34.0	52.74
公務自由業	1,516,765	2,005,192	488,427	32.2	20.71
家事使用人	662,072	802,167	140,095	21.2	5.94
工　業	5,138,593	5,875,991	737,233	14.3	31.25
農　業	14,286,592	14,131,025	−155,567	−1.1	−6.59
水産業	536,604	568,436	31,832	5.9	1.35
鑛　業	447,717	315,476	132,241	−29.5	−5.61
交通業	951,863	945,116	−6,747	−0.7	−0.29
その他	58,764	70,582	11,818	20.1	0.50
有業者總計	27,260,784	29,619,640	2,358,856	8.7	100.00

註　兩年度の國勢調査による

幣の極に達し、失業人口を吸收し得ざるために、都市人口が膨張したのであつた。

ロ　生産業における人口増加の停滯ないし減少と生産業にあらざる有業人口の増大　前表に反映せられたる事實は、この期間における商業、自由業、家事使用人など、生産業にあらざる有業人口の増大が、その反面において工業、農業、水産業および鑛業などの生産部門における就業者の減少ないし停滯狀態とともに現はれたことからも證明せられた。上表はそれを示す。

ハ　大工場における職工數の減少と零細經營におけるその増大　さらに農村においては、その勞働力を收益化し得ざる人口のうち、都市に流入せずして、そのまゝ停滯してゐる部分が存在し、また都市においても、工業に從事する人口のうちに、相應なる業務に職を得られざるため、止むなく劣惡なる條件に甘んじて、中小工業に停滯してゐる人口が存在した。農村における問題はしばらく措くも、都市におけるかゝる失業人口の増加は、次頁上表に見る如く、大經營における職工數の減少と小經營におけるその増大によつて證明せられた。

小田橋貞壽氏による失業者數の推定　小田橋貞壽氏は、大正九年における就業率（その年度における就業人口が總人口に對して占むる割合）を、昭和五年の五歳年齢階級別人口のそれ〴〵に乘じ、それを合算して、昭和五年における要職業人口を算出し、さらにこれから就業者數を減ずることによつて、同年における失業

小經營における職工數の増大と大經營における減少

	5—49人	50—499人	500人以上	計
昭和 1 年	581,165	589,692	704,338	1,294,030
2 年	598,901	618,926	681,045	1,299,971
3 年	623,250	643,186	669,810	1,312,996
4 年	633,599	651,177	810,464	1,461,641
5 年	628,516	650,772	525,593	1,176,364
6 年	630,810	626,038	508,858	1,134,896
7 年	677,469	635,330	524,259	1,159,589
8 年	732,576	685,678	591,949	1,277,627
9 年	820,007	710,439	633,007	1,343,446

註　商工省工場統計表による

者數を算出された。それによると、當時の失業者總數は、約二、三七〇、〇〇〇であつた。下表はそれを示す。但しこれは、大正九年における國勢調査當日には、失業者が一人もゐなかつた假定において算出された數であるから、實際はそれ以上の數となるべきはづであつた。

昭和5年10月1日における失業者の想定數（單位千人）

年　齢	要職業人口	實際就業人口	差
0—14	1,606	1,027	579
15—19	4,764	4,386	378
20—24	4,217	3,935	282
25—29	3,673	3,408	265
30—34	3,165	3,019	145
35—39	2,741	2,659	82
40—44	2,641	2,539	102
45—49	2,398	2,293	105
50—54	2,151	2,058	93
55—59	1,623	1,528	95
15—59小計	27,373	25,825	1,548
60以上	2,327	2,082	245
合　計	31,306	28,934	2,372

註　小田橋貞壽氏の論稿「我國の就業人口と失業並に其將來」（社會政策時報・昭和8年10月號）による

現在の生産年齢人口

昭和五年における國勢調査の結果を基礎とし、毎翌年の性別年齢別死亡者數を差引く方法によつて、美濃口時次郎、稻葉秀三兩氏によつて算出推定せられた現在内地における生産年齢人口は、次頁上表および下表の如くである。それを見るに、昭和五年十月一日においては男子の生産年齢人口は約一七、九九〇、〇〇〇であつて、それより年々に増加傾向を示し、同十年末には約一九、五八〇、〇〇〇に達し、その五ヶ年間に約一、五九〇、〇〇〇の増加となり、女子においては約一七、七三〇、〇〇〇より約一九、〇九〇、〇〇〇へと、約一、三六〇、〇〇〇の増加を示してゐる。(1)

(1)　詳細は美濃口、稻葉兩氏の論稿「最近に於ける我國産業勞働事情の變遷と社會政策の効果に就いて」（社會政策時報・第二〇二號）を参照されたい。

現在一般勞働人口の推定

前述の如くして算出推定せられたる「生産年齢人口」は、い

5 歳階級別男子人口の推算 （昭和5年—10年）

年齢階級	昭和5年末	昭和6年末	昭和7年末	昭和8年末	昭和9年末	昭和10年末
5—9歳	3,914,786	4,021,018	4,098,781	4,130,499	4,162,399	4,115,573
10—14	4,436,560	3,490,287	3,581,917	3,703,629	3,838,406	3,853,343
5—14	8,351,346	7,511,305	7,680,698	7,834,128	8,000,805	7,968,916
15—19	3,318,763	3,350,317	3,344,209	3,318,848	3,259,044	3,366,256
20—24	2,713,406	2,926,499	3,002,236	3,075,282	3,140,089	3,179,746
25—29	2,480,757	2,456,492	2,489,275	2,529,669	2,608,238	2,688,431
30—34	2,245,040	2,240,323	2,313,291	2,286,277	2,215,209	2,232,142
35—39	1,524,814	1,918,614	1,576,184	2,018,092	2,053,945	2.094,123
40—44	1,687,934	1,706,518	1,728,325	1,732,786	1,768,019	1,776,055
45—49	1,525,769	1,493,261	1.504,691	1,529,686	1,568,862	1,593,855
50—54	1,410,576	1,413,059	1,417,005	1,412,283	1,414,509	1,407,080
55—59	1,085,866	1,148,425	1,183,408	1,213,453	1,503,263	1,265,229
15—59	17,992,925	18,653,508	18,558,626	19,116,376	19,531,178	19,582,957
60—64	820,315	316,849	844,203	837,533	864,083	907,644
65—69	577,193	599,816	668,068	720,637	718,096	695,733
70—74	403,984	384,549	368,420	353,516	364,410	392,460
75—79	222,451	225,126	230,272	232,435	225,444	227,391
60—79	2,023,943	2,026,340	2,110,963	2,144,121	2,172,033	2,223,228
計	28,368,214	28,191,153	28,350,287	29,094,625	29,704,016	29,775,101

5 歳階級別女子人口の推算 （昭和5年—10年）

年齢階級	昭和5年末	昭和6年末	昭和7年末	昭和8年末	昭和9年末	昭和10年末
5—9歳	3,852,299	3,957,870	4,047,946	4,087,281	4,122,977	4,079,945
10—14	3,364,485	3,467,528	3,511,457	3,632,945	3,766,634	3,784,964
5—14	7,216,784	7,425,398	7,559,403	7,720,226	7,889,611	7,864,909
15—19	3,220,941	3,250,132	3,240,659	3,219,112	3,168,023	3,272,913
20—24	2,716,100	2,793,175	2,925,130	2,991,116	3,037,188	3,076,698
25—29	2,354,777	2,327,517	2,357,997	2,408,802	2,507,426	2,582,420
30—34	2,038,625	2,095,106	2,155,499	2,231,332	2,264,592	2,257,092
35—39	1,727,978	1,783,073	1,812,446	1,776,387	1,908,861	1,986,312
40—44	1,598,544	1,608,593	1,619,905	1,619,712	1,617,070	1,647,375
45—49	1,521,106	1,481,148	1,480,534	1,488,701	1,508,042	1,521,295
50—54	1,420,112	1,378,858	1,437,317	1,442,920	1,432,791	1,436,492
55—59	1,130,237	1,198,803	1,240,059	1,039,449	1,297,477	1,308,509
15—59	17,728,420	17,916,405	18,269,546	18,217,531	18,741,470	18,089,103
60—64	901,770	900,513	922,794	926,829	957,461	1,007,315
65—69	678,638	708,489	729,985	784,586	786,360	764,927
65—74	522,617	499,708	391,973	469,155	485,872	503,620
75—79	329,267	338,450	347,579	352,095	344,374	342,463
60—79	2,432,292	2,447,160	2,392,331	2,532,665	2,574,067	2,618,325
計	27,377,496	27,788,963	28,221,280	28,470,422	29,305,148	29,572,337

註　美濃口時次郎、稲葉秀三兩氏の論稿（社會政策時報第 200, 201, 202號）より借用

5歳階級別男女勞働供給量の増加（美濃口、稲葉兩氏による）

年齢	男子 大正9年の有業者に據る 昭和5年—6年	昭和5年—7年	昭和5年—8年	昭和5年—9年	昭和5年—10年	女子 大正9年の有業者に據る 昭和5年—6年	昭和5年—7年	昭和5年—8年	昭和5年—9年	昭和5年—10年
5—14	14,839	31,704	46,865	62,655	58,350	18,473	59,682	42,772	57,151	55,223
15—19	26,279	21,208	148	−49,501	39,492	17,601	11,890	−1,120	−31,907	31,337
20—24	105,771	174,735	243,052	304,004	340,753	72,431	118,770	156,263	182,423	204,873
25—29	−22,568	10,204	48,421	123,668	200,491	−14,437	−101,616	31,205	83,435	133,150
30—34	63,958	125,647	162,862	192,187	208,776	30,437	65,139	84,504	100,810	117,732
35—39	60,659	95,919	158,287	193,467	232,405	30,508	46,750	82,328	100,279	123,204
40—44	18,233	39,627	44,004	48,765	86,202	5,717	12,097	12,478	10,450	27,326
45—49	−31,206	−20,033	4,421	41,860	66,363	−22,327	−22,670	−20,771	−7,577	180
50—54	2,402	6,608	2,039	−7,147	−4,624	4,555	8,974	11,733	7,651	7,580
55—59	58,988	92,027	120,402	146,960	158,548	32,094	51,351	64,235	78,989	85,078
15—59	282,516	545,942	783,636	994,263	1,328,400	156,574	190,685	420,855	524,553	720,360
60—64, 65—69, 70以上	1,048	20,270	45,715	67,461	98,024	3,753	13,735	27,036	38,156	53,447
計	298,403	597,916	876,216	1,024,379	1,484,780	173,800	264,102	490,663	619,860	829,030

註　社會政策時報・第207號に掲出されたもの。

ふまでもなく、なほ未だ「勞働人口」そのものではない。勞働力として產業に吸收せらるべき一般人口は、さらにその中より見出されなければならない。

その方法は種々に試みられ得るが、美濃口氏ならびに稻葉氏によつてなされたものを再びこゝに示せば前頁表の如くである。その方法について美濃口氏は次の如く說明してをられる。[1]

「(實際における勞働供給量がどれだけかといふことは、却々困難な問題であつて、結局過去の經驗に徵する外ない。そこで、假に、失業者の比較的少なかつたと思はれる大正九年の就業狀態を標準に考へてみよう。換言すれば大正九年と同じ樣な就業狀態であつたならば、昭和五年以降毎年どの位の人々が仕事についてゐなければならないかといふ事をみるわけである。つまり、大正九年の就業率(各年齡別有業者數を各年齡別人口數にて除したる率)を前記昭和五年以降の推計年齡別人口に乘ずるのである。かくして得た數字を吾々は要職業人口と稱してゐるが、逆に云へば勞働の供給量とみることができる。計算の結果を申すと、前頁表のごとく、生產年齡の男子は昭和十年迄の五ヶ年間に約一、三〇〇千人の增加、女子は約七五〇千人の增加となつてゐる。つまり大正九年と同樣の就業狀態を標準とすれば勞働供給量はこの五年間に男女合計二百萬人を增加し得るわけである。更にこの外に昭和五年當時に失業してゐた十五歲—五十九歲の男子約九十萬と女子約百萬を加へると昭和六年以降昭和十年迄の勞働の總供給餘力は男子約二、二〇〇千人、女子約一、七〇〇千人、合計約三、九〇〇千人に上るわけである。」

この「勞働人口」を示す數字は、もとより推定によるものである。しかしながら、これによつて產業の好況と不況とによつて、あるひは呑入され、あるひは吐出せられるこの人口部分についての漠然たる概念は得られるであらう。

最近における內地有業勞働人口の推定

前項において見たところの、漠然と概念せられたところの勞働人口のうち、はたしてどれだけの部分が實際において就業してゐるか？ すなはち勞働の需要量は幾許であるか？

それを明らかならしむる如き資料はない。よつて、美濃口氏は、部分的ではあるが、最も廣汎なる勞働者數を包括してゐるところの社會局の發表に基いて、昭和五年から十一年にかけての勞働需要量を、次頁表のごとく算定される。すなはち、勞働需要量は昭和十年までに男において九二九千人、女において二六五千人、合計して一、一九四千人の增加を示す。これをさらに前頁表の勞働供給量と對比すれば、その需要量の中に算入されてゐる「日傭勞働者」なるものが、實は失業者にほかならぬといふやうな矛盾はあるにしても、大體において漠然たる勞働市場の緊張度が把めるだらうとされてゐる。

(1) 美濃口時次郎氏「最近に於ける我國產業の發展と勞働人口」(科學主義工業・昭和十二年十月號)による。なほ同氏の「我國最近の勞働市場に就いて」(社會政策時報・第二〇七號)を參照されたい。

最近における勞働需要量 (昭和5—10年)

(社會局發表による工場、鑛山、交通、日傭勞働者の總計による)

	男		女		計
	實數	差增	實數	差增	差增
昭和5年末	3,218,030	—	1,494,972	—	—
6年末	3,201,238	— 16,792	1,469,037	— 25,935	— 42,727
7年末	3,355,237	137,207	1,505,039	10,067	147,274
8年末	3,592,899	374,869	1,533,820	38,848	413,717
9年末	4,066,322	848,292	1,697,955	202,983	1,051,275
10年末	4,146,960	928,930	1,759,629	264,657	1,193,587
11年末	4,280,023	1,061,993	1,810,093	315,121	1,377,114

しかしながら、美濃口氏も注意してをられるやうに、その對比の結論は、その間において、上表における各種の勞働以外にも、なほ多くの勞働が存在し、それ〴〵に對するそれ〴〵の需要が存在したこと、また、各種の勞働に對する需要は決して平均の需要量としては現はれず、勞働における技術の差異、ならびに熟練程度の差異によりあるひは勞働者の年齡ならびに性の差異により、常に異つた需要量をもつて現はれ、したがつて、ある種の勞働の供給量に對しては、その時期における平均需要量を超えて、過剩なる需要量が現はれるし、またその反對の現象も現はれること——等の考慮によつて、すなはち、實情によつて、修正さるべきであることはいふまでもない。

最近における有業勞働人口ならびに失業勞働人口に關する實情

慢性的失業人口 昭和十二年四月二十八日における協調會主催の座談會において美濃口氏は次のやうにいはれた。

「私の調べて見たものでも、最近に於て增加した勞働者、特に工場勞働者の大部分といふのは、やはり三十迄で、先日も名古屋のある大きな工場でその資料を見せて戴きましたところが、最近五、六年の間に職工が約三倍になつてゐるのですが、その增えた人間といふのは、全部二十から三十までの人間で、それから先の人間は一人も增えてゐないといつて宜いやうな狀態である。それから其他の材料を見ましても、何れもさういふ傾向が强く出てをりまして、どうも勞働力に對する需要が、一方に偏つてゐるのではないかと、懸念されるのであります」[1]

またその同じ座談會で社會局勞務課長安積得也氏も

「それはどの職業層に於ても見られると思ふのです。これは失業者の生活狀態調査といふものを社會局が六、七年前に六大都市に就て大雜把にやりましたが、それを分析して見ますと、どの方面に於てもその傾向が見られると思ふのです、卽ち一家の中心人物として最も多くの所得を得なければならない頃になつて、失業苦の問題に直面して來る、斯ういふ傾向が看取されるのです」[2]

と、いれはた。すなはち、三十歳を超えた者は、どの職業層においても、賃銀なり給料なりがより安く、また労働力のより旺盛なる青年に驅逐されて行く傾向にある。そこで、到る處において、その同じ座談會に於て東京府職業課長糸井謹治氏もいはれた如く

「前歴は、小さな商業とか、または小さな會社等に働いてをりまして、非常に不安定な狀態にあつた者で、地方にも歸れず、また最近において膨脹したところの大工場においても收容されないといふ人間が相當に殘つてゐる[3]」

ことになるわけである。

(1) 社會政策時報・第二〇〇號・三八八頁
(2) 同
(3) 同・三八七頁

各職業におけるかかる失業者層の存在は、統計にも明確に現はれることなく、捉へ難いが、現在、勞働力の不足が叫ばれてゐる反面において、依然として相當な量において存在してゐることは事實である。社會局長官(當時)大村清一氏もまたそれを次の如く裏書してをられた。

「何も勞働力は農村にのみ求めなくても、もつと手近かな都市そのものになほ澤山な失業者がゐるではないか、これを先づ採用したらどうか、といふ聲も私共は耳にせぬではない。これは社會局で地方廳と聯絡のもとに調査に當り、その概況を推定したものであるが、最近の全國失業者總數は約三十一萬五千人といふ數字が出てゐるのである。(中略)しかもこの失業者中から、今日新らしく多數の軍需工業勞務者を補充することは、實際上はなはだ困難な狀態におかれてゐるのである。といふわけは、かやうな失業者は、いはば萬年失業者であつて、大體、年齢が多く、家族もまた多數である。したがつて何處にも職を求めて自由に出かけることが出來ない、たとひ職についても思ふやうに働けないといつたやうな者が多いのである。極端な言を借りれば、まづ「勞働者の屑」ともいふべきもので、それが現在都會へ集つて來てゐるのである。(中略)この種の失業者群から軍需工業勞務者を大量的に引出すことは、前述の如き理由よりして殆んど不可能ではないかと思ふ[1]。」

(1) 勞働週報・第五〇八號

すなはち、軍需工業のいかなる活況によつても解消され得ざるところの廣汎なる失業人口が、昭和五年當時に既に見出された如く、種々なる形において潛在してゐるのである。そして一方においては勞働力の不足が叫ばれてゐるわけである。

勞働力の枯渇　勞働力の不足、ことに二十歳前後の若い勞働力と、そして熟練工の不足は、既に支那事變の勃發以前においても叫ばれてをり、支那事變勃發—戰局進展とゝもにそれはいよいよ焦眉の問題となつて來てゐる。

それについての詳述はここでは省略するが、勞働力の不足は關係當局の努力にもかゝはらず、時々刻々ます〳〵甚しきにいたり、しかもその新規供給は事實上ほとんど杜絶し、結局工場間の激烈なる爭奪戰によつて、必要人員の補充をなさざるを得ない事態に立ちいたつて、種々の弊害を生じつゝあることは周

知の如くである。(註)

(註)　軍需工業に狩り出される不熟練勞働者の「八割までは農山漁村の餘剩勞働であるが、しかし農山漁村の餘剩勞働力も既に多數の應召者を出したると、應召待機等の關係より、良質の勞働力は漸次減少し、特に工業中心地帶近接の府縣に於て此の傾向が顯著である」と、三菱經濟研究所・本邦財界情勢・第一一一號はいつてゐる。また美濃口時次郎氏は、「今日の如く無統制に勞働者の募集をなすときは著しく勞働力の枯渇に陷る地域を生じ、我が國經濟の全般的調和的發展を期待することができなくなる恐れがある。現在の東北地方の如き、全國各地から募集が集中してゐるが、この勢ひが極端になると、同地方の農業勞働力枯渇の危險が生ずるであらう」(科學主義工業・昭和十二年十月號)と、いつてをられ、當時の社會局長官・大村清一氏も昭和十二年九月二十二日の講演において、「農林省では事變以來、戰地および軍需工業に農村青年がドシ〳〵徵發または吸收されるので、農村に於ける勞働力が著しく不足し、その生産力が減退する、と、大層心配されてゐるやうだが、これは一應もつともであると思ふ」といはれ、さらに、「しかし、何といつても、この際それは出來るだけ我慢して、更にそれよりも以上に重要な戰地または軍需品の生産へ勞働力を廻して貰ふより他はないと思ふ」(勞働週報・第五〇八號)と、主張されてゐた。だが、これらの問題についての檢討は、別の機會にゆづつて、こゝには單に問題の存在することの指摘のみにとどめておく。

しかして、これに對する唯一の積極的な對策は熟練工の養成であつた。熟練工の養成は、既に事變以前から問題となつてゐたが、事變後はいよ〳〵その必要が切實に感じられるにいたつた。とはいへ、この必要に應じて、政府によつて企畫され、着手せられた熟練工養成事業も、未だ現下の緊急なる熟練工不足を緩和し得ない狀態にある。

平和産業における失業問題　三菱經濟研究所の「本邦財界情勢」は、昭和十三年七月號において、次のやうに報告してゐる。

「軍需工業方面の勞働需要は、益々急なるものがあるが、一方平和不急産業中には、物資調整の必要上、または材料の不足等に因りて生産の制限または事業自體の轉換を餘儀なくさるるもの尠からず、是が爲め平和産業方面には概して勞働需要の減退著しく、一時的ながら相當數の失業者を見んとしつつある[1]」

(1) 本邦財界情勢・昭和十三年七月號・一三頁

かゝる平和産業における失業問題は、すでに事變勃發とともにはじまつてゐた。日本銀行の勞働人員指數(次頁表)を見ても、明らかに、その當時から平和産業における人員の減少が見られる。それによれば、最も甚だしいのは製絲、紡績、織物業であつて、例へば紡績は昭和十二年九月から十月にかけて〇・八、十月から十一月へかけて〇・三、十一月から十二月へかけて一・七、十二月から昭和十三年一月へかけて二・一といふ加速度をもつて、勞働人員指數を減退させてゐる。

だが最も深刻なのは、事變による對支輸出入の杜絶その他に

主要産業別勞働人員指數 （大正15年＝100）

年月＼産業別	製絲業	紡績業	織物業	染色整理業	組物縫物業	機械製造業	船舶製造業	車輛製造業	器具製造業	金屬品製造業	窯業	製紙業	製藥業	護謨製品業	人造肥料業	飲食物工業	印刷製本業	製材家具工業
12年 4	57.5	80.6	85.0	126.5	109.9	263.0	180.5	134.8	199.5	161.6	96.8	93.6	161.7	158.9	131.1	95.6	102.9	83.2
5	56.7	80.8	85.2	126.2	110.7	265.9	182.3	134.4	202.3	163.5	98.2	94.2	161.8	157.9	132.4	95.0	102.7	83.1
6	56.3	80.2	84.9	126.2	110.1	269.1	184.2	135.3	206.0	165.3	99.1	95.6	162.1	156.8	134.6	95.4	102.2	83.2
7	57.7	79.8	84.5	126.8	109.4	271.8	186.4	134.1	209.5	166.4	99.5	95.9	163.5	156.3	136.8	95.3	102.1	82.9
8	57.1	78.9	83.9	125.7	108.5	283.8	189.5	135.0	214.1	170.3	99.7	96.8	164.7	158.7	138.0	96.6	103.0	82.2
9	56.8	79.4	83.7	125.7	108.6	299.2	197.0	136.7	219.7	176.4	100.6	97.1	166.5	158.0	141.0	98.7	101.9	81.6
10	56.6	78.6	83.2	125.8	107.9	315.1	203.4	137.3	225.1	181.4	101.4	96.6	168.1	158.1	143.7	101.4	102.3	81.6
11	56.5	78.3	82.5	125.4	108.5	328.3	206.8	137.3	229.1	184.6	101.7	96.2	170.8	157.1	144.4	102.9	102.4	82.3
12	46.0	76.4	81.6	124.8	108.0	339.9	210.0	139.6	232.0	184.6	101.5	96.3	173.7	155.8	145.7	103.3	101.5	82.2
13年 1	50.9	74.3	80.3	123.6	106.8	346.6	210.4	144.4	234.0	186.6	101.1	96.1	174.5	154.6	147.3	103.8	100.4	82.0
12年 1	46.8	72.7	79.2	124.4	105.2	240.1	166.4	129.1	182.3	154.1	93.9	91.2	153.4	152.5	121.7	94.4	100.2	81.7

日本銀行勞働統計

よつて與へられた中小工業への影響である。一例を擧げれば、兵庫縣當局による調査では、十二年七月より十一月までに縣下の中小工場において事業縮少を餘儀なくされた工場が三三八、閉鎖に立ちいたつた工場が六四〇を數へたが、その原因別を掲げると、左の通りである。(1)

(1) 日刊工業新聞・昭和十二年十一月十六日號

一　煉瓦製造工場	七二八	建築手控・原料運搬馬不足
二　靴工場	七四	對支販路杜絶
三　貝釦工場	七六	支那産原料貝の輸入杜絶
四　縮緬工場	四八	問屋の買付見合せ
五　織布工場	三四	原料運搬船不足
六　燐寸工場	七	對支輸出杜絶

かゝる現象は、周知の如く、全國的なもので、元來わが國の輸出品は中小工業ないし家内工業に依る處ははなはだ大なるが故

に、これらの工場に働く勞働者の相當部分が失業者となつたことは察するに難くない。また土木、建築業における失業人口も相當な數にのぼらう。

そして、昭和十三年に入るとゝもに、失業者はいよ〳〵增大して來たのである。全國二百箇所の商工相談所では商工相談所中央會なる指導機關を設置して、失業對策に當つてゐるが、平和産業の失業者の軍事産業への轉換はなか〳〵困難であるらしい。

東京朝日新聞・昭和十三年七月十三日號は次のやうに報導してゐる。

「芝區田村町の市産業局及び東京商工會議所内にある各商工相談所には今月に入つて苦境を訴へる小工業家及び小賣商人の數は急激に增加し、芝田村町市商工相談所のみで、平均一日二十數件、多い日は四、五十件に上る狀態である。多數を占めるものは金屬類の制限を受けた小企業家で、既に相談所の斡旋で眼鏡枠、食器製造を始め、製麺機とか金錢登錄器の製造業者も軍需工業に轉換した變つた例があるが、その他の電球玩具製造業、鈇力職等は全然未經驗な職業に就く以外に途がないものと見られ、生産者から轉業して雜貨商荒物商等の小賣業者へ轉身してゐる。一方全國の小賣業者は現在でも二百萬からあり、小賣商人の困窮も製品高と生活費高に挾まれて、相當深刻なものがあり、資金の融通策の相談に現れるものに對しても現在の相談所の組織では如何ともする法なく、從つて之ら商人は高利貸の餌食となつてゐるものと想像されてゐる折からでもあり、此轉落し行く小賣業者の增加は、更に現在の小賣業者にとつて大きい脅威ともなるので、この際この小企業家の沒落を、軍事工業轉身で喰ひ止め、一方一千三百萬の家族從業員を擁してゐる二百萬の小賣者の不振を建なほさうといふので、商工相談所が時局とともに重要性を持つことになつた。」

産業別勞働人口

産業別に見たる最近における勞働人口

最近における勞働者數の調査のために利用し得る統計は、ただ部分的にしか存在しない。それらによつて知り得た勞働者數を、産業別に列擧すれば、左の如くである。

1　工場勞働者	五、〇〇四、三三四
イ　工場法適用工場において	三、四〇六、九六九
ロ　職工五人未滿使用の工場において	一、五九七、三六五
ハ　男（工場法適用工場）において	二、一二七、〇九四
ニ　女（工場法適用工場）において	一、二七九、八七五
ホ　産業別（五人以上使用工場）において	
紡織工業	一、〇二七、九一七
金屬工業	二四六、八五八
機械器具工業	四五六、九六三
窯業	一〇一、七〇二
化學工業	二七三、四八七
製材及木製品工業	九三、二九三

印刷製本工業	五八、八三九
食料品工業	一六五、三一〇
ガス及電氣業	八、七二一
其他	一五九、五九七
計	二、五九二、六八七

＊イハニは厚生省發表、昭和十二年末現在
ロは推定
ホは商工省「工場統計表」、昭和十一年末現在

II 交通・運輸・通信勞働者	五四九、三二四
イ 男において	四七六、九四九
ロ 女において	七二、三七五
ハ 業態別において	
陸上運輸業	二五四、四六五
（内 國鐵從事員	一五六、四二七）
郵便、電信、電話事業	五八、一四六
運輸取扱業	三八、二七一
船舶運輸業	二七、四一〇
計	四〇五、二九二

＊イロは厚生省發表、昭和十二年末現在
ハは「第五回勞働統計實地調査報告」、昭和十一年十月十日現在

III 鑛山勞働者	三六六、一七一
イ 男において	三一一、三九〇
ロ 女において	五四、七八一
ハ 業態別において	
金屬山	六九、四一六
石炭山	一七五、一三七
石油山	四、一九一
その他の非金屬山	八、六七一
計	二五七、四一五

＊イロは厚生省發表、昭和十二年末現在
ハは厚生省發表、昭和十年六月末現在

以上の小計	五、九一九、八二九
IV 農業勞働者	三、一一七、五八二
イ 純勞働者	三七三、〇二四
男において	二二一、四一八
女において	一四七、一一九
幼年者において	四、四八七
ロ 兼業者	二、七四四、五五八
男において	一、五四七、二六二
女において	一、一六八、八〇四
幼年者において	二八、四九二

＊「本邦農業要覽」、大正八年現在

V 林業勞働者	一、六七五、六八五
イ 純勞働者	二八一、九九九
ロ 兼業者	一、三九三、六八六

＊昭和十二年一月農林省發表

VI 水產勞働者	八八八、〇四二
イ 純勞働者	五三九、五八五

男において	四一九、四八四
女において	一二〇、一〇一
ロ 兼業者	三四八、四五七
男において	二〇二、四七二
女において	一四五、九八五
ハ 業態別において	
漁撈（純勞働者 兼業者）	四二二、〇五九
	一九九、八七九
養殖（純勞働者 兼業者）	二〇、〇〇五
	四三、四七八
製造（純勞働者 兼業者）	九七、五二一
	一〇五、一〇〇

＊農林省發表、昭和十年末現在

VII 日傭勞働者	二、〇九九、八六九
イ 男において	一、六一八、九〇九
ロ 女において	四八〇、九六〇

＊厚生省發表、昭和十二年末現在

以上の小計	七、七八一、一七八
以上の累計	一三、七〇一、〇〇七
VIII 商業使用人	二、一二〇、〇〇〇
イ 男において	一、五六三、〇〇〇
ロ 女において	五五七、〇〇〇

＊厚生省發表推定、昭和十三年現在。但し物品販賣業、理髮および理容業のみの數。

IX 家事使用人	七八一、三一九
イ 男において	八四、二〇三
ロ 女において	六九七、一一六

＊昭和五年度國勢調査による。

X 俸給勞務者	一、八二一、二三七
イ 男において	一、五三二、〇五一
ロ 女において	二八九、一八六

＊昭和五年度國勢調査による。

以上の小計	四、七二二、五五六
XI 朝鮮における工場勞働者	一三五、七九七
イ 内地人において	九、〇七五
ロ 半島人において	一二三、九〇二
ハ 外國人において	二、八二〇

＊拓務省發表、昭和十年現在、官營を除く五人以上使用工場に於ける數

XII 臺灣に於ける工場勞働者	六八、七七三

＊拓務省發表、昭和十年現在、官營を除く五人以上使用工場に於ける數

以上の小計	二〇四、五七〇
總計	一八、六二八、一三三

勞働統計について

勞働統計における主要なるものとしては、周知の如く、厚生省發表によるものと、商工省發表によるものとがある。

社會局の發表は、工場法の適用を受くるところの、すなはち

日銀調査勞働總指數

		商工省工業生産指數
昭和 3.（平均）	90.3	
4.（〃）	91.1	
5.（〃）	82.0	
6.（〃）	74.5	94.2
7.（〃）	74.7	91.1
8.（〃）	81.9	97.2
9.（〃）	91.3	112.5
10.（〃）	99.9	127.4
11.（〃）	105.5	141.0
12.（〃）	117.3	150.2
11. 5	106.2	148.4
6	106.1	146.0
7	106.1	150.2
8	106.2	150.0
9	107.1	149.5
10	107.5	159.9
11	108.1	164.2
12	108.5	171.4
12. 1	109.0	156.6
2	110.0	160.5
3	111.7	172.6
4	116.4	171.7
5	117.1	172.9
6	117.6	169.6
7	117.8	172.1
8	118.6	165.1
9	120.8	165.7
10	122.2	175.8
11	123.3	177.0
12	123.2	176.8
13. 1	122.9	
2	123.5	
3	125.0	

（大正 15 年＝100）

註　商工省工業生産指數は昭和6年—8年平均基準

職工十人以上を使用するところの工場、および十人未滿のもののうち事業の性質が危險あるひは衛生上有害なる工場、原動機を使用する織物工場、撚絲工場についてなされてをり、最も廣汎なものである。他に五十人以上を使用する工場についてもなされてゐるが、それは勞働者數を知るためには、餘りに範圍が狹くて役に立たない。しかし、いづれにしろ材料の蒐集から編整にいたるまでの一切の狀態が發表されてゐないから、この統計がどの程度まで現實を正確に反映してゐるかは、確認し難いのは遺憾である。

商工省の發表は、工場統計報告規則によつて、職工五人以上を使用する設備ある總ての工場について（但し大正十年以前および昭和四年以後のものには官營工場が除かれてゐる）なされてゐる。調査の範圍は、官營工場が除外されてゐるため、社會局のそれよりも狹いが、「五人—十人」の零細工場にまで調査が及んでゐる點が、ある場合にはより便利である。

工場勞働者

日本銀行指數に表はれたる工場勞働需要量

日本銀行調査による指數は、大體において當該時期の勞働需要量を指示してゐる。右表を見よ！

それによれば昭和十年から十一年にかけての時期において大體大正十五年における工場勞働需要量は回復された如くである。

しかるに大正十五年および昭和十年における工場勞働者總數は——

	昭和元年末	昭和十年末
社會局發表によれば	二、〇九八、〇四六	二、七九一、九〇二
商工省發表によれば	一、八七五、一九五	二、三六九、二七七

であつて、この指數に一致しない。その理由は、日本銀行の指數は主なる工業部門における一定數の工場についてなされるものであつて、全工場勞働需要量を完全に指示するものとはいひ難いこと、また、それは年平均の量を指示するものであるから六月末および十二月末における現在數を指示す他の統計とは、方法を異にしてゐること等である。とはいへ、主要産業における工場勞働需要量はかへつてこの指數によつてよりよく示されてゐるといへやう。

なほ念のため、社會局ならびに商工省の發表によれば、工場勞働需要量が大正十五年における量に達した年度を擧げれば左のやうである。

社會局發表では　昭和七年末　二、一〇〇、五三八

商工省發表では　（昭和七年末　一、八三七、〇五八
昭和八年末　二、〇一〇、二〇三）

昭和十二年十二月末における工場勞働者（職工五人以上使用工場における）數

厚生省の發表によれば昭和十二年十二月末における工場勞働者數は三、四〇六、九六九である。十一年同期においては三、〇六七、四一七であるから、この年は三三九、五五二といふ大量の增加であつた。

最近における工場勞働者數の推移

	計		男		女	
	社會局調	商工省調	社會局調	商工省調	社會局調	商工省調
昭和 1年末	2,098,046	1,898,872	1,050,357	893,834	1,047,689	975,671
2年末	2,109,131	1,898,872	1,099,581	923,201	1,009,550	975,671
3年末	2,224,545	1,636,249	1,192,857	948,876	1,031,688	987,373
4年末	2,202,504	2,095,240	1,145,252	960,342	1,057,252	1,134,848
5年末	2,076,005	1,804,881	1,094,387	893,035	981,618	911,845
6年末	2,026,412	1,765,706	1,065,125	858,892	961.287	906,724
7年末	2,100,538	1,837,058	1,127,220	935,152	973,318	905,906
8年末	2,234,029	2,010,203	1,247,644	1,057,781	986,385	952,422
9年末	2,539,384	2,287,826	1,438,983	1,251,280	1,072,675	1,036,546
10年末	2,791,902	2,369,277	1,629,869	1,287,575	1,162,033	1,081,702
11年末	3,067,417	2,592,687	1,813,616	—	1,253,801	—
12年末	3,406,969	—	2,127,094	—	1,279,875	—

註　社會局調は社會局勞働部發行「勞働時報」（昭和 13 年 1 月よりは厚生省勞働局發行）により、商工省調は「工場統計表」による。前項「統計に關する注意」參照。

地方別工場勞働者數および工場數、工場生産額

		工場數	從業者數	內職工數(A)	職工數(B)	生産額
			人	人	人	千円
1	北海道	2,691	49,515	43,463	52,728	300,688
2	青森	381	6,960	5,677	6,952	24,917
	岩手	386	10,995	9,607	13,842	63,310
	宮城	806	13,697	12,279	13,436	39,552
	秋田	370	7,872	6,653	11,398	29,401
	山形	902	23,439	21,719	23,409	37,187
	福島	406	26,789	24,871	36,112	75,718
3	茨城	897	27,288	24,932	32,950	77,883
	栃木	887	21,643	19,589	28,093	113,198
	群馬	1,770	65,587	62,128	64,191	136,696
	埼玉	1,758	53,257	49,725	66,764	150,963
	千葉	629	15,182	13,622	28,759	118,865
	東京	14,141	394,976	340,101	523,234	1,736,703
	神奈川	1,655	105,398	91,085	148,023	808,530
	新潟	2,184	55,443	50,612	60,724	186,640
4	富山	649	33,585	30,263	37,938	140,584
	石川	1,692	46,421	43,878	48,082	112,397
	福井	2,774	63,080	60,515	58,815	149,298
5	山梨	596	18,907	17,959	22,700	31,769
	長野	1,450	77,933	72,983	69,323	148,824
	岐阜	1,522	53,016	49,565	71,679	183,328
	静岡	3,212	92,367	85,375	93,065	340,922
	愛知	9,649	260,588	241,150	307,708	964,960
	三重	1,056	52,349	48,413	61,924	203,385
6	滋賀	671	32,578	30,076	35,732	108,482
	京都	3,568	85,798	77,227	104,767	268,409
	大阪	13,394	400,051	357,250	458,616	1,994,492
	兵庫	4,724	222,200	199,852	218,668	1,163,862
	奈良	802	14,364	13,264	14,185	45,974
	和歌山	1,365	36,587	33,602	36,730	151,628
7	鳥取	246	9,221	8,353	10,216	20,373
	島根	579	16,444	14,743	14,190	44,292
	岡山	1,734	66,306	61,255	71,838	214,788
	廣島	2,125	59,777	54,597	120,146	177,940
	山口	863	40,349	34,734	41,978	188,630
8	德島	440	17,876	16,462	19,125	58,523
	香川	539	14,939	13,562	18,055	60,286
	愛媛	1,237	44,184	41,163	40,403	170,751
	高知	637	13,842	12,685	15,780	26,799
9	福岡	1,707	108,410	92,442	148,918	1,063,697
	佐賀	427	11,411	10,150	11,605	34,404
	長崎	644	28,846	26,225	54,731	67,650
	熊本	592	17,835	15,576	23,386	72,233
	大分	433	14,069	12,491	14,034	42,187
	宮崎	326	26,628	24,391	29,130	64,022
	鹿兒島	907	15,948	14,996	20,438	35,217
	沖繩	76	1,727	1,337	2,449	7,141
	計	90,602	2,875,672	2,592,687	3,406,969	12,257,583

註　昭和 11 年商工省工場統計表による。したがつて職工數は昭和 11 年末現在のもので、「職工數(A)」がそれである。「職工數(B)」は社會局調査、昭和 12 年末現在のもの。

その今日までの推移は九五頁表の如くである。

昭和十二年十二月末における工場勞働者（職工五人以上使用工場における）**の地方分布**

またその地方分布については、別に統計表が掲げられるであらうから、やゝ重複の厭ひもあるが、工場數ならびに生産額を附記して九六頁表として掲出しておく。すなはち、東京、大阪、愛知、兵庫、福岡、神奈川、廣島、京都、長崎、靜岡、北海道、埼玉、新潟、岐阜等の地方は、それ〳〵隣接の地方とゝもに大小の工業地帶を形成し、工場勞働者の密集地をなしてゐることが見られる。

職工五人未滿使用工場における勞働者數

一般の調査の外にある零細經營の勞働者數は如何？　これらに關する總括的な調査は行はれてゐないから、次の如き方法をもつて、その數を推定するの他はない。

すなはち、昭和五年における國勢調査による「工業勞働者にして使用人たるもの」の中から土木建築從事者人口を差引き、さらに同年における職工五人以上使用の工場における勞務者數を差引くならば、大體において五人未滿の工場に働く人口を得ることが可能である。

(イ)　工業勞務者にして使用人たるもの　四、〇三七、六八一

(ロ)　土木建築に從事する勞務者にして使用人たるもの　五五五、九八二

　　工場統計表(昭和五年)による五人以上使用工場の勞働者　一、八八四、三三三

(イ)から(ロ)を差引いたもの　一、五九七、三六五

この一、五九七、三六五が大體において五人未滿の工場における勞働人口である。

そこで昭和五年における國勢調査の數字を利用することは、古きに失するやうであるが、同調査の數字には技術員、事務員までが含まれてをり、またそれから差引かれたところの「工場統計表」の數字にも、工場に常傭される大工、左官、また工場勞働者以外の職人、徒弟等が含まれてゐるから、昭和五年から今日までの人口の增加を、それらにおいて補ふことが可能であつて、この數をもつて現在數を推測するも大過なきやうである。

なほこれらの勞働人口は本質においては半失業人口であるが、それについては前述した。

最近における工場勞働者の產業別分布

商工省「工場統計表」によつて工場勞働者の產業別分布を見れば、次頁上表および下表の如くである。すなはち、依然として紡織工業に屬するものが主位にあつて、三九・七%を占め、これについで機械器具工業が一七・六%である。しかしながら增加率から見れば、機械器具工業が目立つてをり、一四・四%を躍進してゐる。ついで化學工業の一九・六%が注目をひく。そのつぎは金屬工業の一三・四%である。これに反して紡織、印刷及製本、食料品等の輕工業部門は停滯狀態にあり、總數に

經營規模別生產額

	5人以上30人未滿使用工場		30人以上100人未滿使用工場		100人以上200人未滿使用工場		200人以上使用工場		計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
紡織工業	510,298	14.0	544,355	14.9	323,597	8.9	2,276,638	62.2	3,654,888	100
金屬工業	236,634	10.7	259,691	11.8	157,770	7.1	1,554,771	70.5	2,208,867	100
機械器具工業	198,717	11.3	235,185	13.7	134,369	8.0	1,148,082	67.0	1,716,353	100
窯業	38,663	11.9	52,685	16.0	64,612	19.6	173,357	52.5	329,316	100
化學工業	273,108	13.0	387,686	18.4	276,115	13.1	1,174,007	55.5	2,110,915	100
製材及木製品工業	148,731	53.0	85,208	30.3	23,753	8.5	22,544	8.2	280,237	100
印刷及製本業	52,832	22.5	47,583	20.2	30,211	12.8	104,362	44.5	234,988	100
食料品工業	492,801	39.0	381,064	30.3	138,940	11.1	246,856	19.6	1,259,661	100
ガス及電氣業	5,937	27.4	1,994	9.1	2,779	12.8	10,991	50.8	21,701	100
其他の工業	150,635	34.2	135,526	30.7	46,490	10.6	108,011	24.5	440,662	100
計	2,108,357	17.2	2,130,976	17.4	1,198,637	9.6	6,829,619	55.8	12,257,588	100

（商工省調　昭和11年現在）

經營規模別工場數

	5人以上30人未滿使用工場		30人以上100人未滿使用工場		100人以上200人未滿使用工場		200人以上使用工場		計	
	%		%		%		%		%	
紡織工業	20,765	78.8	3,952	15.0	787	3.0	854	3.2	26,358	100
金屬工業	6,990	84.7	987	12.0	148	1.8	126	1.5	8,251	100
機械器具工業	9,747	82.9	1,522	12.9	250	2.1	247	2.1	11,766	100
窯業	3,479	82.4	558	13.2	113	2.7	72	1.7	4,222	100
化學工業	3,704	74.1	897	17.9	189	3.8	208	4.2	4,998	100
製材及木製品工業	7,217	92.7	504	6.5	50	0.6	17	0.2	7,788	100
印刷及製本業	3,040	88.1	336	9.7	45	1.3	29	0.9	3,450	100
食料品工業	13,077	93.3	769	5.5	116	0.8	59	0.4	14,021	100
ガス及電氣業	516	90.5	43	7.5	6	1.1	5	0.9	570	100
其他の工業	8,191	89.3	799	8.7	121	1.3	67	0.7	9,178	100
合計	76,726	84.7	10,367	11.4	1,825	2.0	1,684	1.9	90,602	100

（商工省調　昭和11年現在）

工場數、職工數及生產額の增加率

	工場數			職工數			生產額		
	昭和10	〃11	增加率	昭和10	〃11	增加率	昭和10	〃11	增加率
			%	人	人	%	千円	千円	%
紡織工業	25,562	26,358	3.1	1,006,703	1,027,917	2.1	3,352,564	3,654,888	9.0
金屬工業	7,318	8,251	12.7	217,612	246,858	13.4	1,881,744	2,208,867	17.4
機械器具工業	10,352	11,766	13.7	367,263	456,963	24.4	1,462,540	1,716,353	17.4
窯業	3,896	4,222	8.4	92,698	101,702	9.7	283,166	329,316	81.6
化學工業	4,644	4,998	7.6	228,638	273,487	19.6	1,813,878	2,110,915	16.4
製材及木製品工業	7,267	7,788	7.2	85,107	93,293	9.6	248,699	280,237	12.7
印刷製本業	3,358	3,450	2.7	60,569	58,839	2.9	222,963	234,988	5.4
食料品工業	13,684	14,021	2.5	158,125	165,310	4.5	1,168,479	1,259,661	7.8
ガス及電氣業	549	570	3.8	8,390	8,721	3.9	21,077	21,701	3.0
其他	8,544	9,178	7.4	144,172	159,597	10.7	381,783	440,662	15.4
計	85,174	90,602	6.4	2,369,277	2,592,687	9.4	10,836,894	12,257,588	11.3

（商工省調　昭和 11 年現在）

工場數、職工數及生產額の百分比

	工場數		職工數		生產額	
	昭和10	〃11	〃10	〃11	〃10	〃11
紡織工業	30.0	29.1	42.5	39.7	30.9	29.8
金屬工業	8.6	9.1	9.2	9.5	17.4	18.0
機械器具工業	12.2	13.0	15.5	17.6	13.5	14.0
窯業	4.6	4.7	3.9	3.9	2.6	2.7
化學工業	5.5	5.5	9.6	10.5	16.7	17.2
製材及木製品工業	8.5	8.6	3.6	3.6	2.3	2.3
印刷及製本業	3.9	3.8	2.6	2.3	2.1	1.9
食料品工業	16.1	15.5	6.7	6.4	10.8	10.3
ガス及電氣業	0.6	0.6	0.3	0.3	3.5	3.6
其他工業	10.0	10.1	6.1	6.2	0.2	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（商工省調　昭和11年現在）

三%までがかゝる小工場によつて占められてをり、この種の工場が最も少ない化學工業においてもなほ七四・一に達してゐる。しかしながら、生產額においても、職工數においても、これらの工場が占める比重はきはめて低く、全體として見れば、生產額においては一七・二%、職工數においては二七・九%にしか過ぎず、これに反して、二〇〇人以上使用工場は數においては辛

對するそれらの比重は職工數、工場數、生產額のいづれの方面から見ても減退しつゝある。

工場勞働者の經營規模別分布

工場數においては、いづれの工業部門においても使用職工數五人―三〇人の小工場が大きな部分を占め、ことに食料品工業においては九三・

經營規模別職工數

	5人以上30人未滿使用工場		30人以上100人未滿使用工場		100人以上200人未滿使用工場		200人以上使用工場		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
紡織工業	218,648	21.3	197,625	19.2	108,104	10.5	503,540	49.0	1,027,917	100
金屬工業	73,870	29.9	46,692	18.9	20,450	8.3	105,846	42.9	246,858	100
機械器具工業	98,054	21.5	74,215	16.2	34,674	7.6	250,020	54.7	456,963	100
窯業	28,976	28.5	27,759	27.3	15,881	15.6	29,086	28.6	101,702	100
化學工業	38,655	14.1	45,731	16.7	26,106	9.6	162,995	59.6	273,487	100
製材及木製品工業	58,799	63.0	23,267	24.9	6,602	7.1	4,625	5.0	93,293	100
印刷及製本業	27,136	46.1	15,893	27.0	5,016	8.5	10,794	18.4	58,839	100
食料品工業	101,085	61.1	33,555	20.3	12,806	7.8	17,864	10.8	165,310	100
ガス及電氣業	4,424	50.7	2,205	25.3	800	9.2	1,292	14.8	8,721	100
其他の工業	73,215	45.9	38,823	24.3	15,974	10.0	31,585	19.8	159,597	100
計	723,862	27.9	505,765	19.5	246,413	9.5	1,117,647	43.1	2,592,687	100

（商工省調　昭和11年現在）

うじて一・九%を占めてゐるにすぎないが、生産額においては五五・八%を占め、職工數においては四三・一%を占めてゐる。

各個において見れば、紡織工業においては五人—三〇人の小工場が七八・八%を占めてゐるが、その生産額は僅かに一四・〇%にすぎず、生産額の六二・二%までが、工場數においては三・二%にしか當らない二〇〇人以上の工場において占められ、職工數もまた四九・〇%までが大工場に屬し、金屬、機械器具、化學等の重工業においてはその傾向は一層はなはだしく、殊に金屬工業においては工場數の八四・七%までが五人—三〇人の工場であるが、それらの工場における生産額は僅かに一〇・七%にしか達せず、これに反して、工場數においては一・五%を占むるにすぎない二〇〇人以上の工場において生産額の七〇・五%、職工數の四二・九%を占めてをり、比較的大工場の多いのは化學工業であつて、二〇〇人以上の工場が四二・二%、五人—三〇人の工場が七四・一%である。概していへば、以上の產業部門においては三〇人—二〇〇人の工場が振はず、むしろ五人—三〇人の工場が數においては勿論、生産額においても高率を占むる傾向にある。すなはち、大工場と零細なる下請工場に分化されつゝあるのである。

一方、紡織以外の輕工業においては、まつたく趣を異にする。製材及木製品工業においては、工場數の九二・七%、生産額の五三・〇%、職工數の六三・〇%までが五人—三〇人の工場によつて占められてをり、二〇〇人以上の工場は僅かに〇・二%（一七工場）であつて、その生産額も八・二%にしか當らない。食料品工業もまた大體において同じ傾向にある。印刷及製本工業においては三〇人—一〇〇人の工場が比較的優勢であり、その點に特色が見られるやうである。

さらに五人以下の零細工場については、一般的な調査が存在しないが、東京市におけるその例を擧げれば、昭和十年末におけるその工場數は二九,〇四七で、東京市における全工場數の七〇・三%に當り、職工數は四九,二二五で、同じく全體の一四・五%を占めてをり、その產業別分布は上表の如くである。(1)

(1) 東京市役所・第八回東京市產業統計年鑑による。但し、原動機を使用せざる工場はこの調査においてもなほ洩れてゐる。

東京市における職工使用五人未滿工場

產業別	工場數	前年に對する增加	職工數	前年に對する增加
	%			
紡織工業	4.3	2	5.7	7
金屬工業	9.1	7	13.2	9
機械器具工業	11.0	1	17.0	3
窯業	1.0	1	1.5	15
化學工業	3.2	10	4.1	3
製材及木製品工業	7.2	3	8.7	10
印刷及製本業	7.8	10	9.9	— 1
食料品工業	46.5	5	27.2	— 3
瓦斯及電氣業	—	—	—	—
その他	9.9	3	12.7	2
總數	100.0	1	100.0	2

（第8回東京市產業統計年鑑 昭和10年末現在）

交通・運輸・通信勞働者

昭和十二年十二月末現在における交通・運輸・通信勞働者數

社會局の發表によれば、昭和十二年十二月末における交通・運輸・通信勞働者數は、五四九,三二四で、十一年同期より一五,九四〇を減少してゐる。すなはち、下表のごとくである。その推移については別に統計表があるから、ここでは重複を避ける。

交通、運輸、通信勞働者數

（社會局調　昭和12年12月末現在）

	計	男	女
昭和12年末	549,324	476,949	72,375
前年同期	565,264	493,297	71,967
增減	— 15,940	— 16,348	408

昭和十二年十二月末における交通・運輸・通信勞働者の地方分布

交通・運輸・通信勞働者の地方分布を見るに、東京が最も多く、ついで大阪、神奈川、北海道、愛知、福岡、兵庫、京都の順序をなす。次頁上段表を見よ。

昭和五年の國勢調査に表はれたる交通・運輸・通信勞働者の業態別分布

交通、運輸、通信勞働者の地方別配分

	計	男	女
東京	78,774	68,482	10,292
大阪	61,012	52,500	8,512
神奈川	28,936	24,997	3,939
北海道	27,453	24,879	2,574
福岡	24,347	19,990	4,357
兵庫	23,627	19,072	4,555
京都	17,376	15,635	1,741
靜岡	14,434	12,613	1,821
廣島	13,746	11,933	1,813
宮城	12,609	10,333	2,276
鹿兒島	10,668	10,015	653
新潟	10,446	8,747	1,699
岡山	10,307	8,825	1,482
三重	10,019	8,787	1,232

註　昭和12年12月末現在　社會局調
10萬以上の地方のみを掲ぐ

現在あるところの交通・運輸・通信勞働者の業種別分布に關する最も總括的であつて、また最も細分された統計は、昭和五年の國勢調査報告である。それによれば昭和五年の交通業における有業人口は一、一〇七、五七四であつて、そのうち「使用人」は九一二、二六一（約八〇%）であつた。[1]

(1)　この數字は井口東輔氏による。統計局發表によれば九二五、二六一である。これは分類法の相違である。

これを大正九年の國勢調査における結果と對比して見るに、當時よりは九四、七六四の增加であつて、その間において乘用自動車業は一二二、〇八三を增加し、鐵道軌道業はそれについで一一三、七五一、運輸取扱業は第三位であつて五三、三四八を增加してゐる。また新らたに航空業、ラヂオ放送業が僅少ながら參加してゐる。それに反して、「其他運輸通信業」、船舶運輸業、および人力車業が激減してゐる。これは交通要具の急速なる革新に基くものであつた。

交通、運輸、通信有業者數の變遷（大正9年—昭和5年）

	計		男		女		大正9年=100		
	昭和5年	大正9年	昭和5年	大正9年	昭和5年	大正9年	計	男	女
鐵道軌道	296,096	182,345	284,816	175,927	11,280	6,418	162.4	161.9	175.8
乘用自動車	139,094	18,011	131,403	17,613	7,691	398	772.3	746.1	1,932.4
人力車	28,176	89,188	28,096	89,046	80	142	31.6	31.6	56.3
船舶運輸	152,624	235,385	142,636	222,501	9,992	12,884	64.8	64.1	77.6
其他運輸通信	148,296	305,307	143,697	288,255	4,599	17,052	48.6	49.9	27.0
運輸取扱業	145,737	92,389	141,632	89,635	4,105	2,754	157.7	158.0	149.1
航空業	302	—	296	—	6	—	—	—	—
ラヂオ放送業	1,932	—	1,762	—	170	—	—	—	—
總數	912,261	922,625	874,338	882,977	37,923	39,648	98.9	99.0	95.6

註　井口東輔氏（社會政策時報192號）による

交通・運輸・通信勞働者の業態別分布

最近においては前述の傾向がますます顯著であらうことは、こゝに掲出した上段表下段表によるも、明らかである。

昭和十一年十月十日現在の交通・運輸・通信勞働者の業態別分布は次頁上表の通りである。

鐵山勞働者

昭和十二年十二月における鐵山勞働者數

昭和十二年十二月末における鐵山勞働者數は厚生省の發表によれば三六六、一七一人であつて、その性別は男が三一一、三九〇、女が五四、七八一である。これを十一年同期と比較するに、總數においては四五、六九〇を、男は二五、九七六を、女は一九、七一四を增加してゐる。後述するやうに、勞働力の枯渴は鐵山勞働においては殊に甚だしきため、勞働者の增加數がさほど顯著ではないのであらう。その一般數については別に統計表が揭出されるであらうから、ここでは重複を避ける。

昭和十二年十二月末における鐵山勞働者の地方分布

昭和十二年末における鐵山勞働者の地方分布は次頁中右表の通りであるが、炭坑地帶たる福岡・長崎縣地方が、多數を占め

軌道及鐵道鐵方地

地方	鐵道 會社數	鐵道 營業粁	軌道	軌道 會社數	軌道 營業粁
蒸氣	30	590.4	電氣 普通 架空	85	2,036.2
蒸氣及ガソリン	98	2,413.5	電氣 高架	2	7.5
電氣 普通	82	2,602.2	電氣 地下	3	7.6
電氣 鋼索	25	28.4	蒸氣及ガソリン	7	112.6
電氣 高架	7	10.0	ガソリン	7	85.9
電氣 蒸氣	30	1,261.9	馬力	10	90.5
ガソリン	6	62.8	人力	13	138.9
				7	37.6
計	250	6,981.3	計	125	2,516.8

（昭和12年2月現在）

國有鐵道發達趨勢

年度	營業粁	旅客人員	貨物噸數
大正10年	10,818	454,535,924	58,312,333
昭和1年	12,861	740,333,411	74,780,409
5年	14,574	824,152,598	64,087,099
6年	15,014	787,222,491	60,590,746
7年	15,372	781,149,732	61,732,756
8年	15,844	841,315,316	71,970,592
9年	16,535	913,564,566	77,477,837
10年	17,138	985,041,029	81,039,134
11年	17,529	1,047,387,592	78,324,731

業態別交通勞働者數

種別	事業體數	勞働者數 總數	男	女
陸上運輸業	390	254,465	234,385	20,080
郵便、電信、電話事業	1	85,146(1)	55,364	29,782
運輸取扱業	314	38,271	36,513	1,758
船舶運輸業	724	27,410	27,323	87
計	1,429	406,292	353,585	51,707
			(內國人)	(外國人)
船員手帳受有者(2)		188,724	186,437	2,287

註　第5回勞働統計實地調査報告による（昭和11年10月10日現在）
(1) 國有鐵道從事員156,427を含む
(2) 編者において附加す

てゐる。なほ社會局の「昭和十年鑛山監督狀況概要」によつて、監督局別に鑛夫の地方分布を見れば、下表の如くである。

昭和十年六月末における鑛山勞働者の業種別分布

鑛山勞働者の業種別分布は「昭和十年鑛山監督狀況概要」によつて知ることが出來る。

監督局別に見たる鑛山勞働者の地方分布
（昭和10年6月末現在）

監督局	計	男	女
札幌	30,802	29,187	1,615
仙臺	35,711	31,184	4,527
東京	23,860	22,010	1,850
大阪	17,309	15,478	1,831
福岡	149,733	134,167	15,566
合計	257,415	232,062	25,389

鑛山勞働者の地方分布
（昭和12年12月末現在）

	總數	男	女
福岡縣	116,457	106,026	10,431
北海道	54,606	51,819	2,787
山口縣	25,889	17,611	8,878
長崎縣	25,051	22,381	2,670
福島縣	20,610	2,867	17,743
秋田縣	14,028	12,523	1,505
岩手縣	11,638	10,413	1,225

註　厚生省調査（一萬人以上の地方のみ掲ぐ）

鑛山勞働者の業種別分布
（昭和10年6月末現在）

	昭和10年度鑛夫數	昭和10年度 百分比	昭和10年度 指數	昭和8年度 百分比	昭和8年度 指數	昭和6年度 百分比	昭和6年度 指數
金屬山	69,416	26.96	175.3	24.37	124.5	19.56	100.0
石炭山	175,137	68.04	113.4	70.98	93.0	76.30	100.0
石油山	4,191	1.62	98.5	2.03	96.4	2.11	100.0
その他の非金屬山	8,671	3.36	123.0	2.62	129.1	2.30	100.0
計	257,415	100.0	127.2	100.0	99.9	100.0	100.0

（社會局調）

左表を見よ。金屬山における鑛夫數の增大が殊に顯著である。石炭山においては、數は增加してゐるが、その全體に對する比重はかへつて減少してゐる。石油山の減少は特に注目をひく。

鑛業生産額（商工省調）

	金 千圓	金 %	銀 千圓	銀 %	銅 噸	銅 %	鉛 千噸	鉛 %	鐵 千噸	鐵 %	石炭 千噸	石炭 *%	原油 kl	原油 %	硫黃 噸	硫黃 %
昭和2.（平均）					5,045.4	78	104.5	76	2,600.0		107					
〃3.					5,249.3	81	125.6	91	2,650.4		109					
〃4.	944.3	100	13,290.3	100	6,315.3	97	126.2	92	2,663.1	109	109					
〃5.	1,028.3	109	14,061.3	106	6,492.6	100	138.0	100	2,440.5	100	100					
〃6.	1,027.9	109	13,586.3	102	6,224.5	96	117.4	85	2,145.1	88	88					
〃7.	1,124.4	119	15,445.4	116	5,917.7	91	128.5	93	2,166.0	86	86					
〃8.	1,211.1	128	17,805.9	134	5,704.6	88	169.3	123	2,504.2	103	103					
〃9.	1,479.7	157	21,058.7	159	5,630.9	87	200.1	145	2,751.3	113	113					
〃10.	1,759.5	186	24,899.5	187	5,819.2	90	226.6	164	2,908.7	119	119					
〃11.（〃）					6,597.6	102	239.1	173	3,172.3	130	130					
〃11. 1	1,675.3	177	22,772.0	171	5,862.4	90	233.4	169	2,935.2	105	105					
〃 2	1,772.0	188	26,364.4	198	5,853.4	90	220.2	160	3,148.4	133	133					
〃 3					7,224.1	111	238.6	173	3,433.8	128	128					
〃 4					6,463.3	100	210.8	153	3,090.6	119	119					
〃 5					6,455.2	99	241.3	175	3,135.4	126	126					
〃 6	1,756.7	186	26,022.6	196	6,576.8	101	238.3	173	3,152.7	134	134					
〃 7	1,702.5	180	25,609.0	193	6,389.3	98	233.8	169	2,824.8	131	131					
〃 8	1,996.3	211	26,996.9	203	6,120.3	64	229.6	166	3,067.9	135	135					
〃 9	1,843.8	195	26,812.9	202	6,912.9	107	244.4	177	3,329.4	134	134					
〃 10	1,921.4	204	25,305.4	190	6,737.3	104	278.0	202	3,314.4	131	131					
〃 11	1,882.4	199	26,999.7	203	6,550.2	101	248.2	180	3,530.8	133	133					
〃 12.																
〃 12. 1	1,835.2	194	26,985.2	203	6,597.6	102	246.5	179	3,942.2	133	133	347,744	138	15,476	329	
〃 2	1,845.8	196	26,197.2	197	6,410.4	99	234.5	170	3,186.8	135	135	307,030	122	13,530	287	
〃 3	1,916.2	203	26,968.2	203	7,044.3	109	280.3	203	3,850.5	143	143	338,821	130	15,127	321	
〃 4	1,871.8	198	26,279.6	198	7,030.6	108	282.5	205	3,899.3	139	139	316,189	125	25,165	534	
〃 5	1,886.1	200	26,257.4	198	7,120.6	110	291.2	211	3,547.3	142	142	338,345	130	22,922	487	
〃 6	1,860.3	197	26,297.0	198	7,518.7	116	277.3	201	3,465.9	145	145	318,087	126	23,913	508	
〃 7	1,728.5	183	23,874.7	180	7,046.9	109			3,425.2		146	325,495	129	21,091	448	
〃 8									3,345.1		139					

＊季節的變動修正

これらの傾向は前頁表に掲げた鑛業生産額の狀況に對應する如くである。すなはち、金屬生産における增産傾向、石炭生産における停滯傾向、ならびに石油生産における減少傾向がそれぞれの鑛夫數の增減に反映してゐるのである。

大正8年に於ける農業被傭者數

		男子	女子	幼年者	計	總數に對する百分比
日傭	兼業勞働者	950,070	647,245	12,991	1,610,226	51.7
	純勞働者	119,861	80,972	1,881	202,714	6.5
	小計	1,069,931	728,217	14,792	1,812,940	58.2
季節傭	兼業勞働者	408,729	405,399	9,750	823,878	26.4
	純勞働者	52,019	42,232	1,576	95,828	3.1
	小計	460,748	447,632	11,326	919,706	29.5
定傭	兼業勞働者	118,463	116,160	5,831	310,454	9.9
	純勞働者	49,538	23,914	1,030	74,482	2.4
	小計	238,001	140,074	6,861	384,936	12.3
兼業勞働者	計	1,547,262	1,168,804	28,492	2,744,558	88.0
純勞働者	計	221,418	147,119	4,487	373,024	12.0
合計		1,768,680	1,315,923	32,979	3,117,582	100.0
總數に對する百分比		56.7	42.3	1.1	100.0	—

註　昭和11年版本邦農業要覽による。

農業勞働者

最近における農業勞働者數および兼業農業勞働者數

昭和十一年版「本邦農業要覽」によれば、大正八年における農業被傭者數は三、一一七、五八二であつて、そのうち純農業勞働者は三七三、〇二四（男は二二一、四一八、女は一四七、一一九、幼年者は四、四八七）を數へ、全數の一割二分に當り、その他の二、七四四、五五八は兼業農業勞働者（男は一、五四七、二六二　女は一、一六八、八〇四、幼年者は二八、四九二）であつた。（上段表參照）

この數字は大正八年度のものであつて、餘りに古すぎるやうであるが、しかしながら、農業有業者人口は大正九年における國勢調査より昭和五年の國勢調査にいたるまでの十ヶ年間に、一五五、五六七人の減少を（前の時には一四、二八六、五九二、後の時には一四、一三一、〇五二）見たくらゐであるから、それよりさらに約十

農家一戸當標準耕地面積

	全國平均（北海道を含む）			府縣平均（北海道を含まず）		
	田	畑	計	田	畑	計
農村	1.1	0.6	1.7	1.1	0.5	1.6
山村	0.9	0.7	1.6	0.9	0.5	1.4
漁村	0.8	0.8	1.6	0.8	0.6	1.4
一ケ町村平均	1.1	0.6	1.7	1.0	0.6	1.6

註　農林省第13回地方事情調査員報告による。昭和12年6月15日現在。單位は百

年を經過した今日においても、これより非常な變動はないやうに考へられる。

いふまでもなく、農業勞働者數のかゝる停滯は農業生産力發展の停滯を要因とする。すなはち、昭和十二年六月十五日を報告期日とする農林省第十三回地方事情調査員報告によれば、我國現在の農家一戸當平均耕地面積は、九反であつて「農業を主たる收入として生計を維持して、相當の生活を營むための一戸當の標準耕地面積」たる一・六町に對して、平均七反の不足を來してゐる。（前頁下段表および右表を參照されたい）しかしてこの狀態が大體において大正十四年の頃から大なる變動もなく今日にいたつてゐることは、周知の如くである。したがつて、大正八年以來、農業勞働者數の大なる增減が起つてゐるといふやうなことは、考へ得られぬわけである。

農家一戸當の實際耕地面積および標準耕地面積に對する不足面積

	全國平均（北海道を含む）			府縣平均（北海道を含まず）		
	實際面積	標準面積	不足面積	實際面積	標準面積	不足面積
田	0.6	0.1	0.5	0.5	1.0	0.5
畑	0.5	0.6	0.1	0.4	0.6	0.2
計	1.1	1.7	0.6	0.9	1.6	0.7

註　農林省第13回地方事情調査委員報告による。昭和12年6月15日現在。單位は反

雇傭契約による農業勞働者および兼業農業勞働者の分類

農業被傭者の雇傭契約による分類は、定傭（年傭）、季節傭、日傭の三種である。大正八年においては日傭は五割八分、季節傭は三割、定傭は一割二分であつた。農業被傭者のうち純勞働者の最も多數は日傭に屬する。即ち、日傭が二〇二、七一四、季節傭が九五、八二八、定傭が七四、四八二である。前頁の上段表を見よ。

農業勞働力構成上の農業勞働者の位置

昭和五年における國勢調査の結果に基いて宮本倫彥氏が作製された「農業における勞力組成表」を次頁表上に掲げる。それによれば我農業における勞働力構成は、大部分が自家勞務者によつてなされてゐて、被傭者の參與は僅かに三分弱であり、農業の根幹をなすところの農作については殆んど參與せず、「商品生産の度の高い程度にしたがつて」、すなはち、搾乳、養畜、蠶種製造、畜産、園藝、蠶業、養蠶、養禽、養蜂の順序をなして、被傭者の參與する率が高められてゐることが見られる。[1]

(1)　宮本倫彥氏「我國農業近年の推移と農業勞力」（社會政策時報・第二〇二號）を參照されたい。

林業勞働者

最近における林業勞働者ならびに兼業林業勞働者數とその地方分布

最近における林業勞働者に關する調査は昭和十二年一月發行の「農務時報」第一〇〇號に發表せられてゐる。それによれば總數は一、六七五、六八五であるが、そのうち純勞働者は僅かに

宮本倫彦氏による農業における勞力組成表(昭和5年)

	總數(單位千人)	内譯(百分比) (1)經營主	(2)家族勞務者	(3)職員	(4)男作女作	(5)其他農業的勞務者	(6)非農業的勞務者	同左の集括 (1)+(2)自家勞務者	(3)乃至(6)家族外勞務者
農作—自作	4,911	34.82	60.51	0	3.10	1.57	0	95.32	4.68
農作—小作	3,150	41.42	57.73	0	0.45	0.40	0	99.14	0.86
農作—自小作	4,844	33.64	64.90	0	1.10	0.36	0	98.54	1.46
農作(小計)	12,905	35.99	61.48	0	1.70	0.83	0	97.47	2.53
園藝	79	39.55	45.83	0.34	5.22	8.86	0.20	85.38	14.62
農耕	12,984	36.01	61.39	0	1.72	0.88	0	97.40	2.60
養畜	6	33.83	22.74	2.36	0.06	36.37	4.64	56.57	43.43
搾乳	19	22.31	20.93	0.83	—	22.90	33.03	43.24	56.76
養禽養蜂	31	56.66	34.91	0.42	—	7.47	0.54	91.57	8.43
畜産	56	42.32	28.75	0.78	0	16.04	12.11	71.06	28.94
養蠶	332	18.89	72.68	0.55	0.11	7.76	0.01	91.57	8.43
蠶種製造	17	24.17	46.03	9.88	0.55	16.95	2.43	70.19	29.81
蠶業	349	19.16	71.35	1.02	0.14	8.20	0.13	90.50	9.50
合計 實數	13,389	4,766	8,236	5	224	151	7	13,002	387
合計 百分比	100.00	35.60	61.51	0.03	1.67	1.14	0.05	97.10	2.90

註　(社會政策時報·第202號參照) (3) 職員は管理的、技術的、書記的職能を營むもの、すなはち農場·牧場の管理人·職員、蠶業技術員·職員、獸醫、測量家、その他書記的職業に從ふもの。(5) 其他農業的勞働者は主として牧夫、畜産勞働者、蠶業勞働者など日傭農業勞働者である。(6) 非農業的勞働者は農村において農業以外の職能を營むもの、すなはち、大工、土工、荷造工、包裝工、自働車運轉手、配達夫、門衞·番人、店員、賣子、雜役夫、給仕——等。

二八一、九九九であつて、總數の一七%に當る。しかして林業勞働者は民業において率が高く、二四七、九九八までがそれに屬し、

最近における林業勞働者ならびに兼業林業勞働者數

	總數 實數	總數 百分比	官業 實數	官業 百分比	民業 實數	民業 百分比
總勞働者	281,999	17	34,001	6	247,998	22
兼業者	1,393,686	83	525,668	94	868,018	78
計	1,675,685	100	559,669	100	1,116,016	100

(昭和12年1月發行の農務時報による)

最近における林業勞働者數とその地方分布

	國有林	官公有林	民有林	計
總數	456,719	137,447	1,147,647	1,741,813
岩手	47,841	15,722	57,196	120,759
秋田	49,718	14,435	25,146	89,299
鹿兒島	23,603	6,155	51,377	81,135
長野	7,510	4,902	57,642	70,054
島根	4,352	5,060	58,322	67,734
北海道	34,497	—	31,631	66,128
青森	41,997	6,701	16,968	65,666
福岡	6,583	2,190	49,948	58,721
宮城	15,125	12,106	30,345	57,576
福島	28,480	3,902	22,978	55,360
山形	27,324	7,379	19,076	53,779

(昭和9年—10年　第七次山林要覽による)

註　國有林、官有林は昭和9年度、民有林は昭和10年度、また北海道の國有林は昭和8年度である

官業に屬するものは三四、〇〇一である。前頁下表を見よ、その地方分布は第七次「山林要覽」によつて右に表として掲出する。

(「山林要覽」によれば昭和九年—十年における林業勞働者總數は一、七四一、八一三で、前揭の數よりはやゝ多い。)

林業勞働なるものは季節的影響を受くることが多く、造林の如きは冬季には休止狀態となり、その他の伐木、運搬、土木、製炭などにおいても季節によつて變動があり、從て、林業勞働者の數も、林業季節である所の七八月に增大し、他の季節には減少する。夫故に、林業勞働者には農閑期にその業につく兼業勞働者が多く、夫等は勞働者といふよりも、寧ろ農民に屬する。

最近における林業勞働者の業態別分布

最近における林業勞働者の業態別は、農林省「農務時報」によつて、左の如く報告されてゐる。

業種	勞働者數
伐木造材	一七六、一四九
運搬	二一九、五五八
造材	六四一、二七〇
森林土木	三〇七、四三七
製炭	二〇八、三八七
製材(林間)	三五、五七二
計(其他を含む)	一、六七五、六八五

水產勞働者

昭和九年末における水產勞働者および兼業水產勞働者數

農林省統計課の「本邦水產業の現勢に關する資料」によれば昭和九年末における水產業における被用者數は一、五二二、九一六、そのうち男は七二二、〇二九、女は二五九、一五二であるがそのうち水產業を本業とする純勞働者は約五三一、〇〇〇であつて、他は副業を水產業において見出してゐるところの農民である。次頁上表を參照されたい。

本、副業別水産業者數累年比較　（單位千人）

	本業			副業			合計	
	業種	被用者	計	業主	被用者	計	實數	指數
大正 14	268	455	723	347	354	701	1,424	1000
昭和 1	266	475	741	353	357	710	1,451	1019
〃 2	264	498	762	359	358	717	1,479	1039
〃 3	266	506	772	367	359	726	1,498	1052
〃 4	363	511	774	370	346	716	1,490	1046
〃 5	263	511	774	372	336	708	1,482	1041
〃 6	226	512	774	373	335	708	1,482	1041
〃 7	263	519	782	377	340	717	1,499	1053
〃 8	264	523	787	372	340	712	1,499	1053
〃 9	265	531	796	375	350	725	1,521	1068

註　農林省統計課「本邦水產業の現勢に關する資料」による

この數に表はれた大體の傾向は、本業において業主の數が年々に少しづつ減退し、同時により速かに被用者が、すなはち純勞働者が增加しつつあり、これに反して副業においては業主の數が增大し、被用者の數が停滯を示してゐることである。本業におけるこの傾向は左中表に見る如く、漁船において、動力を有せざる漕行和船が年々に減少し、蒸氣機關を有するもの、あるひは發動機を有するものが年々に增大して行く傾向、沿岸漁業の凋落と遠洋漁業の躍進の傾向と對應するもので、漁業の資本主義化を語つてゐる。また副業におけるこの傾向は、農業の餘暇に零細なる水產養殖業あるひは水產製造業を營むものが增大しつゝあることを示してゐる。

動力を有する漁船の累年增加

	總數	動力をざるもの有せ	動力を有するもの 蒸汽機關を有するもの	發動機を有するもの
昭和 5 年	359,295	323,228	159	35,902
6 年	360,690	318,443	185	42,062
7 年	360,686	315,217	224	45,225
8 年	363,473	314,434	250	48,787
9 年	364,582	311,553	87	52,942
10 年	366,019	308,541	202	57,276

（第12次農林省統計表）

昭和十年末を現在とする水產勞働者の地方分布ならびに業種別分布

農林省の發表によつて、水產勞働者の地方分布を見れば、左表の如くである。

漁業勞働者の地方分布

漁業被用者總數	888,042	100.0%
北海道	151,798	17.0
長崎	50,981	5.7
千葉	43,391	4.8
靜岡	36,004	4.0
青森	33,623	3.7
三重	33,594	3.7
岩手	32,471	3.6
高知	31,360	3.5

註　（昭和10年末現在　農林省統計による）主なる地方のみを掲ぐ

また「本邦水產業の現勢に關する資料」によつて、漁業勞働者の主なる出稼入を見るに、上表の如くである。

また水產業の業種は漁撈、養殖、製造（鹽田を含む）に三大別されてゐるが、それらの業種にしたがつて、水產勞働者の分布を見れば下表の如くである。

水產業被用者の主なる出稼先

		大正14年	昭和5年	昭和9年
鹽田出稼	鹽製造場數	—	3,449	3,389
	從業者數*	45,851	37,783	36,855
母船式蟹漁業	使用船噸數	15,835	63,924	37,235
	從業者數	1,762	6,434	2,714
ソ聯極東州出漁	從業者數	21,147	22,227	20,364
朝鮮出漁	從業者數	15,530	12,764	4,460

註　（農林省統計課「本邦水產業の現勢に關する資料」より）* 業主（製造人）にして從事するものを含む

水產勞働者の業種別分布
（昭和 10 年末現在）

		業主	使用者 總數	男	女
本業	漁撈	232,328	422,059	356,027	66,032
	養殖	7,914	20,005	13,435	6,570
	製造	23,199	97,521	50,022	47,499
	計	263,441	539,585	419,484	120,101
	百分比		100.0	77.7	22.3
副業	漁撈	244,733	199,879	144,070	55,809
	養殖	83,806	43,478	21,753	21,725
	製造	41,455	105,100	36,649	68,451
	計	369,994	348,457	202,472	145,985
	百分比		100.0	58.1	41.9
本業副業合計		633,435	888,042	621,956	266,086

註　農林省統計表による

昭和十二年十二月末における日傭勞働者數、その地方分布、およびその業態分布

厚生省の發表によれば、昭和十二年十二月末における「日傭勞働者其の他」の數は、二、〇九九、八六九で、男は一、六一八、九〇九、女は四八〇、九六〇である。十一年同期とこれを比較すれば、男子勞働者においては三一、七〇二の增加であつたにもかゝはらず、總數においては三七、〇八五の減少となつてゐる。

その地方分布を見るに、北海道の一七二、四六五を最多數として、兵庫の八七、五〇五、大阪の八四、九六〇、福岡の八四、四〇四、秋田の八二、三三九、愛知の八二、〇六八、東京の七六、五三七、長野の七五、二五七、神奈川の七三、四二九、岩手の七一、〇二九、靜岡の六三、九一九、鹿兒島の五八、九四三、高知の五八、八三二、三重の五五、六一二、福島の五一、九七九の順

序をなしてゐるが、概していへば、ある程度までそれ〳〵の地方の人口に比例して分布してをり、宮崎の一三、四四七を最少數とし、山梨の一四、七四六がそれにつぎ、以下佐賀の一六、一四九、滋賀の一七、四二五、大分の一八、三三二、沖繩の一八、四一一と少數の方からの順序をなしてゐるといふやうに、これらの地方が一般人口においても最少の部類に屬する事と符合する。

しかしながら「日傭勞働者其の他」なるものが、如何なる性質の勞働者であるかは、勞働者數の發表に際して明らかにされてゐないのは遺憾である。だが、要するに勞働者災害扶助法の適用事業たる「土木建築工事」、「土石砂鑛採取業」、「貨物積卸の事業」等における人夫的勞働者ないしいはゆる「自由勞働者」がこれに當るものと見てよからう。したがつて、これらの勞働者が本質において失業勞働者であることはいふまでもない。

日傭勞働者としての半島人勞働者、昭和十二年六月を現在とするその人口

昭和十二年六月における內地在住半島人々口は七三五、〇〇〇であつて、その一五・九%は失業者であり、殘り三九〇、〇〇〇の有業者のうち、勞働者はその約八〇%（約三一〇、〇〇〇）に當るが、その半數は半失業者であつて、「土木建築工事」に、「土石砂鑛採取業」に、あるひは「貨物積卸の事業」に日傭されてゐる。その詳細は後述するが、いはゆる「日傭勞働者其の他」に關する特殊問題として、一應こゝに附記しておく。[1]

(1) 武田行雄氏・內地在住半島人問題・社會政策時報・第二一三號

商業使用人

最近における物品販賣業および理容業における使用人數（推定）

我國における商業人口の全人口における比重はきはめて大で、昭和五年における國勢調査においては一六・〇%に達し、約四、九〇〇、〇〇〇を數へた。またその增加率もきはめて高く、大正九年の國勢調査當時より昭和五年までに約一、二四〇、〇〇〇を增加した。これはこの期間における有業人口增加總數の五二%に當る。しかして、その中でも最も增加の激しかつたものは零細物品販賣業と接客業者であつ

全國における物品販賣業、理髮及理容業の使用人數
（昭和13年における厚生省の推定）

	店舗數	男	女	計
物品販賣業	1,482,000 (853,000)	1,505,000 (1,152,000)	511,000 (177,000)	2,016,000 (1,329,000)
理髮業及び理容業	124,000 (79,000)	58,000 (37,000)	46,000 (29,000)	104,000 (66,000)
計	1,606,000 (932,000)	1,563,000 (1,189,000)	557,000 (206,000)	2,120,000 (1,395,000)

註 括弧內は全國のうち市部における數

て、この二種における增加數は約一、一八〇、〇〇〇であり、增加せる全商業人口の九五%を占めてゐた。すなはち、それは失業人口の轉身の結果であつた。それについては前にもふれたが一應こゝで指摘しておくわけである。

さて昭和五年の國勢調査における全商業人口のうち「使用人」の數は二、二八二、五五六であつたが、それを基礎とした推定によつて、社會局では現在における物品販賣業および理容業における使用人數を總計二、一二〇、〇〇〇と發表してゐる。前頁表を見よ！ その推定の方法については次項に述べる。

最近における商業使用人の地方分布、商店規模別分布、および業種別分布

商業使用人の地方分布については、前頁表に見られる通り、物品販賣業においては都市に一、三二九、〇〇〇、町村に六八七、〇〇〇、理髮及理容業においては都市に六六、〇〇〇、町村に三八、〇〇〇である。

商業使用人數ならびにその地方分布の推定について社會局發行の「勞働時報」（昭和十二年五月號）は次のやう說明してゐる。すなはち、

「最近ニ於ケル該當調査ナキヲ以テ、昭和五年國勢調査ヲ基礎トシテ推定ニ作成セルモノナリ、卽チ全國ノ部（業主、使用人（男女））ニ付テハ、昭和十年國勢調査帝國內地人口ノ昭和五年國勢調査帝國內地人口ニ對スル比率一〇・七割ヲ、市部（業主、使用人（男女））ハ

店員50人以上使用する商店の業種別調

	卸賣商	小賣商	總計
百貨店	—	123	123
呉服店	57	14	71
織物店	49	—	49
化粧品店	28	—	28
藥種店	12	13	25
雜貨店	10	15	25
食料品店	7	1	8
金物店	9	2	11
機械店	5	—	5
證券店	3	2	5
文房具店	6	—	6
書籍店	5	—	5
糸類店	11	—	11
紙店	3	—	3
染料店	17	3	20
其他	222	173	395
計			

（昭和11年11月現在 厚生省發表）

店員50人以上使用する商店の規模別調

	卸賣商	*百貨店	小賣店	總計
50— 100人	145	31	35	211
100— 199人	53	24	10	87
200— 299人	16	20	3	39
300— 399人	2	11	1	14
400— 499人	5	4	—	9
500— 699人	—	8	1	9
700— 999人	1	4	—	5
1,000—1,499人	—	9	—	9
1,500—1,999人	—	6	—	6
2,000—2,999人	—	5	—	5
3,000人以上	—	1	—	1
計	222	123	50	395

（昭和11年11月現在 厚生省發表）
*百貨店は小賣商のうちに屬す

昭和十年國勢調査帝國内地市部人口ノ昭和五年國勢調査帝國内地市部人口ニ對スル比率一四・六割ヲ、夫々昭和五年國勢調査ニ基ク該當數ニ乘シテ得タル數ヲ、千位未滿ハ四捨五入ニ依リ算出セリ」

その規模別分布及業種別分布に就ては前頁二表を參照されたい

家事使用人

昭和五年の國勢調査による家事使用人數

昭和五年の國勢調査による家事使用人數は七八一、三一九であつて、女は六九七、一一六でより多く、男は八四、二〇三である。大正九年當時の總數は六六二、〇七二であつて、それより約十萬の激增であつた。現在のその數は不明である。

俸給勞働者

昭和五年の國勢調査による俸給勞務者の概數および最近におけるその部分的な數

俸給勞務者とは俸給生活者の下層部分即ち勞働者的俸給者を意味する。然乍ら彼らに對する綜合的調査は存在せず、僅に昭和五年の國勢調査によるその概數を知るのみであり、最近の其數に就ては單に部分的な調査によつて窺ふの外はない。上二表を見よ！

昭和5年10月1日における俸給勞務者數

	總數	男	女
官吏、公吏、履修員	436,293	420,005	16,288
陸海軍現役軍人	242,796	—	—
法務に從事する者	1,489	—	—
敎育に從事する者	326,297	224,623	101,674
宗敎家	143,582	121,794	21,788
醫療に從事する者	136,034	37,329	98,705
書記的職業	439,337	399,333	40,004
記者、著述家、藝術家、遊藝家	64,297	54,309	9,988
その他の自由業	31,112	30,373	739
計	1,821,237	1,532,051	289,186

註　昭和5年國勢調査における「公務、自由業」に屬する「使用人」の數である

最近における俸給勞務者の一部數

判任官以下の文官（昭和10年現在）	510,711
判任官以下の武官（昭和9年—10年現在）	2,328
地方吏員（昭和8年現在）	118,386
專門學校敎員（昭和9年現在）	6,810
中等學校敎員（〃）	71,976
小學校敎員（〃）	252,594
幼稚園保姆（〃）	5,872
工場職員（昭和10年現在）	194,411
鑛山職員（〃）	20,342
海技免狀受有者（昭和9年現在）	96,601
看護婦（昭和10年現在）	102,968
準看護婦（〃）	3,889

朝鮮に於ける工場勞働者

朝鮮における五人以上使用工場の勞働者

朝鮮における大工場の出現は、大正五年以降である。工業の分布を見るに、鴨綠江の木材搬出といふに興つた新義州の製紙工業（王子製紙會社）、棉花の栽培普及といふに興つた釜山、京城、仁川、光州の紡織工業、養蠶の普及とともに興つた京城、大邱、金州、光州、咸興等の製紙工業、鰯の漁場に近い江原、咸南、咸北の魚油工業および釜山、群山、仁川、鎭南浦等の精米工業等が主なるものであるが、最近においては水力電氣事業の發展といふに、空中窒素固定工業、金屬製煉工業なども發展しつゝある。しかしながら現在ではなほ使用職工五人以下の零細經營が朝鮮における工業生産に重要な部分を占めてゐることはいふまでもない。

拓務省「拓務要覽」（昭和十二年版）によれば、朝鮮における五人以上使用民營工場の勞働者數は、昭和十年を

朝鮮における工場數および職工數

	工場數		職工數	
明治四十四年	內地人經營	185	內地人	2,136
	半島人經營	66	半島人	12,180
	外國人經營	1	外國人	259
	計	252	計	14,575
昭和十年	內地人經營	2,344	內地人	9,075
	半島人經營	3,224	半島人	123,902
	外國人經營	67	外國人	2,820
	計	5,635	計	135,797

註　（明治44年—昭和10年　拓務省發表）
職工5人以上使用の民營工場のみの數

現在として、一三五、七九七を數へ、そのうち內地人職工は九、〇七五で、半島人職工が大部分を占めてをり、一二三、九〇二を數へる。なほ昭和十年における平均賃銀は內地人一圓八十三錢半島人は九十錢。半島人の勞働狀態はことに劣惡である。詳細は上表を見られたい。

臺灣における工場勞働者

昭和十年現在の臺灣における五人以上使用工場の勞働者

臺灣においてはじめて大工場の出現を見たのは、世界大戰中であつた。大正三年には、四五、七三八千圓にすぎなかつた工業生産額は戰後には一八九、二三六千圓に達し、現在では二九六、九八四千圓に及ぶ。うち最高位にあるのは食料品の二〇八、六三四千圓（砂糖一五九、〇〇〇千圓、再製茶一五、〇〇〇千圓その他）ついで化學肥料の六、六八〇千圓、アルコールの六、〇三〇千圓、製材の五、七〇〇千圓、木製品の五、〇三〇千圓、セメントの三、一八〇千圓等。昭和十一年における日月潭發電所完成による電力供給潤澤化と支那事變による軍需の增進は、最近における臺灣の工業化を促進しつゝある。

拓務省の「拓務要覽」（昭和十二年版）によれば、臺灣における五人以上使用民營工場における勞働者は六八、七七三であつて、その過半數は食料品工業（主として製糖）に屬す。ついで窯業の九、二一四、化學工業の四、七五一、機械器具工業の二、九四二

臺灣における工場數および職工數

	工場數		職工數	
	實數	指數	實數	指數
大正 3 年	1,309	100	21,859	100
昭和 8 年	6,618	506	64,743	296
昭和 10 年	7,032	537	68,773	315

（大正3年—昭和10年　拓務省發表）
職工5人以上使用民營工場のみの數

う。詳細は右二表を見られたい。

臺灣における
職工數産業別

紡織工業	2,602
金屬工業	1,983
機械器具工業	2,942
窯業	9,214
化學工業	4,751
製材木製品工業	2,500
食料品工業	36,742
その他	8,039
計	68,773

註　拓務省現在、昭和10年（表）
職工5人以上使用民營工場のみの數

工場勞働事情

勞働條件

最近における勞働強行の一般的傾向に對する監督官廳の態度

周知の如く昭和十二年十月八日附をもつて內務省社會局は全國地方當局に通牒し、止むを得ぬ場合の二時間延長の緩和條件を付して、工場勞働における十二時間制を各工場主に勸告せしめたが、その際それに關し當時の社會局勞働部長成田一郎氏は次のやうな見解を公表された。

「今日のやうな時局においては、ある程度、勞働者の勞働時間を延長することは止むを得ない、むしろ當然であると考へるが、聽つて、幾ら長く働いても構はないといふ狀態を捨てゝおいていゝかどうか、人間の能力には自ら限度があるので、十五時間、二十時間と働いて、長く續く筈はない、殊に事變が長引くといふことを前提として考へた場合、個々の勞働者の勞働時間が幾ら長くなつても構はないといふことは、むしろその勞力をすり減らしてしまひ、勞働者を殺してしまふことになつて、生產力擴充どころか生產力を減退させることになる」[1]

(1)　日刊工業新聞・昭和十二年十一月十三日號

國際勞働機關の勞働時間に關する昭和十二年度の報告では、世界各國を分つて三部類となし、第一は、一週四十時間以內の制限が行はれてゐるものであつて、フランス（本年に入つて四十五時間までの延長が可能となつたが）、ベルギー、イタリア、アメリカ合衆國、カナダ、アルゼンチンおよびソヴィエト聯邦（三十五時間）等がこれに屬し、その他の國々（インド、日本および支那を除く）は第二の部類であつて、殆んど例外なく一週四十八時間以內の制限が行はれてをり、最後に第三部類として、一週五十四時間の制限が行はれてゐるインド、ならびに勞働時間の制限なき日本および支那が擧げられてゐた。[1]

であるが、紡織はむしろ少なく二、六〇二である。恐らくこれらの點に臺灣新興工業の特色を見得るであらう。

(1)　國際勞働局「國際勞働年鑑」（昭和十二年版）、北岡壽逸氏「華府繊維工業會議と日本」（社會政策時報・第二〇一號）、鮎澤巖氏「勞働時間問題の再檢討」（社會政策時報・第二〇九號）などを參照されたい。

右のやうな事情であるから、社會局が我國においてはじめての試みであるところの成人勞働に對する時間の制限を、例へそれが一週八十四時間ないし九十八時間以內の制限であつて、なほ世界諸國のそれの殆んど二倍以上の長勞働時間を許容するものであるとしても、事變に際して斷行したことは、はなはだ英斷であり、また適切な措置であつたといはなければならぬ。

しかるに昭和十二年四月六日の「東京朝日新聞」によれば、厚生省では「特別の場合に二時間の延長を認める」といふ例外規定が、すなはち、一日十四時間勞働が、なほ「相當廣範圍に行はれ、結果において勞働資源を涸渇せしめる狀態にあるものと見られるので、今後はこれが時間制限の勵行を圖る意向である」とのことで、即ち、その制限は徹底してゐなかつたのである。だが、監督官廳としては長時間勞働の有害なる事を認め、これが制限を除々に實行して行く意向であることは明らかである。

勞働時間制限に對する企業家側の態度

社會局のこの八十四時間乃至九十八時間の勞働時間制限の通牒が發せられるや、直ちに陳情の形での反對運動が、到る處に猛然と起つた。

例へば、東京鐵工機械同業組合は、昭和十二年十一月九日に丸の內の帝國鐵道協會において開催された緊急評議會において「最近、警視廳が管下各工場に對し、勞働力保護の立場から職工一日の勞働時間を十二時間以內に制限するやう通知し來つたのに對して、工場側としては設備の擴張、應召等のため、勞働力の著しく不足せる折であるのに加へて、事變關係から、軍需品等の注文增加せる場合であるから、事變の終了まで、制限の緩和方を陳情すること」[1]を決定した。これに對して警視廳は、十一月中旬より年末にかけては、從來の慣習によつても、特に作業繁忙を來たすことを考慮して、その期間に限り、事情聽取の上、十四時間以內において作業時間延長を認めることに決定し、十一月十日、管內各署にその旨を通牒することになつた。すなはち、東京においては、十二時間の勞働時間制限が、僅かに一ケ月きり繼續されず十一月八日には早くも十四時間の例外規定が平常化されたのである。しかしこれは東京のみの現象ではなかつた。のみならず婦人・幼年者の勞働保護法規の緩和ないし撤廢の運動すらが行はれ、それがまた相當の效果を擧げてゐるやうな事態なのである。（それについては後述する）

(1)　日刊工業新聞・昭和十二年十月十日號

最近における勞働時間延長の一般的傾向

東京商工會議所の指數を見るに次表の如くである。

その增加率を、さらに各工業別におけるその延數において見

勞働時間指數（東京商工會議所調）

昭和十一年一月	一〇〇・〇
二月	一〇〇・七
三月	一〇一・八
四月	一〇一・八
五月	一〇六・八
六月	一〇七・〇
七月	一〇二・〇
八月	一〇一・九
九月	一〇六・三
十月	一〇六・五
十一月	一〇六・七
十二月	一〇八・二
昭和十二年一月	一〇一・一
二月	一〇六・三
三月	一〇七・二

れば、下表のごとくである。

すなはち、勞働時間は、全般的に見て、昭和十年においては、同七年より四五・九%の激増であつた。そのうち最もはなはだしいのは、（金屬工業の二三五・六%とあるは、昭和九年以降八幡製鐵所の日鐵合同による、その全勞働時間が加算されたことを勘定に入れねばならぬが）機械工業の一〇八・一%、化學工業の六九・一%の增加で、その增加率は、いはゆる「産業の活況」の中心に近づくほど大である。（註）

（註）重工業の工場においては、殘業につぐ殘業、または二交替、三交替の制度、あるひはいはゆる「連勤」によつてその作業を强化してゐたことは既に周知である。それは、成人勞働者に對する勞働時間の制限が最近にいたるまで少しも考慮されることなくして來つた間隙に乘じて、常に勞働時間擔當者の當面の體力維持の可能性の限界にいたるまで、延長されつゝ來つた。さきに協調會において開催せられた「工業從業員の健康問題座談會」（社會政策時報二〇三號）の席上で、旋盤工F氏は、「朝出て、晩ぶつ通して、また翌日の晩まで三十六時間ぶつつゞけでやる。それを『連勤』といひますが、これには切替といふことが全然ない」と語つてゐたが、それはその一例であつた。

なほ、かゝる事態は、大正十五年を一〇〇とする日銀賃銀指數において、例へば、昭和十二年五月における定額賃銀が、十一年に比して、一・五の微騰であるにもかゝはらず、實收賃銀においては五・三の奔騰を示してゐるのを見ても、最近における物價奔騰を前提とするならば、それが時間外勞働による增收であることが明らかであるから、そこからも證明されるわけである。（この賃銀指數については次項記事中に掲出する表を見られたい）が、概していへば勞働時間統計に關しては、信憑すべきものが無く、例へ統計の表面はどうあらうと、實際には早出、殘業、徹夜業による驚異的な長時間が强行されてゐるのが實情

勞働時間延數の推移

	昭和10年末	昭和7年末	增加率
紡績業	3,009,338	2,464,053	22.0
金屬工業	661,568	280,860	235.6
機械工業	1,166,665	559,348	108.1
化學工業	664,017	392,677	69.1
食料品工業	346,326	284,773	21.6
その他の工業	1,148,836	843,439	41.2
計	6,996,753	4,795,150	45.9

註　昭和10年度工場統計表　單位千時間

であり、その實情は工場監督官なり、前述の如く、勞働者自身なりによつてのみ明らかにされてゐるのである。

昭和十二年における勞働賃銀の一般的動向

朝日新聞社指數に現はれた昭和十二年の賃銀動向　昭和十三年三月五日の「東京朝日新聞」は、十二年中の勞働賃銀指數（上表）を發表して、次のやうに說明した。

朝日新聞社勞働賃銀指數（昭和12年度）

	貨幣賃銀	實質賃銀
一月	二六一・八	一三九・三
二月	二六二・九	一三八・七
三月	二六七・八	一四一・三
四月	二七一・〇	一四一・四
五月	二七三・九	一四二・九
六月	二七四・〇	一四三・四
七月	二七六・二	一四三・六
八月	二七〇・九	一三九・六
九月	二七三・九	一四〇・七
十月	二八〇・〇	一四三・四
十一月	二八一・九	一四三・二
十二月	二八六・〇	一四四・八
年平均	二七三・四	一四一・八

註　小數位4捨5入　大正3年7月基準

「全國貨幣勞働賃銀指數、卽ち名目賃銀指數（大正三年七月基準）の十二年平均は二七三・四にして、前年平均二五八・二に比較して、五分九厘の昂騰で、十一年の對前年比較騰貴率一厘に對比して賃銀水準の極めて著るしい上昇を見せた。かくの如き賃銀急昇の原因は下半期に行はれた軍需産業動員を中心とする男子勞働者賃銀の騰貴に主因するもので、前年比較騰貴率において女工四分二厘に過ぎないのに對し、男工六分二厘、自由勞働者七分九厘と著騰を示した。一方十一年下半期以來の物價高は生計費を昂騰の一路に驅りたて、年平均一九二・八と前年比較四分五厘の騰貴をしたが、貨幣賃銀が前記の如く騰勢が强かつたゝめ、實質賃銀指數平均は一四一・八と前年比較一分六厘の騰貴を結論した。かくして勞働大衆は金再禁止以來はじめて物價高の壓迫から逃れ得ることになつたわけである。」

だが、「朝日新聞」が、「實貨幣賃銀の騰勢」と稱するもの、實體は、「勞働時間の騰勢」にほかならず、また同樣に「實質賃銀」なるもの、眞の「實質」は「過長勞働時間」にほかならぬらしい。例へば昭和十二年七月十七日に開かれた協調會主催の「工場從業員の保健問題座談會」において、旋盤工F氏のいふところはかうである。

「例へば、朝七時二十分に出勤する。それから夕方の五時までが定時間ですが、その後は殘業になり、それからまた翌日の定時間までぶつつづけ、家から持つて來る朝飯を食つてから、また晩の五時までやる。すると、三十六時間の勞働時間が、三十八時間八分になり都合三時間ばかりの歩增がつくのです。それをやらなければ實際われわれの生活は立たない。自分の身體が衰へるのは、わかつてゐるけれども、そんなことはいつてゐられないから進んでやる。やる奴は一週間に四回もやる。だから倒れる。私らのいふ『倒れる』は、死んでしまふことです」

また旋盤工A氏もかういふ。

「夜業をやれば收入が殖えるといふので、盆暮に砂糖とか酒とかい

ふ物を持つて行つても、夜業を通してもらはうとして競爭するやうになつたのですね。[2]」

(1) 社會政策時報・二〇三號・一一五頁―一一六頁
(2) 同・一一六頁

それ故、「朝日新聞」が「かくて勞働大衆ははじめて物價高の壓迫から逃れ得ることになつたわけである」と報告してゐる部分は、「かくて勞働大衆は物價高の壓迫から逃れんとして、時間外勞働を强行しつゝあるわけである」と、訂正さるべきであらう。現に東洋經濟新報は、日本銀行の指數によつて、作成した實質賃銀指數を擧げて、それについて「朝日」の見解とはまつたく反對の説明を下してゐる。それを次に掲げる。

東洋經濟新報の實質賃銀指數に表はれたる昭和十二年の賃銀動向

下表は、日本銀行の東京小賣物價指數（大正三年七月＝一〇〇）を大正十五年＝一〇〇に引直し、これで日本銀行實收賃銀指數を除して算出したところの東洋經濟新報社の實質賃銀指數である。その指數について東洋經濟新報社は次のやうに説明してゐる。

「卽ち物價は昭和七年以來連騰の一途を辿つてゐるが、實質賃銀は途中やや高低區々の現象を示しつつ大勢漸落の脚取りを見せてゐる。最近の名目賃銀の位置か九年のそれを上廻はつてゐる事實を比較するとき、此の兩者の間に可成り大きな開きの存することが判らう。[1]」

昭和12年における實質賃銀指數の變化（大正15年＝100）

	小賣物價(1)	實質賃銀(2)	前年同期比增減率%
昭和7年平均	68.7	128.2	− 3.7
8年平均	73.2	121.8	− 5.0
9年平均	74.2	122.1	＋ 0.2
10年平均	76.2	119.5	− 2.1
11年平均	80.0	114.7	− 4.0
12年 1月	85.3	108.7	− 6.2
2月	85.7	111.4	− 3.5
3月	85.9	112.9	− 2.9
4月	86.4	109.8	− 2.4
5月	86.4	110.9	− 1.9
6月	86.1	112.2	− 1.8
7月	86.6	111.2	− 2.4
8月	87.4	109.8	− 2.5
9月	89.2	—	—

註 (1) 日本銀行東京小賣物價指數 (2) 東洋經濟新報社によつて (1) より作成さる。

東京市における常傭工と臨時工の賃金對比

（昭和十二年現在　警視廳調）

A　十六歳未滿の職工について

		定額賃金(單位錢) 常傭工	臨時工	實質賃金(單位錢) 常傭工	臨時工
染織工業	男	五三	四九	六〇	四九
	女	四八	四六	五七	四八
機械器具工業	男	五八	五三	六四	五七
	女	五一	四八	六三	五九
化學工業	男	五八	五七	六一	六七
	女	五〇	四七	五二	五〇
飲食工業	男	六三	四三	五九	五四
	女	五六	五六	五九	五八
雜工業	男	五七	五三	六〇	六一
	女	四七	五一	五九	五八

B　十六歳以上、二十歳未滿の職工について

		定額賃金 常傭工	臨時工	實質賃金 常傭工	臨時工
染織工業	男	七四	七六	八〇	八一
	女	五七	五五	六八	六〇
機械器具工業	男	八八	八六	一・一〇	一・一二
	女	六一	五四	九四	六九
化學工業	男	八八	八六	一・一〇	一・〇一
	女	六一	五四	九四	五八
飲食工業	男	八三	七九	九六	八七
	女	五九	五二	六二	五七
雜工業	男	八四	七一	九四	八二
	女	六四	五五	七九	六二
特別工業	男	八五	七五	一・〇二	七五
	女	六〇	—	七二	—

C　二十歳以上の職工について

		定額賃金 常傭工	臨時工	實質賃金 常傭工	臨時工
染職工業	男	一・三〇	一・六二	一・七五	一・六三
	女	七三	五九	八二	六八
機械器具工業	男	一・八九	一・三〇	二・四二	一・八〇
	女	九〇	六九	一・〇五	八三
化學工業	男	一・五六	一・四二	一・八三	一・五三
	女	八二	六三	八七	六六
飲食工業	男	一・五二	一・〇四	一・七三	一・一三
	女	七六	五七	九七	五七
雜工業	男	一・六六	一・三五	一・九二	一・五七
	女	七七	六八	八五	七八
特別工業	男	二・一九	二・〇三	二・七六	二・一三
	女	一・一四	—	一・二四	—

(1) 東洋經濟新報社・「日本經濟年報」・(第三十輯・一七五頁)

最近における工場勞働賃銀に現はれたる不均衡性

工場勞働者の賃銀の動向を産業別に見るに、時局によつて甚だしき不振狀態に陷つた平和産業におけるよりも、勞働力の不足を告げてゐる軍需産業において、より多く低下傾向にあることが、注目される。

例へば、北支および上海方面に戰局の發展を見つゝあつた昭和十二年九月當時においては、軍需産業部門は强くこの情勢を反映して、急激なる人員增加を行つたが、殊に官營工場においては、その中でも化學工場においては、上表に見るごとく、日銀勞働人員指數が、八月から九月への一ケ月において、一五九・一の躍進を示したが、それにもかゝはらず、實收賃銀は逆に七・二といふ顯著なる低減を示してゐる。

昭和12年9月における官營工場勞働人員及賃金指數

（日本銀行調　大正15年＝100）

	勞働人員 指數	8月比	6月比	實收賃金 指數	8月比	6月比
機械器具	177.2	＋ 23.6	＋ 36.2	78.6	− 0.7	− 1.0
化學	437.2	＋159.1	＋215.8	89.5	− 7.2	− 4.4
總指數その他を含む	155.8	＋ 23.9	＋ 32.3	102.3	− 1.0	− 1.2

かゝる奇現象は、いかに說明さるべきかといへば、いふまでもなく、事業の繁忙による勞働人員不足のため、賃銀低廉なる不熟練勞働者が大量に流入したことによる平均賃銀の低下にほかならない。一口に軍需景氣といふも熟練工と不熟練工との間の、常傭工と臨時工との間の、あるひは男工と女工との間の賃銀差額は甚だしく、日給五十錢に滿たぬ者もあれば、三圓近くとる者もあるのが實情である。前表は警視廳管下における常傭工と臨時工との賃銀を對比したものであるが、甚だしい低賃銀をもつて大量に流入しつゝある臨時工の著しい增加は、事變下產業界の一問題であることはいふまでもない。

昭和十三年における工場勞働賃銀

朝日新聞社勞働賃銀指數　一二三頁表は朝日新聞社の勞働賃銀指數であるが、それについて「東京朝日新聞」昭和十三年七月三日號は「實質賃銀指數は生計費指數の續騰と相俟つて」本年にいたつて低落しはじめたと說明してゐる。同新聞社の生計費指數は、昭和十三年に入つて、二月から三月へ、三月から四月へと大きく昂騰し、それより騰貴の割合は鈍化を示してはゐるが、依然として續騰傾向にある。事變以來の騰貴率は七・四%であつて、十二年下期は二・七%であつたが、十三年上期に四・六%の昂騰であつた。下表がそれである。

東京朝日新聞生計費指數
（大正三年七月＝一〇〇）

十二年七月	一九三・〇
八月	一九四・〇
九月	一九四・七
十月	一九五・三
十一月	一九五・五
十二月	一九七・五
十三年一月	一九九・〇
二月	二〇〇・八
三月	二〇三・二
四月	二〇五・〇
五月	二〇五・一
六月	二〇六・六

日本銀行および商工省の賃金指數　日本銀行および商工省の賃金指數は一二四頁上段表の如くであるが、それに關する說明は、三菱經濟研究所の「本邦財界情勢」昭和十三年四月號から引用しよう。

「勞働力不足の激化繼續乃至時間外勞働の强行と、昨春以來特に本年初頭以來の急激なる物價騰貴とは必然的に賃金の昂騰を刺戟しつつあるが、而も賃金の昂騰率は物價の騰貴率に及ばず、賃金の實質、即ち購買力は左表の通り相當の急勢を以て低下の傾向に在る。

上記の實情はまた昨年日支事變勃發以來、勞資双方の時局認識及勞働組合の自肅自重の下に急激なる減少の一途を辿つた勞働爭議をして、本年一月を轉機として再び增加傾向に轉ぜしむるに至つた。即ち昨年上半期は近年稀有の爭議激增を示し、五月の如き二八〇件（參加人員三五、一七〇人）の多きに達したが、八月には一〇〇件に

朝日新聞社勞働賃銀指數（昭和13年）

A 名目賃銀指數

	製糸工	綿紡績工	毛紡績工	綿力織工	人絹力織	女工指數	旋盤工	鑄造工	洋灰工	製藥工	製紙工	製粉工	製糖工	菓子工	人絹工	洋服工	大工	左官	製材工	指物工	活版植字	仲仕	男工指數	日傭人夫	總指數
十一月	二三四	二四四	二〇三	二二二	二三一	二二七	三五二	三七四	三六四	三五一	三六七	三四五	三三四	二五二	二七九	二一六	二四四	二六五	一八四	二五四	三五五	二九六	三〇二	二三六	二八二
十二月	二三七	二四二	二〇九	二三三	二三五	二二六	三六九	三九一	三六二	三四八	三六二	三三八	三五二	二六二	二七六	二三三	二四五	二六六	一八六	二五八	三七九	三〇四	三〇八	二四〇	二八六
一月	二三八	二四三	二〇七	二三〇	二三三	二二六	三四八	三七三	三五八	三六八	三七八	三五四	三六八	二五七	二八〇	一六五	二四三	二六二	一八二	二三六	三四五	二八九	三〇〇	二三九	二八一
二月	二四三	二四四	二〇七	二三八	二三七	二三三	三五三	三六八	三五七	三六〇	三六三	三四六	三五三	二五〇	二七六	一九〇	二四三	二六四	一八七	二四八	三六九	三〇二	三〇一	二三九	二八三
三月	二四四	二四六	二一六	二三四	二三六	二三三	三六二	三八〇	三六七	三五五	三七一	三三五	三五八	二四八	二七三	二二八	二四四	二六四	一八五	二五八	三七〇	三〇八	三〇七	二三八	二八七
四月	二四一	二四七	二一〇	二三六	二一九	二二九	三五九	三八三	三六五	三六二	三六九	三三七	三三二	二五七	二七〇	二三七	二四九	二六五	一八九	二五四	三六三	三〇九	三〇六	二四三	二八六

B 實質賃銀指數

	製糸工	綿紡績工	毛紡績工	綿力織工	人絹力織	女工指數	旋盤工	鑄造工	洋灰工	製藥工	製紙工	製粉工	精糖工	菓子工	人絹工	洋服工	大工	左官	製材工	指物工	活版植字	仲仕	男工指數	日傭人夫	總指數
十一月	一二〇	一二五	一〇四	一一四	一一八	一一六	一八〇	一九一	一八六	一八〇	一八八	一七六	一七一	一二九	一四三	一一〇	一二五	一三五	九四	一三〇	一八二	一五三	一五五	一二一	一四四
十二月	一二〇	一二三	一〇四	一一三	一一四	一一五	一八七	一九八	一八三	一七六	一八三	一七一	一七八	一三二	一四〇	一一三	一二四	一三五	九四	一三一	一九二	一五四	一五六	一二一	一四五
一月	一一九	一二三	一〇四	一一二	一一三	一一四	一七五	一八七	一八〇	一八五	一九〇	一七八	一八五	一二九	一四一	八三	一二三	一三三	九二	一一九	一七三	一四五	一五一	一二〇	一四一
二月	一二一	一二三	一〇三	一一四	一一八	一一五	一七五	一八三	一七八	一七九	一八一	一七二	一七六	一二四	一三七	九六	一二一	一三三	八九	一二四	一八四	一五一	一五〇	一一九	一四一
三月	一二〇	一二三	一〇六	一一〇	一一六	一一五	一七八	一八七	一八一	一七五	一八三	一六五	一七六	一二三	一三四	一二三	一二〇	一三〇	九一	一二七	一八二	一五三	一五二	一一七	一四二
四月	一一七	一二三	一〇三	一一〇	一〇七	一一二	一七五	一八七	一七六	一七七	一八〇	一六四	一六二	一三五	一三三	一二六	一二三	一二九	九二	一二四	一七七	一五二	一四九	一一八	一三九

註　小數位4捨5入　大正3年7月基準

最近における賃質賃金の動き

	日本銀行指數（大正十五年＝一〇〇）				商工省指數（昭和九年＝一〇〇）			
	賃敎賃金指數	小賣物價指數	實質賃金指數	賃金指數	小賣物價指數	實質賃金指數		
昭和十年平均	九一・一	一三一・六	六〇・三	一〇一・一	一〇一・八	九九・三		
昭和十一年平均	九二・八	一三九・二	五九・四	一〇一・一	一〇六・五	九四・九		
昭和十二年平均	九六・八	一七四・三	五五・六	一〇七・〇	一二七・三	九一・二		
同　十月	九八・三	一七九・二	五五・四	一〇八・九	一二八・八	九二・七		
同　十一月	九九・四	一七九・六	五五・三	一〇九・三	一二九・〇	九二・八		
同　十二月	一〇三・九	一八二・四	五四・三	一一一・一	一三一・七	九一・三		
昭和十三年一月		一八四・六		一〇九・四	一三四・五	八七・九		

註　實質賃金指數は賃金指數を小賣物價指數を以て除したる商を百倍したもの

減じ、更に十一月には四六件（參加人員九三七人）、十二月には四四件（參加人員一、〇二一人）に急減した。

然るに本年一月には再び六七件（參加人員二、四一八人）に增加し、二月以降更に增加の形勢を示しつゝある。殊に注目すべきは爭議件數中に於ける賃金增加要求件數の割合が昨年五月には六六%の高率であつたが、昨年末頃には一五%に激減して居た。然るに本年一月には約三〇%に倍增するに至つた。

長期戰下に於て產業平和は益々要望さるべき事情にありながら、勞働爭議の斯る再增傾向は、最も憂慮すべき事態であるが、これは爭議發生の最大原因たる物價の昂騰に對して適應善處すべき機會と機關に乏しきが爲めであつて、厚生省がこの現狀に鑑み何等か之に對處すべき產業協力の方途を考案中なりと謂はるゝは蓋し當然の事であらう。」

勞働狀態

最近における勞働災害の狀況

工場法適用工場について見るに、昭和四年から昭和七年へと、財界不況の期間を通じて、災害率は低下の傾向を示し來つたが、昭和七年にいたつて、その年を境として、死亡、重傷、輕傷ともに激增し、千人當り災害率は二一・四〇より三〇・六八へと昂騰し、昭和二年を一〇〇とする災害率も

警視廳管內工場における昭和12年度災害の前年比增減率

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
染織工場	32	▲ 17	—	26	11	15	29	▲ 27
機械器具工場	45	47	51	76	67	52	50	58
化學工場	25	2	23	3	12	15	45	9
飮食工場	▲ 30	▲ 30	18	50	—	▲ 56	100	▲ 35
雜工場	18	34	4	14	26	22	7	12
特別工場	▲ 10	100	▲ 25	▲ 50	20	▲ 40	—	▲ 71
全工場	31	37	34	59	56	42	44	43

（▲印は減少を示す）

最近における勞働災害の情況

A 工場勞働者の死傷數表

	法適用工場			官設工場			計		
	9年	10年增	增加率	9年	10年增	增加率	9年	10年增	增加率
死亡	521	11	2.1	43	2	5.9	555	13	2.3
重傷	13,955	2,865	20.5	1,555	595	38.2	15,510	3,460	22.3
輕傷	42,663	9,745	22.8	3,389	591	14.4	46,052	10,336	22.4
合計	57,139	12,621	22.0	4,978	1,188	23.8	62,117	13,809	22.2
勞働者數	2,004,775	269,358	13.4	143,986	7,635	5.3	2,148,761	276,993	12.9

——第24回工場監督年報285頁——

B 工場法適用工場における死傷率及び災害指數

年次	職工數	死亡		重傷		輕傷		合計	
		千人當率	指數	千人當率	指數	千人當率	指數	千人當率	指數
2	1,687,472	0.165	100.0	5.70	100.0	20.71	100.0	26.37	100.0
4	1,810,176	0.209	126.7	5.39	94.5	21.58	104.2	27.18	102.3
6	1,623,087	0.175	106.1	4.79	84.0	16.73	80.9	21.69	81.6
7	1,599,760	0.156	94.5	5.05	88.6	16.19	78.2	21.40	80.5
8	1,743,689	0 203	123.0	5.31	93.2	18.56	89.6	24.07	90.6
9	2,004,775	0.260	157.6	6.96	122.1	21.28	102.8	28.56	107.3
10	2,274,133	0.233	141.2	7.40	129.8	23.05	111.3	30.68	115.5

——第24回工場監督年報298頁——

C 業種別に見たる工場勞働者死傷數及びその頻度率

業種別	實數				千人當率			
	死亡	重傷	輕傷	計	死亡	重傷	輕傷	計
染織	37	1,640	3,739	5,416	0.037	1.67	3.80	5.51
機械器具	203	8,124	30,989	39,316	0.37	14.77	56.33	71.47
化學	149	2,458	8,007	10,615	0.46	7.61	24.80	32.87
飮食	16	320	661	998	0.16	3.13	6.46	9.75
雜	64	1,786	2,975	4,829	0.26	7.18	11.98	19.41
特別	63	2,491	6,033	8,587	0.95	37.42	90.63	129.00
計	532	16,820	52,408	69,760	0.23	7.40	23 05	30.68

——第24回工場監督年報287頁——

七年の八〇・五より十年の一一五・五へと、實に三五・六の昂騰である。前頁表を見よ。

さらに昭和十二年八月までの警視廳管内における工場災害を十一年同期との比較に於て觀察すれば、一二四頁下段表の如く、毎月最低三割一分から、最高五割九分までの激増である。しかも常に一貫して、増加傾向を示してゐるのは、軍需工業中の花形たる機械器具工業のそれである。

最近における勞働者罹病の狀況

勞働者罹病の狀況は勞働條件の狀況を最も集中的に表現するといはれてゐる。

健康保險の被保險者のみについて、その趨勢を見るに、肺結核は昭和八年の一五、〇〇〇から十年の三八、〇〇〇へと僅々二、三年間に倍加以上の激増を見せ、肌膜もまた二九、〇〇〇から四八、〇〇〇へと同樣な激増である。被保險者千人に對するその罹病率も、肺結核は一二%から一八%へ、肌膜は二三%から二六%へと昂騰してゐる。上表を見られたい。

工場結核患者累年比較

	被保險職工數	肺結核患者	肌膜患者	千人に對する數 肺結核	千人に對する數 肌膜
昭和 8年	1,294,926	15,838	29,951	12	23
9年	1,503,550	20,047	37,505	13	24
10年	2,096,657	38,001	48,840	18	26

註　第24回　工場監督年報による

大阪における工場結核（昭和十一年度）

大阪府における昭和十一年末における工場結核は、

組合管掌被保險勞働者	一一五、七六一の中	二、四二九
政府管掌被保險勞働者	三二二、一七三の中	五、二二二
計	四三七、九三四の中	七、六五一

の多數に達し、その率は千人當り一六名であつて、全國平均の十二名をはるかに凌駕する勢である。左表を見よ。

大阪府における昭和11年度末の被保險勞働者中の工場結核患者

	男	女	計	死亡者
染織工業	489	1,178	1,667	101
機械器具工業	2,258	253	2,511	77
化學工業	526	276	802	30
飲食工業	60	62	122	6
雜工業	999	447	1,446	56
特別工業	25	1	26	—
電氣事業	122	12	134	3
鐵道事業	541	109	643	8
鐵道以外の運輸業	263	26	289	12
計	5,287	2,364	7,651	293
被保險者總數	437,934			

註　大阪府健康保險課調

それを被保險者千人當りの率において見れば、次表の如くである。

なほ社會局技師長瀨恒茂氏の調査により、年齡別に見たるその死亡率を表示しよう。（左下段表）

大阪府における昭和十一年度末の被保險勞働者千人當り結核患者數

	千人當り患者數	治癒者	死亡者	その他
染織工業 男	一三・三	三	七	三
染織工業 女	一五・六	二	八	六
機械工業 男	二四・八	四	一二	九
機械工業 女				
器具工業 男	一五・九	二	七	六
器具工業 女				
化學工業 男	二三・八	二	一六	五
化學工業 女	一三・〇			
飲食工業 男	一八・一	一	六	七
飲食工業 女	一三・一			
雜工業 男	二三・四	二	一四	七
雜工業 女	二一・七	五	一〇	七
特別工業 男	一六・三	四	四	六
特別工業 女				
電氣事業 男	二一・八	三	二	七
電氣事業 女				
鐵道 男	三八・〇	一〇	一八	一〇
鐵道 女				
軌道法適用事業 男	四〇・七	一一	一一	一一
軌道法適用事業 女				
鐵道以外の運輸事業 男	一七・三	一	一〇	七
鐵道以外の運輸事業 女	一五・七		五	一〇
全業種平均 男	二一・〇	四	一一	六
全業種平均 女	一六・二	三	七	六

しかして、以上に揭げた表については、次のやうなことが注意事項とされてゐる。すなはち、以上の表に擧げられたる患者數は、醫師より「肺結核」なる病名を明示せられた者のみの數であつて、その他、例へば「肺浸潤」「肺尖カタル」などの病名を付せられたるものは、實はその中には非常に多くの肺結核患者が、醫師の患者に對するある種の顧慮によつて、包付せられてゐるのであるが、それらは除外せられてゐることである。したがつて、實際は、被保險勞働者中の肺結核患者は、上揭の表における數字よりもはるかに多いのであつて、もしそれらの患者をも加算する時は、被保險勞働者中、肺結核をもつて死亡する者の數はその約四〇%といふ驚くべき數になるのである。

工場結核患者
千人當りの死亡率

	男	女	計
20歳以下	220	388	608
30歳以下	173	290	463
40歳以下	183	100	283
50歳以下	246	111	357
60歳以下	285	—	285

（日刊工業新聞・10月23日號）

職業性疾患について

工場勞働者の罹病は、單に結核のみでなく、さらに恐るべき職業性疾患、すなはち、人絹工場における二硫化炭素中毒、電池工場あるひは新聞印刷工場における鉛中毒、金屬精鍊所における硫化水素中毒、紡績工場におけるアニリン中毒、その他、セメント工場、鋼板工場における中毒、製絲工場における手指先端に起る瘭疽など、ほとんどあらゆる産業にわたつて存在す

るそれ〴〵の特殊疾患を擧げなければならない。

しかしながらこれらの職業性疾患は、その經過が勞働災害の如く突發的に起るものではなく、その症狀が潜行性・慢性的であるがため氣づかれずして終る場合が多い。例へば、百貨店の店員における扁平足とか、下肢の靜脈瘤などがそれである。しかもこれらの疾患を訴へるのは、多く勞働條件に馴れざる未經驗勞働者に多く、(左表參照)やがて環境に馴致せられるとその疾患そのものはその間に潜行的に重症となつて行くにもかゝはらず、慢性となつて、も早や苦痛を感ずることが少くなるため、患者自身すらそれを顧みずに過すやうな狀態であるから最近にいたるまでなほ研究が充分になされてをらず、これらの職業的疾患に對する全國的統計すらが缺如してゐる有樣である。だが、石川知福博士のいはれる如く「これら諸種疾患の發生率は勞働激度の强化、勞働時間の延長、賃銀の低下、榮養または住宅の不良等によつて增高され、產業に於ける衞生的非合理性の度合を鋭敏に標示する一尺度たり得るのである。[1]」

(1) 社會政策時報・第二〇九號

武居醫學士による人絹工場における紡絲液による皮膚疾患と勤續年數との關係調査 (昭和十年)

勤續期間	一月以下	二月以下	三月以下	四月以下	五月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	四年以下	五年以下	五年以上	計
調査人員	一七	四四	二〇	一六	一一	九	五九	四一	六六	一三	一三	二九	三三八
皮膚炎 患者數	四	二〇	九	五	二	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	四五
皮膚炎 罹患率(%)	二三・六	四五・五	四五・〇	三一・三	一八・二	〇	八・五	〇	〇	〇	〇	〇	一三・三
腐蝕症 患者數	二	三二	一四	一一	六	五	三二	一三	一九	四	一	三	一四二
腐蝕症 罹患率(%)	一一・八	七二・八	六〇・〇	六八・八	五四・五	五五・六	五四・二	三一・七	二八・八	三〇・八	七・七	一〇・三	四二・〇
全皮膚疾患 患者數	五	三八	一八	一四	八	八	四四	二三	三二	五	三	三	二〇一
全皮膚疾患 罹患率(%)	二九・四	八六・四	九〇・〇	八七・五	七二〇七	八八・九	七四・六	五六・一	四八・五	三八・五	二三・一	一〇・三	五九・五

註 石川知福博士「非常時局の展開と產業に於ける職業性疾患」(社會政策時報・第二〇九號)より。

工場勞働における特殊問題

最近における勞働者保護法の緩和ないし撤廢の狀況

勞働者保護法の緩和乃至撤廢を眼ざして、

「平時の工場法を以て非常時局の工場作業を取締られては、生產に打擊を與へ、延いては軍需品の生產を阻害する。[1]」

といふ企業主側の猛運動が起つたことは、既に周知であるが、これに對する當局の方針はどうであつたかといふと、それは次の如き成田社會局勞働部長の談によつて明らかであらう。

「御承知のやうに工場法においては女と子供の就業時間は十一時間に制限されてゐる。また休日も一月二回以上といふことを工場法に規定してゐるが、特殊の軍需品工場においては、矢張り女、子供を相當澤山使つてゐて、これを十一時間就業の制限に止められては、軍の急激な要求に應じ難い、これはひとつ時間の延長を許可して貰ひ度いといふ要求があつて、我々もまた至極もつともなことゝ考へ、事變が起れば、まづ以て軍の要求を容れて行くことを、第一義的に考へなければならないと考へ、七月はじめに軍需品工場におけるいはゆる保護職工の就業時間を延長する許可を與へてよろしいといふ通牒を發したのである。[2]」

(1) 京都工場懇話會の陳情・日刊工業新聞・昭和十二年十月七日號

(2) 日刊工業新聞・昭和十二年十一月十二日號

だが、勞働者保護法の緩和ないし撤廢は、改めて要求するまでもなく、法規違反の形で、從來から相當に廣く行はれて來てゐたことは周知である。他の部分との重複を避けるため、こゝでは詳述しないが、昭和十一年中における工場關係法令違反は未曾有の數に達し、件數において一、三四〇件(十年より二八五件の增加)、被處罰者において一、一八一人(十年より二四三人の增加)、罰金總額において三二一、七三三圓(十年より六、八四三圓の增加)を數へた。監督當局の說明によれば、これは

「業界好調の波に乘じて、一部事業主に目前の利を追ふの急なるの餘、動もすれば法令を無視し、違法行爲或は脫法行爲を敢て爲すもの漸く多からんとするの傾向を見るに到り」

しためであつた。[1]

(1) 社會局「勞働時報」昭和十二年四月號

最近における保護職工數

保護職工の實數と全職工數に對するその比重

(昭和10年度)

業態別	16歲未滿男工	女工	計	保護職工總數に對する百分比	業態別職工總數に對する百分比
染織工場	12,443	788,303	800,746	67.6	82.1
機械工場	23,353	45,001	68,354	5.8	13.5
化學工場	5,204	105,834	111,038	5.4	215.9
飲食工場	739	28,834	29,292	2.5	29.6
雜工場	6,290	60,985	67,275	5.7	33.1
特別工場	168	2,041	2,209	0.2	4.0
施行令第3條の工場	4,601	7,954	12,555	1.1	10.2
施行令第27條當該の工場	2,170	63,616	65,786	5.5	83.4
官營工場	2,461	24,374	26,835	2.2	17.7
合計	57,429	1,126,661	1,184,090	100.0	47.3

註 第20回工場監督年報42頁

周知の如く我國においては職工總數に對する幼少年工の割合は著しく大きい。

最近における全國的統計によれば昭和十年十月一日を現在とするそれ

ら保護職工數は、工場法適用工場勞働者總數の四七・三%を占め實數は一八四、〇九〇で、九年より九五、八三〇を增加した。その中でも染織工場における保護職工は、總數の六七・六%を占めてゐるが、最近における著しい傾向として、これらの職工の機械器具工場における就業率の增大が見える。前頁表を參照されたい。

昭和十一年を現在とする大阪市における保護職工數

特に中小工場の多い大阪府下の工場法適用工場についての調査によれば、十一年度における女工數は一一九、五四六人、十六歲未滿の少年工數は七、六三八人で、昭和六年度の女工數八四、〇〇六人、保護男工數三、三〇三人に對し、倍加してゐる。しかして機械器具工場においては少年工は七・五倍、女工は三倍に達する。上表を參照されたい。

大阪府における保護職工移動表
（工場法適用工場）

	昭和6年		昭和11年	
	16歲未滿男工	女工	16歲未滿男工	女工
染織工場	598	61,399	1,034	73,225
機械工場	538	3,178	3,991	9,051
化學工場	693	9,042	793	13,844
飮食工場	111	1,525	174	2,950
雜工場	491	6,085	1,293	16,353
特別工場	一	75	5	98
規12條の工場	728	1,848	45	3,006
施行令第3條の工場	144	844	303	1,018
計	3,303	84,006	7,638	119,546

註　日刊工業新聞・9月21日號

最近における東京市の年期工の狀態

殊に慘めな境遇にあるのは、年期職工である。警視廳調査によれば、彼らは十二歲から二十五歲までの青少年であつて、その全數は一八、四二四（內女五、〇一九）に達し、その中最も多いのは十六歲から二十歲までの少年で、その數は一一、四〇〇である。しかして、その數は全職工の約二十分の一を占め、東京全市中における、その半數にはならないが、ほとんどそれに近い數の工場が彼らを使用してゐる。

調査工場數	年期職工使用工場數	前者と後者の百分比
一五、〇五一	六、四七〇	四〇・八二%

右の年期職工使用工場の六割は十人以下の工場で、三割は十人から三十人までの工場であることは、注目すべきである。そして、その年期の期間は、一年から七年までの間であり、その中、最も多數を占めてゐるのは、三年を期限とするものであるが、その前借金額は、左表の如く、驚くべき小額である。

東京市における年期職工の前借金額
（昭和十二年　警視廳調）

一〇〇圓未滿のもの	一、九五三
一〇〇—一五〇圓	一、七八三
一五〇—二〇〇圓	一、〇〇五
二〇〇—二五〇圓	五一八
二五〇—三〇〇圓	二四四
三〇〇—三五〇圓	一九八
三五〇圓以上のもの	二六九

中には一〇〇圓の前借金で七年間を勞働しなければならない少年もある！　しかもかゝる年期職工を主として使用する中小工業の勞働時間が、他に比してより長時間であることは、周知の如くである。

（後記）　なほ各產業部門にわたつて勞働事情を述べる豫定であつたが、紙面の都合でそれが不可能になつた。

勞働者生活狀態

緒言

こゝで生活と云ふのは、主として勞働者の全生活の基礎をなす物質的消費生活に限定する。かゝる勞働者の生活狀態を表はすものとしては、賃銀指數や生計費指數、若くは兩者を關係づけることによつて求められる實質賃銀指數があげられる。この場合勞働者の生活水準の傾向は極く大ざつぱに示し得るが、勞働者の生活內容の具體的な現實については何ものも知ることが出來ない。また勞働者生活の斷片的な記錄によつて勞働者生活を表現し、或は前記の諸指數を說明されるが、結局斷片的な勞働者生活記錄は依然として斷片的なものとして止まらざるを得ない。

勞働者の生活狀態を全體的に體系的に理解する爲には、むしろ生計費調査若くは家計調査に依據せざるを得ないが、しかし生計費調査若くは家計調査の結果としての數字の說明のみに終始すれば、勞働者の具體的な生活現狀から遊離し去つて抽象的な概念的な記述に終らざるを得ない。勞働者の生活狀態をより眞實に近く知る爲には、むしろ斷片的な生活記錄と家計調査とが結合されねばならぬ。否家計調査それ自身が吟味され修正されねばならぬと共に、全消費部門に亘つて生活上の科學的成果が取入れられ、且つ生活に關聯する一切の資料——物價、生產、貿易、社會政策、等々——が綜合されねばならぬと考へられる。しかしこゝではかゝる廣汎な基礎に立つて最近一ヶ年間の勞働者の生活狀態を記述することは不可能である。

不充分さと不完全さとを意識した上で、主として最近の——昭十一、十二年度の——內閣統計局の家計調査に依據しつゝ、勞働者の生活狀態のアウトラインを記述するに止める。昭和十二年以來即ち支那事變以來の勞働者生活は、右の家計調査の延長と生活資料價格指數とによつて類推する外はない。

またこゝでは產業別地域別の勞働者生活にまで觸れることは出來なかつた。しかし勞働者の生活は勤勞國民生活一般に於けると同樣に、收入と世帶と物價とに根柢づけられ、產業別的な

相異はむしろ微弱だと考へられる。地域別の勞働者生活の相異は、地域的な勞働者の生活樣式と生活資料價格の相異によつて生れるが、根柢にはやつぱり地域的な賃銀收入の相異が存在すると考へられる。

最後に家計調査報告に於ける總數としての平均値を重要視することを避けて、特に末端に廻した。勞働者家計に於ける平均値は結局平均收入額の勞働者の生活內容を示すものに過ぎず、それはむしろ我が國に於ては少數の高賃銀勞働者の生活を表はすものとしか考へられぬからである。

勞働者世帶の大きさ

現在の我國の勞働者生活は——國民生活一般も同樣に——世帶と云ふ小集團を構成して營まれて居る。だから勞働者個人ではなく、その世帶の生活が問題である。しかしてこの世帶の大きさは、同一生活水準維持に必要な生活費の額を決定する。即ち一定の生活慾求充足の爲には世帶が大なれば大なる程多額の生活費を要し、世帶が小なれば小なる程少額の生活費で濟む。同樣に同一生活費に對しては世帶が大なれば大なる程生活內容は劣惡化し、世帶が小なれば小なる程富裕化する。

世帶の大きさはかく支出としての生活費に關聯するのみならず或る場合には勞働者世帶の收入にも亦關聯する。我國に於けるが如く社會政策としての最低賃銀制の存在しない國にあつては、世帶主たる勞働者一人の收入ではどうしても家計を維持し得ない狀態を惹起する場合が多くなつて來る。そこで家計維持の爲には世帶主たる勞働者以外の世帶員の勞働收入によつて生活費の不足が補塡されねばならぬ。夫婦共稼ぎや幼少年勞働、甚しきは社會政策として最低年齡制の不充分な結果として義務教育未修了勞働、就學兒童の放課後勞働までが家計維持の爲に必要になつて來るのである。かくて家族勞働は一方に於て勞働者の體位——國民體位——を低下させる根本原因をなし、他方に於てはます〳〵賃銀を低下させ、いよ〳〵家族勞働を不可缺ならしめる。かゝる家族勞働の結果は、勞働者個人の賃銀收入によつては、必ずしもその生活を規定する勞働者世帶の收入を知ることは出來ない。勞働者世帶の收入を決定するこの家族勞働は一面世帶の大きさ若くは世帶構成に依存せざるを得ない。

調査世帶數累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	一四戸	七一戸	一九四戸	一八〇戸	一八四戸	一五二戸	一六七戸	九九二戸
昭和十—十一年	五	五八	一六一	二一〇	二一六	一九九	二六〇	一、一〇七
昭和十一—十二年	四	三四	一三一	一九六	二一四	二〇一	三四〇	一、一二〇

調査世帶數は世帶の大きさと關係するものではない。しかし生活なるものは地域的な個人的な特殊事情に左右されるものであつて、調査世帶數が多ければかゝる特殊事情は相殺されて比較的に一般的な生活內容を示すに至るが、調査世帶數が少ければ個々の世帶の特殊事情が殘存して一般性を主張し得ないこととなる。家計調査報告に於ける月收五〇圓未滿の調査世帶四は明かに過少である。月收六〇圓未滿の三四世帶も亦必ずしも充分とは云ひ得ないであらう。從つてこれらの收入階級の生活には幾分の特殊事情が殘存することが認められねばならぬ。

世帶の大きさは先づ一世帶平均實人員によつて表はされる。

一世帶平均實人員累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	三・九三人	三・八六人	三・九四人	四・一四人	四・二四人	四・三〇人	四・四三人	四・一八人
昭和十—十一年	三・一三	三・八八	三・九六	四・二〇	四・二九	四・二九	四・四二	四・二三
昭和十一—十二年	四・二六	三・七二	四・〇八	四・〇四	四・一五	四・三四	四・四三	四・二三

家計調査報告に於ける勞働者の世帶の大きさは大體四人强と見て差支えない。この四人强の世帶の大きさが果して勞働者の世帶の大きさを表はすか否かに問題がある。國勢調査によれば我國の世帶の大きさの平均は五・二人である。だが最多數の世帶は四人世帶であり、最多數の人口の所屬する世帶は六人世帶乃至七人世帶である。職業別に見て農民と中小商工業者の世帶は國民一般より若干大きいが、その他の都市生活者の世帶の大きさは殆ど差異を認められない。勞働者の平均的な世帶の大きさは五人弱になるかも知れないが、最多數の勞働者世帶乃至最多數の勞働者及家族の所屬する世帶の大きさはむしろ五人强乃至六人弱と見るべきである。

かくて恐らくは實際の勞働者世帶なるものは、家計調査報告の世帶の大きさよりも一人乃至一人半だけ大なるものと考へられねばならぬ。そこで勞働者の現實の家計を知る爲には家計調査報告の生活內容は、この一人乃至一人半の世帶の大きさの增大によつて修正されねばならぬ。しかし家計調査報告のかゝる修正の爲には、勞働者生活に對してより嚴密な家計調査と、多分は實驗的な試驗管的な勞働者生活の研究をも必要とするだらう。こゝではたゞこの事實を指摘して、家計調査報告から勞働者生活を知る場合の注意を促がすに止める。

世帶の大きさは單なる人員數のみでは不充分である。それは世帶構成にまで進まざるを得ない。蓋し性別、年齡別によつて生活資料の消費が異なるのみならず、婦人勞働者や幼少年勞働者の賃銀差別の顯著な我國に於ては、結局勞働者生活を規定する勞働者世帶の收入にまで關係するからである。しかしこゝで勞働者の世帶構成まで述べることはあまりに繁雜になるから、簡單に勞働者世帶の消費單位について述べるに止めて置く。この消費單位は左の標準（內閣統計局）によつて、世帶人員を成年男子一人當に換算されたものである。

年齡	〇—一	二—四	五—七	八—一〇	一一—一四	一五—二〇	二〇—
男	三	四	五	七	八	九	一〇
女	三	四	五	七	八	九	九

要するに消費單位は食物特に主食物たる米の消費が中心となつてゐる。それは内閣統計局の家計調査報告が米價の問題の爲の調査だからに外ならぬ。從つて消費單位を以て食物以外の生活資料の消費を求めることや、收入についてその家族勞働的内容を知るには若干妥當を失するやうに思はれる。

一世帶平均消費單位の累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總計
昭和六―七年	二・九七	三・〇七	二・九五	三・〇四	三・一三	三・二一	三・三〇	三・一三
昭和十―十一年	二・四九	二・八四	二・九六	三・〇九	三・一九	三・一八	三・三六	三・一五
昭和十一―十二年	三・一三	二・八二	三・〇三	三・〇三	三・一〇	三・二〇	三・三〇	三・一五

家計調査報告では世帶の大きさは、實人員に於て四人強、消費單位に於て三人前後である。この三人前後の消費單位なるものは、夫婦二人に子供一人乃至は年若き子供二人と云ふことになるのであるが、勞働者世帶一般の實質的な大きさとは可なりな隔りがあるやうに思はれる。

勞働者生活の源泉としての收入

收入は世帶の大きさとの關聯に於て勞働者の生活水準を決定する。勿論此の場合に生活資料の價格が介在することは、むしろより根本的な前提條件と見るべきである。

家計調査報告に於ける收入は個々の勞働者の賃銀收入ではなくて、勞働者世帶の全體としての收入であり、そこでは勞働者生活の爲の收入が問題されてゐるのではなく、たゞ勞働者世帶收入の内容構成が取上げられて居る。從つてこゝでは勞働者生活の源泉としてそれを規定する收入の現狀及び傾向を知ることは出來ない。その爲には賃銀調査があるのであつて、それとの比較に於て考へられねばならない。

月收内譯（收入階級別）

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
實收入總額	四六・四一	五六・〇九	六五・六四	七四・九三	八四・九五	九四・八六	一二三・三四	九〇・三二
勤勞收入全額	四三・四一	五三・五三	六一・二九	七〇・四六	七九・二八	八八・一五	一〇四・三一	八三・八八
世帶主本收入	四三・二五	五一・二三	五九・一八	六八・〇七	七六・九八	八五・一一	九九・二三	八〇・六五
世帶主副收入	—	・〇三	・〇五	・〇一	・〇二	・〇五	・〇三	・〇三
配偶者收入	・〇六	・九二	一・四四	一・七六	一・五三	一・五九	二・三四	一・七九
家族收入	—	・三五	・六二	・六二	・七五	一・四〇	二・七二	一・四一
勤勞外收入	三・一〇	三・五七	四・三五	四・四六	五・六七	六・七一	九・〇三	六・四四
財産收入	・〇四	・〇二	・〇八	・〇九	・一一	・〇八	・五六	・二三
受贈	二・九三	三・〇九	三・五六	三・九三	四・九四	五・七七	七・二九	五・四〇
其他	・一三	・四六	・七一	・四四	・六二	・八六	一・一八	・八一

勤勞收入

勞働者の收入が勤勞收入に依存することは云ふまでもない。そしてこの勤勞收入の主體となるものは取りも直さず世帶主の勤勞本收入である。世帶主勤勞本收入――勞働者の――は全く賃銀よりなるものである。

世帶主の勤勞本收入によつて、勞働に堪へ得る生活水準が營めぬ場合に、世帶主の勤勞副收入が先づ考へられるのであるがます／＼長時間化し强度化する今日の勞働條件のもとに於ては、世帶主の勤勞副收入は問題とならぬであらう。むしろ問題なのは家族勞働――世帶主配偶者勤勞收入をも含む――による賃銀收入である。

家族勞働（世帶主配偶者を含む）收入累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六―七年	一・九八	一・三五	二・〇五	二・一七	二・七六	二・〇七	四・七八	二・六七
昭和十―十一年	・六九	一・二三	一・八三	二・二五	二・七六	二・五九	六・二九	三・二四
昭和十一―十二年	・〇六	一・二五	二・〇六	二・二八	二・二八	二・九九	五・〇六	三・二〇

家族勞働による收入が右の如く小額なのは、個々の勞働者世帶にかゝる僅少な家族勞働による收入があるのではなくて、家計調査報告に於ては、むしろ少數の世帶に存在する家族勞働收入が平均化されたものに外ならぬが、同時に世帶の大きさが勞働者生活一般よりも過少な家計調査報告に於て、家族勞働收入が過少にしか表れないのは當然である。家族勞働收入の現實を知る爲には世帶の大きさと共に、婦人勞働者の賃銀、未成年勞働者の賃銀を知らねばならぬ。また右の數字によれば最低の月收五〇圓未滿に於ては家族勞働收入が激減してゐるが、現實に於ては世帶主勤勞本收入が少ければ少い程、世帶の大きさが特に小さい例外を除く外は、より多くの家族勞働收入が必要な筈である。逆に月收一〇〇圓未滿及最高の月收一〇〇圓以上に於ては家族勞働收入が增加してゐる。このことは今日月收百圓前後の世帶收入では、決して滿足な生活が勞働者にとつても營み得ず、より多くの收入を得る爲には尙家族勞働を必要とすることを意味するものであらう。

勤勞外收入

勤勞外收入は極めて僅少である。それも財産收入と其他の收入は殆ど取るに足らぬし、むしろ勤勞收入に於けると同樣に一部分の收入の平均化の結果と考へられる。受贈收入が勤勞外收入の主なるものであるが、これは贈答費との關聯に於て考へられねばならぬ。

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
受贈收入	二・九三	三・〇九	三・五六	三・九三	四・九四	五・七七	七・二九	五・四〇
贈答費	一・一九	二・一七	二・四〇	三・〇〇	三・九〇	四・二八	五・七二	四・一三
差引	一・七四	・九二	一・一六	・九三	一・〇四	一・四九	一・五七	一・二七

家計調査報告に於ける限りでは勞働者は貰ひ越しになつて實質的にも收入を增加せしめてゐる。しかし現實に於て果して勞働者の受贈と贈答との差引はプラスとなり得てゐるだらうか。勞働者にとつては職場に於ける地位を擁護し、よりよくする爲には職長その他の上役に返禮なしの贈答が必要であり、又家計調査報告程度の勞働者にとつて、その周圍の親戚知友はともすればより以下の生活水準の勞働者か農民であつて、贈答に對す

る返禮は寧ろより低い實質の物が多いであらう。比較的に生活の餘猶ある勞働者の受贈收入と贈答費とは寧ろマイナスの場合の方が多く、實質的には支出增となる傾きの方が大であらう。

財産收入はその限りに於ては僅少で問題にならぬが、これを利子と看做すことによつて、勞働者の貯金額若くは云ふに價しないと雖も、資産狀態を推測することが出來るだらう。

	五〇圓未滿	五〇圓以上	七〇圓未滿	七〇圓以上	九〇圓未滿	九〇圓以上	一〇〇圓以上	總數
財産收入月額	円 ・〇四	円 ・〇三	円 ・〇六	円 ・〇九	円 ・一一	円 ・〇六	円 ・三六	円 ・三三
年利三分とする元金推算	一六・〇〇	八・〇〇	三二・〇〇	三六・〇〇	四四・〇〇	三三・〇〇	三四・〇〇	九二・〇〇
年利一割とする元金推算	四・八〇	二・四〇	九・六〇	一〇・八〇	一三・二〇	九・六〇	六七・二〇	二七・六〇

勞働者の貯金については後に記述する。

以上を以て勞働者世帶の現實の收入を要約推測するに、受贈收入を主とする勤勞外收入は極めて小額となり、結局は家族勞働を含めての勤勞收入が實收入總額の殆ど全部であると云つてもよいであらう。だから家計調查報告の生活內容を可能にする爲には、實收入總額を全部世帶主の賃銀收入によるか、或は一部分を世帶主以外の勤勞收入即ち家族勞働收入——賃銀若くは內職工賃——による外はない、しかもそれは四人前後の世帶の大きさでなくてはならぬ。世帶主若くは家族の一人當り收入（賃銀）が少い場合一定の世帶收入の獲得の爲にはより多くの世帶員を必要とする。だがより大なる世帶に於ては、同一收入に對して生活水準はより低下し、同一生活水準を維持する爲にはより大なる收入が必要なことはもとより云ふまでもない。

いま家計調查に於ける月收と勞働賃銀との關係を知る爲に、一ケ月の就勞日數を二十六日として實收入總額と勤勞收入全額とを賃銀日收に換算すれば左の如し。

	五〇圓未滿	五〇圓以上	七〇圓未滿	七〇圓以上	九〇圓未滿	九〇圓以上	一〇〇圓以上	總數
實收入總額	四六・四一	五六・〇九	六五・六四	七四・九三	八四・九五	九四・八六	一二三・二四	九〇・三三
右賃銀換算	一・七九	二・一六	二・五一	二・八八	三・二七	三・六五	四・三二	三・四七
勤勞收入金額	四三・二五	五二・五三	六一・二九	七〇・四六	七九・二八	八八・一五	一〇四・三一	八三・八八
右賃銀換算	一・六七	二・〇二	二・三六	二・七一	三・〇五	三・三九	四・〇一	三・二三

即ち月五〇圓未滿の勞働者生活にとつては、約日收一圓八十錢の賃銀若くは家族勞働を含めての世帶收入を必要とし、受贈收入が多くとも尙日收一圓六十七錢の賃銀又は世帶收入を必要とするのである。家計調查報告の總平均たる總數について云ふならば日收三圓四十六錢の賃銀若くはそれと家族勞働を含めての收入は受贈收入が多くとも尙日收三圓二十三錢の賃銀又は世帶收入を要するのである。

勿論此場合中元・年末の賞與が一ケ年を通じての就勞日數による日給賃銀の總計に加へられねばならぬから、勞働者の或は勞働者世帶の日收から、これらの一ケ年分の賞與の就勞日一日當換算分だけが差引かれねばならぬ。即日收は當面それだけ少少とも中元・年末の賞與によつて埋め合せられる。しかるに警

視廳管下東京市附近の工場の調查に於てさへ、昭和十年度に於ける中元・年末賞の平均は常傭工年約三十五圓、臨時工年約五圓餘にすぎない。だから賞與を考へるとしてもたか〳〵十錢に足らない一日換算賞與額が附加されるにすぎず、先きにかゝげた實收入總額と勤勞收入全額との賃銀化から現實的には約十錢少くともよいと云ふことになる。

しかし最近に至つては貯蓄奬勵として天引貯金が勞働者にも實施されたが、この場合には賞與と逆なものとして考へられねばならぬ。と云ふのはそれは勞働者生活に於ける消費に關與し得ない性質のものだからである。

かゝる勞働者世帶の收入が支出（生活費）を如何にあがなひ得て居るか、即ち收入の過・不足について見れば次の如し。

收支の過不足（月收階級別）

	五〇圓未滿	五〇圓以上	七〇圓未滿	七〇圓以上	九〇圓未滿	九〇圓以上	一〇〇圓以上	總數
實收入	円四六・四一	五六・〇九	六五・六四	七四・九三	八四・九五	九四・八六	一二三・二四	九〇・三三
勤勞收入	四三・四一	五二・五三	六一・二九	七〇・四六	七九・二八	八八・一五	一〇四・三一	八三・八八
實支出	四四・四三	五二・三七	五九・九六	六八・〇九	七六・〇六	八三・五六	九五・四〇	七九・一七
勤勞收入對（過）	—	〇・一五	一・三三	二・三七	三・三三	四・五九	八・九一	四・七一
實支出（不足）	一・一三	—	—	—	—	—	—	—
實收入對（過）	一・九八	三・七二	五・六八	六・八五	八・九九	一二・三〇	一七・九四	一一・一五
實支出（不足）	—	—	—	—	—	—	—	—
一人當實支出	一〇・四三	一四・〇八	一四・八二	一六・八五	一八・三五	一九・二五	二二・五四	一八・七二

勤勞收入對實支出に於ては、月收五十圓未滿に於て一圓十二錢の不足をみて居るが、他は月收六十圓未滿の月十五錢の過剩より最高八圓九十一錢までの過剩を示して居る。

實收入對實支出に於ては、何れも過剩を示し實際に於ける勞働者生活の生活費不足は存在しないかの如くであるが、この實收入なるものは、先きに收入に於て見た如く主として受贈入による增額であるから、生活費不足を解消し或は生活費過剩を增大せしめては居るものゝ、その實質に於ては若干の割引が考慮さるべき性質のものであると思はれる。

以上は昭和十一年九月から昭和十二年八月までの調查の結果であるが、昭和十二年七月に初つた日支事變以來の最近の一ケ年間に於ては、生活資料のより急激且不均等の價格騰貴、使用制限乃至禁止、代用品の使用等々により、勞働者の生活はその實支出に於てそれ以前の數ケ年間に於けるより著しい變化を受けてゐる。更に貯蓄奬勵運動の結果としての天引貯金は、實收入には關係なしとしても、實支出には大きな影響を與へる。かくて最近一ケ年間の勞働者生活に於ける收支の過不足は、それ以前のものとは著しく異つた樣相を呈して來るものと考へられる。

物質的消費生活——實支出內譯

前述の如き家計調查報告の世帶の大きさと收入額とによつて

勞働者は如何なる物質的消費生活——生活内容——生活水準を營み得るかを示すのが、家計調査報告に於ける實支出の内譯なのである。勿論同一收入に於ても世帶の大きさが勞働者生活の現實に於てより小なる場合にはそれだけ生活内容はより豐かとなり、生活水準はより向上せざるを得ないし、逆に勞働者生活の現實に於て世帶の大きさがより大なる場合には全く反對の現象を呈することを念頭に置いて、この實支出内譯は理解さるべきである。同樣にまた家計調査報告の調査外の收入、即ち月收百二十圓以上の勞働者生活若くは月收五〇圓未滿以下の勞働者生活に對しては、收入階級別の各數字の序列のグラフ的考察をそれらの調査外の收入の勞働者生活の現實と對照して理解する外はない。

飲食物

飲食物は世帶實人員特に消費單位(成人男子一人當換算)と密接な關係があることはすでに指摘した。またこの飲食物費の全生活費中に占むる割合は生活水準を指標するものと云はれてゐるが、最近に於ける全生活費中の飲食物費の割合はます〳〵增大し、月收五〇圓未滿世帶人員四人强消費單位三人强の勞働者世帶に於ては、それは五七%以上に達し最低生存程度よりもむしろ窮乏生活により近づいて居る。

主食物費たる米麥費全額が、調味料を含めた副食物費よりも大なることが最近に於ては發見される。これは勞働者榮養の見地から看過し難い傾向で、この點をよりはつきりさせる爲に、主食物費と調味料を含まない副食物費とを比較するに、

主・副食物費の累年比較

	五〇圓未滿	五〇圓	七〇圓未滿	七〇圓	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
主食物								
昭和六—七年	七・八二	七・八〇	八・〇一	八・二六	八・四九	八・三八	八・一二	
昭和一〇—一一年	九・三三	一〇・八六	一一・一九	一一・七一	一二・九三	一二・七七	一一・九三	
昭和一二—一三年	一三・七八	一一・一五	一二・五五	一二・四七	一二・九四	一三・四一	一三・四三	一三・〇三
副食物(調味料を除く)								
昭和六—七年	六・四五	六・三五	六・七五	七・五五	八・一六	八・四七	七・二三	
昭和一〇—一一年	六・二五	六・〇〇	六・五七	七・〇三	七・八〇	八・六一	九・四三	七・八七
昭和一二—一三年	五・三七	五・八四	六・九二	七・二三	七・五五	八・〇五	九・一六	八・〇五

米穀政策の奏效によつて主食物の主要内容をなす米價は騰貴したが、勞働者は主食物としての米の消費を調節することが不可能な爲に、主食物費は次第に增加してゐる。これに反して副食物費は低收入階級に於ては著しく減少し、收入の增加と共に漸く若干の增加を見てゐるが、それとても副食物の價格騰貴には及び得ないで、勞働者の副食物は一般に劣惡化しつゝある。この副食物劣惡化の傾向は收入の低下と共にいよ〳〵甚しい。同樣の現象は收入の割に世帶人員の多い勞働者生活一般にも認められねばならぬ。

かくて勞働者榮養は、榮養不良としての偏食の最大なるものとしての米食過多・主食偏重——主食物費と副食物費との開きの擴大——はます〳〵顯著なものとなりつゝある。勞働時間の延長と勞働の强度化とは、それだけ多量のしかも良質の榮養を必要とするのに、現實の勞働者榮養は全くその逆である。勞働者の體位低下の加速度が增大するのは當然と云はねばならぬ。勿論一部の勞働者は過去に於けるよりも遙かに優良な榮養をとつてゐる。それでなくては現在の長時間勞働と勞働强化とには堪え得られないからである。ところがその爲には當然多額の飲食物費を支出せざるを得ず、折角增加した收入もこの飲食物費增加と長時間勞働に對して家庭に於ける睡眠時間を少しでも長くする爲に、職場近くに住居を移轉せしめる爲の住居費の增加とに消費されて、かゝる生活態度の勞働者にとつては、收入の增加も生活の内容を實質的に向上せしむるには至つてゐないやうに思はれる。

最近の一ケ年について見れば、主食物の價格騰貴は割合に少い。副食物は肉類、魚類の一部、野菜の一部には三割前後の價格騰貴を見てゐる。嗜好品としての紅茶、コーヒーの値上りも著しい。要するに前揭家計調査年度たるそれ以前の一ケ年に比較して、最近の一ケ年は副食物の價格騰貴による食物への重壓

實支出内容内譯(月收別)

	五〇圓未滿	五〇圓	七〇圓未滿	八〇圓	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
實支出總額	四四・四三円	五三・三七円	五九・九六円	六八・〇六円	七七・〇六円	八三・五六円	九五・四〇円	七九・一七円
飲食物費全額	二四・三七	二四・九五	二七・一二	二九・一四	三〇・〇四	三二・四一	三四・五九	三〇・九九
米麥費	一二・七八	一二・一五	一二・五五	一二・四七	一二・九四	一二・四一	一二・五四	一二・〇五
副食物費	七・六二	八・〇一	九・三七	九・五九	一〇・〇一	一一・三〇	一〇・九〇	一〇・六〇
出前外食費	一・一〇	一・五三	一・五四	二・〇二	二・二三	二・四一	三・一一	二・三八
嗜考品費	二・八七	三・九六	四・六六	五・〇六	五・八七	六・二九	七・〇四	五・〇五
住居費全額	五・八九	九・一九	一〇・一二	一一・一三	一二・九七	一四・二一	一二・三五	
光熱費全額	二・四一	三・一五	三・四三	三・五三	三・八二	四・〇一	三・七二	
被服費全額	四・八七	四・二四	五・九〇	六・八八	八・一七	九・五九	一一・六二	八・八五
衣服費	三・三九	三・〇〇	四・〇五	四・八四	五・八五	六・九九	八・四四	六・三六
身廻品費	一・四八	一・三四	一・八五	二・〇四	二・三三	二・六〇	三・一八	二・四九
其他諸費全額	六・八九	一一・一四	一三・三九	一八・四一	二三・四四	二四・七七	三〇・九七	二三・二八
保健衛生費	一・八二	二・七六	三・八〇	五・一二	六・八四	六・〇六	九・六二	五・六四
育兒費	一六	五一	五五	六九	七二	六六	六五	
敎育費	八一	五三	七九	九〇	一・三三	一・五五	二・三三	一・五〇
交通費	一三	五〇	七四	九五	一・四三	九八		
通信運搬費	六	一五	一三	一九	二三	二三	三〇	二三
文房具費	一九	一八	一九	一九	二一	二三	二五	二三
負擔費	一五	二六	四三	七八	五三	六一	七八	五九
交際費	一・五八	二・一四	三・六一	四・八一	六・二七	六・九八	八・七六	六・四四
修養娛樂費	九五	一・四七	二・四一	三・一一	三・五五	四・二〇	五・〇五	三・八六
旅行費	二五	二八	三七	四〇	六二	七三	一・一三	七〇
其・他	五九	一・一五	五九	一・一七	一・九七	二・五三	三・四三	二・二九
記入不備	二〇	二一	二八	一六	二四	二六	二〇	

は可なり甚しいことが認められねばならぬ。だから食費のみについて見ても勞働者の榮養狀態は最近の一ケ年間に於て更に惡化してゐると考へざるを得ない。況や被服その他の極端な値上りはそれだけ勞働者の榮養を壓迫してゐるであらう。

本

飲食物價格指數（昭和四年十二月　一〇〇）

（商工省小賣物價月報）

	昭和六年十一月	昭和十一年四月	昭和十二年五月	昭和十三年 月
主食物				
內地白米 上	六五	一〇一	一〇九	一一三
中	六四	一〇三	一一〇	一一四
下	六三	一〇三	一一〇	一一四
糯米	七四	九九	九八	一一五
改良麥	六三	九四	一〇六	一一四
小麥粉	六七	一一〇	一一一	一一一
大豆	七三	一一三	一一三	一一三
副食物				
內地牛肉	八五	九六	九九	一二六
豚肉	八四	九四	九五	一一六
鷄肉	八一	八二	八三	九七
牛乳	八五	八八	九一	九九
煉乳	八六	八九	九八	一〇四
內地鷄卵	七一	七九	六六	七九
生鮮	七三	六四	六九	九四

鰯	六三	七一	七〇	
生鮭	八〇	九三	一〇五	
豐鮭	八七	一一三	一一四	
甘藷	六七	九〇	一〇四	
馬鈴薯	六九	八三	九八	
大根	一〇〇	一一九	一七二	
牛蒡	七一	七七	一〇五	
キャベツ	八六	七〇	一一八	
葱	八一	九七	一〇七	
玉葱	五〇	八四	九〇	
干瓢	九〇	一一六	一一三	
昆布	八八	一一九	一一三	
干海苔	九三	七四		
豆腐	八三	一〇七	一〇八	
澤庵	八〇	八三	一〇七	
奈良漬	八一	八〇	八五	
調味料				
醬油	八一	九三	一〇三	
味噌	七九	一〇三	一〇六	
食酢	八九	九五	九九	
鰹節	八三	九六	九七	
食鹽	九三	九〇	九九	
精密糖	九四	一〇三	一〇三	
分密糖	九二	一〇六	一〇六	

嗜好品

清酒	八三	九四	九九
麥酒	八三	八五	九四
煙草	一〇〇	一一三	一一三
林檎	八九	一一一	一一七
バナナ	六六	六六	七三
サイダー	七八	七七	八〇
緑茶	七八	八七	八九
紅茶	八五	一一三	一一四
コーヒー	七五	九一	九四

勿論工場及び寄宿舍に於ける食物――榮養狀態――は次第に改善されつゝあり、共同炊事場による所謂榮養食の配給はやうやく普及しかけてゐる。

工場食の改善は近年異狀の發展を見、各縣に於て新に榮養技術員を設置し榮養に關する講演講習會は各地に催され、事業主及賄係員の榮養知識及技術の向上を招來しつつあり、地方廳に於ける工場食の改善方法は工場より獻立を提出せしめ之を點檢し、その不良なる處を指摘訂正せしめ、或は工場食研究會を組織し工場賄係を指導し、或は調理競技會を催し、或は工場に榮養改善監督員を設けしめる等工場の賄に注意せしめつつあり。尙同種工場の集團せる地方に共同炊事を實施せしめ其成績亦見るべきものあり。

工場食の改善は工場勞働者の罹病率を減し、缺勤率を低下し、從つて能率の向上を招來するものにして而も賄費に著しき負擔を見ることなしに行はれることが實證せられるに從ひ、近時著々工場食の改善が實施せられつつあり。[1]

(1) 第二十回　工場監督年報

最近に至つて益々甚しくなりつゝある勞働者の疾病率の增加と體位低下とに當面して、當局では大工場に於ける工場食の改善――寄宿舍食をも含めて――と中小工場地帶に於ける榮養食の配給を以て、勞働者の體位向上と經濟生活の合理化の手段として、より一層の努力が拂はれんとしてゐる。

當面ノ勞務者福利施設要綱（昭和十三年度）[1]

第一　敎養施設

一、事業主講習會

二、工場道場

三、朝　禮

第二　榮養施設

一、榮養食共同炊事場ノ設置奬勵

1　目的　榮養食ヲ配給シ工場勞働者ノ保健衞生ノ向上經濟生活ノ合理化ヲ圖ラントス

2　方法　中小工場密集置地方ニ設置ヲ勸奬スルコト

二、工場食搬當者講習會

1　目的　大工場ニ於ケル工場食ノ改善ヲ圖リ勞働者ノ保健衞生ノ向上ニ資ス

2　方法　工場食搬當者ニ對シテ一定期間榮養食講習ヲ行ヒ爾後繼續シテ指導スルコト

第三　體育施設

一、工場體操ノ奬勵
二、體育指導者講習會
三、工場體育大會ノ開催

(1) 勞働時報　第十五卷第三號

特に中小工場密集地帶に對しては、勞働者體位低下の顯著さと、食物に對する監督と指導との困難を除く爲に、共同炊事場の設置による榮養食配給には相當以上の努力が拂はれつゝある。

當面の勞働者福利施設の一として、中小工場の密集地方に榮養食共同炊事場の設置奬勵を圖ることとしたが、其の要旨は簡易保險積立金を融通して設置に要する資金を圓滑にし、昭和十三年度に於て一〇〇ヶ所程度の共同炊事場を設置せんとするものである。[1]

榮養食共同炊事場設置奬勵要綱

一、目　的

中小工場の密集地域ニ共同炊事場ヲ設置シテ榮養食ヲ配給セシメ工場勞働者ノ保健衞生ニ資スルト共ニ生活ノ經濟化ヲ圖ラントス

二、經營主體

公益法人（社團法人）產業組合、任意組合等實狀ニ依リ適宜定ムルモノトス

三、奬勵方法

(イ) 共同炊事場ノ現狀ヲ視察セシムルコト

(ロ) 榮養食共同炊事場ノ必要ヲ認識セシムル爲工業集團地毎ニ榮養食共同炊事ノ試食會ヲ開催スルコト

(ハ) 設置ノ手引ヲ印刷ニ附シテ配布ノコト

(ニ) 設置ノ資金トシテ能ヲ限リ簡易保險積立金ノ供給ヲナスコト

但シ此ノ場合ニ於テハ經營主體ハ公益法人タルコト

四、簡易保險積立金供給計畫

(一) 總額　二、三五七、〇〇〇圓（一〇〇ヶ所分）

內譯

甲　一個所當　四三、八〇〇圓（延六、〇〇〇食　實人員二、〇〇〇人）
　一日一人平均　二十八錢
　二〇ヶ所　八七六、〇〇〇圓

乙　同　二五、〇〇〇圓（延三、〇〇〇食　實人員一、〇〇〇人）
　三〇ヶ所　七五六、〇〇〇圓

丙　同　一四、〇〇〇圓（延一、五〇〇食　實人員五〇〇人）
　五〇ヶ所　七二五、〇〇〇圓

(註) 積立金供給の對象は建築費初度調辨費、運轉資金とし事務費を含まず

(二) 一ヶ所當經費內譯

	甲に該當するもの	乙に該當するもの	丙に該當するもの
(イ) 建築費	二〇、四〇〇圓	一一、〇〇〇圓	五、四〇〇圓
延坪	一七〇坪	一一〇坪	六〇坪
坪當り單價	一二〇圓	一〇〇圓	九〇圓
(ロ) 初度調辨費	一五、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇圓	七、〇〇〇圓
(汽罐、諸調理機械、精米機、諸器具等)			
(ハ) 運轉資金	八、四〇〇圓	四、二〇〇圓	二、一〇〇圓

	甲に該當するもの	乙に該當するもの	丙に該當するもの
十五日分	二、〇〇〇人	一、〇〇〇人	五〇〇人
計	四三、八〇〇圓	二五、〇〇〇圓	一四、五〇〇圓
外に經常的事務費	一二、〇〇〇圓	六、四〇〇圓	四、一八〇圓
合　計	五四、九〇〇圓	三一、六八〇圓	一六、六八〇圓

(三) 收支計算

收入

	二二、四八四圓	一三、二八九圓	七、六五五圓
(榮養食配給剩餘金)	(年配給食事(代二、二〇〇圓)の一割分)	(年配給食事(代一、三二〇圓)の一割三分)	(年配給食事(代七二〇圓)の一割五分)

支出

事務費	一一、〇〇〇圓	六、四八〇圓	四、一八〇圓
元利償還金	九、七五二圓	五、六一〇圓	三、二二八圓

(五ケ年間元利金償還利率四分)

被配給者福利施設費	一、六八二圓	一、一九六圓	二五七圓

備考　本例は單に一例を示したるに過ぎざるを以て實際の施設に當りては多少の變更あるべし

勞發第九四號
昭和十三年五月四日

厚生省勞働局長

各地方長官殿

工場榮養食共同炊事場設置金融通ノ件

中小工場ノ密集地域ニ共同炊事場ヲ設置シテ從業員其他ニ榮養食ヲ配給スルコトハ勞働者ノ保健衞生ノ向上及生活ノ經濟化等ニ資スルコト極メテ大ナルモノ有之本施設ハ勞務者ノ福利施設トシテ有效適切ナルモノト存ゼラレ候ニ付今回之ガ設置資金トシテ別紙要綱ニ依リ簡易保險積立金ヲ融通セラルヽコトニ相成候ニ就テハ御了知ノ上管內ノ實狀ニ應ジ其ノ設置方可然勸奬相成度[2]

工場榮養食共同炊事場設置資金融通要綱

一、貸付主體ハ地方自治團體又ハ公益法人ナルコト

共同炊事場設置經營ノ爲新ニ公益法人ノ設立許可ヲ受ケントスル場合ハ別紙(一)ノ必要書類ヲ具シ至急申請スルコト

二、事業經營主體ハ借主タル當該地方自治團體又ハ公益法人ニ限ルモノニシテ轉貸ヲ許サザルコト

三、貸付用途ハ建築費、設備費及事業經營上必要ナル調理原料購入代金等ノ運轉資金トス

四、共同炊事場ノ經營ニ對スル關心ト理解トヲ深メ其ノ圓滿ナル運營ニ資スル爲所要資金ノ全額ノ供給ヲ受クル計畫トセズ一部ヲ社員等ノ出資ニ求ムルコト、其ノ出資額總額ハ大體所要資金ノ三分ノ一程度ヲ標準トスルコト

五、既ニ設置セラレタル共同炊事場設置ノ爲借入レタル舊債ノ借替ニ對シテモ資金ヲ融通セラルヽモノナルコト

但シ此ノ場合ニアリテハ高利ノモノニシテ大體年五分以上ノモノナルコト

六、貸付利率ハ左ノ通トス

(イ) 貸付期間(年賦及半年賦償還ニ在リテハ据置期間ヲ含ム)	五年ノモノ	年四分
(ロ) 同　上	同　上	五年ヲ超エ二十年以內ノモノ　年四分一厘
(ハ) 同　上	同　上	二十年ヲ超ユルモノ　年四分二厘

七、資金ノ融通ヲ希望スルモノハ別紙（二）「榮養食共同炊事場設置資金所要額調書」ヲ添付シ來ル六月十五日迄ニ申出ヅルコト、其ノ後融通ヲ希望スルモノアル場合ハ其ノ都度速ニ申出ヅルコト

八、簡易保險局ニ對スル資金ノ正式借入申込ハ最寄郵便局及簡易保險支局ヲ通ジテ行フモノナルガ之ニ關シテハ申込案内ヲ添付シ近ク通牒ノ見込ナルコト

(1) 勞働時報　第十五卷第三號

(2) 同　同　第五號

工場食乃至寄宿舍食の改善と榮養食の配給と云ふものは、勞働者の保健衛生の向上と生活の經濟化との爲に確かに有効適切な施設と云はねばならぬ。しかし工場食乃至寄宿舍食の改善に伴ふ食費の增加が、實物給與として賃銀額から差引かれるならば、勞働者にとつては賃銀低下として、食費以外の住居費、被服費、文化社會生活費を壓迫し、かへつて勞働者の生活樣式に於ける最自然な各消費部門の均衡を混亂させ、生活感情に影響を與へはしないだらうか。榮養食の配給についてはこのことはモツト明瞭に表はれるであらう。即ち中小工場の勞働者は各消費部門の一定の均衡の爲に支拂ひ得る食費以上に多額の支出が榮養食費の爲に支拂はれて、他の一切の諸生活內容が不均衡に低下するおそれあること、または榮養食の配給を受けない勞働者の家族の榮養がより一層劣惡化するおそれあること等々が充分に考慮さるべきであらう。尙共同炊事場設置による榮養食については、雜誌社會政策時報第百九十九號「榮養食と必要最低賃銀」を參照されたし。

住居

生活資料價格は全般的に騰貴してゐるのに、家賃は水道料と共に此調査までは殆ど變動を見てゐない。多少の家賃の低下は家具、建築材料費、その他の價格騰貴によつてむしろ相殺されてゐる。ところが家計調査によると住居費そのものは次第に低下して居る。勞働者の居住狀況は明かに惡化して居る。これは生活資料の全般的價格騰貴による實質賃銀の低下に伴ふ生活惡化が、その調節を住居費に求めざるを得ないことを反映するものである。

勞働者の居住狀況は、榮養——食費と共に最密切に職場に於ける勞働狀件と關聯する。と云ふのは休息と睡眠とは、榮養と相俟つて、其日の疲勞を恢復し明日の新たなる勞働力を養ふものだからである。住居と職場との空間的な時間的な距離と云ふものは、その往復に費やされる時間なり疲勞なりとして、職場に於ける勞働時間と疲勞とに更に追加されねばならぬ。また居住條件の劣惡さより來る休息の不充分さと睡眠の熟非の程度とは、疲勞の恢復をそれだけ非效果的に、非能率的にするのである。要するに職場と住居とは勞働者にとつては不可分一體のものと考ふべきであらう。だが職場との適當な距離に於ける勞働者住宅の存在並に賃貸價格としての家賃が、賃銀との關聯のもとに

於て問題となる。また空間的な距離を時間的に短縮する爲の交通機關及び交通費が、職場との距離以外の居住條件と共に考慮されねばならぬ。

住居費の累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	七・〇五円	九・三五円	一〇・五九円	一一・四一円	一三・二五円	一四・一三円	一五・八八円	一二・六九円
昭和十—十一年	九・〇五	八・九一	一〇・〇七	一〇・八九	一二・一三	一五・七四	一五・二六	一二・四二
昭和十一—十二年	五・八九	九・一九	一〇・一二	一一・一三	一一・七九	一二・九七	一四・二一	一二・三三

最近一年間に於ける住居費を構成する諸商品價格を見れば、一部分はます〳〵甚しい騰貴率を示して居り、他の一部分は保合氣味である。しかし重工業地帶を措いて問はないならば、家賃の騰貴は現在のところまだ顯著ではない。蓋し家賃は建築材料價格と共に地代及金利がその構成要素をなすからであり、國民生活一般の傾向よりする貸家需要の增加が伴はないからである。しかし木材その他の消費制限乃至統制による住宅新築の停止が考慮されてゐると發表されるや否や、生活問題研究家の間では家賃の騰勢を招來するものとして、嚴重な家賃對策の並行が要望された。厚生省に於ても若干の異見があるらしかつた。元來食物と住居と云ふものは生活の持續の爲には、時々刻々支出される最も基本的な生活費部分であるからである。しかし家賃は經濟的に見ればいまや或程度の騰貴をまぬかれないのであつて、過去に於ける貧弱な住宅政策の代りに、より强化され徹低化された住宅政策が國民生活、特に勞働者生活に於て緊要のものとなつて來たと云ふべきであらう。

住居資料價格指數（昭和四年十二月　一〇〇）

（商工省小賣物價月報）

	昭和六年十一月	昭和十一年十一月	昭和十二年四月	昭和十三年五月
建築及修繕材料				
杉角材	七六	一〇〇	一一四	一三四
米松角材	八七	一五〇	一九八	二五五
松板	七三	九九	一一一	一三七
杉板	七七	一〇〇	一一六	一三三
亞鉛鍍金鈑	七〇	七八	一三四	一三四
丸釘	七七	九八	一七二	一七五
疊表	八二	九七	一〇四	一一七
家具及什器				
陶器	六五	七〇	七二	七七
琺瑯鐵器	七三	九二	一三二	一二八
バケツ	七二	八二	一二〇	一二八
燐寸	七六	八七	一〇三	一七七
アルミニューム製品	九〇	一〇〇	一〇七	一二四

重工業地帶の家賃——住居費の主要部分——は全く異つた現象を呈してゐるだらう。長時間勞働と勞働强化との影響を可能な限り少くする爲には、勞動者は榮養の向上と共に居住條件の快適な住宅を出來る限り——時間的にか空間的にか——職場近

くに求めて、職場への往復に要する時間と疲勞を最少限に短縮する外に途がないからである。かくて重工業地帶の勞働者の激増と並んで、長時間勞働と勞働强化とによつて、職場附近の勞働者住宅に對する需要增加は、熾烈なるものがあると考へられる。若しも重工業地帶の職場附近の住宅供給が、この勞働者の住宅需要に對應しないかぎり、需要供給の原則は家賃を騰貴せしめざるを得ないのである。重工業地帶の家賃騰貴に對する資料は求め得なかつたが、重工業地帶の勞働者住宅問題が特に問題化して居ることは、厚生省による六大重工業地帶に於ける勞働者住宅建築に補助金を交付されることになつたことによつても窺ひ知るを得るであらう。

鐵山勞働者の住宅について、三好豐太郎氏は、交替制による住宅に對する特別要求と、住宅位置の安全性を特に强調されてゐる。氏によれば尾去澤鐵山の慘害の最大の原因は勞働者住宅の位置の危險性にあつたとのことである。

社會政策的にその——鐵山勞働者の住宅の——最低限度の必要を滿足させることが望ましいことであつて、それについては助成方法が考究されねばならぬ。かゝる課題を中心として、鐵山勞働者の住宅問題を考究し、住宅の位置、配置、構造等を研究し、最低限度の要求として、第一に住宅位置の安全性の保證、第二に一棟五戸以內にして少くとも四間以上の間隔を置かしむること、第三に一戸少くとも二室以上たらしめること、第四に住宅內に適當の庭園を作り並に樹木を植えしめること等は、是非とも實現を要するものと考へられる。(1)

鐵山勞働者住宅の配置及構造

	一戸當室數		一戸當
	建家の間隔 一棟當戸數	一室のもの / 二室以上のもの	平均建坪
沖ノ山	一・五—四間	三—一〇以上戸	二、〇二三戸
三池	一・五—二	一— 其他	一、三七八
新原海軍	三—一〇	六—一〇	一、二五三
高田	二・五—三・五	四—一〇	五二三
久原	三—三・五	一—一〇以上	四七八
大之浦	二— 六	一—一〇以上	二、四五三
明治	一・五—五	一—一〇	四三三
鮫田	二・五—五	一—一〇以上	五九九
二瀨	二・五—五	一—一〇以上	二、〇七五
稻荷	二・五—三	五—一〇	七二五
住友忠隈	三—七・五	一〇—一〇以上	一、一〇九
三井田川	一・五—七	一—一〇以上	三、二六五
豐田	—	一—一〇以上	一、〇二四
赤池	二— 三	一—一〇以上	九一九
相知芳谷	二— 七	一—一〇以上	二、一六〇
崎戸	一・五—六	一—一〇以上	八九〇
松島	二— 六	一—一〇以上	四四八
高島	二— 五	一—一〇以上	三九八

(1) 三好豐太郎氏「鐵山勞働者の住宅問題」社會政策時報 第二〇六號

光熱費は小額でむしろ交通費と共に住居費として考へてもよいのではないかと思ふ。また收入の多少による相異も微弱である。調理用の熱源として燃料は可なり固定したものだから、この相異は、夜間照明の電燈料と冬季暖房の木炭によるものと考へられる。そしてこの光熱費の少額なことは光熱資源の定價によるものではなく、むしろ我國に於ける生活樣式特に勞働者生活樣式に於けるそれらが甚だ貧弱なことを物語るに過ぎない。最後に光熱資料價額の漸騰にも拘らず光熱費が增加してゐないことは、この貧弱な勞働者の照明と暖房とがます〳〵不充分になりつゝあることを示すものであらう。

光熱費累年比較

	五〇圓未滿	五—七〇圓未滿	七—一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	二・五円	二・八二円	三・一四円	三・八九円	三・三五円
昭和十—十一年	三・三三	三・〇七	三・三六	三・四五	三・七五	三・九七	四・一八	三・七四
昭和十二—十三年	二・四一	三・一五	三・四五	三・五三	三・六二	四・〇一	三・七三

最近の光熱資料の價格變動は木炭、薪、石炭、コークス等の價格騰貴に著しいものがあるが、電燈、瓦斯の價格は不變である。そこで一年を通じての照明と燃料とに對して、主として電氣、瓦斯を使用する大都市の勞働者には光熱費の負擔增加は考へられないが、木炭、薪、燈油を使用する地方都市若くは鐵山勞働者にとつては、價格騰貴はそれだけの負擔を增すことになる。冬季の暖房用としての木炭の値上りは一切の勞働者に影響を及ぼしてゐると考へねばならぬ。

光熱資料價格指數 (昭和四年十二月 一〇〇)

(商工省小賣物價月報)

	昭和六年十一月	昭和十一年十一月	昭和十二年四月	昭和十三年五月
木炭	七五	九九	九九	一三
薪	七五	九八	八一	九八
石炭	八一	九三	九七	一三
コークス	八一	九七	九八	一三四
燈油	八五	九六	一〇八	一二
瓦斯	九五	九三	九三	九三
電燈	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

被服

被服品の價格騰貴は生活資料價格騰貴中最も顯著なことは何人も指摘するところである。若しも勞働者の生活に於て被服の消費が實質に於て不變だとすれば、當然この價格騰貴の影響を受けて、それだけ被服費の增加を見ねばならないのであるが、現實に於ては全々逆な現象を示して居る。被服費は被服品價格騰貴とは反對にむしろ減少してゐる。しかも此傾向は收入が低下すればする程益々甚しい。月收五〇圓未滿では例外となつてゐるが、勞働者生活の現實に於ける被服費はかゝる例外を許さないであらう。かくて勞働者生活の被服の內容は甚しく低下せざるを得ないのである。このことは物價騰貴による實質賃銀の低

下、生活内容の悪化を勞働者生活に於ては前述の住居費と共に被服費の極度の節約によつて、その幾分かを緩和せざるを得なかつたことを示すものであらう。

被服費累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	四・五四	五・九七	七・一三	八・二五	九・六五	一〇・五四	一三・九四	九・三五
昭和十—十一年	三・二八	四・七三	六・〇六	七・〇五	八・三二	九・六五	一一・五七	八・三八
昭和十二—十三年	四・八七	四・三四	五・九〇	六・八八	八・一七	九・三九	一一・六二	八・八五

物質的消費生活に於ては、一切の消費部門が、個々別々に考究されることを要する。だが同時にそれは全體としての生活の一部として考究さるべきであると共に、他のすべての消費部門の各々との關聯に於てもまた考究されねばならぬ。被服については各消費部門との相互關係が特に注目を要する。勞働者の生活に於ける被服の不充分さは、同時に食費を壓迫して過勞と榮養不良、不足による體位低下をより甚しからしめ、また住居費文化社會生活費をそれだけ窮屈にする。特に文化社會生活費の實質内容が不變であつても被服の不充分な場合、その享受の程度を減殺することは否定し難い心理的な問題である。況や被服

被服資料價格指數 （昭和四年十二月 一〇〇）

（商工省小賣物價月報）

	昭和六年十一月	昭和十一年十一月	昭和十二年四月	昭和十三年五月
衣服				
晒木綿	八三	一〇三	一三三	一九一
縞木綿	六六	一〇〇	一二五	一三〇
捺染絣	六四	九六	一一三	一四三
金巾裏地	六八	九六	一一七	一四八
綿ネル	六三	一〇五	一二八	一七〇
紅絹裏地	七三	八四	九〇	九一
銘仙	六二	七三	七五	七七
富士絹	七一	八〇	八五	八五
モスリン	六九	九九	一二四	一四三
晒麻	六八	六八	七一	八七
羅紗	七三	九五	一二四	一二六
打綿	七四	一一五	一三一	一四六
綿縫絲	七一	九一	一一七	一三九
毛絲	六五	一〇六	一二七	一六一
莫大小襯衣	六〇	八五	九七	一三八
身廻品				
下駄	六五	一〇六	一二五	一三三
足袋	七七	一〇一	一〇七	一三〇
靴	八二	九七	一〇八	一三四
靴下	六八	八七	九八	一一五
雨傘	六二	七一	七六	七八
洋傘	六八	七九	八八	一〇三

の相對的惡化と文化社會生活費の實質的な低下とが同時に起つて居る勞働者生活の現在をやである。最後に被服と他の消費部門との相互關係を拔きにしても、被服のみに於ける慾求充足の不滿によつて發生する生活感情の惡化は、——他の個々の消費部門に於ても同樣である—やがて全生活にまで擴大され、必然的に生活感情一般の憂鬱さを齎すに至るのは、生活が有機的な全體的な體系的なものである以上蓋し已むを得ないことである。

最近の一ヶ年間についてこれを見れば、米價騰貴の緩慢化とは逆に被服特に綿製品、毛製品の價格騰貴は益々著しい。そしていまや勞働者にとつて必需品たる綿製品や、麻製品や、毛製品が市場から消え去らうとしてゐる。但し消費禁止と共に勞働者や農民に對しては切符制度が採用されることに變更を見たことは極めて適切な處置と云はねばならぬ。綿製品は勞働者や農民にとつては生活必需品であつて、ス・フ混織やオール・ス・フでは、勞働者や農民の被服として現在のところ極めて不經濟であり、殆ど絶望的だとさへ云はれてゐるからである。しかしこの切符制度も勞働者の生活に於ける被服の要求が充分認識され適切な運用が行はれてはじめて、勞働者にとつての被服に對する欲求充足は圓滑に行はれるが、切符制度の運用如何では依然として勞働者生活に於ける被服の惱みは解消し得ないおそれがあることは考慮さるべきである。

身廻品に於ても全く同樣で、靴、靴下、足袋、下駄等々に於て最近一ヶ年間は價格騰貴に惱んだが、將來は代用品の使用による生活欲求の不滿と更新率の短縮による經濟的な壓迫を受けざるを得ないだらう。

其の他——文化・社會生活

衣食住以外のこの其の他の諸費は勞働者生活に於ける文化生活、社會生活の物質的基礎の全部ではないとしても、今日のところその大部分を占めるものと考へてよいであらう。勿論飲食費中に於ける出前・外出先の食事及び嗜好品費の一部も亦前記の意味を持つことは無視し得ないし、物質的な消費生活、個人的な或は世帶の生活以外の福利施設や社會施設が大きな問題となつて來るのは云ふまでもない。しかして勞働者生活に於けるこの其の他の諸費は食費と對蹠的な性質を持つものゝ如くに考へられる。

其の他の諸費累年比較

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	一一・四三	一三・五三	一五・七八	一八・八八	二三・七九	二四・五〇	三一・七一	二一・八五
昭和十—十一年	九・四一	一〇・七〇	一四・二六	一七・二五	二〇・九五	二四・二九	三〇・八六	二一・六〇
昭和十二—十三年	六・八九	一一・一四	一三・三九	一八・四一	二三・四四	二四・七七	三〇・九七	二三・二八

最低月收五〇圓未滿の勞働者生活に於ける文化生活、社會生活の内容をなすところの其の他の諸費は、特に最近の減少著しく殆ど半減してしまつてゐる。價格騰貴と關聯してその實質内

容について考察するならば、その欲求充足の程度は更に低下してゐると見るべきである。

その他の收入階級について見れば、月收七〇圓未滿までは可なり顯著な減少が起つてゐるが、それ以上の月收に於ては減少の程度は微弱で價格騰貴の緩慢さを考慮すれば僅少な實質的低下が認められ得るに過ぎない。しかしこの事實は月收八〇圓未滿以上の勞働者生活に於ては、文化的な社會的な生活慾求が充分滿足されて居ると云ふことを意味するのではなくて、勞働者生活に於けるこれらの生活慾求が最早これ以上緊縮し得ない程不充分で、一般物價騰貴の重壓、食費の必然的增加を回避する爲には、この「其の他の諸費」の節約ではなくて、被服費、住居費の節約に依らざるを得ないことを立證するものである。

熟練工の養成、技術の向上と云ふことが生產力擴充と共に當面の要求となつてゐるが、勞働者にとつての熟練なり技術なりは、單なる反復の度數や實習、講習等によつてのみ得られるものではなく、勞働者の文化的な社會的な生活水準と密接な關係があることは否定し得べくもない事實である。現實に於ける勞働者の生活に於てはかゝる當面の要求とは全く逆な事實が認められねばならぬ。

最近一ヶ年間のこの其の他の諸生活部門の狀況を推案することは特に困難である。と云ふのは小賣物價指數と共に發表される個々の價格指數は、文化的な社會的な生活資料の極めて少數の商品に過ぎないからである。だがこの不充分な資料を以て見ても可なり著しい價格騰貴が看取される。

其の他の諸生活資料價格指數（昭和四年十二月一〇〇）
（商工省小賣物價月報）

	昭和六年十一月	昭和十一年十一月	昭和十二年四月	昭和十三年五月
半紙	七三	九七	一一九	一四〇
野洋紙	七八	八九	一〇三	一〇八
塵紙	六八	八一	一〇六	一一七
化粧石鹼	七〇	六七	六七	六八

勞働者の保健衛生に關する支出は、其の他の諸費に包含されて居るが、その內容について見れば、理容淸潔費が可なり固定的であるのに對して、醫療費は顯著な變化を表してゐる。この傾向は月收七〇圓未滿の勞働者世界に於て特に甚しく、月收五〇圓未滿に於ては昭和十二年までの一ヶ年間に半減、昭和六年以來三分の一に減少してゐる。

醫療費	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	二・二九円	一・八六円	二・四〇円	二・六七円	三・三八円	三・一九円	三・九四円	三・〇一円
昭和十—十一年	一・二九	一・三五	一・八一	二・五五	二・八〇	三・二八	三・八〇	二・八二
昭和十一—十二年	〇・七七	一・〇八	一・七五	二・八二	三・一七	三・一三	三・六八	三・〇四
理容淸潔費								
昭和六—七年	一・六七	一・八八	二・〇六	二・二五	二・六七	二・八四	三・一九	二・三三
昭和十—十一年	一・〇九	一・五六	一・九三	二・二五	二・五〇	二・八〇	三・一三	二・八四
昭和十一—十二年	一・〇五	一・六八	二・〇五	二・二九	二・六七	二・九三	二・九四	二・六二

業費なるものゝ本質は過去に於けるものとは次第に異つて來て居ると考へられる。と云ふのは過去に於てはむしろ世帶主たる勞働者が最多く享受する修養娛樂費であつたが、長時間勞働の今日、勞働者は工場から歸るとスグ樣寢床にもぐり込んで睡眠を取らねば明日の勞働に差支えるやうでは、新聞も雜誌も讀む時間がなく、映畫も演劇も出かける余猶がないであらう。熟練と技術を要求されながらも、それらを獲得する爲の基礎は、勞働者にとつて經濟的にも時間的にもます〳〵貧弱となりつゝあるのではないかと考へられる。

修養誤樂費

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	總數
昭和六—七年	一・七六円	二・二〇円	二・五五円	三・一〇円	三・四三円	四・二八円	五・一一円	三・五五円
昭和十—十一年	一・〇〇	一・八一	二・三七	二・八二	三・五四	四・一六	五・四七	三・七〇
昭和十一—十二年	〇・九五	一・四七	二・四一	三・一一	三・五五	四・三〇	五・〇五	三・八六
內新聞圖書費								
昭和六—七年	〇・六六	〇・七四	〇・八五	〇・九八	一・〇〇	一・〇九	一・三三	一・〇三
昭和十—十一年	〇・四三	〇・六五	〇・七七	〇・八九	一・〇九	一・一一	一・四〇	一・〇六
昭和十一—十二年	〇・一三	〇・三二	〇・八三	〇・九四	一・〇六	一・一三	一・三二	一・一〇

勞働者金融

生活は中斷されたり停止されることを許されない。しかるに生活費の源泉たる收入は中斷され、混亂される場合が豫想される。また收入に應じて一定の生活水準を維持するとしても、生活費には季節的變化をまぬかれないが、收入は必ずしもかゝる生活費の季節的變化に對應するものではない。かくて生活、特に無資產勞働者生活には社會政策としての社會保險が生活安定の爲には熾烈な要望となるのであるが、この社會保險が存在しない以上、勞働者は個人として或は共同連帶によつて生活の持續に努めねばならぬし、生活費の季節的變化に對する收入の喰違は勞働者生活自身によつて調節されねばならぬ。

かくて勞働者の生活は必ずしも收入と物質的消費生活のみとは限られない。貯蓄、保險、金融（庶民金融）等々の諸問題が勞働者生活を左右してゐるのだから、これらの點にまで觸れることとなしには勞働者生活を全體的に體系的に理解し得ないであらう。家計調査報告に於ける「總收入及總支出」の實收入以外の收入と實支出以外の支出と、更にこの兩者の關係は極めて注意すべき勞働者生活の裏面若くは基礎的なものを表はしてゐると考へられる。收入に對する生活費の過・不足に於ける不足部分の調達融通も、過剩部分の處理貯蓄もこゝに至つてはじめて明かとなる。

最近に至つて消費節約、貯蓄奬勵が時局的要求のもとに國民的大運動として展開されつゝある。勞働者の消費節約ならば物質的消費生活たる實支出內譯を生活資料價格との關聯に於て、或は勞働者にとつての標準的な或は最少限必要量（實をも含めて）と對照することによつて考察し得るが、勞働者の貯蓄の爲には物質的消費生活から一步進めて勞働者の貯蓄狀況、負債狀況及それらに對する手段方法までも知る必要がある。

總收入及總支出（月收別）（昭和十一——十二年）

	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
總收入總額	九七・四四圓	一九六・五九圓	一六一・八六圓
實收入	一〇六・三五	一九六・八六	一三二・七一
實收入以外の收入全額	四六・四一	一二二・三四	九〇・三二
繰越	五一・〇三	七四・〇〇	二三・二五
貯金引出	三五・〇四	八三・二五	七一・五四
借入金	六・二〇	四三・七八	四六・〇八
其他	三・四八	九・四七	六・七五
總支出總額	一〇七・三五	一九五・九九	一六一・八六
實支出	一〇六・三五	一九五・四〇	一三二・七一
實支出以外の支出全額	五四・〇一	八五・三〇	六二・七五
繰越	二七・七〇	四九・四六	三七・九〇
貯金	四・七二	一二・三四	八・三五
無盡掛金	一・七二	三・四九	二・五九
保險料	一・七二	五・〇九	四・七六
貸金	一・〇四	一・五四	一・二七
買受金	〇・七	二・〇四	一・八七
負債返還	四・七	一二・六四	一一・九七
掛買拂	一七・四〇	一三・八二	一三・一二
其他	二・六	一・二五	一・八九
無盡取金	一・二二	一・七二	一・一七
保險金	〇・八	九九	八六
貸金受入	二・九	一・〇六	九六
買入	一・〇	一・〇二	一・〇一
負債	一・四〇	二・六五	二・三五
掛買	一六・六二	一四・四〇	一三・四〇
其他	一・〇	三・一	二・八五
總支出總額	九七・四四	一九六・五九	一六一・八六
實支出	四四・四五	八五・三七	五九・九六
實支出以外の支出全額	五三・〇一	八四・一六	六二・七五
繰越	二七・七〇	四九・四六	三七・九〇
貯金	四・七二	一二・三四	八・三五
無盡掛金	一・七二	三・四九	二・五九
保險料	二・五九	五・〇九	四・七六
貸金	一・〇四	一・五四	一・二七
買受金	〇・七	二・〇四	一・八七
負債返還	四・七	一二・六四	一一・九七
掛買拂	一七・四〇	一三・八二	一三・一二
其他	二・六	一・二五	一・八九

貯金

貯金は必ずしも勞働者の貯蓄を表はすものではない。貯金は生活費の季節的變化と收入の不一致とを調節する役割を有するものでもあるから、むしろ貯金預入れと貯金引出しとを引合せて考へられねばならぬ。勞働者の貯蓄はこの殘額として考へられないこともないが、同時にまた勞働者の貯蓄は貯金のみに限られたものではなく、無盡、保險、貸金等々についても考慮されねばならぬ。

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
貯金預入	四・七二	四・〇六	五・五〇	八・三五	一〇・四五	一二・五四	一七・八四	一二・八七
貯金引出	六・三〇	五・〇四	五・四八	五・〇〇	六・四三	六・八五	九・四七	六・七三
差引殘月貯蓄額	(一)一・五八	一・〇三	二・〇三	三・三五	四・〇五	五・四九	八・三六	五・一四
實收入對實支出過	一・九	二・七三	三・六八	六・八五	八・八九	一一・三〇	一七・九四	一一・二五
勤勞收入對實支出	(一)一・二一	〇・一五	一・三五	二・三七	三・三三	四・五九	八・九一	四・七一

月收五〇圓未滿の四人世帶の勞働者の生活に於ては勤勞收入對實支出に於ては一圓十二錢の不足が、實收入對實支出に於ては一圓九十八錢の過剩を示してゐる。しかし貯金は一ケ月一圓五十八錢、一ケ年十八圓九十六錢の喰減らしが行はれてはじめて調査程度の生活が維持されたことを示してゐる。だから少くともそれだけ以上の貯蓄が調査以前に存在しなければ、この場合月收五〇圓未滿の生活なるものは調査されたる生活水準よりも更に低下させるか、負債の增加によるかせざるを得ないのである。

月收六〇圓未滿以上の勞働者世帶になると貯金は月收の增加に應じて增加して居る。但しこの貯金の增加が必ずしも貯蓄の增加とは考へられない。と云ふのは生活費の中には疾病、死亡、出生、結婚等々は勿論、被服、家具、住居等々に於ても一ケ年の支出によらないで、もつと長い生活期間に於ける支出乃至消費が考へられねばならぬからである。また貯蓄增加月額が實收入對實支出の過剩よりも、勤勞收入對實支出の過剩に近似することは注意を要する。即ち勤勞收入以外の收入の大部分を占める受贈收入が現金でない限り、それは勞働者の貯蓄に直接關しないでたゞ支出に關係する。それも價格換算額よりも實質的には可なりな割引を要することが考へられねばならぬ性質のものである。

勞働者の貯金狀態をもつと具體的に知る爲に、全國的なものではないが、警視廳管轄下に於ける「工場主の管理する職工貯金」について見るに、

昭和十一年七月末に於ける貯蓄金の現在高はと見ると、其の總額に於ては四百七十五萬一千六百七十六圓八十四錢ではあるが、一人當り平均は僅に九十一圓十六錢に過ぎない。今此の貯金の所有者を其の金額別に見ると、大して感心した數字を示して居ないことが判る。

金額	割合(%)
十圓未滿	二七・五六
三十圓未滿	二六・三八
五十圓未滿	一二・五七
七十圓未滿	七・六五
百圓未滿	六・一九
百五十圓未滿	五・八四
二百圓未滿	三・三〇
二百五十圓未滿	二・三八
三百圓未滿	一・三八
四百圓未滿	一・八四
五百圓未滿	一・一九

五百圓以上は全部一%以下なるを以て之を省略す

更に前記の貯蓄額は大分類の業態下に於て如何なる割合を示してゐるかを見ることにしよう。

	百分比(人員)(%)	百分比(金額)(%)
染織	三五・三二	二三・四六
機械器具	四一・九五	三四・一五
化學	一四・二八	二二・九三
飲食物	二・四三	一〇・八三
雜	五・一〇	六・一八
特別	〇・九二	二・四六
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

男女別及家族の有無別より見たる貯蓄者

女子の貯蓄者數は女子全員の二六・九八%を占めてゐるのに對し、男子貯蓄者數は男子全員の一二・二〇%で、其の比率に於ては女子の二分の一以下にあると云ふことである。尤も貯蓄者のみについて其の割合を見ると男子は五八・〇九%であり、女子は四一・九一%で、男子に比し一六・一八%少いのではあるが。

男女を問はず扶養家族を有する者の貯蓄者數は、全貯蓄者數の三四・六二%で、從つて扶養家族を有せざる者の貯蓄者は六五・三八%となる。卽ち全貯蓄數の三分の二は扶養家族を有せざるもので、自活若くは、家計の補助的立場にあつて或は自分は若干の被扶養者ではあるが、將來の爲にと貯蓄してゐる向が多いのである。

扶養家族を有する者が、全貯蓄者の約三分の一である所より見ると、仲々貯蓄の困難さの程も察せられる次第である。而も其の殆ど大部分は男子であり、男子は適用工場に於ける男子全員の一二%强しか貯蓄者を出して居ないといふ內容に於てゞある。尤も貯蓄金制度を有する工場のみの貯蓄者を、適用工場全員に就て考へて見るので無理なことではあるが、

其の工場に於ける平均賃金より見たる貯蓄者

さて貯蓄者を其の工場に於ける平均賃金以上以下に二分して之を見ると、平均賃金以上の貯蓄者數は、全貯蓄者數の四五・一二%で、平均賃金以下の者は五四・八八%となつてゐる……

高額賃金の收得者必ずしも貯蓄者たらず、低額賃金の收得者亦必ずしも非貯蓄者でないことは、各々の個人經濟なり、其の他諸種の事情が存在して居ることから考へて想像するに難くない……

一般には又賃金の年次的高額を考ふる時は此の賃金上よりの推斷とは反對に、其の現實に於ては貯蓄不可能の事象が多く類出するであらうことも亦十分に推斷し得る譯合である。[1]

(1) 時局下の工場觀と國民貯蓄について　産業福利第十三卷第七號

無產　無產は家計調査報告に於ける勞働者生活、恐らく現實に於ける勞働者生活に於ても亦、貯蓄金融の機關として尙可なり重要な役割を占めて居るやうである。しかし月收五〇圓未滿の四人世帶の勞働者は全々加入して居ないところを見ると、勞働者の無產利用なるものは或程度以上の生活水準——三人世帶

月收六〇圓未滿以上――の勞働者の生活に於てはじめて可能なものゝやうに思はれる。

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
無盡取金	円 —	円 一・二三	円 〇・五二	円 〇・七一	円 一・二八	円 一・〇五	円 一・七三	円 一・一七
無盡掛金	—	〇・八四	〇・七四	〇・九五	一・七三	一・七一	三・四九	一・九八
差引無盡掛金增加	—	(一)〇・三八	〇・二三	〇・二四	〇・四五	〇・六八	一・七七	〇・八一

無盡利用と云つても、むしろ勞働者にとつては金融的な借金的な利用を多く含んで居る。この借金的な利用は無盡が貯蓄に有利なだけそれだけ高利的な性質を帶びて居ることは見逃せない。眞に貯蓄の爲の無盡の利用は勞働者の生活に於ては差引掛金增加のやゝ顯著な月收一〇〇圓以上の四人世帶に於て初めて考へられ得る程度である。

保險 保險金の內容が生命保險なのか火災その他の損害保險なのか、家計調査の限りに於ては不明である。疾病と損害の激增、肉體的消耗の急速度化にも拘らず社會保險の貧弱な今日、勞働者にとつて生命保險と養老年金とは絕對に必要であるが、收入の不充分さと非恒常性（名目賃銀と實收賃銀の開きの過大）とは、普通生命保險への加入は不可能に近く、僅かに極めて小額の簡易保險が考へれば考へられなくもないであらう。勞働者住宅街に於けるが如き居住密集度大なるところにあつては、火災保險の必要は特に大きいのであるが、無資產の收入一パイの生活を營んで居る勞働者の火災保險加入は恐らく考へられないであらう。

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總平均
保險金	円 〇・〇八	円 〇・三五	円 〇・五一	円 一・一六	円 〇・五三	円 一・〇四	円 〇・九九	円 〇・八六
保險料	二・五九	三・二五	三・三七	三・九七	四・二〇	五・〇九	六・一〇	四・七六

右の二つの數字――健康保險料は賃銀の從つて世帶主勤勞本收入の百分の六――を見れば保險料はむしろ健康保險料ではないかと考へられる。しかしそれにしては保險金受取金の少いのが疑はしい。と云ふのは健康保險事業報告年報によれば、保險料收入總額と療養費支拂總額とは殆ど一致するのだから、若し健康保險ならば、大量觀察に於ては、保險料と保險金とは同額に近い數字とならねばならぬと考へられる。勿論內閣統計局の家計調査報告に於ては重病人發生の家計は除外するのだから、健康保險にしても保險料は普通に支拂つたところで療養費の給付としての保險金受取額は、極めて少いものとならざるを得ないのは當然である。

最後に右の保險金と保險料との差額は、生命保險や年金の場合に於ては勞働者にとつての貯蓄となり得るが、火災保險、健康保險、その他損害保險の場合には勞働者にとつての貯蓄として生活安定に對する働きは全々なし得ないのである。

貸金

勞働者の生活費に過剩があると云つても、それは將來の消費が豫想される過剩であつて、決して蓄積され利子收入の源泉となり得る性質のものではない。だから勞働者の生活に貸金があるとは一見不可思議のやうであるが、勞働者には勞働者の連帶があるのであつて、その周圍の親戚知友が失業・疾病・災害・收入不足等々によつて生活に苦しめば苦しむ程自分の生活に餘猶がないにも拘らず勞働者は金を貸さざるを得ないのである。しかも一般の貸金なるものは元金の返還は勿論むしろ公定金利以上の高金利を目的とするものであるが、勞働者の貸金の目的は金利でなくて同情であり連帶であるから、金利は問題にならぬのみならず、元金の返濟さへも考慮されて居ない場合が多いのである。

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總平均
貸金受入	円 —	円 〇・二九	円 〇・一一	円 〇・二〇	円 〇・六一	円 〇・三四	円 一・〇六	円 〇・五六
貸金	—	〇・〇七	〇・一五	〇・二五	〇・五二	〇・五四	一・五四	〇・七三

さすがに月收五〇圓未滿の勞働者には此調査に於ては貸金は認められない。そして一般に月收が多くなればなる程貸金受入による返濟される金額よりも、貸金として與へる金額の方が次第に多くなつて居るのである。この貸越部分は返濟されない限り結局は實支出のそれだけの增加となる。

質 庶民金融としての質屋の存在は、ともすれば不足勝ちな勞働者の生活にとつては可なり重要なものだと考へられる。勞働者には擔保としての有價證券も不動產もないのを普通とする。また支拂能力ある保證人の連帶も期待されない。最も容易に利用し得る擔保物件としては被服と家具に過ぎない。質金融の勞働者にとつての意義はこゝにあるのである。

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總平均
質入	円 —	円 〇・二〇	円 —	円 〇・〇一	円 〇・〇一	円 〇・〇二	円 〇・〇一	円 〇・〇一
質受金	—	〇・一三	—	〇・〇四	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇七	〇・〇四

家計調査報告の限りでは勞働者の質屋の利用は極端に少額である。だが事實は質屋及質と同性質の金融は可なり廣汎でしかも多額ではないかと考へられる。そしてそれは收入が低下すればする程相對的にます〳〵質金融に依存せねばならぬであらう。ところで極めて不充分にしか取入れられてゐない家計調査報告に於ける勞働者世帶の質屋利用の內容をみるに、月收五〇圓未滿の勞働者は全々質屋を利用してゐない。質屋の利用はむしろ收入のより增加した部分に見られるのではあるが、やはり月收六〇圓未滿に於て最大である。最後に質入れによつて得られた金額と質受金と比較すると質受金は四倍乃至七倍に達してゐる。これは調査の前年度の質を受出して居ることと、月二分五厘年三割の高利とその上の「おどり」が付加されて更に高い利子拂ひとなつてゐることを示すものであり、逆に月收六〇圓

未滿に於ける質受金の過少はむしろ流質の事實を物語るものであらう。即ち月收六〇圓未滿の勞働者にとつては質入物品の一部は返濟質受されないで流れ去つて古着屋、古物商の手に渡つてゐると考へねばならない。

負債

	50圓未滿	60圓未滿	70圓未滿	80圓未滿	90圓未滿	100圓未滿	100圓以上	總平均
負債	円 0.04	円 1.40	円 1.31	円 2.33	円 1.88	円 2.81	円 2.65	円 2.35
負債返還	0.47	2.16	1.27	1.87	1.57	2.78	2.90	2.33

最低月收五〇圓乃至六〇圓未滿と最高百圓以上の勞働者世帶にあつては負債返還の方が多くて、負債は減少してゐると見ねばならぬが、その他の月收階級は何れも負債返還よりも新たな負債額の方が多く、總平均に於ても多少ながら負債額は增してゐる。これは先きに述べた生活費の過剩や貯金の增加とは矛盾した現象であるが、僅少な調査對象の平均化が齎すところやむを得ないのである。勿論勞働者生活の現實に於ては收入が低下すればする程、或は收入の混亂中絕等々の爲に、ます／＼多くの負債を必要とするに至つてゐることは認めざるを得ないが、支拂能力——收入——や周圍の勞働者の貸金能力によつて制限される。勞働者生活の現實に於て負債が少いとしても、それは借金なしで濟まされると云ふことではなくて、むしろ借金しやうにも貸手がないと云ふことを物語るに過ぎないのである。

掛買

	50圓未滿	60圓未滿	70圓未滿	80圓未滿	90圓未滿	100圓未滿	100圓以上	總數
掛買	円 16.62	円 14.04	円 13.40	円 12.12	円 15.36	円 13.64	円 14.30	円 15.24
掛買拂	17.40	13.82	13.13	11.19	15.14	12.64	14.14	13.18

掛買は月收八〇圓未滿の勞働者世帶を中心として、收入の增加によつても增加し、收入の減少によつても增加してゐる。收入の增加による掛買の增加は信用乃至は支拂能力の程度を表はすものであるが、收入の低下に伴ふ掛買の增加は收入が少なければ少い程掛買をせざるを得ないことを意味する。この低收入者の掛買については、貸倒れの危險が濃厚なだけそれだけ貸倒れによる損失額が掛賣價格に追加されざるを得ない結果、低收入の勞働者は掛買をせざるを得ないために現金買の場合より、より高價を支拂はねばならなくなり、僅少な收入の實質は更に相對的に低下させられざるを得ない。しかも現實の勞働者生活に於てはこうした場合の方がはるかに廣汎な事實として認められねばなるまい。

勞働者の生計費指數

昭和十一——十二年度の家計調査報告は九月に初つて八月に終る一ヶ年の家計の月平均であるから、月々の生活內容の變化として見る場合大體昭和十二年一月以前の勞働者の生活內容を示すものと考へてよいであらう。其後の勞働者生活の變動は家計調報告によつては知ることが出來ないので、商工省の小賣物價月報からそれ／＼の消費部門について生活資料價格指數を擧げて類推した。しかし具體的な生活內容を措いて問はない限り、最近の勞働者生活については生計費指數を利用することが出來る。勿論生計費指數は、その性質上特定の世帶の大きさと生活費とのもとに於ける基準時の生活資料價格との關聯に於て、基準時の生活水準を維持するに要する生活費の增減傾向を表はした指數に過ぎないのである。だから生活費自體の屈伸となつて表はれるが、現實の勞働者の生活ではむしろそれが內向して生活一般を壓迫するのである。過去に於ける生計費指數の代表的なものは朝日新聞社の全國生計費指數であつた。だがそれは嚴密な意味の勞働者生計費指數ではなく、給料生活者と勞働者との家計を基礎とする生計費指數に過ぎなかつた。その外に大阪市の勞働者生活費指數、名古屋高商の生計費指數等々、地方的な生計費指數が若干は存在した。

しかるに昭和十二年七月から內閣統計局で新たに勞働者生計費指數が給料生活者生計費指數と區別して發表され初めた。それは地域的にも全國二十四都市の勞働者生計費指數が調査されてゐる。この內閣統計局の勞働者生計費指數は他の如何なる生計費指數よりも高く評價されねばならぬ。恐らくは將來當局の賃銀對策の有力な基礎資料となるのではないかとさへ考へられるからである。と云ふのは內閣統計局發行の統計時報に[1]、生計費指數の具體的利用の主なるものとして、次の如き項目を擧げられてゐる。

（一）實質賃金又は實質給料算定の基礎となる。
（二）賃金又は給料調節の合理的基礎となる。
（三）勞働爭議解決の有權的基礎となる。
（四）國民所得實體の推移變動を明かならしめる。

(1) 生計費指數算定に使用するウエート統計時報　昭和十二年八月號

勞働者生計費指數　（內閣統計局）

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
生計費指數	100.0	100.6	101.7	101.8	101.8	103.0	104.4	105.8	106.8	108.0	108.3
飲食料費指數	100.0	101.1	103.6	102.5	101.6	103.9	106.2	107.2	107.7	108.8	108.2
住居費指數	100.0	101.1	100.0	100.1	100.3	100.5	100.6	101.2	101.6	103.0	103.5
光熱費指數	100.0	101.1	103.6	106.7	110.7	111.4	113.7	115.4	115.5	115.8	114.4
被服費指數	100.0	98.7	98.4	100.6	101.0	101.5	103.9	109.2	112.4	116.7	118.7
其の他の諸費指數	100.0	101.0	101.2	101.4	101.7	103.1	103.5	103.5	103.7	105.4	104.2

昭和十二年七月以來の內閣統計局の勞働者生計費指數を見るに、十二月に顯著な上昇を開始し、四月迄に甚だ注目すべき昇騰が惹起されてゐる。五月には幾分保合氣味ではあるが十二年七月開始以來の生計費はすでに八・三%の騰貴を見てゐるのである。

更にこれを各消費部門別に見るならば、飲食物費指數は全體的な生計費指數と殆ど同樣の傾向を辿つて、しかも大差ない上昇率――八・二%を示してゐる。住居費指數は最少の騰貴率を示して居るに過ぎないが、現實に於ける住居費の壓迫は、むしろ全生活費としての生計費指數の昇騰によつて制約されるだらう。光熱費指數は被服費指數と共に最甚しき騰貴率、即ち前者は一四・四%後者は一八・七%に達してゐる。光熱費は七月以來需要期たる冬季を通じて一貫して上昇してゐるに反して、被服費は昭和十三年に入つて以來急激な上昇が始つたのである。最後に勞働者の文化的な生活を左右する共の他の諸費指數は七月以來ジリ〳〵と騰貴したが、その騰貴率は全體としての生計費指數の騰貴率の半分の四・二%である。だがその後昭和十三年六月から七月へかけての消費制限乃至消費禁止による被服を中心とする畫期的な生活資料の價格騰貴は、特に深刻な生計費指數の昇騰を見てゐると察せられる。最後に全國二十四都市の勞働者生計費指數が與へられる。地域的な勞働者生活に於ける世帶の大きさと收入とが生活樣式の相異と共に考慮されねばならないのではあるが、表面的に觀察しても、勞働者生計費指數の可なり著しい地域的相異が認められる。このことは生計費指數の限りに於てはむしろ生活資料價格變動の地域的相異と見るべきであらう。

全國勞働者生計費指數 （內閣統計局）

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
全國	一〇〇・〇	一〇〇・六	一〇一・七	一〇一・八	一〇一・八	一〇三・〇	一〇四・四	一〇五・八	一〇六・八	一〇八・〇	一〇八・三
札幌市	一〇〇・〇	一〇一・五	九九・六	九九・八	九八・八	一〇一・〇	一〇三・〇	一〇五・三	一〇五・九	一〇七・六	一〇八・一
仙臺市	一〇〇・〇	一〇一・六	一〇一・八	一〇三・八	一〇四・〇	一〇五・〇	一〇六・二	一〇八・三	一〇九・五	一一〇・五	一〇九・〇
山形市	一〇〇・〇	一〇一・九	一〇三・八	一〇〇・七	一〇〇・九	一〇一・九	一〇三・〇	一〇五・八	一〇六・三	一〇七・二	一〇九・八
郡山市	一〇〇・〇	一〇〇・九	一〇二・七	一〇三・三	一〇三・二	一〇五・〇	一〇六・一	一〇七・九	一一〇・八	一〇九・三	一一〇・七
前橋市	一〇〇・〇	一〇一・二	一〇二・四	一〇二・二	一〇二・六	一〇三・〇	一〇四・七	一〇六・三	一〇七・〇	一〇八・四	一〇九・五
東京市	一〇〇・〇	九九・八	一〇二・五	一〇二・〇	一〇二・二	一〇三・三	一〇四・七	一〇五・九	一〇六・七	一〇八・五	一〇八・二
橫濱市	一〇〇・〇	一〇〇・一	一〇一・九	一〇一・四	一〇二・七	一〇二・九	一〇四・〇	一〇六・一	一〇六・七	一〇七・八	一〇八・三
新潟市	一〇〇・〇	一〇二・五	一〇三・四	一〇三・二	一〇三・六	一〇四・〇	一〇五・五	一〇八・〇	一〇八・一	一一〇・三	一〇八・七
金澤市	一〇〇・〇	九九・五	一〇〇・七	九九・三	九九・一	一〇〇・一	一〇二・三	一〇二・八	一〇三・九	一〇五・六	一〇六・三
松本市	一〇〇・〇	一〇一・五	一〇一・六	一〇〇・〇	一〇〇・九	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇四・八	一〇六・七	一〇八・四	一〇八・九
濱松市	一〇〇・〇	一〇〇・一	一〇一・四	一〇一・三	一〇二・七	一〇三・八	一〇四・〇	一〇五・四	一〇六・七	一〇八・一	一〇七・六
名古屋市	一〇〇・〇	一〇〇・三	一〇一・一	一〇一・四	一〇一・六	一〇二・八	一〇三・五	一〇四・八	一〇六・四	一〇六・二	一〇八・二
京都市	一〇〇・〇	一〇〇・六	一〇〇・八	一〇一・四	一〇一・〇	一〇二・八	一〇四・一	一〇四・一	一〇五・九	一〇七・三	一〇七・八
大阪市	一〇〇・〇	一〇一・五	一〇二・三	一〇一・九	一〇〇・九	一〇二・七	一〇四・二	一〇五・〇	一〇六・六	一〇七・七	一〇七・三
神戶市	一〇〇・〇	一〇〇・八	一〇二・〇	一〇一・五	一〇一・八	一〇二・三	一〇二・九	一〇五・四	一〇七・〇	一〇六・七	一〇七・四
鳥取市	一〇〇・〇	九九・六	一〇〇・〇	一〇〇・九	一〇一・五	一〇四・一	一〇四・八	一〇六・四	一〇六・七	一〇六・〇	一〇八・八
岡山市	一〇〇・〇	九九・九	一〇二・三	一〇二・一	一〇一・五	一〇二・九	一〇四・四	一〇五・一	一〇五・九	一〇七・四	一〇七・八
廣島市	一〇〇・〇	一〇一・二	一〇二・四	一〇二・五	一〇二・一	一〇三・一	一〇三・一	一〇五・〇	一〇五・六	一〇七・〇	一〇八・一
德島市	一〇〇・〇	九九・八	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・二	一〇三・六	一〇五・六	一〇七・一	一〇八・五	一〇九・一	一一一・六
今治市	一〇〇・〇	一〇〇・九	一〇一・一	一〇三・二	一〇二・三	一〇四・四	一〇五・〇	一〇七・四	一〇八・二	一〇九・四	一〇九・〇
八幡市	一〇〇・〇	一〇一・七	一〇二・三	一〇三・〇	一〇二・五	一〇三・一	一〇五・七	一〇五・七	一〇五・九	一〇六・九	一〇七・二
長崎市	一〇〇・〇	九九・八	一〇〇・九	一〇二・六	一〇二・四	一〇三・四	一〇三・四	一〇五・八	一〇八・三	一〇八・二	一〇九・四
熊本市	一〇〇・〇	一〇〇・九	一〇一・二	一〇一・三	一〇一・五	一〇二・八	一〇四・一	一〇四・七	一〇五・四	一〇六・七	一〇八・一
延岡市	一〇〇・〇	九八・九	九九・五	一〇一・〇	一〇〇・三	一〇〇・二	一〇〇・八	一〇一・四	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇四・〇

勞働者の健康狀態

勞働者の健康狀態乃至は體位の傾向と云ふものは、勞働條件と勞働者の生活水準との相互關係の結論とも見るべきであらう。勞働條件の惡化は或程度までは生活水準の向上によつて健康の破壞も體位の低下をも見ることとなしに濟まされ得るかも知れない。また或程度の生活水準の低下は勞働條件の改善によつて健康の破壞も體位の低下も招來せずに濟むかも知れない。しかしそこには或る限界がある。この一定の限界を越える勞働條件の惡化は生活水準の向上もも早如何ともするに由なく、多かれ少なかれ勞働者の健康を破壞し體位を低下せしめざるを得ない。同樣にまた一定の限界以下に勞働者の生活水準が低下するならば、如何なる勞働條件の改善も或程度の勞働者の健康の破壞と體位の低下とはこれを喰止めることは出來ない。最後に勞働條件も生活水準も共にこの一定の限界以下に落ち込むならば、それは相互に作用しあつて勞働者の健康の破壞と體位の低下とは特に激甚を極めるであらうことは云ふまでもないことである。

最近保健衛生問題が非常に喧しくなり、又勞働衛生といふ事も漸次向上致しましたのにも拘らず、非常に疾病が多くなり、殊に結核が非常に多くなつたと云ふことは、何かそこに大きな原因があるといふことを考へなければならぬのであります。其の原因は勿論多々あると思ひますが、最近我が國に於ける産業の進展の結果、勞働力の强化に因る職工の過勞といふ事が大きな原因ではないかと考へられるのであります。同樣に業務上に因る負傷統計に就ても最近工場に於ける安全運動が非常に盛んになり、安全施設といふやうな物的方面にも色々注意が向けられ、非常に進歩しつゝあるにも拘らず、災害負傷がどん／＼殖えて來てゐるといふ事は、やはり疾病の增加と同じく勞働力の强化に因る職工の過勞といふ事が非常に影響して居るのではないかといふ事を考へる次第であります。然らば此の勞働力の强化に因る職工の過勞といふやうな事を如何にして緩和するかといふ事が問題になるのでありますが…………やはり勞働時間の合理化とか、或は適當の休養を與へるとか、或は家庭に於ける睡眠時間を充分に與へるとか、其他榮養方面或は體育方面に留意するといふことになるのであります。[1]

(1) 第四十三回　産業衛生研究會記錄　産業福利　第十三卷　第五號

疾病件數も療養日數も相當の增加の傾向を示してゐる。染色工場や食物工場の平和産業に於ける勞働者の健康狀態よりも、機械器具工場や化學工場の所謂軍需品産業の勞働者の健康狀態の方が遙かに甚しい惡化の傾向——疾病件數と療養日數の增加の割合の著しいこと——を示して居る。就中その性質の濃厚な金屬精錬工場に於ては疾病件數と療養日數の增加が、僅か一年の間に實に二倍以上に達してゐることは、その絕對數の大なることゝ共に確かに注目すべき事實と云はねばなるまい。

健康保險組合管掌保險給付の件數及日數（被保險者一人當）

		九年 件數	九年 日數	十年 件數	十年 日數
平均	平均	三・三二七件	三一・四九二日	三・九五二件	四三・九二三日
	男	三・〇三五	三五・八四九	三・七〇九	四八・二二五
	女	三・七九七	二七・〇八二	四・三八六	三六・二五六
染織工場	平均	四・二五七	二八・一七五	四・七〇三	三六・一三一
	男	四・一九七	三二・三〇六	四・五九一	三九・五六五
	女	四・二四七	二七・二七〇	四・七二七	三五・三八五
機器工場	平均	二・八五八	三四・九三五	三・七〇九	四九・六〇〇
	男	二・九一六	三五・五四六	三・七九二	五〇・四六三
	女	二・一〇五	二七・〇八七	二・七一六	三九・三六七
化學工場	平均	二・一九二	二八・二五七	三・一四九	四一・二二九
	男	二・三五四	三一・五六〇	三・二〇三	四二・七四三
	女	一・八二七	二〇・八〇三	三・〇三四	三七・七四七
飲食物工場	平均	二・一一三	三三・〇四四	二・五五六	三八・〇〇五
	男	二・〇九二	三三・六一八	二・四五八	三八・二九二
	女	二・二九五	三〇・七八〇	二・八九四	三七・〇三八
雜工場	平均	三・五六七	四〇・二九〇	二・五二六	三四・四〇九
	男	四・二三九	四一・四八三	二・四五七	二五・九四九
	女	二・〇七二	三七・六四四	二・八九三	四七・五〇八
特別工場	平均	二・二六五	三六・一五八	二・六五三	四一・六九八
	男	二・二六三	三六・一二五	二・六六三	四一・六三三
	女	二・四五五	三九・〇〇〇	二・三八六	三四・三四八
金屬精錬工場	平均	三・三四〇	四六・三〇八	六・九二九	九四・四八二
	男	三・四〇二	四七・三一八	七・一〇三	一〇〇・八六八
	女	二・二二四	二七・八七六	四・八五六	四八・三八一

過勞と榮養不良不足に原因する結核は、最近に於ける國民の體位低下の核心をなすものと云はれてゐる。いま勞働者の結核罹患傾向について見るに、昭和八年より昭和十年までの二ヶ年間に、工場勞働者の結核罹患率は五割增加と云ふ驚くべき傾向を示してゐる。しかも最後の年たる昭和十年に於て增加の割合は特に著しく、むしろ此頃より工場勞働者の結核罹患率は可なり大きな加速度が附加されたものゝやうに考へられる。

工場勞働者の結核罹患率

	職工數	肺結核患者數	被保險者千人に對する肺結核患者數	同上指數
昭和八年	一、二九四、九二六人	一五、八二八人	一二人	一〇〇・〇
昭和九年	一、五〇三、五三〇	二〇、〇四七	一三	一〇八・五
昭和十年	二、〇九六、六五七	三八、〇〇一	一八	一五〇・〇

（第二十回　工場監督年報）

この結核によつて表はされたる勞働者體位低下の加速度傾向は、昭和十一年以後に於て停止若くは緩慢化したと考へられる何等の資料も存在しないことは、第四十三回産業衛生研究會に於ける社會局の塚田技師の說明によつても明白であるが、更に大阪市に於ける勞働者の最近の結核罹患率がその事實を裏書してゐる。

本年（昭和十二年）二月より四月に至る三ヶ月間に涉り、府工場課と協力して大阪市及堺市内の特に選定せる二十工場卽ち機械器具工場七、化學工場五、飲食工場一、染色工場三、雜工場四に於ける勞働者男女約三千六百人に對し結核罹病調査を行つた。其結果に就て見ると左記の樣な成績を得たのである。卽ち檢診方法は右の二十工場の中、普通調査を十四工場とし特別調査工場を六ヶ所指定したのである。

調査は其目標が原則として軍需工業關係工場勞働者が事變下に於ける勞働力消費に依て起る身體的影響が、結核罹患率或は其發生率と如何なる關係にあるかと云ふ點を考慮しての檢診の結果、前述の樣に普通調査工場勞働者にありては一・三％、特別調査工場勞働者にありては二・七％（千人中二十七人）と云ふ相當高率なる結核罹患情勢を知ることが出來たのである。

從つて今後引續き各種業態の工場勞働者に對し、健康調査を施行するならば、事變の繼續と共に一層高率を示すのではあるまいか。吾々は此當面せる事變延長と共に、所謂銃後の護りに從事する産業人の健康狀態は益々阻害せられ、結核罹患率は愈々高調し、彼等産業人の活動能力が漸次低減するは勿論、將來我國の産業に及ぼす影響はどんなであらうかと思ふ。蓋し勞資相顧みて一考を要すべき重大問題ではなからうか。

然し乍ら現在は、國民一般が緊張時代であり、勢ひの赴きに從ひ何事も積極的にのみ走る傾向を示して居るから、餘り杞憂を感じない次第ではあるが、事變解決後果して臣民否産業人の體位はどうなるか。吾々は是が將來性を考へ、最善の方策を講ずべき焦眉の急を要する必要なる問題だと思ふのである。[1]

(1) 助川浩氏「工場結核と最近の情勢」社會事業研究　第二十六卷　第五號

無産政黨、勞働組合運動

無産政黨運動

緒言

顧れば昭和十二年は、政治的には波瀾に富んだことに於て、また曩古の大事變に遭遇して、擧國一致國難に當り、國民協力以て時艱克服に邁進したことに於て感銘深い年であつた。

過去一箇年は政治的には、廣田內閣の崩壞、宇垣大將の組閣難、林內閣の成立、第七十議會の解散、總選擧、政黨と林內閣の對立激化、林內閣の退陣、近衞內閣の成立、支那事變の勃發、戰時下の第七十一、第七十二臨時議會、日伊防共協定の成立、事變の不擴大方針より長期抗戰への移行、東洋の新平和秩序の建設と蔣政權の抹消、電力國家管理案、厚生省の新設等幾多の重要問題を捉へることが出來る。かうした諸問題を繞つて政治情勢は、上半期に於ては十一年來の態勢のまゝ、軍部、官僚、政黨等の政治勢力の對峙對立の傾向を辿つてゐたが、下半期に於ては、「國內の對立相剋の解消」を使命の一つとする近衞內閣の成立と相俟つて、支那事變の發生と擴大したることに依つて擧國一致の體制に移り、戰勝のための戰時政策の遂行に協力するの情勢に轉化した。

かくして準戰時體制下の社會政治經濟の諸問題は一變して、戰時體制下の社會政治經濟の問題と化した。

從つて、過去一箇年の無産政黨運動は、かうした諸情勢と戰時體制に對應して、それ〳〵の發展と轉化を見るに至つた。

無産政黨の運動は、滿洲事變以來の非常時的社會情勢とそれに伴うて擡頭した諸政治勢力の重壓的影響をうけて、一時勢ひ不振の狀態に陷り、兎角守勢的活動に汲々たるの情勢にあつたが、昭和十年秋の贈正府縣選擧戰を一轉機として攻勢に轉じて、十一年二月の總選擧には社會大衆黨其他無産派を合して、一擧に二十有餘名を獲得するほどの好成績を收めて中央政界にやゝ重きをなすに至つたが、更に十二年四月の總選擧には、一層の飛躍的好成績を以て社會大衆黨が政界に於ける第三黨の地位を確保して政友、民政の二大政黨に伍すの勢を示す事になつた。

無産政黨の陣營に於ける中心的勢力を形勢するものは社會大衆黨である。この社會大衆黨は昭和七年社會民衆黨、勞農大衆黨の二黨が合同して結成を見て以來、勞農無産市民大衆の唯一の政黨として政治的活動の中心勢力を形成し、結黨以來黨勢力の集結强化工作に努めて來たが、昭和十年秋の府縣會選擧を轉機として攻勢に轉じ、昭和十一年二月の總選擧には一擧に十八名の當選者を獲得して著しくその勢力を伸張したが、更に十二年四月の總選擧に當り三十七名の議員を獲得し政界分野に於て、第三黨の地位を占據するに至つた。かく社會大衆黨がその勢力を擴大强化して行く他面に於て、政黨としての動向は漸次に國民的政黨として生長しつゝあつたが、支那事變の發生と戰時時局の進展に伴ひ、擧國一致の體制に從ひ、從來の反政府的野黨の立場を拋棄して、戰時政策遂行に協力することになつた。而して十二年度大會に於て愈々綱領を改正して名實共に國民主義的方向に轉換するに至つたことは特筆に値する。

從來より社會大衆黨の組織外にあつた勞働組合農民組合の一部では、昭和十一年の總選擧、東京府會選擧戰を機として、政治的活動の中心團體たる「勞農無産協議會」を結成した。この勞農無産協議會は社會大衆黨と對立する立場にあり、反ファッシ"政治戰線の强化を主張する左翼政治團體として社會大衆黨に合同を提議し戰線統一の働きかけを行つたが社大黨の容認を得るに至らず獨行することになつた。かくして、十二年二月黨名を「日本無産黨」と改稱して限られた東京地方の一地方政黨より全國的政黨へとその支持勞働組合・農民組合の線に沿つて組織を擴大して行つたが、支那事變の發生と時局の進展するにつれて國民總動員時艱克服に當る折柄、人民戰線派一派の全國的檢擧が行はれ、この人民戰線派の實踐的本據たるの觀をなした日本無産黨は遂に結社禁止を命ぜられた。階級的政黨として唯一つの存在をなした日本無産黨の解散はまた十二年に於ける無産政黨運動の特色とすべきである。

叙上の如く社會大衆黨の國民主義への轉換と日本無産黨の結社禁止とは非常時局の進展に伴ふ直接的影響をうけた必然的現象とは言へ、階級的政黨として發足した我國無産政黨史上階級的立場を一擲したることゝ、階級鬪爭主義の政治運動の消滅を見るに至つたことは十二年に於ける特記すべき點である。

政局の變動と無産政黨

一月二十一日、第七十議會の休會明け劈頭に於いて爲された政友會の濱田國松氏の質問に端を發して、政局は意外の混亂を惹起した。それに原因して議會は停會となり、頓に政界の緊張を見るに至つた。この議會の停會と政局の動揺に對して、無産政黨は左の如くその態度を聲明してゐる。以て無産政黨の政局に對する立場と時局に對する見解を知るべきである。

社會大衆黨の聲明

議會は本日突如として停會を命ぜられた。政局は混亂を惹起し重大時局に際し國民の歸趨を迷はしめんとしてゐる。事態玆に至つ

たことは、政黨の出處進退明確ならず、黨出身閣僚をして、豫め閣内に關ふことをなさしめずして、議會に於て遽に軍部との對立を爆發するに至つたからである。政民兩黨は宜しく閣僚を引揚げ所信の爲めに關ふべし。廣田内閣は無力無能にして國民生活をますく不安定ならしめたのであり我等は既に之が打倒を聲明し來つた。政府は須らく即時總辭職をして責任を明かにすべし。

勞農無産協議會の聲明

（委員長加藤勘十氏の名を以て發表）

一、尨大なる軍事豫算案が國民生活安定を犧牲として編成されたものである以上、國民が軍部に質疑を糺さんとするは當然であり、軍部は誠實懇切に解答すべきである。然るに「軍民離間」又は「軍部を侮辱する」と稱して解答を避けんとする態度は妥當でない。

二、民政政友其他黨は廣田内閣に對しては黨出身の閣僚を引上げずして、不信任的質問を行ふ如きは自家撞着も甚しきものなり。

三、廣田内閣は時局擔當の能力なきこと明白である。即時總辭職することが當然である。

一月二十三日、廣田内閣は總辭職を決行するに至り、後繼内閣組織の大命は、一月二十五日陸軍大將宇垣一成氏に降下した。然るに宇垣大將は組閣難に陷り、つひに一月二十八日大命を拜辭するに至つた。かうした政局の動きに對し社會大衆黨は、一月二十七日左の如く聲明書を發表して政局推移の實相を明かにすべく要求してゐる。

社會大衆黨の聲明

宇垣大將が組閣の大命を拜してより、既に數日を經過せるものの宇垣大將の組閣は軍部との關係によつて、困難に遭遇せる如くであるが、事態の眞相何れにあるや國民の理解に苦しむところである。宇垣大將は此際宜敷國家革新に對する組閣の方針を明示し、軍も亦其の抱懷する具體的方策を提示して、以て其の爭點を國民に明示すべきである。

勞農無産協議會の加藤勘十氏は松本治一郎、黑田壽男兩議員と協議の上、政局變動の事情と關聯する事項につき陸軍大臣宛質問書を提出した。

後繼内閣は陸軍大將林銑十郎氏によつて、二月二日組織された。この林内閣の成立を見るや社會大衆黨では「議會解散斷行」要望の聲明を發したが、更に二月四日中央執行委員會を開き黨の態度を決定して左の如き聲明を發表した。

聲明書

宇垣内閣流産のあとを受けて變動期日本の政治舞臺に登場した林大將は、官僚並に財閥の代表者を以て純然たる超然内閣を組織した。林内閣は國民と何等脈絡を有せざる反民衆内閣であつて驚くべき時代錯誤的存在である。而もその組閣に當つては既成政黨にすら入閣を拒絕せられ、閣僚の如きも全員を任命する能はずして變則を以て僅かに内閣の形態を彌縫しつつあるが如き醜態と無力とを暴露した殊に内閣の生命たるべき政綱政策については何等の抱負經綸をも示し得ないのである。我等は現下日本の當面しつつある非常時局突破の第一期工作として、一、大衆增稅の即時撤回。二、軍事費の合理

化、國民生活安定を基調とする豫算案の作成。三、勤勞議會政治確立のための選擧法の改正。四、社會立法の即時制定。五、極東平和の確立を基調とする新外交方針の確立等を痛感するものであるが、林内閣の無力、弱體、無理想は、全く時局擔當の資格なきものと言はざるを得ない、林内閣は宜しく自ら省みて即時挂冠すべし。右聲明す。

勞農無産協議會に於ては、林内閣の成立に際し二月二日左記の如く聲明書を發表して、その獨自の立場を示してゐる。

聲明書

宇垣大將に依つてさへ現下の狀勢は「ファッショ」と憲政への分岐點に立ち在り」と見られる國内の危機的狀勢の下に在つてファッショと憲政への分岐點に在つて其の中間を往かんとするものが即ち林内閣である。

（中略）林内閣は政黨に基礎を置かない。併し縱相を通じて財界の要望を汲み取り軍部を通じての支持を受け、多分にファッショ的色彩を濃くした官僚内閣であり、勤勞大衆にとつては有害にして無益なる存在である。

吾々は第一に何よりも先づ國民生活の安定を要望す。第二に憲政を防衛し國民の政治的自由を要求する。

此の要求は勤勞大衆のファッショ反對の鬪爭を通じてのみ實現されるものである。

第七十議會と無産政黨

第七十議會は無産政黨にとつては、躍進後最初の通常議會にしてその活動は世の注視するところであつた。社會大衆黨に於ては、第五回年次大會の議會對策方針に基き、議會活動のために「議會對策特別委員會」を設置し、該委員會の統制の下に院内活動のために黨代議士會を組織して院内活動を有效ならしめることを規定した。なほ院内の議員活動と同時に院外活動として、黨支持勞働組合、農民組合と提携の下に（一）大衆增稅反對の宣傳、（二）勞働組合法制定請願運動、（三）小作法制定請願運動、（四）國立民衆銀行法制定請願運動を起すことになつた。

以上の如き方針に基いて議會に臨んだが、休會明け間も無く政變ありて廣田内閣の總辭職の後には林内閣の出現を見た。此の林内閣が議會に臨む前に、昭和十二年度豫算案並びに各種法案の再檢討を行ふことになつた。玆に於て、社會大衆黨は國民生活安定並に生産力增進に立脚して軍事費支出を合理化すべきことを主眼とした。「昭和十二年度豫算組替に對する要望」を提出した。

社會大衆黨提出にかゝる議案は「勞働組合法案」「小作法案」の二法案にすぎないが、議會機能發揮に關する決議案、軍事費調査委員會設置に關する決議案、國民生活安定に關する決議案、人權蹂躙に關する決議案等を提出し、各議員が本會議並に各種委員會に於て、機會あるごとに黨政策方針に基いて獨自の立場より主張、批判、要求、意見を發表して活動したことは、議會

史上に大きな足跡を殘したこと、云ふべきである。

議會活動の一つとして、社會大衆黨は日本勞働組合會議、全國農民組合等の支持勞農團體と共同して、三大立法獲得民衆大會を三月一日東京に於て開催、勞働組合法、小作法、國立民衆銀行法制定要求並に大衆增稅反對の諸案を議決し、第七十議會に對する左記決議を議決し直ちに委員を擧げて政府並に議會に要請するに至つたが、之又議會活動の一つとして記すべきである。

決　議

尨大軍事豫算の重壓をうけ、物價昂騰と大衆課稅とは今や民衆の生活を脅威しつつある。此の秋に當り、我等は現に開會中の第七十議會が國民生活安定の爲め刻下の根本要件として、卽時左の諸政策を實現せられんことを期す。

一、勞働組合法の制定
一、小作法の制定
一、國立民衆銀行法の制定
一、大衆增稅案の削除

右決議す。

三月三十日議會內の空氣に鑑みて、社會大衆黨代議士會は、「議會解散又は內閣總辭職」の決議を發表してその態度を明かにしたが、議會の最終日たる三月三十一日突如議會は解散となつた。この議會の解散に對し左の如く聲明書を發表した。

聲明書

不明朗なる審議を續けたる第七十議會は遂に解散せられた。選擧肅正をけがし、選擧違反者を救濟せんがための選擧法改惡を目指す既政政黨の醜取引の要求が、この解散を招來する直接原因であつて我等は寧ろ其の速きを歡ずるものである。

(中略)我等は第七十議會の經過に顧み林內閣擔內閣、政友、民政の兩黨何れも時局を擔當する資格なきものと斷じ、來るべき選擧を通じて、一切の既成勢力を粉碎し、新興大衆の燃え上る躍進力を以て新議事堂を埋め盡さんことを期す。

日本無產黨(勞農無產協議會改稱)は僅かに一名の議員を有するに過ぎないが、一月二十日支部代表者會議を開催して第七十議會鬪爭方針を決定、更に二月二十一日第一回全國大會を開催して議會對策を決定したが、その議會對策は、黨內に「議會鬪爭對策委員會を設置し議會鬪爭を指導することゝなし、勞働組合法、小作法の獲得、大衆課稅反對、小資本の商工業保護、國民生活安定に關する緊急處置等に關する請願並に法案の提出に重點を置きたるが如くである。而して、院外に於ける請願運動は、二千有餘の署名を得て「勞働組合法制定に關する請願書」は三月二日黨代議士加藤勘十氏を紹介議員として議會に提出するに至つた。これ日本無產黨の議會活動中特記すべき點であらう。

總選擧と無產政黨

第七十議會は最終日に當る三月三十一日突如として解散となつた。この議會の解散は、實に晴天に霹靂を見るが如きものであつて、我が憲政史上未だ嘗て類例のない異質の解散と稱すべきものであつた。

政情の不安定、政府對政黨の抗爭關係を觀て、自ら議會の解散斷行を政府に要請するに至つた無產政黨にとつては、この議會の解散は半ば期待してゐた態勢であり、更に一躍進の好機の到來したものとして、一般に歡迎するところであつた。

選擧に於ける多數勢力の獲得が直ちに政情に反映するが如きことはなく、從つて政民二大政黨の第一位への爭ひと言ふよりは、新興政治勢力としての無產愛國兩派の政界進出の程度如何が最も興味を惹く問題であつた。

總選擧は四月三十日施行せられたが、その結果は各地に於て無產政黨の著しい驚異的進出であつた。

社會大衆黨は、昭和十一年の總選擧の戰績に鑑み更に一大躍進を期して、本部に總選擧對策委員會(委員長三輪壽壯氏)、總選擧對策委員會書記局を設置し、政策鬪爭を中心に言論並に公報に依る文書戰を以て武器となし、當選者四十名獲得を目標として全國各地に六十五名の立候補者を擁立して選擧戰に臨んだ。

選擧の結果は、驚異とすべきほどの好成績を示し、三十七名の當選者と、七名の次點者と、九十二萬四千百十四票の得票數を獲得して民政、政友二大政黨に次ぐ第三黨としての地位を確立した。而して、更に當選者の成績を仔細に觀察すれば、最高位當選者十九名、第二位當選者八名、最下位當選者三名を算へるが如き良成績である。二十八名の落選者の得票を加算して、候補者一人當り平均得票數を求むれば一萬四千二百十七票に上る好成績を示してゐる。

斯の如く、第三黨の地位を獲得した社會大衆黨と民政、政友二大政黨との戰績得票數を比較すれば左の如くである。

黨名	立候補者數	當選者數	得票總數	當選率
民政黨	二六六	一七九	三、六七四、三四〇	〇・九七三
政友會	二六八	一七五	三、五八三、三〇九	〇・九五三
社會大衆黨	六五	三七	九二四、一二四	〇・五四四

日本無產黨に於ては、議會解散と同時に「解散に對する聲明書」を發表して總選擧に臨む黨の態度を聲明したが、黨本部に選擧委員會(委員長安平鹿一氏)を設置して選擧鬪爭方針、政策、スローガンを決定し、全國に五名の立候補者を擁立して選擧戰に臨んだ。選擧の結果は、當選者一名、次點者二者、得票總數七萬八千二百七十七票、候補者一人當り平均得票數一萬五千六百五十五票と言ふ成績であつた。

以上二黨の外地方的無產團體を背景として二名の立候補者があつたが、その得票總數は僅かに九千九百十二票に過ぎない成績であつた。

以上を通じて無產階級陣營の立候補者七十二名、當選者三十

八名、次點者十名、得票總數百一萬二千三百三票を算へる好成績を示してゐる。之を前回（昭和十一年二月）と對比すれば左の如き一大躍進であつた。

昭和十一年二月

黨派名	候補者數	當選者數	得票總數	平均得票數
社會大衆黨	三〇	一八	三、八六七	一七、二九五
勞働組合、農民組合無產中立其他	一〇	五	一四二、三一〇	一四、二三〇
合計	四〇	二三	六六一、〇七七	一六、五二七

昭和十二年四月

黨・派名	候補者數	當選者數	得票總數	平均得票數
社會大衆黨	六五	三七	九二四、一一四	一四、二一七
日本無產黨	五	一	七八、二七七	一五、六五五
無產中立其他	二	一	九、九一三	四、九五六
合計	七三	三八	一、〇一二、三〇三	一四、〇六〇

以上の如く、社會大衆黨が今次の總選擧に於て好成績を以て一躍政界の第三黨の地位を獲得するに至つた原因を求むれば、（一）肅正選擧、（二）無產政治戰線の統一に依る對立候補の解消（三）國民的政黨として黨組織の生長と擴充（四）政策の具體化と日常政治鬪爭結果（五）國民の政策批判力の增進等の諸點をあげることが出來るが、過去十數年間に亙る民衆の實生活に即した日常政治鬪爭と、勞働組合、農民組合の支持團體が黨の線に沿ひつゝ其の戰線を統一强化したことは看過すべからざる要素である。

總選擧に大勝した社會大衆黨は、五月一日麻生書記長談の形式に於て左の如く聲明（大要）をなし、黨の態度を示した。

今回の總選擧に於ける我黨の壓倒的勝利は、我等多年の鬪爭の成果であるが、また國內改革の斷行を要求する國民大衆の總意の現れである。今日既に社會大衆黨の時代である。我等は、我黨の大勝を過信することなく、我黨本來の使命に鑑み充分自重し內部統制を强化して大衆の要望に應へねばならぬ。我等は大衆の支持によつて、躍進せるこの新勢力を庶政一新斷行のために捧げんことを誓ふ。

今次の選擧に於ける社會大衆黨、日本無產黨の選擧政策、スローガン、選擧成績一覽表を掲ぐれば左の如くである。

社會大衆黨總選擧政策及びスローガン

△選擧スローガン

一 まづ國內改革の斷行！
一 國民生活の安定！
一 民衆富んで國防全し！
一 廣義國防か狹義國防か！
一 政民聯合か社會大衆黨か！
一 議會革新の一翼は社會大衆黨へ！
一 農村に文化を！　都市に健康を！
一 物價騰貴の抑制と國民負擔の輕減！

一 大衆增稅絕對反對！
一 議會を大衆の手に！
一 勤勞議會政治の建設！
一 國民外交の確立！
一 國內改革斷行の一票は社會大衆黨へ！

△選擧政策

政治政策

一 選擧肅正の徹底
　A 買收犯の嚴罰
二 選擧法の卽時改正
　A 大選擧區（一府縣一選擧區）比例代表制
　B 有權者年齡の低下（滿二十歲迄）
　C 選擧公營の徹底
三 職能代表による貴族院の改革
四 內閣制度及び行政機構の改革

財政政策

一 軍事費の合理化
二 稅制の根本的改革
　A 大衆課稅の廢止
　　(1) 煙草、郵便料金の値下
　　(2) 地方獨立稅の廢止
　　(3) 臨時租稅增徵收法の撤廢
　B 綜合財產稅の創設
　C 社會的地方交付金制（十億圓）の確立
　D 國債利子支拂猶豫

產業政策

一 重要產業の國營（電力、鐵、石炭、石油、紙、肥料、砂糖、ビール等）
二 配當制限法の制定
三 農業損害國營保險の創設
四 中小商工業者及び農民生產資金の無擔保融資
　A 國立民衆銀行の創設
　B 國立農業銀行の創設
　C 農家借金支拂猶豫令の制定
五 都市・農村の均衡化

社會政策

一 國民年金制（養老、寡婦、孤兒年金制）の確立
二 勞働者保護法の制定
　A 勞働組合法の制定
　B 海員法の改正
　C 最低勞働時間法の制定
　D 失業保險制の確立
　E 商店員保護法の制定
三 小作法及び小作組合法の制定
四 國民健康保險組合の制定

外交政策

一 外交政策の刷新
　A 日支國際關係の經濟的並に文化的整調

B 日ソ不侵略條約の締結
C 太平洋安全保障條約の制定

二 國民外交の提唱

日本無産黨の總選擧政策及スローガン

選擧スローガン

一 物價騰貴に比例する勞賃俸給の即時引上げ
一 ファッショ反對、議會政治防衞
一 ブルヂョア政黨打倒、政治的取引絶對反對
一 惡性インフレの阻止、大衆生活の安定
一 勞働組合法、小作法の即時制定
一 中小商工業者保護法の即時制定
一 店員、徒弟、職人の保護法の制定
一 林反動內閣打倒
一 庶民金融機關の創設
一 國庫全額負擔の國民保健法の制定
一 國民生活安定の一票は日本無産黨へ

選擧政策

一 一般政策
1 ファッショ反對、議會政治防衞
2 選擧法の根本的改正(買收犯の嚴罰、選擧權の擴張)
3 貴族院の改廢
4 政府、ブルジョア政黨の政治的取引絶對反對
二 財政政策
1 惡性インフレの阻止、大衆生活の安定
2 危大軍事費の削減
3 稅制の根本的改革(大軍需工業に對する特別稅の設定、大衆負擔の諸惡稅の撤廢)
三 産業政策
1 配當制限法の制定
2 中小商工業者のための金融機關の擴充(無擔保貸付)
3 農民のため簡易金融機關の確立
四 社會政策
1 勞働組合法・小作法の即時制定
2 店員・徒弟・職人の保護法の制定
3 國庫全額負擔の國民保健法の制定
4 恩給年金制の改廢
5 農漁山村の貧困者の特別救濟
6 勤勞農民負債の支拂猶豫

黨派別選擧成績一覽

黨派名	候補者數	當選者數	次點者數	落選者數	得票總數	候補者一人當り平均得票數
社會大衆黨	六五	三七	七	二八	九三四、一一四	一四、二一七
日本無産黨	五	一	二	四	六八、二七七	一五、六五五
無産中立其他	二	一	一	二	九、九一二	四、九五六
合計	七三	三八	一〇	三四	一、〇一二、三〇三	一四、〇六〇
附其他政黨						
民政黨	二六六	一七九	一	八七	五、六七四、二四〇	一
政友會	二六八	一七五	一	九三	三、五八三、三〇九	一
昭和會	三五	一八	一	一七	三九六、四一〇	一
國民同盟	二〇	一二	一	九	二八一、八三四	一
東方會	二〇	一二	一	九	三二一、四五五	一

1 社會大衆黨

無產各黨當選者一覽表

府縣道	選擧區	議員定數	當選順位	得票數	當選者氏名	職業	地位	其他	當選回數
東京	第一區	五人	第一位	一四、七八	河野 密	社會大衆黨中央執行委員、全日本勞働總同盟副會長、辯護士			當選二回
同	第二區	同	同	一八、三二	安部磯雄	同 中央執行委員長、全日本勞働總同盟顧問			同 四回
同	第三區	四人	第二位	二、三五〇	淺沼稻次郎	同 中央執行委員、東京市會議員			同 二回
同	第四區	同	第一位	二、〇九六	阿部茂夫	同 右			新
同	第五區	五人	同	三四、一四三	藤生 久	社會大衆黨書記長、辯護士			當選二回
同	第六區	同	第一位	三七、九四九	三輪壽壯	社會大衆黨中央執行委員、辯護士			新
同	第七區	三人	第二位	一四、一三三	鈴木文治	同 日本勞働組合會議顧問			當選三回
同	第一區	五人	第一位	三四、三三五	中村高一	同 中央執行委員、辯護士			新
大阪	第二區	三人	同	二一、三三三	水谷長三郎	同 中央執行委員、京都市會議員、辯護士			當選三回
同	第三區	同	第三位	八、七一二	田萬清臣	同 中央執行委員、大阪市會議員、辯護士			同 二回
同	第四區	四人	第一位	一四、八三	井上良二	同 中央委員			新
同	第二區	同	第二位	三八、八〇	塚本重藏	大阪金屬勞働組合顧問			當選二回
同	第三區	同	同	二一、〇六一	川村保太郎	官業勞働總同盟主事、大阪市會議員			同 二回
同	第五區	四人	第一位	三七、六五二	西尾末廣	全日本勞働總同盟副會長			同 三回
神奈川	第一區	三人	第一位	二六、一六三	杉山元治郎	社會大衆黨顧問、齒科醫師、全國農民組合中央委員長			同 三回
同	第二區	同	第二位	一八、八〇〇	岡崎 憲	社會大衆黨會計監査、日本港灣從業員組合長			同 二回
兵庫	第一區	五人	第一位	三、八八八	片山 哲	同 中央執行委員、辯護士			同 三回
同	同	同	第三位	一八、一八〇	河上丈太郎	同 右			同 三回
					永江一夫	神戸市會議員、全日本勞働總同盟兵庫縣聯合會長			新

府縣	選擧區	定員	順位	得票數	候補者氏名	經歴	當選回數
兵庫	第二區	四人	第二位	一九、三三七	米窪滿亮	日本海員組合副組合長	新
同	第三區	三人	同	一五、六三六	河合義一	全國農民組合東播聯合會長、高砂町會議員	新
新潟	同	五人	第一位	二七、一七九	三宅正一	社會大衆黨中央執行委員、長岡市會議員	當選二回
埼玉	第一區	四人	第四位	一六、〇三三	松永義雄	社會大衆黨中央執行委員、日本農民組合總同盟主事、東京市會議員、辯護士	新
群馬	同	五人	第三位	一八、二三二	須永好	同　中央執行委員	新
栃木	同	同	同	一五、〇七一	石山寅吉	同　縣聯書記長	新
靜岡	第二區	四人	第一位	一五、九二〇	山崎劍二	全國農民組合縣聯執行委員長、社會大衆黨中央執行委員、沼津市會議員	當選二回
岐阜	第三區	三人	第三位	一七、一七二	加藤鐐造	社會大衆黨縣聯執行委員長、農業	新
長野	同	四人	第四位	一一、六一四	野溝勝	同　縣聯執行委員長、社會大衆黨中央執行委員	新
宮城	第一區	五人	第二位	一六、〇三八	菊地養之輔	同　縣聯執行委員長、辯護士	新
秋田	第二區	三人	第一位	一九、七二三	川俣清音	全國農民組合中央委員、社會大衆黨中央執行委員	當選二回
岡山	第一區	五人	第四位	一五、七六九	黑田壽男	同　中央委員、辯護士	同　二回
香川	同	三人	第一位	一四、八二四	前川正一	元全國農民組合中央委員	新
高知	第二區	同	同	一一、九九二	佐竹晴記	社會大衆黨中央執行委員、高知市會議員、辯護士	當選二回
福岡	第一區	四人	第二位	一五、七九〇	松本治一郎	全國水平社中央委員長、土木請負業	同　二回
同	第二區	五人	第一位	三三、八三七	龜井貫一郎	社會大衆黨調査部長、中央執行委員	當選四回
同	第四區	四人	第三位	一六、九五二	田原春次	同　中央委員、全國農民組合中央委員	新
鹿兒島	第二區	同	第一位	一七、一三三	富吉榮二	農業	當選二回

2 日本無產黨

府縣	選擧區	定員	順位	得票數	候補者氏名	經歴	當選回數
東京	第五區	五人	第二位	三三、九二四	加藤勘十	日本無產黨執行委員長、日本勞働組合全國評議會中央執行委員會委員長	當選二回

無産各黨候補者得票成績一覽表

黨派名 道府縣	選擧區	社會大衆黨 候補者氏名	當落	得票數	日本無產黨 候補者氏名	當落	得票數	無產團體 候補者氏名	當落	得票數	無產中立 擁立團體又は所屬系統
東京	第一區	河野密	當	一四、七九八							
同	第二區	安部磯雄	當	一九、三五一							
同	第三區	淺沼稻次郎	當	一二、五九〇	黑田保次	落	二、五五六				
同	第四區	阿部茂夫	當	一二、〇九六							
同	第五區	麻生久	當	三四、一二三	加藤勘十	當	三二、九二四				
同	同	三輪壽壯	當	二七、八四七							
同	第六區	鈴木文治	當	三七、九四九	鈴木茂三郎	落	二〇、一八二				
同	第七區	中村高一	當	一四、一一三							
京都	第一區	水谷長三郎	當	三四、三三五							
同	第二區	田中義男	落(次)	一三、一六三							
大阪	第一區	田萬清臣	當	二一、五三三							
同	第二區	井上良二	當	八、七一二							
同	第三區	塚本重藏	當	一四、八二三							
同	第四區	川村保太郎	當	三三、八八〇							
同	同	西尾末廣	當	二一、〇六一							
同	第五區	杉山元治郎	當	三七、六六五							
同	第六區	西村榮一	落	九、五二七							
神奈川	第一區	岡崎憲	當	二六、一六三							
同	第二區	片山哲	當	一八、八〇〇							
兵庫	第一區	河上丈太郎	當	三三、八八八							
同	同	永江一夫	當	一八、一八〇							

兵庫	第二區	米窪滿亮	當	一九、三二九
同	第三區	河合義一	當	一五、六二七
長崎	第二區	藤井祥正	落	四、四二一
新潟	第二區	稻村隆一	落	六、六〇三
同	第三區	三宅正一	當	二七、七一九
埼玉	第一區	松永義雄	當	一六、〇三三
群馬	第一區	須永好	當	一八、二五二
栃木	第一區	石山寅吉	當	一五、〇七一
同	第二區	金子龜吉	落	六、四七八
三重	第一區	上田晉市	落	五、三七五
靜岡	第二區	山崎甑二	當	一五、九二〇
同	第三區	大野筭二	落	八、四六〇
山梨	全縣區	古屋貞雄	落	四、三五九
岐阜	第三區	加藤鍊造	當	一七、一七三
長野	第一區			
同	第三區	野溝勝	當	二一、六一四
同	第四區	棚橋小虎	落(六)	九、六六九
宮城	第一區	菊地養之輔	當	一六、〇三八
同	第二區	佐々木東吾	落	六、九九六
青森	第一區	西村菊次郎	落	四、二八九
同	第二區	岩淵謙二郎	落	三、一三〇
山形	第二區	小島小一郎	落	二、一二六
秋田	第一區	古澤要	落(六)	九、一一七

玉井潤次 落(六) 八、九九九

渡邊萬作 落(六) 六、八三三 社大系無產中立

同	第二區	川俣清音	當	一九、七二三
鳥取	全縣區			
岡山	第一區	黑田壽男	當	一五、七六九
同	第二區	重井鹿治	落(六)	一一、六七一
廣島	第一區	佐竹新市	落	一一、六七一
同	第二區	前田榮之助	落	八、九九四
同	第三區	三谷文太郎	落	五、九九六
山口	第一區	田村定一	落	三、六三二
和歌山	第二區	渡邊潛	落	三、一〇一
香川	第一區	前川正一	當	一四、八一四
同	第二區	三德岩雄	落	五、七四七
愛媛	第二區	林田哲雄	落(六)	七、九五一
高知	第一區	安藝盛	落	七、〇六〇
同	第二區	佐竹晴記	當	二一、九九三
福岡	第一區	松本治一郎	當	一五、七九〇
同	第二區	龜井貫一郎	當	二三、八三七
同	第二區	伊藤卯四郎	落	一〇、九三七
同	第四區	田原春次	當	一六、九五一
大分	第一區	菊地武	落	三、六五七
熊本	第一區	宮村又八	落	五、九七五
鹿兒島	第二區	富吉榮二	當	一七、一三三
沖繩	全縣區	小田榮	落(六)	五、三三〇
北海道	第二區	木下源吾	落(六)	八、二〇二

三浦愛二 落(六) 一三、六二七

湯原彥三 落 三、〇九〇 鳥取無產團體協議會